島根県地域防災計画

（風水害等対策編）

平成２９年１０月

島根県防災会議

島根県地域防災計画（風水害等対策編）　目次

第１編　総則
第１章　計画の概要 …… 1
第１　計画の目的 …… 1
第２　計画の性格等 …… 1

第２章　島根県の防災の基本理念及び施策の概要 …… 3
第１　防災の基本理念及び施策の概要 …… 3
第２　予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要 4

第３章　地域防災計画において重点を置くべき事項 …… 7
第１　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 …… 7
第２　被災地への物資の円滑な供給に関する事項 …… 7
第３　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 …… 7
第４　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 … 7
第５　事業者や住民等との連携に関する事項 …… 7
第６　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項 …… 7

第４章　島根県の防災環境 …… 8
第１　自然環境の特性 …… 8
第２　防災対策推進上の留意点 …… 9
第３　災害履歴 …… 9

第５章　災害被害想定 …… １２
第１　風水害 …… １２
第２　事故災害 …… １４

第６章　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 …… １６
第１　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 …… １６
第２　国、県、市町村、指定公共機関・指定地方公共機関、県民及び事業所の責務 ２１

第７章　計画の運用等 …… ２３
第１　平常時の運用 …… ２３
第２　災害時の運用 …… ２３

第２編　風水害対策計画
第１章　風水害予防計画 …… ２５
第１　災害に強い県土づくり …… ２５
第２　風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備 …… ２５
第３　防災教育の推進 …… ２５

第１節　浸水・波浪・高潮災害の予防 …… ２６
第１　基本的な考え方 …… ２６

第２　河川等氾濫の防止対策　…………………………………………　２７
第３　波浪、高潮災害の防止対策　……………………………………　２８

第２節　土砂災害の予防　……………………………………………　２９
第１　基本的な考え方　…………………………………………………　２９
第２　がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策　……………………………　３０
第３　地すべり災害の防止対策　………………………………………　３１
第４　土石流災害の防止対策　…………………………………………　３２
第５　土砂災害防止法による防止対策　………………………………　３３

第３節　都市構造の防災化　…………………………………………　３６
第１　基本的な考え方　…………………………………………………　３６
第２　防災的な土地利用の推進　………………………………………　３６
第３　都市の不燃化の推進　……………………………………………　３７
第４　防災空間の確保　…………………………………………………　３８
第５　工作物対策　………………………………………………………　３９

第４節　建築物・公共土木施設災害の予防　………………………　４０
第１　基本的な考え方　…………………………………………………　４０
第２　建築物の災害予防　………………………………………………　４１
第３　まちの不燃化　……………………………………………………　４１
第４　ライフライン施設の安全化　……………………………………　４３
第５　交通施設の安全化　………………………………………………　５６
第６　その他公共土木施設の安全化　…………………………………　６０

第５節　農林漁業施設災害の防止　…………………………………　６２
第１　基本的な考え方　…………………………………………………　６２
第２　農業施設災害の防止対策　………………………………………　６２
第３　漁業施設災害の防止対策　………………………………………　６３

第６節　防災活動体制の整備　………………………………………　６４
第１　基本的な考え方　…………………………………………………　６４
第２　災害対策本部体制の整備　………………………………………　６４
第３　防災中枢機能等の確保・充実　…………………………………　６６
第４　広域応援協力体制の整備　………………………………………　６７
第５　災害救助法等の運用体制の整備　………………………………　６９
第６　複合災害体制の整備　……………………………………………　７０
第７　罹災証明書の発行体制の整備　…………………………………　７０

第７節　情報管理体制の整備　………………………………………　７１
第１　基本的な考え方　…………………………………………………　７１
第２　情報通信設備の整備　……………………………………………　７２
第３　気象等観測・伝達体制の整備　…………………………………　７２
第４　防災センター室の運用　…………………………………………　７３

第５　総合防災情報システムの運用 ………………………………… ７４

第８節　広報体制の整備 ……………………………………………… ７７
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ７７
第２　県民への的確な情報伝達体制の整備 ………………………… ７７
第３　報道機関と連携体制の整備 ………………………………… ７８
第４　災害用伝言サービス活用体制の整備 ………………………… ７９

第９節　避難予防対策 ………………………………………………… ８０
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ８０
第２　避難勧告等の基準の策定 …………………………………… ８１
第３　避難体制の整備 ……………………………………………… ８４
第４　指定緊急避難場所･指定避難所及び避難路の整備・周知 ……… ８７
第５　応急仮設住宅等の確保体制の整備……………………………… ９１

第10節　救急・救助体制の整備 ……………………………………… ９２
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ９２
第２　救急・救助体制の整備 ……………………………………… ９２
第３　救急・救助用資機材等の整備 ………………………………… ９４

第11節　医療体制の整備 ……………………………………………… ９６
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ９６
第２　情報収集管理体制の整備 …………………………………… ９６
第３　医療救護体制の整備 ………………………………………… ９７
第４　防災訓練 ……………………………………………………… ９７

第12節　交通確保・規制体制の整備 ………………………………… ９８
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ９８
第２　交通規制の実施責任者 ……………………………………… ９９
第３　交通規制の実施体制の整備 ………………………………… １００
第４　緊急通行車両等の事前届出・確認 ………………………… １０１

第13節　輸送体制の整備 ……………………………………………… １０３
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… １０３
第２　輸送体制の整備方針 ………………………………………… １０３
第３　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 ………………… １０４
第４　緊急輸送道路啓開体制の整備 ……………………………… １０５
第５　緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備 ……………… １０６

第14節　防災施設、装備等の整備 …………………………………… １０７
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… １０７
第２　広域防災拠点（防災活動施設）の管理・運営 ……………… １０７
第３　災害用臨時ヘリポートの整備 ……………………………… １０８
第４　防災装備等の整備・充実 …………………………………… １０９

第15節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ １１０
第１　基本的な考え方 ・・ １１０
第２　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１１
第３　飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ １１３
第４　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１４
第５　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ １１６
第６　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ １１７

第16節　廃棄物等の処理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２３
第１　基本的な考え方 ・・ １２３
第２　廃棄物処理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２３
第３　し尿処理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２４
第４　応援協力体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２４

第17節　防疫・保健衛生体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２５
第１　基本的な考え方 ・・ １２５
第２　防疫・保健衛生体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２５
第３　食品衛生、監視体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２６
第４　防疫用薬剤及び器具の備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２６
第５　動物愛護管理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２６

第18節　消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２７
第１　基本的な考え方 ・・ １２７
第２　消防団の育成強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２７
第３　水防団、水防協力団体の育成強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２８
第４　自主防災組織の育成強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２８
第５　住民による地区の防災活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２９

第19節　企業（事業所）における防災の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３０
第１　基本的な考え方 ・・ １３０
第２　防災体制の整備 ・・ １３０
第３　事業継続の取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３１
第４　事業者による地区の防災活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３１

第20節　災害ボランティアの活動環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３３
第１　基本的な考え方 ・・ １３３
第２　災害ボランティアの活動内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３３
第３　災害ボランティアとの連携体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３４
第４　災害ボランティアの育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３４
第５　災害ボランティアコーディネーターの育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３４
第６　災害ボランティアの普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３４

第21節　防災教育 ・・ １３５
第１　基本的な考え方 ・・ １３５

第２　県及び市町村職員に対する防災教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３６
第３　県民に対する防災教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３６
第４　学校教育における防災教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３８
第５　防災上重要な施設の職員等に対する教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３９
第６　事業所における防災の推進等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３９
第７　災害教訓の伝承 ・・ １３９

第22節　防災訓練 ・・・ １４０
第１　基本的な考え方 ・・・ １４０
第２　総合防災訓練 ・・ １４０
第３　個別訓練 ・・ １４１

第23節　要配慮者等安全確保体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４４
第１　基本的な考え方 ・・・ １４４
第２　避難行動要支援者等支援体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４５
第３　地域における要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４７
第４　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４８

第24節　孤立地区対策 ・・ １４９
第１　基本的な考え方 ・・・ １４９
第２　通信手段の確保 ・・・ １４９
第３　物資供給・救助体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５０
第４　孤立に強い地区づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５０
第５　道路寸断への対応 ・・ １５０

第２章　風水害応急対策計画 ・・ １５１
第１　活動体制の確立に関する対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５１
第２　被害の拡大を防止するための応急対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５１
第３　被災者の保護と社会秩序の安全を図るための応急対策の実施 ・・・・・・・・・・・・ １５１

第１節　応急活動体制 ・・ １５２
第１　基本的な考え方 ・・・ １５２
第２　県の応急活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５３
第３　市町村の応急活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７１
第４　防災関係機関等の応急活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７２

第２節　災害情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７３
第１　基本的な考え方 ・・・ １７３
第２　情報管理体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７４
第３　気象及び警報等の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７７
第４　被害情報等の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９３

第３節　災害広報 ・・・ ２０８
第１　基本的な考え方 ・・・ ２０８

第２　県による災害広報の実施 …………………………………… ２０８
第３　市町村による災害広報の実施 ………………………………… ２１１
第４　関係機関等による災害広報の実施 …………………………… ２１２
第５　住民等からの問い合わせに対する対応 ……………………… ２１３

第４節　広域応援体制 ……………………………………………… ２１４
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ２１４
第２　県における広域応援体制 …………………………………… ２１４
第３　市町村・消防における相互応援協力 ………………………… ２１８
第４　市町村における広域応援体制 ……………………………… ２１８
第５　緊急消防援助隊による応援 ………………………………… ２１８

第５節　自衛隊の災害派遣体制 …………………………………… ２２１
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ２２１
第２　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法 ……………………… ２２１
第３　自衛隊の災害派遣活動 ……………………………………… ２２４
第４　自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等 ……………………… ２２５

第６節　海上保安庁への応援協力体制 …………………………… ２３０
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ２３０
第２　救援協力要請の方法 ………………………………………… ２３０

第７節　災害救助法の適用 ………………………………………… ２３１
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ２３１
第２　災害救助法の実施機関 ……………………………………… ２３１
第３　災害救助法の適用基準 ……………………………………… ２３２
第４　被災世帯の算定基準 ………………………………………… ２３４
第５　災害救助法の適用手続き …………………………………… ２３５
第６　災害救助の実施方法等 ……………………………………… ２３６

第８節　避難活動 …………………………………………………… ２４０
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ２４０
第２　要避難状況の早期把握・判断 ……………………………… ２４１
第３　避難勧告等の実施 …………………………………………… ２４２
第４　警戒区域の設定 ……………………………………………… ２４７
第５　避難勧告等の伝達 …………………………………………… ２４８
第６　避難の誘導等 ………………………………………………… ２４９
第７　避難場所及び避難所の開設、運営 ………………………… ２５１
第８　広域一時滞在 ………………………………………………… ２５４

第９節　消防活動 …………………………………………………… ２５６
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ２５６
第２　県による情報収集、指示等 ………………………………… ２５７
第３　市町村・消防本部等による消防活動 ………………………… ２５７

第４　他の消防本部に対する応援要請 …………………………… ２５９

第10節　救急・救助活動 …………………………… ２６０
第１　基本的な考え方 …………………………… ２６０
第２　救急・救助活動 …………………………… ２６１
第３　救急・救助用資機材等の確保 …………………………… ２６２

第11節　医療救護 …………………………… ２６３
第１　基本的な考え方 …………………………… ２６３
第２　医療救護活動 …………………………… ２６４
第３　助産救護活動 …………………………… ２６５
第４　医薬品・医療用資器材等の調達 …………………………… ２６７
第５　傷病者等の搬送 …………………………… ２６７
第６　特別に配慮を要する患者への対応 …………………………… ２６７

第12節　警備活動 …………………………… ２６９
第１　基本的な考え方 …………………………… ２６９
第２　災害警備体制の確立 …………………………… ２６９
第３　災害警備措置 …………………………… ２７０

第13節　交通確保、規制 …………………………… ２７４
第１　基本的な考え方 …………………………… ２７４
第２　交通規制の実施 …………………………… ２７５
第３　緊急通行車両の確認等 …………………………… ２７８
第４　発見者等の通報と運転者のとるべき措置 …………………………… ２８１
第５　道路啓開 …………………………… ２８１
第６　港湾及び漁港啓開 …………………………… ２８２

第14節　緊急輸送 …………………………… ２８３
第１　基本的な考え方 …………………………… ２８３
第２　緊急輸送の実施 …………………………… ２８３
第３　緊急輸送手段等の確保 …………………………… ２８４
第４　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 …………………………… ２８６

第15節　水防 …………………………… ２８９
第１　基本的な考え方 …………………………… ２８９
第２　水防体制の確立 …………………………… ２８９
第３　河川出水・浸水被害の拡大防止 …………………………… ２８９
第４　高潮被害の拡大防止 …………………………… ２９０

第16節　土砂災害対策 …………………………… ２９２
第１　基本的な考え方 …………………………… ２９２
第２　土砂災害防止体制の確立 …………………………… ２９２
第３　危険箇所周辺の警戒監視・通報 …………………………… ２９２

第４　土砂災害等による被害の拡大防止 …………………………… ２９３
第５　土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報 ………… ２９３

第17節　ライフライン施設等の応急復旧 ……………………… ２９４
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ２９４
第２　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ２９４
第３　災害応急活動体制の確立 ………………………………… ２９４
第４　応急措置の実施（仮復旧も含む） ……………………… ２９５
第５　災害広報等の実施 ………………………………………… ３０４

第18節　要配慮者の安全確保 ………………………………… ３０５
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ３０５
第２　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策 ………… ３０５
第３　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 ………… ３０６
第４　児童、ひとり親家庭に係る対策 ………………………… ３０６
第５　観光客及び外国人に係る対策 …………………………… ３０７
第６　社会福祉施設等に係る対策 ……………………………… ３０８

第19節　孤立地区対策 ………………………………………… ３０９
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ３０９
第２　孤立実態の把握 …………………………………………… ３０９
第３　物資供給、救助の実施 …………………………………… ３１０
第４　道路の応急対策 …………………………………………… ３１０

第20節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 ……………… ３１１
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ３１１
第２　救援物資の管理体制 ……………………………………… ３１２
第３　食料の確保及び供給 ……………………………………… ３１４
第４　飲料水等の供給 …………………………………………… ３１８
第５　生活必需品等の供給 ……………………………………… ３２０

第21節　災害ボランティアの受入れ、支援 …………………… ３２３
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ３２３
第２　災害ボランティアの受入れ、支援 ……………………… ３２３
第３　海外からの応援の受入れ ………………………………… ３２４

第22節　文教対策 ……………………………………………… ３２５
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ３２５
第２　児童等の安全確認・施設被害状況確認 ………………… ３２５
第３　応急対策の実施 …………………………………………… ３２６
第４　応急教育の実施 …………………………………………… ３２７
第５　学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置 ………… ３２８
第６　文化財の保護 ……………………………………………… ３２９

第23節　廃棄物等の処理 ……………………………… ３３０
第１　基本的な考え方 ……………………………… ３３０
第２　廃棄物処理 ……………………………… ３３１
第３　し尿処理 ……………………………… ３３２
第４　応援協力体制の確保 ……………………………… ３３２
第５　廃棄物処理機能の復旧 ……………………………… ３３３
第６　産業廃棄物の処理 ……………………………… ３３３

第24節　防疫・保健衛生、環境衛生対策 ……………………………… ３３４
第１　基本的な考え方 ……………………………… ３３４
第２　防疫活動 ……………………………… ３３４
第３　保健活動 ……………………………… ３３５
第４　精神保健活動 ……………………………… ３３５
第５　食品衛生指導 ……………………………… ３３６
第６　環境衛生対策 ……………………………… ３３７
第７　動物愛護管理対策 ……………………………… ３３７

第25節　遺体対策 ……………………………… ３３８
第１　基本的な考え方 ……………………………… ３３８
第２　遺体の捜索 ……………………………… ３３８
第３　遺体の収容等 ……………………………… ３３８
第４　遺体の検視等 ……………………………… ３３９
第５　遺体の埋・火葬 ……………………………… ３３９

第26節　住宅確保及び応急対策 ……………………………… ３４０
第１　基本的な考え方 ……………………………… ３４０
第２　応急住宅の提供 ……………………………… ３４０
第３　被災住宅の応急修理 ……………………………… ３４３
第４　住宅関係障害物除去 ……………………………… ３４４
第５　災害復旧用材の確保 ……………………………… ３４４
第６　民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ ……………………………… ３４４

第27節　農林漁業関係被害の拡大防止 ……………………………… ３４５
第１　基本的な考え方 ……………………………… ３４５
第２　農産物、家畜対策 ……………………………… ３４５
第３　林産物対策 ……………………………… ３４７
第４　水産関係対策 ……………………………… ３４７

第３章　風水害復旧・復興計画 ……………………………… ３４８
第１　災害復旧事業の実施 ……………………………… ３４８
第２　生活再建のための支援対策の実施 ……………………………… ３４８
第３　激甚災害の指定 ……………………………… ３４８

第１節　災害復旧事業の実施 …………………………………… ３４９
　第１　基本的な考え方 …………………………………… ３４９
　第２　災害復旧事業計画の作成 …………………………………… ３４９
　第３　災害復旧事業の実施 …………………………………… ３５０
　第４　復興計画の作成 …………………………………… ３５１
　第５　被災市町村への支援 …………………………………… ３５２

第２節　生活再建等支援対策の実施 …………………………………… ３５３
　第１　基本的な考え方 …………………………………… ３５３
　第２　被災者の生活相談 …………………………………… ３５４
　第３　被災者の被災状況の把握 …………………………………… ３５４
　第４　雇用機会の確保（職業斡旋等の支援） …………………………………… ３５５
　第５　義援金、義援品の受付、配分 …………………………………… ３５５
　第６　生活資金及び事業資金の融資 …………………………………… ３５７
　第７　郵便・電話等の支援措置 …………………………………… ３５８
　第８　税等の徴収猶予、減免 …………………………………… ３５９
　第９　災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給 …………………………………… ３６０
　第10　被災者生活再建支援法等に基づく支援 …………………………………… ３６０

第３節　激甚災害の指定 …………………………………… ３６３
　第１　基本的な考え方 …………………………………… ３６３
　第２　激甚災害指定手続 …………………………………… ３６３
　第３　激甚災害指定基準 …………………………………… ３６４
　第４　局地激甚災害指定基準 …………………………………… ３６６
　第５　特別財政援助等の申請手続等 …………………………………… ３６８
　第６　激甚法に定める事業及び関係部局 …………………………………… ３６８

第３編　事故災害等対策計画
第１章　流出油等事故対策計画 …………………………………… ３７１
第１節　災害予防 …………………………………… ３７１
　第１　基本的な考え方 …………………………………… ３７１
　第２　油等防除実施体制の充実・強化 …………………………………… ３７１
　第３　被害回復対策等の充実・強化 …………………………………… ３７４
　第４　防災訓練及び防災知識の普及・啓発 …………………………………… ３７６

第２節　災害応急対策 …………………………………… ３７７
　第１　基本的な考え方 …………………………………… ３７７
　第２　災害応急活動体制の確立の確立 …………………………………… ３７７
　第３　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ３８２
　第４　流出油等に対する応急対策 …………………………………… ３８９

第３節　災害復旧 …………………………………… ４００
　第１　基本的な考え方 …………………………………… ４００
　第２　災害復旧対策 …………………………………… ４００

第２章　海難等事故災害対策計画 ･･･ ４０１
第１節　災害予防 ･･･ ４０１
第１　基本的な考え方 ･･･ ４０１
第２　海難等防止の推進 ･･･ ４０１
第３　災害情報の収集・連絡体制の整備 ･････････････････････････････ ４０２
第４　災害応急活動体制の整備 ･････････････････････････････････････ ４０３
第５　資機材の整備 ･･･ ４０３
第６　防災訓練 ･･･ ４０４

第２節　災害応急対策 ･･･ ４０５
第１　基本的な考え方 ･･･ ４０５
第２　災害情報の収集・伝達 ･･･････････････････････････････････････ ４０５
第３　災害応急活動体制の確立 ･････････････････････････････････････ ４０８
第４　海難等救助等及び消火活動 ･･･････････････････････････････････ ４１１
第５　海上・湖上交通の確保 ･･･････････････････････････････････････ ４１２
第６　災害広報等 ･･･ ４１３

第３章　航空災害対策計画 ･･･ ４１４
第１節　災害予防 ･･･ ４１４
第１　基本的な考え方 ･･･ ４１４
第２　空港施設の安全管理 ･･･ ４１４
第３　災害情報の収集・連絡体制の整備 ･････････････････････････････ ４１５
第４　災害応急活動体制の整備 ･････････････････････････････････････ ４１５
第５　資機材の整備 ･･･ ４１６
第６　防災訓練 ･･･ ４１７

第２節　災害応急対策 ･･･ ４１８
第１　基本的な考え方 ･･･ ４１８
第２　災害情報の収集・伝達 ･･･････････････････････････････････････ ４１８
第３　災害応急活動体制の確立 ･････････････････････････････････････ ４２３
第４　救助・救急、医療救護、捜索及び消火活動 ･････････････････････ ４２６
第５　交通の確保 ･･･ ４２９
第６　災害広報等 ･･･ ４３０

第４章　道路災害対策計画 ･･･ ４３１
第１章　災害予防 ･･･ ４３１
第１　基本的な考え方 ･･･ ４３１
第２　道路の安全確保 ･･･ ４３１
第３　災害応急・復旧体制の整備 ･･･････････････････････････････････ ４３２
第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練 ･･･････････････････････････ ４３５

第２節　災害応急対策 ･･･ ４３６
第１　基本的な考え方 ･･･ ４３６

第２　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ４３６
第３　災害応急活動体制の確立 ………………………………… ４３７
第４　救助・救急、医療救護及び消火活動 …………………… ４４０
第５　交通の確保・緊急輸送活動 ……………………………… ４４１
第６　危険物等流出に対する応急対策 ………………………… ４４３
第７　災害広報等 ………………………………………………… ４４３

第３節　災害復旧 ………………………………………………… ４４４
第１　復旧事業 …………………………………………………… ４４４
第２　緊急点検 …………………………………………………… ４４４

第５章　危険物等災害対策計画 ………………………………… ４４５
第１節　災害予防 ………………………………………………… ４４５
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ４４５
第２　危険物等関係施設の安全性の確保 ……………………… ４４５
第３　災害情報の収集・伝達体制の整備 ……………………… ４４７
第４　災害応急活動体制の整備 ………………………………… ４４８
第５　防災資機材の整備 ………………………………………… ４４８
第６　防災知識の普及・啓発 …………………………………… ４４８

第２節　災害応急対策 …………………………………………… ４４９
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ４４９
第２　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ４４９
第３　災害応急活動体制の確立 ………………………………… ４５０
第４　危険物等の漏洩・拡大防止活動 ………………………… ４５３
第５　救助・救急、医療救護及び消火活動 …………………… ４５４
第６　災害広報等 ………………………………………………… ４５５

第３節　災害復旧 ………………………………………………… ４５６
第１　復旧事業 …………………………………………………… ４５６
第２　緊急点検 …………………………………………………… ４５６

第６章　大規模火事災害対策 …………………………………… ４５７
第１節　災害予防 ………………………………………………… ４５７
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ４５７
第２　大規模な火事災害に強いまちづくり …………………… ４５７
第３　災害応急・復旧体制の整備 ……………………………… ４５８
第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練等 ………………… ４６０

第２節　災害応急対策 …………………………………………… ４６２
第１　基本的な考え方 …………………………………………… ４６２
第２　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ４６２
第３　災害応急活動体制の確立 ………………………………… ４６３
第４　救助・救急及び医療救護活動 …………………………… ４６６

第５　消火活動 ………………………………………………… ４６６
第６　交通の確保・緊急輸送活動 ………………………………… ４６７
第７　避難誘導 ………………………………………………… ４６８
第８　災害広報等 ……………………………………………… ４６９

第３節　災害復旧・復興 ………………………………………… ４７０

第７章　林野火災対策計画 ……………………………………… ４７１
第１節　災害予防 ……………………………………………… ４７１
第１　基本的な考え方 ………………………………………… ４７１
第２　林野火災に強い地域づくり ………………………………… ４７１
第３　災害応急・復旧体制の整備 ………………………………… ４７２
第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練等 ……………………… ４７５

第２節　災害応急対策 …………………………………………… ４７６
第１　基本的な考え方 ………………………………………… ４７６
第２　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ４７６
第３　災害応急活動体制の確立 ………………………………… ４７７
第４　救助・救急及び医療救護活動 ……………………………… ４８０
第５　消火活動 ………………………………………………… ４８１
第６　交通の確保・緊急輸送活動 ………………………………… ４８１
第７　避難誘導 ………………………………………………… ４８２
第８　災害広報等 ……………………………………………… ４８３
第９　二次災害の防止活動等 …………………………………… ４８３

第３節　災害復旧 ……………………………………………… ４８４

第８章　鉄道災害対策計画 ……………………………………… ４８５
第１節　災害予防 ……………………………………………… ４８５
第１　基本的な考え方 ………………………………………… ４８５
第２　鉄道交通の安全確保 ……………………………………… ４８５
第３　災害応急・復旧体制の整備 ………………………………… ４８５
第４　防災訓練の実施 ………………………………………… ４８７

第２節　災害応急対策 …………………………………………… ４８８
第１　基本的な考え方 ………………………………………… ４８８
第２　災害情報の収集・伝達 …………………………………… ４８８
第３　災害応急活動体制の確立 ………………………………… ４９１
第４　救助・救急、医療救護及び消火活動 ………………………… ４９３
第５　交通の確保、緊急輸送活動 ………………………………… ４９４
第６　災害広報等 ……………………………………………… ４９５

第３節　災害復旧 ……………………………………………… ４９６

第９章　雪害対策計画 ……………………………………………… ４９７
第１節　災害予防 ……………………………………………… ４９７
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ４９７
第２　雪害に強いまちづくり ……………………………………………… ４９７
第３　災害応急・復旧体制の整備 ……………………………………………… ４９９
第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練 ……………………………………………… ５０３

第２節　災害応急対策 ……………………………………………… ５０４
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ５０４
第２　災害発生直前の対策 ……………………………………………… ５０５
第３　災害情報の収集・伝達及び通信の確保 ……………………………………………… ５０５
第４　災害応急活動体制の確立 ……………………………………………… ５０６
第５　除雪の実施と雪崩災害の防止活動 ……………………………………………… ５１１
第６　災害救助法の適用 ……………………………………………… ５１１
第７　救助・救急及び医療救護活動 ……………………………………………… ５１１
第８　交通の確保・緊急輸送活動 ……………………………………………… ５１２
第９　避難誘導 ……………………………………………… ５１２
第10　災害広報等 ……………………………………………… ５１２

第３節　災害復旧・復興 ……………………………………………… ５１４
第１　被災施設の復旧等 ……………………………………………… ５１４
第２　被災者等の生活再建等の支援 ……………………………………………… ５１４
第３　雇用機会の確保（職業斡旋等の支援） ……………………………………………… ５１５

第10章　ライフライン災害対策計画 ……………………………………………… ５１６
第１節　災害予防 ……………………………………………… ５１６
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ５１６
第２　関係施設設備の安全性の確保 ……………………………………………… ５１６
第３　災害発生時の情報収集・伝達体制の整備 ……………………………………………… ５２８
第４　災害発生時の応急体制の整備 ……………………………………………… ５２８
第５　防災資機材の整備 ……………………………………………… ５２９
第６　防災知識の普及・啓発 ……………………………………………… ５２９

第２節　災害応急対策 ……………………………………………… ５３０
第１　基本的な考え方 ……………………………………………… ５３０
第２　災害情報の収集・伝達 ……………………………………………… ５３０
第３　災害応急活動体制の確立 ……………………………………………… ５３０
第４　応急措置の実施（仮復旧も含む） ……………………………………………… ５３１
第５　災害広報等の実施 ……………………………………………… ５４０

第３節　災害復旧 ……………………………………………… ５４２
第１　復旧事業 ……………………………………………… ５４２
第２　再発防止 ……………………………………………… ５４２

第１編　総　　則

第１編　総　　則

第１章　計画の概要

第１　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき島根県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における災害のうち風水害及び事故災害対策に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

なお、本計画に定められていない事項のうち、震災対策については島根県地域防災計画「震災編」、原子力災害対策については島根県地域防災計画「原子力災害対策編」による。

第２　計画の性格等

１　計画の前提

本計画は、県域の防災のうち風水害及び事故災害等に関する災害対策の基本計画であり、本編第５章「災害被害想定」に掲げる想定被害を前提とする。

２　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。そのため、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

また、国から県に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

３　防災計画以外の計画との整合性の確保等

(1) 他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保

本計画は、県域における防災のうち風水害及び事故災害等に関する災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有する。したがって、本計画は、災害対策基本法第38条に掲げる防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）の防災に関する部分と、また同法第41条に掲げる防災に関する計画等（水防法に基づく水防計画等）と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。このため、指定地方行政機関及び県の防災担当部局は、防災の観点から、計画間の整合性を確保するため必要な確認を行う。

また、その他の計画（開発計画、投資計画等）についても、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県の防災担当部局は、防災の観点から必要な確認を行う。

(2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、地域防災計画に必要事項を確実に位置づける。

ア　水防法第15条第１項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条第１項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項
ウ　特定都市河川浸水被害対策法第33条第１項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項

４　国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条において、国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とするとされている。

また、県は、同法第 13 条に基づき、県の国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な指針として島根県国土強靭化計画を策定している。

国、指定公共機関、県及び市町村は、国土強靭化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜国土強靭化に関する基本目標＞

(1) 人命の保護が最大限図られること
(2) 国家（県）及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
(3) 国民（県民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化
(4) 迅速な復旧復興

５　計画の周知、習熟

本計画は、県、市町村及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は県民にも広く周知徹底する。

また、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、風水害及び事故災害等に関する災害対策への対応能力を高める。

６　計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定める。

(1) 基本法　……　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
(2) 救助法　……　災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
(3) 県防災計画　……　災害対策基本法第40条に基づき、島根県防災会議が作成する島根県地域防災計画をいう。
(4) 市町村防災計画　…　災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議が作成する市町村地域防災計画をいう。
(5) 対策本部　……　災害対策本部の総称。
(6) 警戒本部　……　島根県災害警戒本部（県庁）
(7) 県本部　……　災害対策基本法第23条に基づき、設置する島根県災害対策本部をいう。
(8) 地区本部　……　県防災計画に基づき、各地区に設置する島根県災害対策地区本部をいう。
(9) 担当事務所　……　県本部設置後の地区本部を担当する事務所をいう。

第２章　島根県の防災の基本理念及び施策の概要

第１　防災の基本理念及び施策の概要

(1) 島根県は、過去に生じた最大規模の水害である昭和58年山陰豪雨で、豪雨時の土砂災害からの人命確保対策（河川出水に加え、土砂災害に対する警戒・避難体制の確立、土砂災害危険箇所の災害防止対策、周辺住民への豪雨や土砂災害に関する啓発等）のあり方について様々な教訓・課題がもたらされた。

また、事故災害は、その多くが事前の兆候をともなわない突発災害として生じることが多いため、発災後の即応体制の確立による人命確保対策の早期着手が必要となる。

(2) 風水害や事故災害等の大規模災害時には、表1.2.1に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が発生することが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

(3) 災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、市町村を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、市町村、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

(4) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

表1.2.1 災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危　険　等	内　　容
災害による 人命危険	・暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪などによる人命危険 ・突発的な事故災害発生による人命危険 ・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による 生活上の制約 （障害）	・長期の避難所生活 ・長期の応急仮設住宅生活 ・長期にわたる生活再建の困難 ・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・その他の生活上の重度の制約（例：争議、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第２　予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市町村、防災関係機関、県民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

なお、施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

１　周到でかつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

ア　災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

イ　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

ア　災害に強い県土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

ウ　県民の防災活動を促進するため、防災教育等による県民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。国及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努める。併せて、消防団・自主防災組織[*1]等の育成強化、災害ボランティア[*2]活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、県民の防災活動の環境を整備する。

エ　防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム・漁業無線等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

カ　ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者[*3]」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難勧告等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。

イ　災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。

ウ　災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。

エ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

オ　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

カ　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

キ　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、県民等からの問い合わせに対応する。

ク　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ケ　被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

コ　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

サ　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

シ　二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

ス　ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入れる。

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

ア　発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。

ア　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ　物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ　災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

エ　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ　被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。

カ　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

キ　大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

（注）

＊１　自主防災組織:「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。

＊２　災害ボランティア:個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。

＊３　要配慮者:高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第３章　地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年３月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第１　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市町村間の相互支援体制を構築すること。また、国、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第２　被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第３　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「屋内安全確保」の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

第４　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第５　事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第６　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び市町村は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第４章　島根県の防災環境

第１　自然環境の特性

１　地形概要

島根県は東西に長く、南北に短く、中国地方を北に偏って走る中国山地の北斜面を占めているので、一般に山地が多く、急斜面をなして日本海に臨んでおり、急峻かつ複雑な地形を示している。したがって、この間を縫う河川はいずれも中国山地に源を発し、流路延長も、江の川、斐伊川、神戸川、高津川を除いては50㎞以下で比較的短く、大部分は急流をなしているため、わずかな降雨もすぐに流れ出る。河状の変化も甚だしく、加えて特殊な地質によって、流出土砂は膨大な量となり天井川を形成している。斐伊川、飯梨川はその代表的なものである。

また、石見部の各河川は江の川、高津川を除いてそのほとんどが急流のため、河状の変化が甚だしく、わずかな干天によっても直ちに利水にもこと欠くことがあり、弾力性に乏しい実情である。

隠岐島においては特にこの傾向が強く、降雨量が少ないうえに河川の流路延長も総計で7～8㎞で水害にも干害にも弱い。

県西部に位置する三瓶山は、過去に頻繁に爆発的噴火活動を行ってきた活火山である。約１万年前以降には、約4,500年前、約3,600年前、それ以降での時期不詳の少なくとも３回の火山活動があったとされている。

海岸線は千㎞を超え、沖合に流れる対馬暖流や大陸棚により日本海側には良好な漁場が形成されている。

２　地質概要

島根県の地質は山間部に花崗岩、斑岩の地帯が極めて多く、中海、宍道湖南岸地帯及び海岸地帯にかけて第三紀層の地帯が断続し、この地帯と奥山の花崗岩地帯との間に石英粗面岩、安山岩、玄武岩が散在している。このため土性も砂壌土が最も多く、花崗岩地帯は砂壌土に礫が混入し、特に石見地方の山間地帯及び奥山間地帯はその傾向が強く、平坦地帯の沖積層は壌土、植土が大部分である。

以上のような地質土性のうえに、風、降雨雪その他気象の影響によって絶えず風化、侵食、変質作用を促し、花崗岩地帯はこれが最も甚だしく、風化侵食によって山地崩壊を起こす。風水害によってこれを促進しながら下流部に流すため、膨大な土砂混入による濁水のために被害を累増し、河川、橋梁等の工作物に対する影響も倍加し、工作物の被害は他の地方では見られぬ大きなものとなっている。

反面、砂土、砂壌土地帯においてはたん水力も極めて乏しく、連続干天旬日に及ぶと直ちに水源は枯渇し干害をもたらす。

防災上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

出雲平野には、氷期の低海面時の谷が埋積されており堆積物は厚さ80ｍにもおよぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野である。基盤は新生界の地質からなり、海面下10ｍ～20ｍの深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域は殆どが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の３㎞以上は明瞭な天井川となっている。一方、西部の益田平野は高津川と益田川によって形成されたもので、海沿いにはかなり広い砂丘が分布しておりこの砂丘で閉塞された内側が河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されたものである。

第２　防災対策推進上の留意点

住民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展（平成26年10月1日現在の県内高齢化率31.8%）等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げる項目に留意する必要がある。

１　自主防災の強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

２　要配慮者対策の推進

ア　防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細やかな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者*1の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者*2が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ　国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

３　多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

（注）

＊１　避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

＊２　避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

４　災害リスクに関する取組

平成 27 年 3 月に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靭化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興課程における「よりよい復興」の４つの優先行動を実施し、災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

第３　災害履歴

１　一般的気象

島根県の気象は、暖候期には地域的格差は小さいが、寒候期では日本海を吹走してくる季節風の地域的影響が東部で大きく、西部では比較的小さい。これは県内各観測所の気温や積雪・降水量などから明らかである。広域的に見れば、島根県は北陸型気候と北九州型気候の中間的な気候と言え

る。また、隠岐地方は東部・西部の平野部と比べると平均気温はやや低いが、日照時間は多い。

気温が年間で最も低くなる時期は１月下旬から２月上旬で、日最低気温が最も低い日の値は、松江0.5℃、浜田2.2℃、西郷0.2℃（1981～2010）である。逆に気温が最も高くなる時期は７月下旬から８月中旬で、日最高気温が最も高い日の値は松江31.9℃、浜田30.8℃、西郷30.2℃である。

年降水量は、平野部と比べて山間部が多い。これは、移動してきた空気塊が山地の影響で強制的に上昇させられ、雲が発達しやすいことが原因である。この現象は特に冬期間が顕著であるが、年間を通しても言えることである。年降水量の平年値（1981～2010年）は、松江市西津田1,787.2㎜、浜田市大辻町1,663.8㎜、隠岐の島町西郷1,794.8㎜であるのに対し、山間部の浜田市波佐・浜田市弥栄は2,100㎜以上、出雲市佐田・飯南町赤名も2,000㎜以上の降水量がある。また、６月上旬から７月中旬にかけての梅雨期間には、年降水量のおよそ1/3が降り、特に梅雨末期には度々集中豪雨の被害を受けている。

風は冬期間に西寄りの季節風が強く、出雲平野では「築地松」を家屋の西から北側に植えて強い風から家屋を守っているのがよく見られる。また台風や春一番、５月の発達した低気圧（メイストーム）の通過時も強い風が吹く。

日照時間は年平均で松江1,696.2時間、浜田1,747.2時間、西郷1,745.9時間（1981～2010）である。

これは西日本の中では少ない方であるが、これは冬期間の日照が特に少ないためであり、冬期間を除けば瀬戸内地方と同じ位の日照時間がある。また、山間部は山の陰になること、雲が発生しやすいこと等から平野部と比べると少なくなる。

結氷、降雪、降霜期間は東部の山間部がいずれも長い。降雪期間は東部の山間部では11月下旬から翌年４月までの130日位で、西部では約10日短い。降霜期間は最も短い浜田では12月下旬から４月上旬まで。

最も長い赤名では、10月中旬から４月下旬までである。降雪量は、年間最深積雪が東部平野部で10～20㎝、西部平野部で0～5㎝、隠岐で10～30㎝、山間部の多い所で30～80㎝程度（昭和63年以降）である。

ただ、昭和38年１月から２月上旬にかけての豪雪、昭和58年12月下旬から59年３月までの大雪、平成18年豪雪、平成22年12月末から23年1月までの大雪など、かなりの積雪を記録する年もある。

総じて見れば、冬には日照時間が少なく、降雪時により降水量も多くなるが、春から秋にかけては、一般的に“気候がよい”と言われる瀬戸内地方と同様に日照時間が多い。また、梅雨前線や秋雨前線による天気のぐずつきも、九州や四国、山陽等と比べると少ない。さらに気温も東京よりも低緯度に位置していることからもわかるように、意外と温暖であり、加えて夏は近在の地方よりもしのぎやすいことも考えると、冬期間を除けば住みやすい気候と言えるであろう。

２　災害気象

島根県に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風、冬型気圧配置時の暴風雪・波浪等があげられる。

(1) 梅雨

梅雨は五月雨（さみだれ）とも言われ、東アジアだけにみられる雨期である。６月上旬から７月中旬にかけて、日本の南沿岸から中国の長江流域に前線（梅雨前線）が停滞して長雨を降らせる。梅雨は南寄りの季節風が直接当たる九州、四国、近畿南部、東海地方で顕著であり、期間の降水量は年間総降水量のほぼ1/3に達する。また、北海道には梅雨がない。

日本海付近の梅雨前線は、オホーツク海高気圧（冷たくて湿っている）と太平洋高気圧（暖かくて湿っている）との境であり、この前線帯の上を1,000㎞位の間隔で低気圧が東進する。

当地方の平年の梅雨入りは６月７日ごろ、梅雨明けは７月21日ごろで、太平洋高気圧が強まって梅雨前線を北に押し上げる型と、梅雨前線が南下して明ける型とあり、前者はある日を境に画然と梅雨が明け、後者はオホーツク海高気圧が暖まるのに時間がかかるため、１週間くらい曇天が続く。

島根県での豪雨災害はこの梅雨末期に起こることが多い。これは、太平洋高気圧が強まってくると南海上に停滞していた梅雨前線が中国地方、さらに日本海へと押し上げられる。この時、南から高温多湿な空気（湿舌）が流入し多量の水蒸気を供給する。さらに梅雨前線上を低気圧が東進、通過すると梅雨前線が南下し、さらに上層には寒気が流入するため、大気が不安定となり対流活動が盛んになり、このような時に大雨となる。

当県の梅雨末期の豪雨災害としては、近来では昭和47年、昭和58年、昭和63年、平成18年に大きな被害があった。

(2) 台風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北太平洋で発達し中心付近の最大風速が17.2m/ｓ以上になったものを「台風」と呼ぶ。台風は空気の巨大な渦であり、空気は気圧の低い中心部へ向かって反時計回りに回転しながら流れ込む。海上の高温多湿な空気は上昇気流となって上空に昇り、このとき水蒸気が凝結し巨大な積乱雲が形成され、激しい雨が降る。また水蒸気が凝結して雲滴になるときに放出されるエネルギーは激しい暴風を作り出し、渦を維持する。１年間に発生する台風の数は平年（1971～2000年）26.7個で、日本に上陸するのは８、９月が多い。

台風は非常に強い風を伴うため、風に対する警戒も必要で、特に台風の進路方向の右側（東側）では、台風自身の風と、台風を移動させる風が同じ方向に吹くため、風がさらに強くなる。後述の平成３年台風第19号の暴風は、まさにこの現象によるものである。また、台風が通過した後の「吹き返し」と呼ばれる強風にも注意が必要である。また、台風に伴う雨の特徴は、広い範囲に長時間にわたって雨を降らせることである。また、暖かく湿った空気が台風に向かって流れ込むため、日本付近に前線が停滞していると前線の活動を活発化させ、大雨になることがある。

台風はその他にも高潮や高波を引き起こす。高潮は、台風が接近して気圧が低くなると海面が上昇する（外洋で１hPa低くなると海面が１㎝上昇すると言われる）ことや、台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くことによって起こる。この風による海面の上昇は、風が強くなればなるほど顕著になり、さらにＶ字型の湾の場合は、地形が風による海面上昇を助長させる。また台風は、「風が強いほど」「長い時間吹き続けるほど」「吹く距離が長いほど」波が発達する条件を満たしていることから、台風の中心付近では10ｍを超える高波になることがある。

島根県における台風の気象特徴は、①日本海を通過する場合、隠岐で特に風が強く、西部山間部で大雨となる。また高潮は、朝鮮半島南部を通過して日本海を北東に進む台風によって起こっており、台風の最接近時に起こることは少なく、台風が北緯40度以北に達した頃に起こる。②中国地方西部を縦断する場合、全県で風が強く、山間部を中心に雨量が多くなる。中国地方東部以東を通過する場合、風は上記２例と比べると弱く、県東部山間部で雨量が多くなる。

(3) 強風

当県で強風が起こるのは、日本海を発達した低気圧（台風、春一番及びメイストーム）が通過するときで、その他、冬型気圧配置時の季節風、寒冷前線の通過、上空に強い寒気を伴う低気圧の接近等も、注意が必要である。

昭和46年１月４日から５日にかけての強風は、冬型気圧配置の季節風によるもので、最大瞬間風速は松江34.0m/ｓ、浜田28.9m/ｓ、西郷32.4m/ｓを観測し、沿岸部を中心に強風と高波による被害があった。この強風は風向きが北であったため、北向きの漁港に停留中の漁船に甚大な被害があった。

過去の災害については、島根県地域防災計画（資料編）「県内で発生した大きな災害の概要」参照

第５章　災害被害想定

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに島根県における風水害及び事故災害等の履歴や全国的にみた各種災害の教訓・課題を反映する。

第１　風水害

１　想定災害及び被害の概況

本計画の策定に当たって、島根県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

島根県においては、第３章第３「災害履歴」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）７月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成３年（1991年）９月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

本計画において想定される豪雨及び台風の概要・規模は表1.5.1に示すとおりであり、被害の概要は、表1.5.2に示すとおりである。

表1.5.1 想定される豪雨・台風の規模等

想定項目 ＼ 災害名 年月日	山陰豪雨 （昭和58年7月20日～23日）	台風第19号 （平成３年９月27日～28日）
気象概況	・時間最大雨量 91.0㎜（浜田） 23日01時40分 ・日最大雨量 331.5㎜（浜田）　23日 ・総降水量の最大値 521.5㎜（浜田） 19日21時20分から 23日15時20分まで	・最大瞬間風速・風向 56.5m/ｓ（松江）ＷＳＷ 27日23時04分 ・最大風速・風向 28.5m/ｓ（松江）Ｗ 27日23時00分 ・総降水量の最大値 43.0㎜（西郷）

表1.5.2 過去の主な豪雨災害による被害　　単位：人（戸数、世帯）

項　　目		昭和47年7月 豪　雨	昭和58年7月 豪　雨	昭和63年 大　雨 (7月)	平成3年 台風第19号 (9月)	平成18年7月 豪　雨	平成25年 大　雨 (7月、8月)
死　者（人）		28	107	6	1	5	1
負傷者（人）		79	159	29	102	12	
・重　傷		22	61	9	21	1	1
・軽　傷		57	98	20	81	11	
罹災者（人）		不　明	31,697	6,134		1,091	504
避難者（人）		172,349	69,537	4,877		2,629	資料なし
建物被害棟数	全壊･流失・焼失	751	1,064	71	10	7	14
	半　壊 （中破）	1,235	1,977	108	176	6	43
	一部損壊	656	551	255	29,878	68	32
	床上浸水	11,845	6,953	1,742		371	125
	床下浸水	26,449	7,043	5,119	12	1,603	787
ライフライン	上水道 （人） （世帯）	337,172	70,649 22,323	59,822 19,553		8,334 2,636	6,868 3,234
	都市ガス （戸）	約 300	約 200	約 300		資料なし	同　左
	ＬＰガス	資料なし	同　左	同　左	同　左	同　左	同　左
	電力 （戸）	約30,000	59,400	20,170		6,170	6,276
	電話 （回線）	6,094	14,340	13,381		1,203	

２　風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時は、時間経過に応じた災害状況のもとで、県、市町村、消防本部等の防災機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされる。本計画においては、災害状況の変化に応じた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

第２　事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

１　流出油等事故

過去の流出油事故の事例やタンカー・船舶等の航行状況を踏まえ、海洋、沿岸又は河川、湖沼において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の重油等が流出したことにより、漁業資源、海岸、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

２　海難等事故

海洋又は宍道湖中海内において、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合を想定する。

３　航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、空港周辺、あるいは県内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

４　道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

５　危険物等災害

危険物の漏洩･流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩･流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

６　大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（宍道断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後６時）の出火であり、被害の規模は松江市で、約1,600棟の家屋が焼失する。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

７　林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

８　鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生し、乗客、沿線住民・施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生ずる程度の災害を想定する。

９　雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年1月豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年２月６日まで39日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県内の被害は、次のとおりである。

・人的被害　　死者33人、負傷者53人
・住家被害　　全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
・非住家被害　全壊555棟、半壊433棟
・罹災世帯577世帯、罹災者2,237人

第６章　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第１　関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

島根県、県内各市町村、島根県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて島根県の地域に係る防災に寄与する。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
島根県		(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
市町村		(1) 市町村防災会議に関する事務 (2) 当該市町村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
指定地方行政機関	中国管区警察局	(1) 管区内各警察の指導、調整に関すること (2) 広域緊急援助隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
	中国総合通信局	(1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 (4) 災害対策用移動電源車の貸与
	中国財務局 （松江財務事務所）	(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
	中国四国厚生局	(1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	島根労働局	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること (7) 主要食糧の供給に関すること
	近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
	中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
	中国地方整備局	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	中国運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 船舶運航事業者に対する航海命令 (5) 自動車運送事業者に対する運送命令

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区気象台 （松江地方気象台）	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をおこなうこと (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと (6) 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
	第八管区海上保安本部	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における治安の維持 (4) 海上における船舶交通の安全確保
	中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整
	中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
陸上自衛隊出雲駐屯地		(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
指定公共機関	国立病院機構 中国四国グループ	(1) 医療、助産等救護活動の実施
	日本銀行	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社 島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	ＫＤＤＩ株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社ＮＴＴドコモ 中国支社島根支店	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本郵便株式会社 中国支社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指定地方公共機関	隠岐汽船株式会社	(1) 海上における緊急輸送の確保 (2) 運航船舶の安全管理及び事故対策
	一畑電車株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	石見交通株式会社 一畑バス株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策
	株式会社山陰放送 山陰中央ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送株式会社 日本海ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送株式会社 株式会社ＦＭ山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	出雲ガス株式会社 浜田ガス株式会社	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
	島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県ＬＰガス協会	(1) ＬＰガス施設の防災管理と災害復旧 (2) ＬＰガスの供給

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	山陰ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社 出雲ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社 石見ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社 ひらたCATV株式会社 石見銀山ﾃﾚﾋﾞ放送株式会社	(1) 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 (2) その他災害に関する広報活動
	島根県トラック協会	(1) 陸路による緊急輸送の確保
その他公共的機関及び防災上重要な施設の管理者	境港管理組合	(1) 境港防災管理と災害復旧
	島根県行政書士会	(1) 被災者の支援についての協力
	土地改良区	(1) 水門、水路、溜池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
	全国農業協同組合連合会 肥料農薬部中四国営農資材事業所島根推進部	(1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力
	島根県農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力
	森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
	漁業協同組合ＪＦしまね	(1) 災害時における漁業無線による情報伝達 (2) 漁船による緊急輸送の実施 (3) 流出油等の防除方針決定への参画 (4) 流出油等事故による風評対策
	漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力 (4) 流出油等の防除 (5) 流出油等事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
	島根県水難救済会	(1) 海上における緊急輸送の協力
	商工会議所 商工会等	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理
	社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
	社会福祉施設経営者	(1) 被災者の保護についての協力
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	学校法人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時受入等応急措置についての協力
	危険物等の管理者	(1) 危険物等の保安措置
	都市ガス関係機関	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
	ＬＰガス取扱機関	(1) ＬＰガス施設の防災管理と災害復旧 (2) ＬＰガスの供給

第２　国、県、市町村、指定公共機関・指定地方公共機関、県民及び事業所の責務

１　国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

２　県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

３　市町村の責務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市町村の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

５　県民及び事業所の責務

県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 県民の責務

ア　「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、県民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害等に備える必要がある。

イ　県民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

ウ　県民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び市町村が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の責務

ア　食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ　事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第７章　計画の運用等

第１　平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

１　基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

県、市町村及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、県、市町村及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

２　災害応急対策計画等への習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、県、市町村及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

県及び市町村は、他の地歩公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第２　災害時の運用

発災時は、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第２編　風水害対策計画

第２編　風水害対策計画

第１章　風水害予防計画

島根県における周到でかつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

第１　災害に強い県土づくり

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強い県土づくりを実現する必要がある。

そのため、県、市町村及び防災関係機関は、浸水・波浪災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林漁業施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第２　風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、気象等の警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資器材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第３　防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び県民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の育成・強化、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び県民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第１節　浸水・波浪・高潮災害の予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

梅雨、台風のような気象条件の下で多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫や海岸での高波が発生し、流域や沿岸の人家等に被害を及ぼすおそれがある。

島根県は、地勢上から中山間地の急傾斜地域や急流河川が多く、水源地帯では、ほとんどの地域において保水力に乏しく、日本海に直接流入する河川では流砂により河床が上昇している。

また、沿岸部や島しょ地域を抱える地形条件から、冬の季節風や台風などにより波浪、高潮等の被害を受けるおそれがある。

そのため、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を実施し、従来から実施されているものは、更に整備を推進していくとともに、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を実感できる情報の提供、中小河川での予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の充実を行う。

２　対策の体系

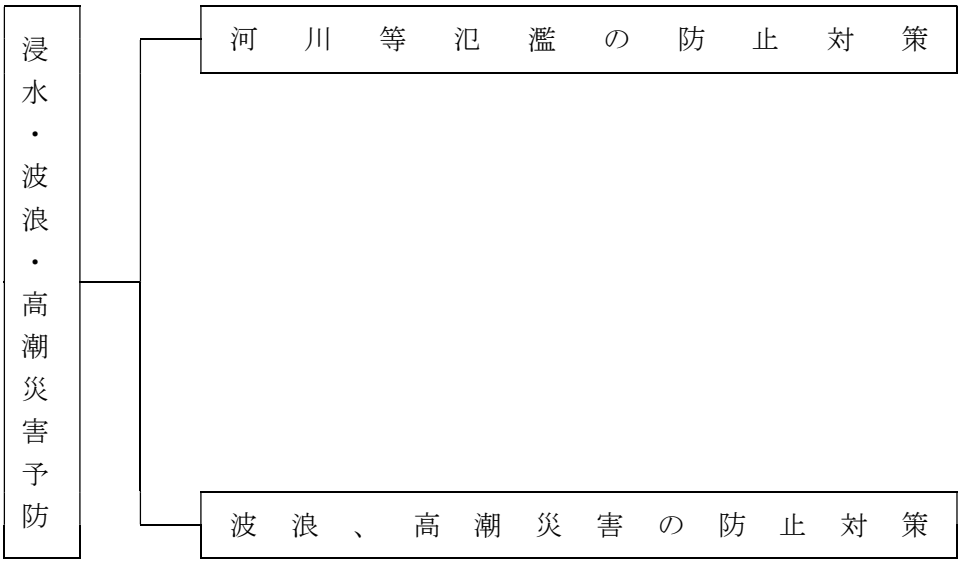

３　留意点

(1) 河川等の氾濫、波浪、高潮等の災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細やかなものとする必要がある。

(2) 水防計画の策定に当たっては、洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

第２　河川等氾濫の防止対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部河川課）、市町村、中国地方整備局

１　河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 現況

河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況については、「島根県水防計画」参照。

(2) 対策

県は、河川等の重要水防区域、危険箇所及び浸水被害が予想される区域を調査し、浸水想定区域を調査し、浸水想定区域図を作成する。

県及び市町村は、県において作成した浸水想定区域図について、関係市町村・住民への周知に努めるとともに、市町村独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数かつ多数の者が利用する施設）における浸水被害を防止するため、作成したハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

ア　河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
イ　洪水予報、水位到達情報の伝達方法
ウ　避難路上の障害物等の把握
エ　指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
オ　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
（避難についての詳細は、本章第９節「避難予防対策」を参照。）
カ　浸水想定区域内にアンダーパス、地下街等又は要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

２　河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

施設の概要については、「島根県水防計画」参照。

県内の河川は、上流からの流出土砂により河床が上昇するため、治山事業、砂防ダム、貯砂堰堤の整備による流出土砂の防止、河口部低水路の確保等により河床の上昇を抑えてきた。さらに、河川改修、ダムの建設による洪水調節、河道の掘削、築堤、護岸、放水路の開削等により洪水の発生の防止に努めている。

また、斐伊川の下流から外海の途中にある宍道湖、中海については、湖岸堤の整備が進められている。

県内の改修済河川は、ある程度の風水害に耐えられるよう整備されているが、通常水位に比べ堤内地盤の低いところなどで堤防の被害が生じた場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

県及び市町村は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設及び下水道事業による雨水排水の整備など治水施設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

なお、県内の河川については、時間雨量50㎜相当の洪水に対する整備を推進する。

３　水防資材器具等の整備の推進

水防資材器具等の整備状況については、「島根県水防計画」参照。

４　浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部河川課）、市町村、中国地方整備局

以下に示す施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(1) 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(3) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

第３　波浪、高潮災害の防止対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課、土木部河川課、港湾空港課）、市町村、中国地方整備局、第八管区海上保安本部

１　海岸における危険予想箇所の把握

(1) 現況

島根県は、沿岸部や島しょ地域があり、波浪、高潮災害の影響を受けることがある。

海岸における危険な箇所（海岸）の現況は、「島根県水防計画」参照。

(2) 対策

県は、海岸において災害の予想される区域等を調査し、危険な箇所について指定を行っている。

県及び市町村は、県において把握している海岸における危険な箇所（海岸）について、関係市町村・住民への周知に努める。

２　海岸保全施設整備の推進

県及び市町村は、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮等の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施し、また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

そのほか、海岸環境にも配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせて波浪の静穏化を図り海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護する。

また、海岸管理者及び港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

第２節　土砂災害の予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

土砂災害は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などにより発生する。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら斜面崩壊等を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等に起因する集中豪雨などにより発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。（土砂災害）

島根県は、急流河川や傾斜地が多くまた全域が特殊土壌（花崗岩風化土）のため土砂災害の発生しやすい地形・地質となっている。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

２　対策の体系

３　留意点

斜面崩壊等は地域特性が影響し、特に島根県は県域の多くが風化花崗岩による特殊土壌地帯であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細やかなものとする必要がある。

第２　がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部森林整備課、土木部砂防課、建築住宅課）、市町村

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が、主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生にかかる要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

１　急傾斜地崩壊危険箇所の把握、周知

(1) 現況

がけ崩れによる危険がある地域については、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30°以上、高さが５ｍ以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が５戸以上ある場合（５戸未満の場合であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む））のうち、県では、防災上緊急度の高いものから、急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第３条）に指定し、対策事業を実施している。

島根県地域防災計画（資料編）「急傾斜地崩壊危険箇所数」参照。

(2) 対策

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、関係機関は、都市化の進展等に伴い新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。

県及び市町村は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。

特に、市町村は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

２　急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工及び崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工がある。

抑制工には、がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって容易に崩壊しそうな不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工などがある。

抑止工としては、コンクリート擁壁工や土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

その他、がけから少し離して擁壁を作り崩壊が発生したとき被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工などがある。

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による災害の危険度の高い区域について、必要に応じ、当該土地所有者、管理者等に対しそれら急傾斜地崩壊防止工事の施行の勧告を行う。また、それらの者が実施することが困難又は不適当と認められる場合には、県が工事を実施するなど急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

３　治山事業の実施

治山事業山腹工事には､斜面を安定させるための山腹基礎工や斜面の植生を回復するための山腹緑化工と落石の防止･軽減を目的とする落石防止工などがある。県は、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて保安林指定による立木の伐採等の規制と予防治山事業等の促進を図る。

４　警戒・避難体制の整備

県及び市町村は、災害発生の防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じてがけ崩れ発生の危険度を判定し防災措置の勧告や改善命令等を行い、住民の避難を促す。

危険地域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認３要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

５　住宅移転の促進等

県及び市町村は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

第３　地すべり災害の防止対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課）、市町村、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造（島根県では主に第三紀層地すべりが分布している。）の所に多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

１　地すべり危険箇所の把握、周知

(1) 現況

県は、国土交通省及び農林水産省（農村振興局､林野庁）の地すべり危険箇所調査により危険箇所の把握に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

島根県地域防災計画（資料編）「地すべり危険箇所」参照。

(2) 対策

県は、各市町村及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。地すべり防止区域等について市町村は巡視を行い危険の発見に努める。

２　地すべり防止工事の促進

国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、地すべりの誘因の最大のものは地下水状況の変化によるものなので、排水工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべりの抑止工等を実施していく。

危険箇所のうち未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度に応じ指定の促進を図る。

３　警戒・避難体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

現在、砂防課ホームページ及び各市町村のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

第４　土石流災害の防止対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部森林整備課、土木部砂防課、建築住宅課）、市町村、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、渓床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、渓流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による渓床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60㎞近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く 100ｍから数㎞に達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が更に強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

１　土石流危険渓流及び危険区域の把握・周知

(1) 現況

土木関係では、土石流危険区域は、地形、土石流堆積物の分布、過去の土石流の氾濫実績、更に隣接する土石流危険渓流や地形、地質的に類似した土石流危険渓流における土石流氾濫状況等を参考にして総合的に定めている。

農林関係では、山腹崩壊若しくは地すべりが発生しているか、又は発生するおそれのある地区でかつ土砂が土石流となって流下する地区の中で、それらの発生源からおおむね２㎞以内に公共施設等がある地区について各種の調査を実施し、危険度の判定をしている。

島根県地域防災計画（資料編）「土石流危険渓流（土木関係）、崩壊土砂流出危険地区（農林関係）」参照。

(2) 対策

県は、市町村及び地域住民の協力を得て、逐次、危険箇所及び危険区域等の把握のため各種調査を実施し、砂防指定地の指定及び対策を促進する。

関係機関は、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。県及び市町村は、土石流危険渓流及び危険区域等の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

２　土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防えん提工（土砂の流出を調節する）、床固工（渓床の安定）、護岸工（渓岸の安定）等がある。

各危険渓流について、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事を進めていく。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

３　治山事業の実施

渓流の侵食が進み土砂の流出のおそれのある渓流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策として谷止工（渓床・渓岸侵食の防止）、床固工（堆積土砂の流出防止）、流路工（縦横侵食の防止）等の施工と併せ森林整備を一体的に行うよう治山事業の促進を図る。

４　住宅移転の促進

関係機関及び市町村は、連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

第５　土砂災害防止法による防止対策

◆実施機関　県（土木部砂防課）、市町村

１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により渓流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

２　土砂災害警戒区域における対策

(1) 警戒避難体制の整備

市町村は、法７条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア　土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ　災害対策基本法第４８条第１項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ　土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(2) ハザードマップによる周知

市町村は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

３　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第９条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

(1) 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

(2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県又は市は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

(3) 身体等に著しい危害が生じるおそれが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

(4) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

４　重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法２８、２９条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難勧告等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

５　土砂災害に関する情報提供

(1) 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

ア　県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

また、県は、この補足情報として、危険度レベルを土砂災害予警報システムで該当市町村へ提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供する。

イ　市町村は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等(表2.1.2.1)を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難勧告等の災害応急対策が適時適切に行えるよう、地域防災計画に明示する。

表2.1.2.1　土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

危険度	表示	状　況　及　び　行　動　の　目　安
レベル１ （目安）	黄	３時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 （要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者には避難を、それ以外の者には避難の準備を呼びかけることが必要な状況）
レベル２ （目安）	桃	２時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 （避難勧告等の発表が必要な状況）
レベル３ （目安）	赤	１時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 （危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある）
レベル４ （目安）	紫	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 （土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況）

(2) 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を市町村へ送付するとともに、県土整備事務所等での図書の縦覧、ホームページ「マップonしまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を関係市町村の長に通知するとともに、ホームページ「マップonしまね」に掲載し公表する。

(3) 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法３１条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を関係市町村の長に通知するとともに、住民に周知するために必要な情報提供を行う。

第３節　都市構造の防災化

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減することのできる風水害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を実施してきたが、より一層の整備を進めるため、それらを総合調整して実施していく。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、風水害等に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

２　対策の体系

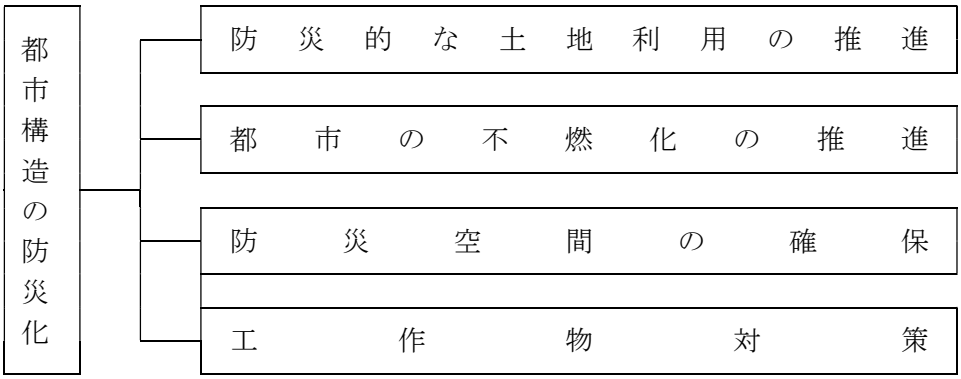

３　留意点

県内においては、地域により地形、地質等の自然条件が大きく異なるため、それらを考慮した対策を実施していく必要がある。

第２　防災的な土地利用の推進

◆実施機関　県（土木部都市計画課、建築住宅課）、市町村

１　土地区画整理事業の推進

近年の都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備の立ち遅れや、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所がある。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

土地区画整理事業の実施状況は、99地区1,316.3haが実施済である（平成29年4月1日現在）。

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

２　市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業が５地区実施済である（平成29年4月1日現在）。

近年の都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域において災害危険性が増大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難先及び避難路を確保するととも

に、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

実施に当たっては、市町村等を通じて関係権利者等への事業の目的、効果等の周知を図り、都市再開発法に基づく市街地再開発組合等の民間活力を活用し実施する。

３　新規開発に伴う指導・誘導

県及び市町村は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施行に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

ア　宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第３条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い災害の防止に努める。

イ　建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条に基づき指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ　危険住宅の移転促進

「第２節　土砂災害の予防」を参照。

第３　都市の不燃化の推進

◆実施機関　県（各財産管理者、健康福祉部健康福祉総務課、土木部都市計画課、建築住宅課、教育庁教育施設課、警察本部会計課）、市町村

１　防火、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域指定現況は次表のとおり。

都市名	準防火地域（ha）	最終決定年月日
松　江　市	232.5	S49. 8. 1
出　雲　市	62.0	H 8. 4 .22
浜　田　市	140.0	H 8. 4. 22
計	434.5	

市町は、建築物が密集しており火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図り、また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし火災の延焼の防止を図る。

特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

２　密集住宅市街地等の不燃化

(1) 老朽木造建築物密集市街地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市（建築基準法第97条の２第１項の規定により建築主事を置く市を除く）は、防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。（本章第４節「建築物・公共土木施設災害の予防」参照。）

３　消火活動困難地域の解消

県及び市町村は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

４　延焼遮断帯等の整備

県及び市町村は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

５　消防水利・防火水槽等の整備

市町村は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

６　その他の災害防止事業

市町村は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第４　防災空間の確保

◆実施機関　県（農林水産部農村整備課、土木部都市計画課、建築住宅課）、市町村

１　道路・公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、県民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、都市内の緑のオープンスペースとして、県民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。県及び市町村は、都市公園法、都市緑地法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。県は市町村に対し、国の事業等の周知を図る。

また、農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を

提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時においては避難先として防災上重要な役割を持っている。県及び市町村は、それらの整備を推進する。

さらに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

公園・緑地等の整備状況は、次表のとおりである。

都市公園等箇所数	総　面　積	備　　考
407箇所	1,103ha	H28.3.31現在、県・市・町総計

２　共同溝等の整備

国、県及び市町村は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

３　都市防災構造化対策の推進

県及び市町村は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

第５　工作物対策

◆実施機関　県（土木部）、市町村

１　擁壁の安全化

道路面において擁壁を設置する場合は設計時に安定性を考慮することになっているが、県及び市町村は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

２　ブロック塀等の安全化

県及び市町村は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せて、パンフレットの配布等を実施する。

３　窓ガラス等落下物の安全化

県及び市町村は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、特に指導に努める。

４　屋外広告物に対する規制

県は、条例による掲出許可基準において「公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもの」と定めている。

また、建築基準法等の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、風水害時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地等については、設置者に対する点検・指導を特に強める。

第４節　建築物・公共土木施設災害の予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害等の災害時には、災害の状況により、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道、空港、港湾・漁港施設等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

２　対策の体系

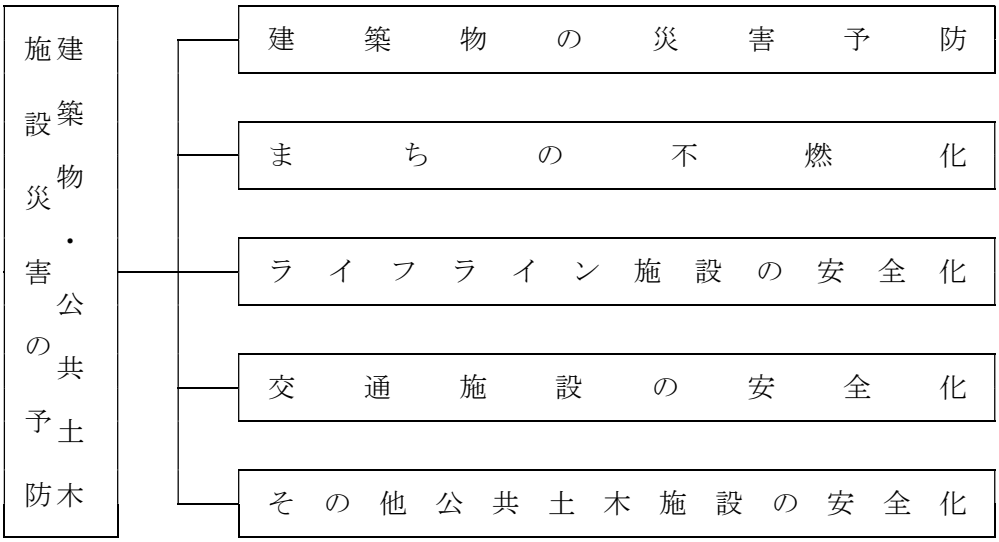

３　留意点

(1) 地域特性と対策の検討

県内においても、地域によって地形、地質等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質等の自然条件に対応した対策を実施していく必要がある。

(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設及び道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設における浸水、斜面崩壊、火災等による管路網の破損及び断線あるいは盛土の崩壊等による路盤や路床の破損等の被害は、風水害等発生後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与える。

しかも、ライフライン施設や交通施設は線的な施設であるため、ネットワーク全体の機能の復旧には長期間を要するケースも想定される。したがって、事前にこうした機能を確保するための対策を講ずることは、風水害等対策全体にとっても果たす役割が大きい。

(3) 防災上重要な施設の安全化

風水害等発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の安全化は、風水害等対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくことが重要である。

(4) 各種データの整備保全

県及び市町村は復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

(5) 治水施設等の安全対策

河川管理者、海岸管理者、農業用用排水施設管理者等は、ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

(6) 下水道施設の安全対策

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

第２　建築物の災害予防

◆実施機関　県（総務部営繕課、土木部建築住宅課）、市町村

(1) 県及び市町村の庁舎（出先を含む）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関の一部、学校、公民館等の防災基幹施設は、風水害等の災害時においては、応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難施設として利用されることもある。そのため、県、市町村及び関係機関は、これら施設の安全化を図り、機能を確保する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、大雨・台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

(2) 県、市町村及び施設管理者は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、県及び市町村は、文化財保護のための防災対策に努める。

第３　まちの不燃化

◆実施機関　県（土木部都市計画課、建築住宅課）、市町村

１　防災指導等による不燃化、安全化等の促進

県及び建築主事を置く市は、次のように一般建築物の不燃化、安全化等を促進する。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア　建築確認審査による指導・誘導

建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。

イ　災害危険区域内における防災指導及び建築制限

高潮、出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第１項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。そのほかは、本章第２節「土砂災害の予防」を参照。

ウ　危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。

エ　保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ　違反建築物の取締り

違反建築、無届建築等を摘発し、適正な指導を実施する。

カ　都市建築物の環境整備等

（ア）地域地区の指定のない都市について、指定の促進を図る。

（イ）道路位置指定、土地区画整理、共同建築等を指導、助長し宅地の計画的な環境整備を図る。

（ウ）建築基準法に基づく総合設計等の促進を図る。

⑵ 老朽化した既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については、安全性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。

また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が必要となる。

２　県民等への意識啓発

県及び市町村は、県民に対し、次の意識啓発を行う。

⑴ 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。

特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

⑵ 危険地域の住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置について啓発し、また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対し移転促進のため、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

３　特殊建築物等の安全化

⑴ 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第６条第１項第１号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の安全化を推進するため、建物の不燃化等を進める。

⑵ 特殊建築物の定期報告

⑴の特殊建築物については､所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

⑶ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

⑴の特殊建築物について、「建築物防災週間」において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第４　ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、ＬＰガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

１　電気施設

◆実施機関１　県（企業局施設課）

(1) 発電所等の現況

企業局は、県内に18か所の発電所及び２か所の利水ダム(砂防との共同施設)を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社に供給している。

発電所及びダムの概要は、次表のとおりである。

ア　発電所

所管事務所名	東部事務所		
発電所	三成発電所	飯梨川第一発電所	飯梨川第二発電所
所在地	仁多郡奥出雲町三成394-3	安来市広瀬町布部458	安来市広瀬町菅原695-7
使用河川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系飯梨川
最大出力[kW]	2,830	3,000	1,400
最大使用水量[m³/s]	6.00	3.70	3.70

所管事務所名	東部事務所	
発電所	飯梨川第三発電所	志津見発電所
所在地	安来市広瀬町布部2009	飯石郡飯南町角井1895-3
使用河川	斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系神戸川
最大出力[kW]	250	1,700
最大使用水量[m³/s]	0.80	5.00

所管事務所名	東部事務所	
発電所	隠岐大峯山風力発電所	田井発電所
所在地	隠岐郡隠岐の島町西村大字大峯902	雲南市吉田町曽木520-4
使用河川	ー	斐伊川水系深野川・矢入川
最大出力[kW]	1,200(600kW×2基)	100
最大使用水量[m³/s]	ー	0.595

所管事務所名	西部事務所		
発電所	八戸川第一発電所	八戸川第二発電所	三隅川発電所
所在地	江津市桜江町江尾104-2	江津市桜江町八戸1661-7	浜田市三隅町下古和1040-2
使用河川	江の川水系八戸川	江の川水系八戸川	三隅川水系三隅川
最大出力[kW]	6,300	2,500	7,400
最大使用水量[m³/s]	12.00	10.00	4.70

所管事務所名	西部事務所	
発電所	矢原川発電所	御部発電所
所在地	益田市美都町宇津川ハ1409-1	浜田市三隅町上古和913-13
使用河川	三隅川水系矢原川	三隅川水系三隅川
最大出力[kW]	100	460
最大使用水量[m³/s]	0.50	2.00

所管事務所名	西部事務所		
発電所	勝地発電所	八戸川第三発電所	江津高野山風力発電所
所在地	江津市桜江町八戸1216-4	江津市桜江町八戸1661-9	江津市二宮町、敬川町、千田町
使用河川	江の川水系八戸川	江の川水系八戸川	ー
最大出力[kW]	770	240	20,700(2,300kW×9基)
最大使用水量[m³/s]	3.00	0.60	ー

所管事務所名	西部事務所	
発電所	江津浄水場太陽光発電所	江津地域拠点工業団地太陽光発電所
所在地	江津市松川町上河戸703	江津市松川町上河戸390-17
使用河川	ー	ー
最大出力[kW]	430	1,200
最大使用水量[m³/s]	ー	ー

所管事務所名	西部事務所	
発電所	三隅港臨海工業団地太陽光発電所	石見空港太陽光発電所
所在地	浜田市三隅町岡見6323-2,7,9,10	益田市内田町イ597
使用河川	ー	ー
最大出力[kW]	1,800	3,490
最大使用水量[m^3/s]	ー	ー

イ　送電設備

所轄事務所名	西部事務所
送電所	新八戸川送電線
電圧［Ｖ］	66,000
亘長［ｋｍ］	3.9
区間	八戸川第一発電所から八戸川第二発電所

ウ　ダム

所轄事務所名	東部事務所	西部事務所
ダム	三成ダム	木都賀ダム
所在地	仁多郡奥出雲町三成1393-5	浜田市弥栄町木都賀イ1984-3
型式	アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
有効貯水容量［$10^3 m^3$］	1,138	1,558
集水面積［km^2］	117.5	62.0

これらの施設は、施設ごとの設計基準に準拠し建設されたものであるが、企業局が定めた保安規程に基づいた巡視、点検及び測定を実施し、施設の現況把握・事故の未然防止に努めるとともに防災計画を策定する。

(2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していく。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

◆実施機関２　中国電力

(1) 電気設備の現況

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

種別				数量
発電所	水力		箇所数	20
			最大出力(kW)	137,840
	火力	汽力	箇所数	1
			最大出力(kW)	1,000,000
		内燃力	箇所数	2
			最大出力(kW)	32,700
	原子力		箇所数	1
			最大出力(kW)	820,000
	合計		箇所数	24
			最大出力(kW)	1,990,540
送電線路	支持物数		(基)	7,367
	長さ（亘長）		(km) 地中	44
			(km) 架空	1,256
変電所	箇所数		箇所	43
	出力		(kVA)	7,444,500
配電線路	支持物数		(基)	257,868
	長さ（亘長）		(km) 地中	257
			(km) 架空	12,864
配電塔（22kV）			箇所数	11
			容量 (kVA)	50,000
柱上変圧器			台数	96,103
			容量 (kVA)	1,633,680

(2) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

設備	現況
水力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。現行のダム施設において風水害等による損傷は発生していない。
原子力発電設備	関連する法令、基準等を満足する設備となっている。また、原子炉等規制法に基づく原子炉施設保安規定並びに電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
火力発電設備	関連する法令、基準等を満足する設備となっている。高層建築物及び重要設備については、動的解析を実施し、安全性を確保している。 また、電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
内燃力発電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。関連する法令、基準等を満足する設備となっており、安全性を確保している。

設　　備		現　　況
送電	架空送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。架空送電線ルートの選定時には、地すべり地形や洪水被害のおそれがある箇所等を極力避けて選定している。
	地中送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
変電設備		電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。過去に水害に遭った箇所は、水害対策を行っている。
配電	架空配電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
	地中配電設備	

中国電力株式会社は、次の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講じる。

ア　計画目標

設　　備		構造物	設　計　方　針
水力発電設備		ダム ゲート 機器 建物	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び建築基準法等による。
原子力発電設備		機器 建物	原子炉等規制法、電気事業法、建築基準法の技術基準、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等による。
火力発電設備		機器 建物	電気事業法、建築基準法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
内燃力発電設備		内燃機関 建物 タンク	電気事業法、建築基準法、消防法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
架空送電設備		鉄塔	電気設備技術基準及び架空送電規程による。
地中送電設備		管路	電気設備技術基準及び地中送電規程による。
変電設備		機器 建物	電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等による。
配電	架空配電設備	電柱	電気設備技術基準及び配電規程等による。
	地中配電設備	管路	

(3) 防災教育・訓練の充実

ア　防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配付、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ　防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

２　ガス施設の安全性の確保

◆実施機関１　都市ガス事業者

⑴ 都市ガス施設の現況

ア　ガス製造施設

製造施設についてはガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。

原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備などの保安設備を設けている。

イ　供給施設

（ア）ガスホルダー

ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。

（イ）ガス導管

ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。導管材料には鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ガス導管の接合は、溶接・機械的接合・融着接合としている。従来工法のネジ接合導管や、白ガス管も残存しており順次計画的に入替を進めている。

なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。

緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

事故処理のため緊急要員及び緊急車両を待機させており、事故の処理、及び消防、警察関係機関への連絡体制を整えている。

また、日本ガス協会を中心とした全国的な復旧支援体制を整えている。

ウ　通信設備

有線では災害時優先電話に加入している。

無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。

エ　巡視・点検

ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。

風水害等の災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検をする。

⑵ 自主保安体制の構築

ア　施設の安全性強化

導管網ブロックの細分化を行い被害の拡大防止を図る。

イ　自主保安体制の整備

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

（ア）定期自主検査を行い、必要事項を保存する。

（イ）防災設備の維持管理、整備及び点検

（ウ）緊急時の関係機関（防災協定事業者含む）に対する通報及び防災活動

⑶ 防災教育・訓練の充実

ア　製造所の防災訓練

製造設備又はガス製造上の事故による二次災害防止を目的として、非常災害対策規則及び緊急措置要領に基づいて訓練を行う。なお必要により関係機関の実施指導を受ける。

イ　営業、供給部門の防災訓練

ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とする。

病院等重要施設との共同訓練に参加する。

職員の緊急出動訓練を行い、出動途中での点検報告を行う。

◆実施機関２　県（防災部消防総務課）、県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者

(1) ＬＰガス施設の現況

平成29年４月１日現在、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業者は113社157店ある。

県及び県ＬＰガス協会はＬＰガス販売業者に対し、災害予防のため、ＬＰガス施設の安全性の向上、防災訓練の実施等の予防対策の推進を指導し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、風水害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

(2) 自主保安体制の構築

ＬＰガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア　新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

（ア）ＬＰガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

（イ）容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

ア　風水害等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ　風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

（ア）災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

（イ）災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよう指導する。

（ウ）災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

３　上水道施設の安全性の確保

◆実施機関１　県（健康福祉部薬事衛生課、企業局施設課）

(1) 県管理の上水道施設の現況

企業局は、水道用水供給事業として次の３系統で各市町村に水道用水の供給を行っており、風水害等による被害としては、水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。

（平成29年4月1日現在）

飯梨川水道	(52,000㎥/日)・・・・松江市、安来市
斐伊川水道	(35,400㎥/日)・・・・松江市、出雲市、雲南市
江の川水道	(27,000㎥/日)・・・・江津市、大田市

(2) 自主保安体制の構築等

県（薬事衛生課）は、被害の軽減、迅速な復旧を図るため水道事業者に計画的な施設の更新を指導するとともに、水道事業者間の相互応援を支援するため関係機関（日本水道協会ほか）と連携を図る。

企業局は、劣化診断や耐震診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施するとともに、平成22年5月28日に制定した「日本水道協会島根県支部水道災害相互応援対策要綱」に基づき相互応援を図る。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

◆実施機関２　水道事業者

(1) 水道施設の現況

水道事業は、主として市町村及び水道企業団が経営しており、風水害等による被害としては、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。

(2) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア　配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

イ　避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

ウ　水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

４　下水道施設の安全性の確保

◆実施機関１　県（土木部下水道推進課）

(1) 下水道施設の現況

県が管理する下水道施設は、以下に示す下水道施設一覧表のとおりである

資料　　**東　部　処　理　区**

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	処 理 場	全体計画	事業計画	現有能力	増設計画 (H32 年度末)	備　　考
東部浄化センター	松江市 竹矢町 1444 敷地面積 18.8 ha	108,000 ㎥/日最大 処理区域 5,590.0 ha 処理人口 167,800 人	81,000 ㎥/日最大 処理区域 5,414.1 ha 処理人口 170,100 人	72,000 (高度処理)㎥/日最大 土木施設 72,000 ㎥/日最大 機械施設 72,000 ㎥/日最大	81,000 (高度処理)㎥/日最大 土木施設 81,000 ㎥/日最大 機械施設 81,000 ㎥/日最大	S56 年 4 月 処理開始 S56 年 4 月 松 江 市 通水 S58 年 7 月 東出雲町 通水 S61 年 4 月 玉 湯 町 通水 S63 年 4 月 安 来 市 通水 H12 年 5 月 八 雲 村 通水 H13 年 4 月 広 瀬 町 通水 現在流入量　54,453 (H29 年 3 月末)　㎥/日平均

		全体計画（m）	事業計画（m）	進捗状況 H28 年度末(m)	備　考
流域幹線管渠	東　部 １号幹線	12,470	12,470	12,470	制水ゲート４カ所 ・飯梨川（左岸） ・飯梨川（右岸） ・吉田川（左岸） ・伯太川（右岸） マンホールポンプ ２カ所 ・八雲 ・風土記の丘
	東　部 ２号幹線	12,148	12,148	12,148	
	東　部 ３号幹線	5,225	5,225	5,225	
	東　部 ４号幹線	9,236	9,236	9,236	
	合　計	39,079	39,079	39,079	

ポンプ場	なし

西　部　処　理　区

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	処 理 場	全体計画	事業計画	現有能力	増設計画 (H33 年度末)	備　　考
西部浄化センター	出雲市 大社町 中荒木 2391 敷地面積 15.1 ha	90,000 ㎥/日最大 処理区域 6,128.2 ha 処理人口 118,240 人	54,000 ㎥/日最大 処理区域 4,016.2 ha 処理人口 85,490 人	36,000 (高度処理)㎥/日最大 土木施設 36,000 ㎥/日最大 機械施設 36,000 ㎥/日最大	土木施設 54,000 ㎥/日最大 機械施設 54,000 ㎥/日最大	H 元年 1 月 処理開始 H 元年 1 月 出 雲 市 通水 H 2 年 4 月 平田市･斐川町 通水 H 3 年 4 月 宍道町･大社町 通水 H 4 年 4 月 湖 陵 町 通水 現在流入量　25,747 (H29 年 3 月末)　㎥/日平均

		全体計画（m）	事業計画（m）	進捗状況 H28 年度末(m)	備　考
流域幹線管渠	西　部 １号幹線	23,512	23,512	23,512	制水ゲート６カ所 ・斐伊川神立橋 （左･右岸） ・斐伊川西代橋 （左･右岸） ・神戸川境橋 （左･右岸）
	西　部 ２号幹線	10,693	8,894	8,894	
	西　部 ３号幹線	3,261	3,261	3,261	
	合　計	37,466	35,667	35,667	

ポンプ場	斐川中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 西代橋中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 宍道中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 境橋中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 湖陵中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場

(2) 自主保安体制の構築

下水道施設の被害を軽減するとともに被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握し、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

なお、復旧に必要な人員、資機材等の確保及び維持又は修繕が円滑に行われるよう民間事業者等との支援協定の締結などに努める。

(3) 事業計画

ア　整備済み施設については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行う。
イ　自家発電装置は、各処理施設の建設に合わせ備える。
ウ　中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼働などに必要な水の確保に努める。
エ　応援態勢の整備
オ　災害時用の資機材の整備

(4) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

◆実施機関２　市町村

(1) 下水道施設の現況

公共下水道（H29.3末現在 8市9町）、農業集落排水（H29.3末現在 8市8町）及び漁業集落排水（H29.3末現在 3市3町1村）施設の供用を行っているが、ポンプ場及び処理場については停電による機能停止が想定される。

(2) 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。
ア　下水道施設の整備・保守・点検
イ　協定等に基づく相互応援体制の整備
ウ　災害時用の資機材の整備

(3) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

５　電気通信施設の安全性の確保

◆実施機関　西日本電信電話株式会社　島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災対策を実施する。
ア　電気通信設備等の高信頼化
（ア）豪雨、洪水、高潮又は津浪等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
（イ）暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行う。
（ウ）火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

(2) 自主保安体制の構築

ＮＴＴとグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア　電気通信システムの高信頼化
（ア）主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
（イ）主要な中継交換機を分散設置する。
（ウ）大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
（エ）通信ケーブルの地中化を推進する。
（オ）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
（カ）災害時優先電話について、加入者と協議し２ルート化を推進する。

⑶ 防災教育・訓練の充実

ＮＴＴとグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア　災害発生時の初動立ち上げ訓練
イ　気象等に関する情報伝達訓練
ウ　各種災害対策用機器の操作・運用訓練
エ　電気通信設備等の災害復旧訓練
オ　消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
カ　行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

◆実施機関　(株)ＮＴＴドコモ中国支社　島根支店

⑴ 電気通信施設の現況

ア　建物
二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッタ及び防水扉等を設置している。

イ　建物内部設備
（ア）建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。
（イ）交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。
（ウ）非常用電源
重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備している。

ウ　移動用無線
（ア）通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。
（イ）その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

⑵ 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)ＮＴＴドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、(株)ＮＴＴドコモ等ＮＴＴドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア　通信を確保するための諸施策
（ア）主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。
（イ）指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

（ウ）災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。
（エ）架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。
（オ）商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。
（カ）防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
（キ）平素から災害復旧用資材を確保している。

⑶ 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア　非常召集の訓練
イ　災害予報及び警報等の伝達訓練
ウ　災害時における通信疎通確保の訓練
エ　電気通信設備等の災害応急復旧訓練
オ　消防及び水防の訓練
カ　ｉモード災害用伝言板サービスの運営

◆実施機関　ＫＤＤＩ株式会社

⑴ 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

⑵ 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

⑶ 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年２回実施している。

◆実施機関　ソフトバンク株式会社

⑴ 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア　停電対策
　停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。
イ　伝送路対策
　主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

⑵ 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

⑶ 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

６　災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

⑴ 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

⑵ 情報通信設備の整備

ア　情報収集伝達機器の整備等

県（防災部消防総務課、防災危機管理課）及び市町村は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

イ　情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

⑶ 総合防災情報システムの活用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、各部局）

県は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、市町村等関係機関より情報を収集･伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

7　災害発生時の応急体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、施設管理者

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 防災組織の整備

ア　防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

イ　応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

8　防災資機材の整備

(1) 防災資機材の整備

県、市町村、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

ア　災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

県（薬事衛生課）は(一社)島根県管工事業協会との協定に基づく資機材等の確保や、給水車・給水機材等整備状況を把握する。

イ　災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ　災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ　災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市町村防災会議の協力を得て、非常事態下の借用確保の円滑化を図る。

(2) 防災資機材等配備情報の収集・提供

県（防災部防災危機管理課、各部局）は、関係課、施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

９　防災知識の普及・啓発

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

関係課及び機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第５　交通施設の安全化

１　道路施設

県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

◆実施機関１　西日本高速道路株式会社

(1) 現況

西日本高速道路株式会社が管理する道路（高速道路等）の島根県内の延長は、136.4㎞である。

高速道路等の現況　（島根県内供用路線）

道　路　名	区　間	延長（km）	I　C　名
中国縦貫自動車道	吉賀町	22.3	六日市IC
中国横断自動車道広島浜田線	邑南町～浜田市	36.4	瑞穂IC、旭IC、金城スマートIC、浜田IC
中国横断自動車道尾道松江線	雲南市～松江市	26.3	三刀屋木次IC、宍道IC 松江玉造IC
山陰自動車道	松江市～出雲市	18.2	斐川IC、出雲IC
一般国道９号線安来道路	安来市～東出雲町	18.7	安来IC、東出雲IC
一般国道９号線江津道路	江津市～浜田市	14.5	江津IC、江津西IC、浜田東IC

高速道路等の設計に当たっては、耐震設計基準等に基づき、十分な安全対策を講じると共に、その維持管理に当たっては安全な道路交通の確保に努める。

(2) 災害予防計画

ア　予防のための点検及び安全性の確保

営業中の高速道路等においては、安全性を確保するため定期点検を実施し、災害予防措置に努める。

イ　利用者に対する広報活動

災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、災害発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

ウ　資機材等の備蓄

災害による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ各種資機材、生活用品等の備蓄に努める。

◆実施機関２　中国地方整備局、県（農林水産部森林整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、港湾空港課）、市町村

(1) 現況

各道路管理者の管理する道路の現況は次のとおりである。

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

道路種別	路線数	延長(km)	改良率(w＝5.5m以上)		備　　考
			延長(km)	率(%)	
高速自動車国道	4	130.2	130.2	100	
一般国道	13	953.5	888.6	93.2	
指定区間	3	388.1	388.1	100	
指定区間外	11	565.3	500.5	88.5	
県　　道	236	2,499.1	1,469.9	58.8	
主要地方道	51	1,125.5	830.6	73.8	
一般県道	185	1,373.6	639.3	46.5	
市町村道	34,961	14,714.5	1,983.3	13.5	
小　　計	35,214	18,297.3	4,472	24.4	
農　　道	1,727	726	443	61	全幅員４m以上
林　　道	47	279	29	10	〃
小　　計	1,774	1,005	472	71	
合　　計	36,988	19,302.3	4,944	25.6	

（注）自転車道を除く。

（注）農道は農林水産部農地整備課集計による。

(2) 計画

国道、県道、市町村道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険個所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造物については安全性確保のための補強等の対策を実施し、災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備を行う。

ア　道路の整備

各道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

イ　落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

ウ　橋梁等の対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

エ　トンネルの安全対策

トンネルの安全の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

２　鉄道施設

◆実施機関１　西日本旅客鉄道株式会社米子支社

⑴ 計画目的

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることを目的とする。

⑵ 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

⑶ 施設等に対する防災予防対策

線路建造物等の施設については次により防災対策を講ずる。

ア　線路建造物等の施設については、設計基準によって安全設計がなされているが、安全性等を把握するため定期検査を実施し、その機能が低下しているものは、補強又は取替え等の計画を定める。

イ　災害発生時における線路建造物等の災害警備発令基準及び非常招集計画等を定める。

ウ　気象情報等による線路巡回計画等を定める。

⑷ 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関及び地方公共団体との緊急な連絡、部内機関相互における警報等の伝達及び情報収集を円滑に行うため、通信設備及び各種警報装置等を整備する。

⑸ 防災上必要な教育及び訓練

ア　関係社員に対し、講習会の開催及び資料の配布等を行うとともに、日常業務を通じて必要な教育を行う。

イ　関係社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。

⑹ 人員、資機材等の確保

ア　災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため非常招集計画を定め必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。

イ　復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期点検、保有数の確認及び機能保持等に努める。

ウ　自動車を保有する関係各長は、災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送計画を定め、警察関係に確認申請を行う。

◆実施機関２　一畑電車株式会社

⑴ 計画目標

県内計画事業及びその他事業と合わせ、駅舎及び諸施設の改良を推進し、交通施設の整備の強化を図り、安全輸送の確保に努める。

(2) 実施計画

ア　点検・検査

日常の巡回検査に、更に年１回の各構造物等の点検を実施記録し、将来の対策に備える。

イ　強化計画

平成８年度より新設改良構造物は、耐震設計を特に強化している。

３　港湾施設

◆実施機関　県（土木部港湾空港課）、市町村、中国地方整備局

(1) 現況

県内には18の県管理港湾と62の市町村管理港湾、島根県と鳥取県の両県が一部事務組合を設置して管理する境港の計81港湾がある。

港湾施設における設計方法は、昭和25年に「港湾工事設計示方要覧」において示されて以来、その時々の技術水準の推移に合わせ数回の改定が行われ、現在は「港湾の施設の技術上の基準」による施設設計を行っている。

このため、古い施設の一部は必ずしも現在の設計基準を満たしていないおそれがある。

(2) 対策

各港湾において必要に応じて防災点検及び補強工事等を施工する。

また、県は大規模な災害により被害が発生したときに救援物資や災害復旧の建設機械、又は資材の受入れ、管理、仕分け、搬出及び積み替え等を行う海上輸送基地として浜田港、河下港及び西郷港など防災拠点の港湾において岸壁を整備する。

また、避難・救助活動及び物資輸送に対応するため、浜田港及び河下港では防災緑地の整備を、西郷港では岸壁前出しによるふ頭用地の拡大整備を行った。

４　漁港施設

◆実施機関　県（農林水産部漁港漁場整備課）、市町村

(1) 現況

県内には、28港の県管理漁港と55港の市町村管理漁港の計83漁港がある。

漁港施設の設計は、古くから港湾施設の設計基準を準用していたが、昭和45年に技術指針として「漁港構造物標準設計法」が示されて以来、その時々の技術水準の推移に合わせ数回の改定が行われ、現在は「漁港・漁場の施設の設計参考図書」による施設設計を行っている。

しかし、一部古い施設も現存しており、必ずしも現在の基準を満たしていないおそれもある。

(2) 対策

各漁港において必要に応じ安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

大規模災害等が発生したときに、現有の岸壁及び防災広場（野積場等）を避難救助、海上輸送活動等に供用するためにも、同対策が必要である。

５　空港設備

◆実施機関　県（土木部港湾空港課）、空港管理事務所

(1) 現況

本県には、島根県管理（地方管理）空港として、出雲、石見及び隠岐の三空港がある。

出雲空港は、無処理の軟弱地盤上に設けた1,500ｍと、軟弱地盤処理をした宍道湖湖底土の上に埋め立てて設けた500ｍにより、2,000ｍ滑走路が造られている。また、斐伊川が0メートル地

帯にあるため、豪雨時には空港施設が浸水する危険があると指摘されている。

石見空港は、牧草地を主とした丘陵地を切り盛りした地盤上に設置されており、一部には高さ40ｍにも及ぶ高盛土がある。通常の安全性は具備しているものの、豪雨時には盛土法面崩壊の懸念がある。

隠岐空港は、なだらかな傾斜地の上に盛土を施工し空港が設置されているが、石見空港と同様に、通常の安全性は具備しているものの豪雨時には盛土法面崩壊の懸念がある。

(2) 対策

３空港とも当該地区における高速交通の拠点として重要な位置を占めており、災害時においても空港の機能を失うことなく、救助物資や復旧資材・人員の受入れ基地的役割を果たす必要がある。

そのため、現有施設の安全性点検を実施し、安全の確保と災害予防措置に努める。

第６　その他公共土木施設の安全化

１　河川等施設

◆実施機関　県（土木部河川課）、市町村

(1) 現況

県内には、斐伊川、飯梨川、伯太川、平田船川、神戸川、静間川、江の川、周布川、三隅川、益田川、高津川等の築堤河川があり、破堤による危険性がある。しかもこれらの河川では、下流部に水門や排水機場を有しており、内水排除を行わなければならない現況である。

(2) 対策

県は、治水安全度を高めるため、上流部で洪水調節用ダムの建設を、下流部では河積の拡大や堤防の安全性向上のための対策工事を行う。

また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるような体制とする。

２　砂防等施設

◆実施機関　県（農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課）

(1) 現況

本県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、本県は土砂災害危険箇所が多く引き続き施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

(2) 砂防対策

土石流の発生の危険性が高い渓流について砂防指定の促進を図るとともに、土石流危険渓流を中心とした砂防施設の整備を行い、地域の安全性の向上を図る。また、既存の砂防施設等の点検を実施し、施設の安全を維持する。

地域住民の土砂災害からの警戒避難体制の整備充実を図るため、土砂災害予警報システムを整備しているが連絡体制の確立等情報伝達の徹底を図る必要がある。

(3) 地すべり防止対策

風水害によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び地域住民の協力のもとに、必要に応じ地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業を推進する。また、地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えるとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

(4) 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。また、豪雨時等の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図り、災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

3　治山施設

◆実施機関　県（農林水産部森林整備課）

(1) 現況

治山事業は、山腹崩壊地、山腹崩壊危険地、荒廃渓流及び荒廃の兆しのある渓流に対し対策工事を実施しているが、特に本県は地形・地質等の自然的条件から山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい状況にある。このため、治山事業により荒廃山地を復旧整備し、特に山地災害危険地が集中している地区などについては、防災対策総合治山事業等により、緊急かつ総合的な対策を講じてきた。

しかし、豪雨等による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象が予想される。

このような災害の多様化と山地災害の危険性が一段と高まるなかで、より効果的な対策と危険地区の計画再整備を図り、山地災害の未然防止に努める。

(2) 対策

山腹崩壊地、山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面を早期緑化し山崩れによる被害の防止を図る。また、荒廃渓流等に対しては、治山ダム等の渓間工を施行し、土石流等による被害の防止を図る。既設工作物は点検を実施して、亀裂や洗掘に対しては早急に補修し施行地の管理を図る。

なお、これらは治山事業として危険度の高いものから逐次計画的に実施するが、地域住民に対しても防災意識の高揚を図るとともに、日頃から地域住民自らが行う防災施設の点検等の予防保全対策を支援し、自主防災組織の育成強化を進める。

4　ダム

◆実施機関　県（土木部河川課、農林水産部農地整備課、企業局施設課）

(1) 現況

県が所管しているダム及びダムゲートは、「河川管理施設等構造令」をはじめとした諸設計基準により設計している。

(2) 保守管理

県が所管しているダム施設については、河川法及び河川法施行令に基づいて定めたダム操作規則・規定等により施設の点検を行う。

企業局所管のダムについては上記点検のほか、電気事業法に基づく点検も行う。

第５節　農林漁業施設災害の防止

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害等の災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

２　対策の体系

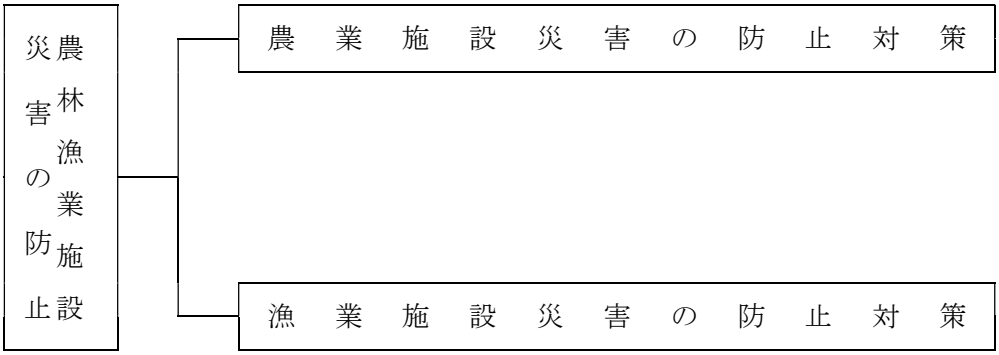

３　留意点

県内の地域によっては、地形、地質、気象等の自然条件が異なり、施設の受ける被害の要因や内容が異なる。また、本県は花崗岩風化土に代表される特殊土壌地帯となっているため、これら地域特性に応じた対策を実施していく必要がある。

第２　農業施設災害の防止対策

１　農業用ため池

◆実施機関　県（農林水産部農地整備課）、市町村、施設管理者

(1) 現況

県内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、豪雨時等に決壊の危険性があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用のため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」を参考に、適正な管理を市町村、ため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合に甚大な被害が発生するおおむね貯水量5,000㎥以上かつ被害想定おおむね10戸以上のため池は、防災重点ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

２　農業用水利施設（頭首工、樋門、揚排水機場、水路等）

◆実施機関　県（農林水産部農地整備課）、市町村、施設管理者

(1) 現況

県内には、農地のたん水被害防止、洪水防止などに資する農業用水利施設があるが、これら施設の多くは整備後数十年経過し老朽化しており、豪雨時に機能低下又は突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用水利施設の機能保全を図るため、ストックマネジメントの基本的事項を普及するとともに、施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、計画的・効率的な機能保全を図る。

第３　漁業施設災害の防止対策

◆実施機関　県（農林水産部漁港漁場整備課、水産課）

漁業施設等は、漁港、漁場、陸揚げ施設、漁船に大別される。これらの施設等は、沿岸部や漁港などに集中しているため、風水害による被害を受けやすい状態にある。各施設について被害を防止する施策を進める。

１　漁港

本章第４節「建築物・公共土木施設災害の予防」を参照。

２　漁場等

(1) 現況

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあるため、汚濁水や土砂等の流入による被害が発生するおそれがある。また、養殖漁場及び養殖施設等は、湾内などに多く存在するため、汚濁水や土砂等の流入による被害に加え、風浪や流木による施設被害が発生するおそれがある。

(2) 対策

人工魚礁漁場について、浅海域に設置する増殖場等の施設は、波浪を考慮した整備を図る。

３　陸上施設等

(1) 現況

荷さばき施設など漁業関連の陸上施設は、漁港・港湾地区に集中しているため、風浪などによる被害が発生するおそれがある。

(2) 対策

災害を受けやすい状態にある施設については、漁業協同組合などの管理者に対する各種指導により防災対策を実施していく。

４　漁船

(1) 現況

漁船については、風浪によって流失や損傷を受けるおそれがある。

(2) 対策

漁港施設による防災対策に加え、台風等の気象情報に注意しつつより安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの防災対策を指導する。

第６節　防災活動体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市町村、防災関係機関相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、市町村は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

２　対策の体系

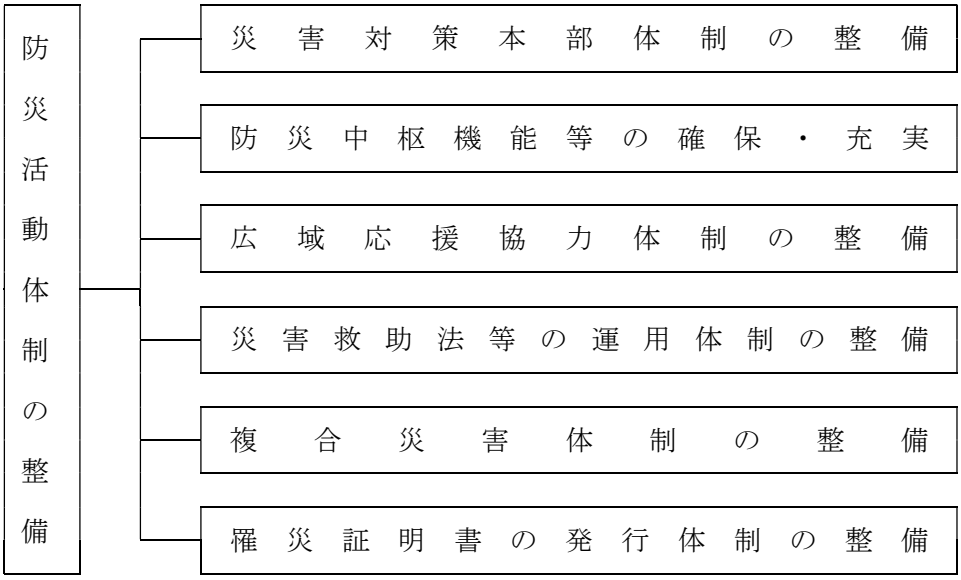

３　留意点

(1) 防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立する。

(2) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(3) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第２　災害対策本部体制の整備

◆実施機関　県　（防災部防災危機管理課）、市町村

１　趣旨

県、市町村及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

２　初動（警戒）体制の整備

⑴ 動員計画の策定

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

ア　県は、本庁の各部（局）長、教育長及び地方機関の長が、あらかじめ定めた動員計画に従って、責任者を定め、動員系統、動員順位、連絡方法、体制別動員対象要員を指名するなど各災害体制別の具体的な動員計画を定めて知事に提出する。また、変更した場合は、その都度届け出る。

イ　風水害時の災害体制は、第２章第１節のとおりとし、風水害第１～第３動員の人員は、各部・各班の業務量、業務内容を踏まえ、各部（局）長、教育長及び地方機関の長が別に定める。なお、動員体制の考え方は次のとおりとする。

（ア）第１動員：被害情報等の収集、関係機関等への情報伝達を行うことができる人数

（イ）第２動員：必要な応急対応を実施できる人数（全体の半数を目安とし、各班の業務内容により増減）

（ウ）第３動員：全職員

ウ　市町村及び防災関係機関は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

⑵ 非常参集体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

県は、事前に職員各自が参集基準を把握し、総合防災情報システムによる気象等の特別警報、警報及び注意報等の電子メール配信により参集対象職員が迅速に参集できる体制の整備を図る。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

⑶ ２４時間体制の整備

県は、災害時の迅速・的確な初動体制を確保するため、県庁において職員の宿直、日直による当直体制を整備し、24時間即応可能な体制を確保する。

⑷ 応急活動マニュアル等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

⑸ 被災地への県職員の派遣体制の整備

被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町村に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

⑹ 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見の聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

３　登庁までの協議体制の整備

県及び市町村は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に携帯電話を配備する。

４　災害対策本部室等の整備

県、市町村及び関係機関は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

(1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

(2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

(3) 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

第３　防災中枢機能等の確保・充実

１　趣旨

県、市町村、防災関係機関等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、県及び市町村は緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

２　防災中枢機能の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水・波浪災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

◆実施機関２　県（総務部管財課、警察本部警務部会計課、議会事務局総務課）

県の災害対策の中枢施設の非常用電源設備については、３日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

３　防災輸送拠点の整備

◆実施機関　県（関係各課）、市町村

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）により、緊急輸

送のための防災拠点を整備する。

第４　広域応援協力体制の整備

◆実施機関　県（各部局、警察本部）、市町村、消防本部、防災関係機関

１　趣旨

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

２　国との協力体制の整備

中国５県、政令指定都市（岡山市、広島市）及び中国地方整備局との「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」や中国地方整備局との「災害時における相互協力に関する基本協定」など相互情報連絡に関する協定を活用し、保有する災害用資機材等に関する情報を共有するなど、県と国の出先機関との協力体制の整備を推進する。

・中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ（平成21年6月17日締結）
・災害時における相互協力に関する基本協定（平成22年10月5日締結）

……島根県地域防災計画（資料編）参照

３　他都道府県等との相互協力体制の整備

県は、「中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定」「中国･四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するとともに、可能な限りその運用計画の具体化に努める。

・中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月31日締結）
・中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月31日締結）
・関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日締結）
・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日締結）

……島根県地域防災計画（資料編）参照

４　市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市町村は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

・災害時の相互応援に関する協定書（平成8年2月1締結）

……島根県地域防災計画（資料編）　参照

５　県、市町村と自衛隊との連携体制の整備

(1) 県、市町村と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

(2) 県、市町村は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 県、市町村は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面

にて連絡しておく。

(4) 県及び市町村は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

６　防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市町村及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 警察

広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

(3) 消防機関

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 建設業協会

国、県、市町村との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

(5) 日本赤十字社島根県支部

県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

(6) 国土交通省中国地方整備局

緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

(7) 運送事業者である公共機関

ア　県、市町村等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

イ　運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

７　応援計画及び受援計画の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

(1) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておく。

(3) 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(4) 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

８　災害時のヘリコプター利用の協議

県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

第５　災害救助法等の運用体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　趣旨

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、県、市町村の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から運用体制を整備しておく。

２　災害救助法等の運用への習熟

(1) 災害救助法運用要領への習熟

県及び市町村は、関係法令、災害救助法に基づく災害救助の基準及び運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助実務研修会等

県は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

県及び市町村の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

３　運用マニュアルの整備

市町村は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

４　意思決定の支援体制の整備

県は、災害時に被災市町村の災害救助法の運用を支援するための体制を整備する。

５　災害救助基金の確保

県は災害救助法第23条の規定により、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、以下の方法により災害救助基金を積立てる。

⑴ 基金の積立額

当該年度の前年度の前３年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5／1000に相当する額以上とする。

災害救助基金から生じる収入はすべて災害救助基金に繰り入れる。

⑵ 基金運用の方法

ア　財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
イ　国債証券、地方債証券、勧業債券その他確実な債券の応募又は買入れ
ウ　救助法第４条第１項に規定する被服、寝具等給与品の事前購入

第６　複合災害体制の整備

◆実施機関　県（各部局）、市町村、防災関係機関

⑴ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。

⑵ 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

⑶ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第７　罹災証明書の発行体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

⑴ 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

⑵ 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

⑶ 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第７節　情報管理体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに県民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、県は平成11年度に総合防災情報システムを導入し、平成20年度、平成25年度に防災関係機関や県民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、システムの更新を実施しており、県、市町村及び防災関係機関により、今後も活用を図る。

２　対策の体系

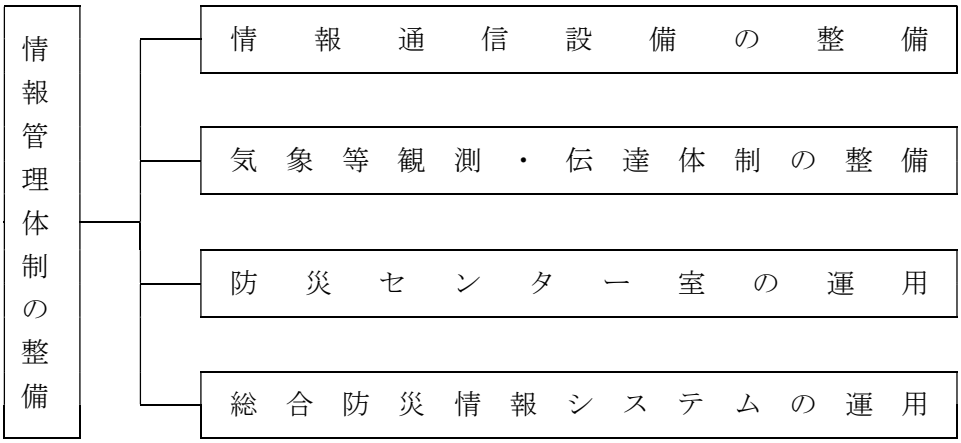

３　留意点

(1) 総合防災情報システムの活用

島根県総合防災情報システムの防災端末は、県、市町村及び防災関係機関へ設置され、気象情報、被害情報等の防災情報を収集、伝達するシステムが構築されている。このシステムを活用することにより、総合的な災害情報管理体制の整備を図る。

(2) 過去の災害の教訓に関する知見の活用

昭和58年山陰豪雨など過去の大規模災害時の教訓・課題を、県の地域特性や災害発生の時間特性も踏まえて総合的に把握し、県、市町村、防災関係機関の情報管理体制の整備に反映させる。

(3) 多様な通信手段の確保

衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 被災に備えた通信機器の運用

被災による停電等に備えて通信機器のための非常用電源の確保と適切な保守点検の実施、的確な操作を徹底するとともに、専門的な知見・技術を基に浸水する危険が低い堅固な場所への設置等を図る。

また、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

第２　情報通信設備の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、防災関係機関

１　防災行政無線

(1) 県

特に県内地方機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ無線網で、災害情報の通信にはこの防災行政無線を用いる。

なお、通信の輻輳により通信の確保が困難となる場合は、通信回線の統制、強制切断等の通信統制を行う。

(2) 市町村

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）が設置されている市町村は、当該地域内における災害情報の通信にこの防災行政無線を用いる。設置されていない市町村は、防災行政無線の整備に努める。

２　非常通信

県、市町村及び防災関係機関は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

３　地域衛星通信ネットワークシステム

（一財）自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び都道府県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の２重化を図り、音声やファクシミリ電送機能、映像受信機能を有する。

４　一斉指令システム

県一斉指令システムは、県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用したシステムであり、県から気象情報や防災事項等を一斉同報で配信し、県地方機関、市町村、消防本部、放送機関等は受令システムで受信する。

消防庁一斉指令システムは、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用した消防庁が運用するシステムであり、消防庁から災害等に係る伝達事項が配信され、県は受令システムで受信する。

第３　気象等観測・伝達体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、大阪管区気象台

１　気象観測施設の整備

(1) 気象レーダーの整備と伝送

本県における冬期の西高東低の気圧配置による強い季節風と大雪、梅雨期における局地的集中豪雨、また台風期における暴風雨等の被害は、地形の影響に起因することが多く、これらの異常気象に対処するためには、日本海や本土におけるきめ細かい気象状況の把握が必要である。このため、気象庁は、昭和41年6月、三坂山に気象レーダーを設置、同61年４月気象レーダーにレーダーエコーデジタル化装置を設置し、その後、平成20年１月にレーダー装置をドップラー化して、データの高速処理を行う等防災上大きな役割を果たしている。

(2) 地域気象観測システムの整備

本県は東西に長く、南北に短く、また山地が多い複雑な地形であり、かつ崩壊しやすい地質からなるため、地理的に極めて災害の発生しやすいところとされている。

気象庁は地域気象観測システムにより、降水量、風向・風速、気温、日照時間、積雪の各データの観測・収集を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。県内には、現在気象台（松江）１箇所、特別地域気象観測所（西郷、浜田）２箇所、地域気象観測所16箇所、地域雨量観測所８箇所を運用している。

(3) 沿岸波浪観測装置の整備

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年３月から観測が開始されている。

(1)(2)(3)による異常気象監視体制の強化と、よりきめ細かい気象状況の把握等により、防災上必要な気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の一層迅速的確な発表に努める。

なお、県は、防災行政無線による伝達のほか、総合防災情報システムにより、松江地方気象台や気象情報提供事業者の気象情報の受信やそれら機関に対して県内観測情報の送信ができるようになっている。

２　予報及び警報等伝達体制の整備

(1) 松江地方気象台では、防災気象情報の伝達は文字情報に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備した。

また、島根県総合防災情報システムと気象庁アデスとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を開始した。

(2) 関係機関は、気象予報及び警報等、水防警報、火災警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

なお、予報及び警報等の緊密な連携を図るため補助通信系として県防災行政無線局の端末局を昭和50年４月、松江地方気象台に開局した。

(3) 県、市町村、報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第57条）を締結し、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法第52条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

第４　防災センター室の運用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

災害時の県の防災情報収集伝達の中核として機能する防災センター室の整備を行っている。災害状況の把握、応急対策の意思決定、災害情報の発信を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時より防災センター室の活用方法の習熟に努める。

[防災センター室の機能]

１　災害対策本部機能

(1) 災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。

(2) 各種映像表示装置を備え、ヘリコプターテレビ電送システムや国土交通省カメラ等の現場映像等を受信する。

２　災害情報連絡機能

(1) 県内各地の災害対策本部等との通信、被害情報の集約を行う。
(2) 庁内各部局との連絡拠点とする。
(3) 現地災害対策本部との連絡拠点とする。
(4) 自衛隊、海上保安部、ライフライン機関等防災関係機関との連絡拠点とする。

３　通信指令機能

(1) 災害対策本部からの指示、命令等を防災端末、一斉指令システム、ＦＡＸ等により伝令する拠点とする。
(2) 国（消防庁、気象庁等）からの情報を県地方機関、市町村等へ伝達する。
(3) 災害対策本部設置前の災害発生の受付拠点とする。
(4) 非常時の災害情報の受付・発信拠点とする。

４　情報通信設備

(1) 防災行政無線の統制装置を設置する。
(2) ヘリコプターテレビ電送システムを設置する。

第５　総合防災情報システムの運用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、各部局）、市町村、防災関係機関

１　総合防災情報システムの全体構成

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害対策業務支援システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWebメールにて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メールにより県民及び職員に緊急情報を伝達する。また、ポータルサイトやＳＮＳを通じて県民に防災情報を提供する。

(3) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営するＬアラート（災害情報共有システム）に災害対策業務支援システムで収集した被害状況等を連係させる。

また、関係システムから提供される土砂災害危険度情報等のＬアラート（災害情報共有システム）では扱われない情報をメディアに提供する基盤とする。

(4) データ交換接続システム

気象庁アデス、消防庁 J-ALERT、水防情報システム、土砂災害予警報システム、山崩れ発生予知施設等の関係システムと接続し、各種データの交換処理を行う。

(5) 操作訓練研修システム

操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

(6) 管理システム

システムを管理する。

２　総合防災情報システムの運用体制の充実

防災センター室及び総合防災情報システムにより、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(1) 総合防災情報システムの習熟

総合防災情報システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図り、災害時における円滑な運用ができるようにしておく。

(2) 総合防災情報システムのバックアップ体制の整備

総合防災情報システムは、基幹部分を耐災害性に優れたデータセンターに設置するとともに、一般の端末、回線の障害時にも、専用回線と専用端末を通じて最小限必要な情報伝達経路を確保するなど、耐災害性を十分考慮して整備されているが、障害発生時に備えて、防災行政無線ＦＡＸなど代替手段による運用についても習熟を図っておく。

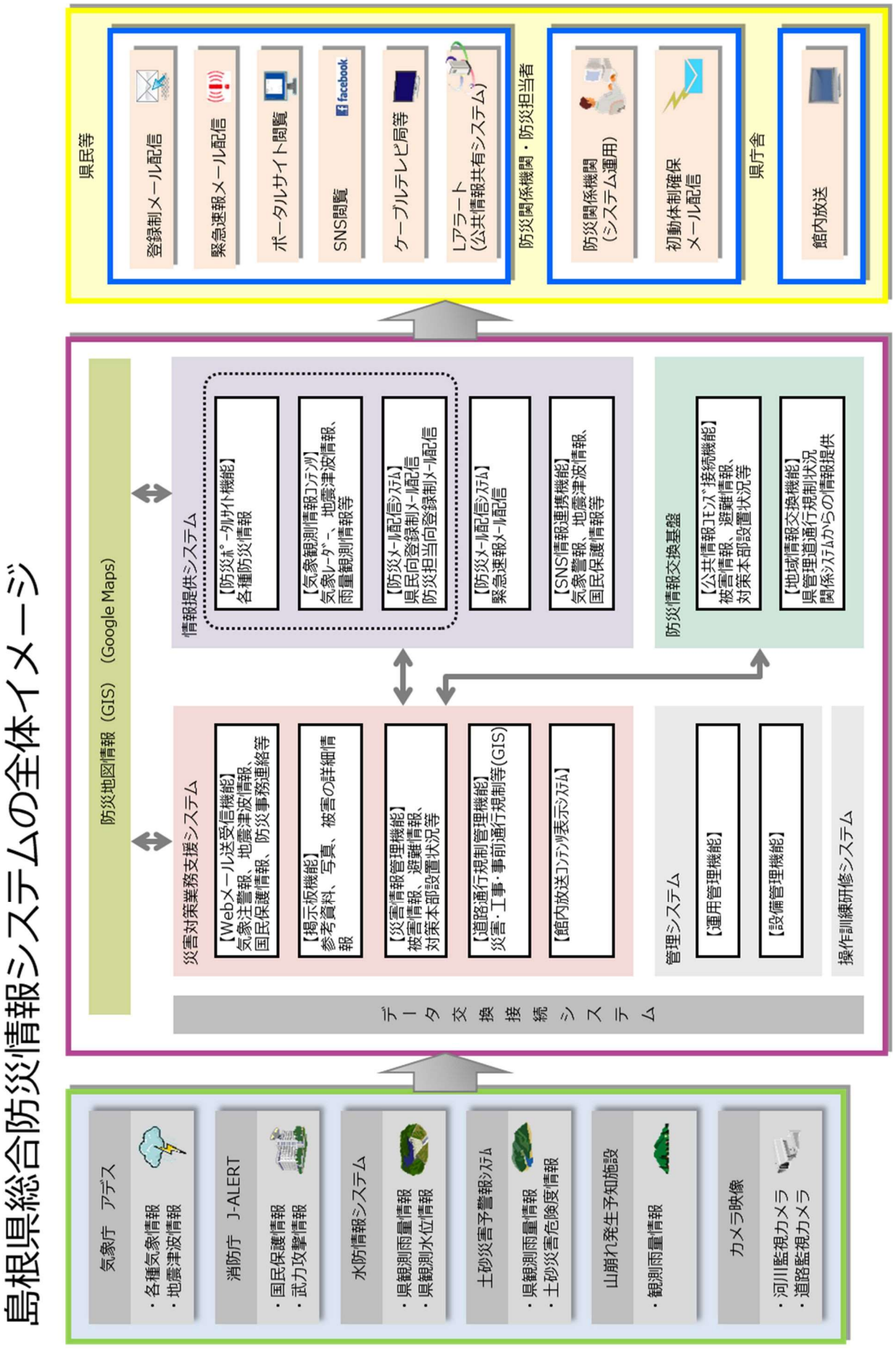
島根県総合防災情報システムの全体イメージ
気象庁　アデス
・各種気象情報
・地震津波情報
消防庁　J-ALERT
・国民保護情報
・武力攻撃情報
水防情報システム
・県観測雨量情報
・県観測水位情報
土砂災害警報システム
・県観測雨量情報
・土砂災害危険度情報
山崩れ発生予知施設
・観測雨量情報
カメラ映像
・河川監視カメラ
・道路監視カメラ
防災地図情報（GIS）（Google Maps）
災害対策業務支援システム
【Webメール送受信機能】
気象注警報、地震津波情報、
国民保護情報、防災事務連絡等
【掲示板機能】
参考資料、写真、被害の詳細情報
【災害情報管理機能】
被害情報、避難情報、
対策本部設置状況等
【道路通行規制管理機能】
災害・工事・事前通行規制等(GIS)
【館内放送ｺﾝﾃﾝﾂ表示ｼｽﾃﾑ】
情報提供システム
【防災ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ機能】
各種防災情報
【気象観測情報ｺﾝﾃﾝﾂ】
気象ﾚｰﾀﾞｰ、地震津波情報、
雨量観測情報等
【防災ﾒｰﾙ配信ｼｽﾃﾑ】
県民向登録制ﾒｰﾙ配信
防災担当向登録制ﾒｰﾙ配信
【防災ﾒｰﾙ配信ｼｽﾃﾑ】
緊急速報ﾒｰﾙ配信
【SNS情報連携機能】
気象警報、地震津波情報、
国民保護情報等
データ交換接続システム
管理システム
【運用管理機能】
【設備管理機能】
防災情報交換基盤
【公共情報ｺﾓﾝｽﾞ接続機能】
被害情報、避難情報、
対策本部設置状況等
【地域情報交換機能】
県管理道通行規制状況
関係ｼｽﾃﾑからの情報提供
操作訓練研修システム
県民等
登録制メール配信
緊急速報メール配信
ポータルサイト閲覧
SNS閲覧
facebook
ケーブルテレビ局等
Lアラート
(公共情報共有システム)
防災関係機関・防災担当者
防災関係機関
(システム運用)
初動体制確保
メール配信
県庁舎
館内放送

第８節　広報体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

２　対策の体系

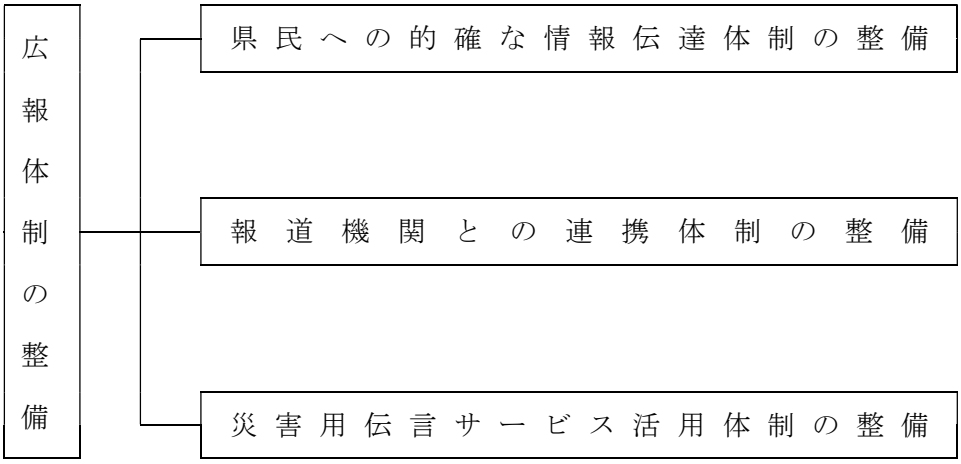

３　留意点

県及び市町村は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して特別警報及び警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第２　県民への的確な情報伝達体制の整備

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部情報政策課、農林水産部水産課）、市町村、西日本電信電話株式会社、防災関係機関

(1) 市町村は、被災者への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(3) 県、市町村及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(4) 県と放送事業者は、地上デジタル放送の特性を活かした災害情報の広報について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(5) 県、市町村及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

(6) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

(7) 県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、ホームページ（しまね防災情報）を通じて一元的に提供する。
提供する情報については、県・関係機関においてあらかじめ準備しておく。

(8) 県は、総合防災情報システムから、電子メールの配信により、登録を行った県民に気象情報や防災情報を提供する。
・簡易設定：気象等の特別警報、警報、注意報及び土砂災害警戒情報など、避難行動等に役立つ主要な情報を配信し、注意喚起を図る。
・詳細設定：水防団や要配慮者施設の管理者など、より詳細な情報を要する利用者には、詳細な気象情報、河川水位等の情報を提供する。

(9) 県及び市町村は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(10) 県及び市町村は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(11) 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(12) 県は、災害が発生した場合ＪＦしまねと協力しながら沖合に出漁している漁船等に対し迅速な情報伝達を行うため、ＪＦしまね漁業無線局の通信の充実を図る。

第３　報道機関との連携体制の整備

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、防災関係機関

県、市町村及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年１回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

第４　災害用伝言サービス活用体制の整備

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）、市町村、西日本電信電話株式会社、携帯電話各社

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、県民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町村は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町村は関係機関と協議するなど検討しておく。

第９節　避難予防対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害等の災害時には、河川出水、土砂災害、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。県、市町村及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要がある。

また、市町村は、躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

２　対策の体系

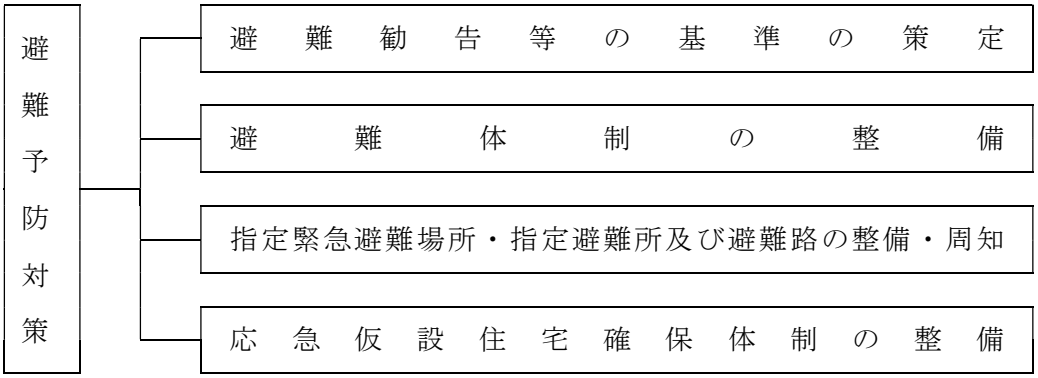

３　留意点

(1) 避難勧告等の具体的基準の策定

市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・伝達に関し、河川管理者、水防管理者、県、気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(2) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び役割の違いの周知徹底

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について、指定を終えていない市町村は、速やかに指定を終えるよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

⑷ 住民、行政及び防災関係機関の連携

市町村は、避難計画の策定に当たって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路は、日頃から標識等により分かりやすく標示し、防災訓練の実施、防災マップの配布やインターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底を図るための措置を講ずる。

⑸ 駅、ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が出入りする都市施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を行うため、事業所と行政が連携した避難予防対策を進める必要がある。

⑹ 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備の整備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

⑺ 避難の受入れ及び情報提供活動

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

県及び市町村は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

⑻ 大規模広域災害への備え

大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県は被災者の運送を円滑に行うため運送事業者等と協定を締結するとともに、県及び市町村は他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑼ 実践的な避難訓練の実施

市町村は、土砂災害について、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第２　避難勧告等の基準の策定

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村、関係機関

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

また、市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

県は、市町村に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

１　避難勧告等の種類

市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難勧告等一覧

種　　類	発令時の状況	住民に求める状況
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

２　「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

市町村は、適切な避難勧告等を行うため、下記に示す事項について検討し、避難すべき区域や具体的な判断基準などを記載した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

県は、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たって必要な情報の提供に努める。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

○水害
- 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
- 対象とする河川の特性を把握

○土砂災害
- 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

○高潮災害
- 高潮災害の発生するおそれのある区間を特定
- 高潮災害の発生しやすい気象・海象条件を把握

(2) 避難すべき区域

- 避難が必要な区域を特定
- 当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に関係する特性を把握

(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

- 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の意味合いと、住民に求める行動を確認
- 住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握
- 避難すべき区域毎に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準（考え方）を策定
- 「屋内安全確保」を講ずべき状況の基準（考え方）を策定

(4) 避難勧告等の伝達方法

- 伝達文の内容の設定
- 伝達手段及び伝達先の設定

(5) 参考とすべき情報

- 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
- 浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図
- 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
- 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- 避難勧告等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、洪水予報、特別警戒水位情報（避難判断水位）、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等）
- 情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

３　防災マップの作成

市町村は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他

洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

防災マップの作成に当たってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

４　避難勧告等に係る助言

(1) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 市町村は、避難勧告等を発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第３　避難体制の整備

１　避難計画の策定

(1) 市町村の避難計画

◆実施機関　市町村

市町村は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、避難所の運営に当たっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

ア　避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の発令基準及び伝達方法
イ　ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等
ウ　避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
エ　避難先への経路及び誘導方法
オ　避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
（ア）給水措置
（イ）給食措置
（ウ）毛布、寝具等の支給
（エ）衣料、生活必需品の支給
（オ）負傷者に対する応急救護
（カ）要配慮者の救護
カ　避難所の管理に関する事項
（ア）避難所の秩序保持
（イ）受け入れた避難者に対する災害情報の伝達
（ウ）受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
（エ）受け入れた避難者に対する各種相談業務
（オ）避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保
（カ）運営責任者の事前選任
（キ）役割分担の明確化
キ　指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
（ア）指定避難所
（イ）給水施設
（ウ）情報伝達施設

ク　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
（ア）平常時における広報
・掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
・住民に対する巡回指導
・防災訓練等
（イ）災害時における広報
・広報車による周知
・避難誘導員による現地広報
・住民組織を通じた広報
ケ　避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」参照）
（ア）避難行動要支援者等への情報伝達方法
（イ）避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
（ウ）避難行動要支援者の支援における市町村、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

◆実施機関　各施設管理者

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市町村の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市町村は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に必要な指導・援助を行う。

ア　病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ　社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ　不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンターなど不特定多数の者が出入りする都市施設等は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

◆実施機関　県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、教育庁）、市町村

県及び市町村は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

学校等は、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を乳幼児、児童及び生徒（以下児童等）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについて、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。

多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。

ア　臨時休校・下校措置に備えた体制整備
（ア）家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の

変更などの指示ができるようにしておく。
（イ）臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
（ウ）臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
（エ）災害時の学校の対応について、学校の広報紙、ＰＴＡ総会などを利用して保護者に理解を得ておく。

イ　学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、すみやかに確認を行い、対策が講じられるようにする。

ウ　小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市町村は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　その他

私立学校は、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

２　避難誘導体制の整備

◆実施機関　市町村

(1) 避難計画の習熟と訓練

市町村は、避難計画及び本編第２章第８節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難勧告等の実施要領の明確化

市町村長による避難勧告等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、市町村地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

市町村は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ　状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ　県及び市町村は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

市町村は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、住民に対し、広報紙のほか、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

また、住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛ける。

(5) 避難勧告等の伝達体制の整備

避難勧告等の伝達は、本章第８節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　同報無線等無線施設を利用して伝達する。
イ　自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
ウ　サイレン及び鐘をもって伝達する。
エ　広報車による呼びかけにより伝達する。
オ　テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。
カ　コミュニティＦＭを利用して伝達する。
キ　登録制メールにより伝達する。
ク　携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。
ケ　ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。
コ　Ｌアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

市町村長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難勧告等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

市町村は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア　避難勧告等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難勧告等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ　避難行動要支援者避難誘導体制の構築

市町村長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第４　指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア　指定緊急避難場所の指定

市町村長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定す

る。
（ア）　指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
（イ）　災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。
（ウ）　災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。
（エ）　指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。
（オ）　必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

イ　住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

⑵ 指定避難所の指定及び整備

ア　指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

（ア）指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
（イ）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。
（ウ）想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
（エ）主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
（オ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
（カ）学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
（キ）避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ　指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ　指定避難所における備蓄等の推進

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市町村は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ　指定避難所の管理者等との調整

（ア）市町村は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に避難所運営関する役割分担等を定めるよう努める。

（イ）市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市町村は、避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

２　避難先区分けの実施

◆実施機関　市町村

市町村は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

(1) 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

(2) 避難先の区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

(3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の受入れ可能な人数に余裕をもたせておく。

３　避難路の選定と確保

◆実施機関　県（警察本部）、市町村

市町村職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

市町村は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

ア　避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有するもの。

イ　避難路は、相互に交差しないもの。

ウ　避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

エ　避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。

オ　避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
カ　避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察署長は避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制を実施する。

４　避難先の住民への周知

◆実施機関　市町村

市町村は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

(1) 市町村の広報紙等
(2) 案内板等の設置
　ア　誘導標識
　イ　避難先案内図
　ウ　避難先表示板
(3) 防災訓練
(4) 防災啓発パンフレットの作成、配布
(5) 防災マップ等の作成、配布

（注）
＊　やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにも分かりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

５　避難誘導標識の整備及び住民への周知

◆実施機関　市町村

市町村は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

６　社会福祉施設等における対策

◆実施機関　県（健康福祉部）

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第５　応急仮設住宅等の確保体制の整備

◆実施機関　県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

県及び市町村は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第１０節　救急・救助体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

２　対策の体系

３　留意点

市町村は、要配慮者に対する人命の安全確保を念頭に置き、救急・救助体制の整備、充実を図る。また、県及び市町村は、医療行為を行う医療機関との一貫性ある救急救助体制を整備する。

第２　救急・救助体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

１　関係機関等による救急、救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急、救助体制の整備に努める。

(1) 市町村、消防本部の救急、救助体制の整備

ア　常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ　市町村は、当該市町村内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

また、島しょ地域や土砂崩れ等で孤立が予想される地域は、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や市町村との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ　救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ　傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
オ　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
カ　土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
キ　災害発生後急性期（おおむね３日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察の救急・救助体制の整備

ア　警察本部及び各警察署警備部隊の編成計画の整備に努める。
イ　警察用航空機、車両及び舟艇等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。
ウ　市町村や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から市町村や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

(5) 海上保安本部の救急・救助体制の整備

海上保安本部は、市町村や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

２　住民、自主防災組織等の救急、救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。市町村は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

３　消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市町村及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、市町村及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

４　災害救援ボランティア組織との連携

市町村や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や市町村が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第３　救急・救助用資機材等の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

１　救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村、消防本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

・車両

救急車、高規格救急車

・救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ*

（注）

＊　トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具

(2) 警察、自衛隊、海上保安本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車、舟艇等の整備・点検に努める。

２　救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村、消防本部

ア　土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

（ア）消防署等

・高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置

・救助用ユニット

画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）

・消防隊員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第４条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

（イ）消防団

・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第４条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

（ウ）自主防災組織

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

・防災資機材倉庫等

イ　災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア　県内警察署の各地域の中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配置して、活用するように努める。

・救助用資機材

（例）救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、車両移動器具、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ　道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

・災害活動用車両

（例）災害用強力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

(3) 自衛隊、海上保安本部

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両、救助用舟艇等の整備・点検に努める。

第１１節　医療体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害発生時において、県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

２　対策の体系

３　留意点

(1) 情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

(2) 災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市町村、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備を図る必要がある。

(3) 大規模災害が発生した場合、県内の医療チームや後方医療機関だけでは対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、隣接県をはじめとした他の自治体等との連携など災害時の広域的な連携体制の整備が必要である。

第２　情報収集管理体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、保健所）、市町村、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の稼働に必要な

インターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第３　医療救護体制の整備

◆実施機関　県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、薬事衛生課、保健所）、市町村、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図る。

さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。

第４　防災訓練

◆実施機関　県、市町村、医療関係機関、防災関係機関

災害発生時において、県、市町村医療関係機関及び防災関係機関等は、地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市町村、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第１２節　交通確保・規制体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時には、道路、橋梁、アンダーパス等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

２　対策の体系

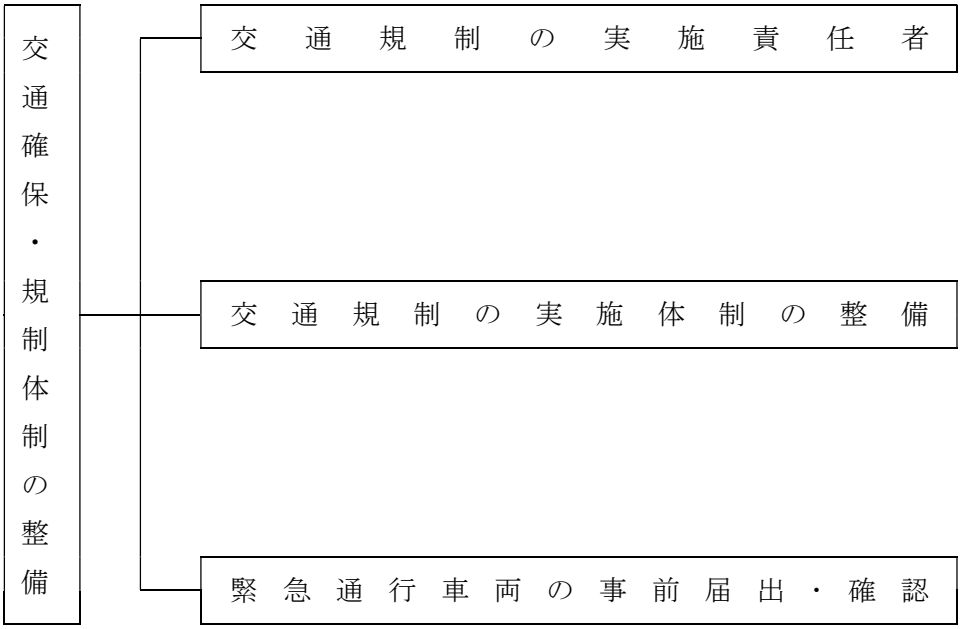

３　留意点

(1) 県は、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者と連絡を取りながら警察本部と協議して、交通規制及び緊急通行等を実施する体制を確立しておく。

(2) 災害時の緊急輸送活動を支援し、道路啓開及び規制対策を迅速に行うための人員及び、資機材の確保を目的として、あらかじめ啓開作業と関連する建設業協会や交通規制を実施するための県警備業協会等との協力体制の強化を図る必要がある。

第２　交通規制の実施責任者

◆実施機関　県（土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、第八管区海上保安本部

１　交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道及び県道） 市町村長 （市町村道） 西日本高速道路株式会社 （西日本高速道路株式会社が管理する道路）	（道路法第46条） １　道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	（災害対策基本法第76条） １　本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき （道路交通法第４条～第６条） ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ３　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市町村長	（港湾法第12条第１項第４号の２） 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規則
海上保安機関	港長（海上保安部署長） 海上保安官	（港則法第37条） １　船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき ２　海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき （海上保安庁法第18条） ３　海上における犯罪がまさに行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ急を要するとき

第３　交通規制の実施体制の整備

◆実施機関　県（土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、第八管区海上保安本部

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区　分	整　　備　　方　　針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア　交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両等の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ　交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報ｾﾝﾀｰや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ　警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（ＪＡＦ）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。 カ　道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。 また、港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第４　緊急通行車両等の事前届出・確認

◆実施機関　県（公安委員会、防災部防災危機管理課）

１　緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第１項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同施行令第32条の２第２号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク　緊急輸送の確保に関する事項
ケ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

２　規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当する。

ア　医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
ウ　患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

⑵ 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

３　届出済証の交付と確認

⑴ 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証は、附属資料の様式を参照。

⑵ 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第３の「標章」及び様式第４の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」は、第２編第２章第13節「交通確保、規制」参照。

⑶ 手続き

県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用は、県防災危機管理課と所要の調整を図っておく。

第１３節　輸送体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

２　対策の体系

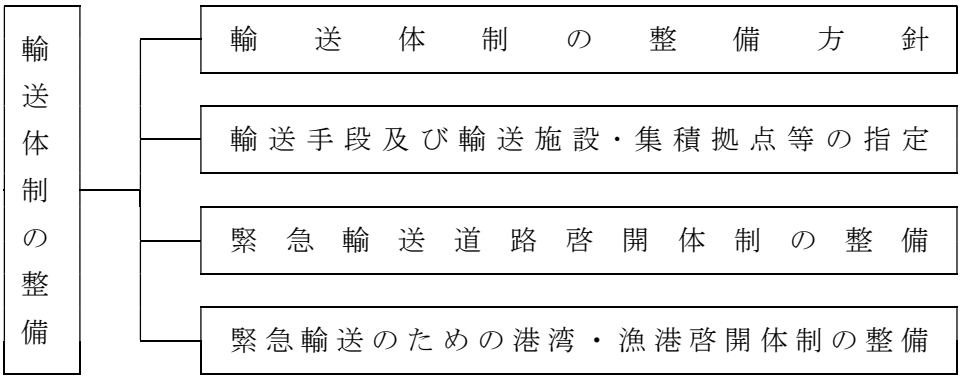

３　留意点

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）を基本に輸送体制の整備を図る。

第２　輸送体制の整備方針

◆実施機関　県（地域振興部交通対策課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、島根県水難救済会

１　輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

２　関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

(1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

(2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

(3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点の運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。

(4) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第３　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

◆実施機関　県（地域振興部交通対策課、農林水産部水産課、漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、島根県水難救済会

１　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア　自動車による輸送
（ア）災害応急対策実施機関所有の車両等
（イ）公共団体等の車両等
（ウ）貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
（エ）その他の民間の車両等
（オ）石油燃料の輸送車両等

イ　鉄道による輸送

ウ　船舶等による輸送（島根県地域防災計画（資料編）「輸送」参照）
（ア）県有船舶等
（イ）漁船等
（ウ）民間船舶等
（エ）海上保安庁の巡視船艇
（オ）自衛隊所属の船舶等

エ　航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

２　輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点の災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア　緊急輸送道路の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）参照。）

イ　港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）参照。）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、県、市町村及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点の災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア　救援物資等の備蓄・集積拠点

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）参照。）

イ　トラックターミナル等の指定

ウ　卸売市場等の指定

(3) 集積拠点の運営

県では、集積拠点において、物資の集荷・仕分け・管理・配送等民間事業者のノウハウを活用し、物流の円滑化を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送にあわせ、物流専門家等の派遣を要請する。

第４　緊急輸送道路啓開体制の整備

◆実施機関　県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部道路維持課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

１　啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

２　道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

３　道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

４　関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第５　緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

◆実施機関　県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、市町村

１　港湾・漁港啓開の作業体制の充実

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾・漁港及び臨港道路の啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

２　港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

３　関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように、啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第１４節　防災施設、装備等の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に活用できるよう体制の充実強化を図るとともに、県内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。また、県及び市町村は、各種防災装備・資機材等を整備する。

２　対策の体系

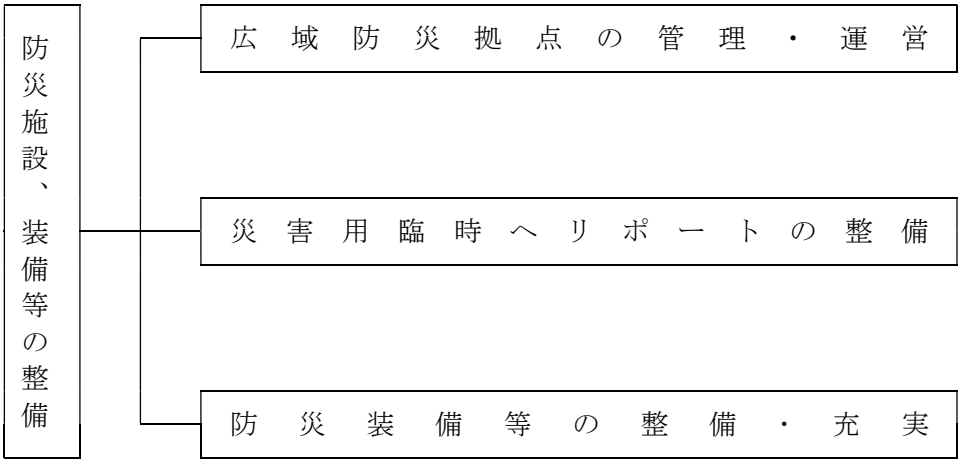

３　留意点

(1) 広域防災拠点施設及び備蓄倉庫は、職員が常駐しないため、災害時に迅速に対応できるよう体制整備を行う。

(2) 防災装備・資機材は、災害用臨時ヘリポート及び緊急輸送ネットワークの輸送拠点を活用し、県内各防災拠点を陸路・空路で有機的に結び、災害時に効果的に活用できるよう整備を図る必要がある。

(3) 防災施設・装備等は、災害発生の初期段階においてその効果を最大限に発揮できるよう、立地、活用方法その他を考慮しつつ整備する。

第２　広域防災拠点（防災活動施設）の管理・運営

１　趣旨

大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において広域航空応援のベースキャンプ及び緊急物資、資機材の集積配給基地となる広域防災拠点を適正に管理する。

２　広域防災拠点の機能

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

県東部消防学校隣接地（松江市）に、広域防災拠点を消防学校と一体として整備し、次の機能を担わせる。また、県西部（浜田市）に、備蓄機能のみ有する備蓄倉庫を配備する。

(1) 災害時広域航空応援のベースキャンプ機能

大規模災害時においては、航空機を用いた広域航空応援が不可欠となるが、県東部広域防災拠点は災害支援活動の中央基地となるため、防災航空隊員等災害対策要員のベースキャンプ機能を設ける。

(2) 緊急物資、資機材の集積配給基地機能

災害による生活に必要な物資の被害や、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合でも、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料、生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施するため、緊急物資・資機材の集積配給基地機能を設ける。

３　広域防災拠点の管理・運営

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

県は、広域防災拠点の管理・運営を行い、災害時に備えマニュアル等整備を行う。

第３　災害用臨時ヘリポートの整備

１　趣旨

市町村は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

２　臨時ヘリポートの選定

◆実施機関　県（防災部消防総務課）、市町村

市町村は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

なお、孤立可能性のある地区は、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

３　県への報告

◆実施機関　市町村

市町村は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市町村地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(1) 臨時ヘリポート番号
(2) 所在地及び名称
(3) 施設等の管理者及び電話番号
(4) 発着場面積
(5) 付近の障害物等の状況
(6) 離着陸可能な機種

４　臨時ヘリポートの管理

◆実施機関　市町村

市町村は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第４　防災装備等の整備・充実

１　趣旨

防災関係機関は、応急対策実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

県、市町村（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

２　各種防災装備等の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、防災関係機関

(1) ヘリコプター
(2) 警備用船艇、ゴムボート
(3) 特殊車両
(4) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

３　保有防災装備等の点検

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア　機械類
（ア）不良箇所の有無
（イ）機能試験の実施
（ウ）その他
イ　物資、資機材等
（ア）種類、規格と数量の確認
（イ）不良品の有無
（ウ）薬剤等効能の確認
（エ）その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

４　資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第１５節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

２　対策の体系

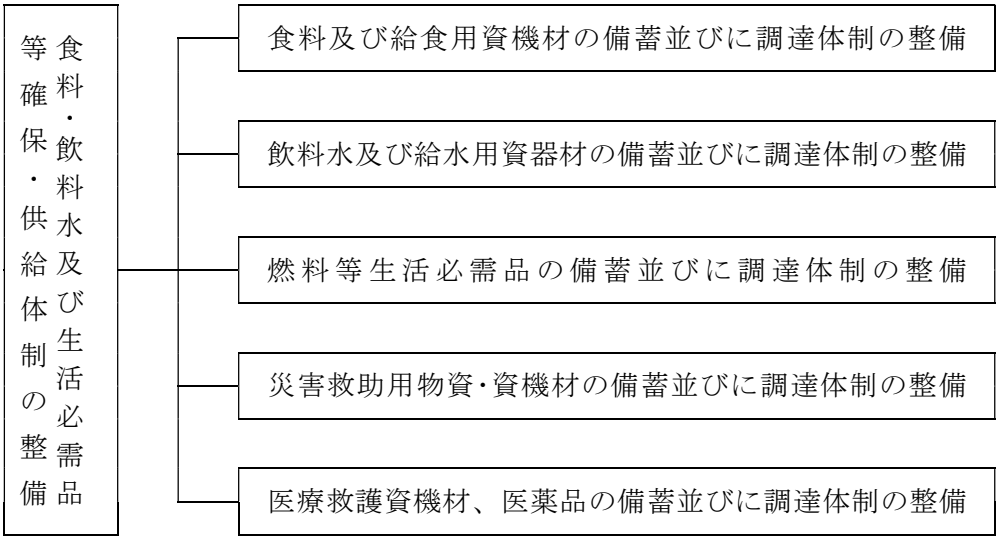

３　留意点

⑴ 想定される災害の種類と対策

備蓄数量の目標値は、県内での被害が最大となる災害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて設定する。

本計画で想定する被害は、第１編第５章「災害被害想定」に示すように、島根県地域防災計画（震災編）における想定被害より下回るため、県全体の防災備蓄等の目標値は、実質的に地震災害による想定被害を前提とする。

また、被害が一部の地域に限られる災害についても、有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておくとともに、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。

⑵ 発災時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の企業等における備蓄対策の推進を促していくことが必要である。

⑶ 発災時間と備蓄品目との対応

災害発生の季節及び時間帯等の発生時期は、考えうる最悪のケースにも対応できるように品目を選定する。（冬期用の防寒用品、夜間用の照明等）

⑷ 要配慮者、女性の視点への配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

⑸ 孤立予想地区における備蓄

孤立の可能性のある地区は、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

⑹ 集積輸送体制の確立

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

⑺ 義援品送付への配慮

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第２　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本的事項

⑴ 対象者及び品目等

ア　対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ　品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ　食料の調達、給与は市町村長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

⑵ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

◆実施機関２　市町村

市町村は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

２　食料及び給食用資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等*1（37,200人）及び災害救助従事者（4,200人）のおおむね３日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県、市町村、県民がそれぞれ１日ずつの備蓄を行うことを目標とする。

※ここでいう県民の備蓄食料とは、避難時に持出し可能なものをいう

項　　目	短期的避難所生活者等	災害救助従事者
給与対象者（人）	37,200人*1	4,200人
給　与　食　数 （３日９食）	334,800食 （食料需要量*2×３日分）	37,800食

（注）

＊１　短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数（31,000人）に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

＊２　食料需要量（１日分）＝短期的避難所生活者等（37,200人）×３食

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、１(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等（37,200人）及び災害救助従事者（4,200人）を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

◆実施機関２　市町村

市町村は、１(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

◆実施機関３　民間事業所

民間事業所は、県及び市町村からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

３　食料及び給食用資機材の調達体制の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課）

県は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに市町村、近隣県、国（農林水産省）との協定の締結等に努め、その協力を得て食料等の調達を行う。

◆実施機関２　市町村

市町村は食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

４　食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、農林水産部農産園芸課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

◆実施機関２　市町村

市町村は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

５　食料及び給食用資機材の集積地の指定

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、災害発生後の調達食料及び給食用資機材の広域集積地をあらかじめ指定しておく。

◆実施機関２　市町村

市町村は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第３　飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア　対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ　品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は被害想定に基づき、市町村の対策を補完する立場から、県の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら飲料水等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に飲料水等を確実かつ迅速に届けられるよう、飲料水等の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

◆実施機関２　市町村

市町村は、被害想定に基づき、市町村の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

２　飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

《備蓄目標数量》

県、市町村及び県民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等（37,200人）及び災害救助従事者（4,200人）のおおむね３日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、飲料水（保存水）及び給水用資器材（給水タンク、組立式貯水槽、ろ水器）の備蓄並びに調達計画に基づき、これらの円滑な確保・調達体制を整備する。

◆実施機関２　市町村

市町村は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第４　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア　燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ　品目

（ア）寝具（イ）外衣（ウ）はだ着（エ）身回り品（オ）炊事用具（カ）食器（キ）日用品（懐中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）（ク）燃料、光熱材料（ケ）携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ（コ）情報機器（サ）要配慮者向け用品（シ）女性用衛生用品（ス）紙おむつ（セ）マスク（ソ）作業着（タ）小型エンジン発電機（チ）卓上カセットコンロ、カートリッジボンベ（ツ）土のう袋（テ）ブルーシート

ウ　民間事業等への協力の要請

県及び市町村は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、被害想定に基づき各市町村が策定した燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を受け、市町村の計画を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、並びに災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら燃料等生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に燃料等生活必需品を確実かつ迅速に届けられるよう、燃料等生活必需品の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

◆実施機関２　市町村

市町村は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

２　燃料等生活必需品の備蓄

《備蓄目標数量》

県及び市町村は、被害想定に基づく短期避難所生活者（31,000人）のおおむね３日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、市町村を補完する立場から避難者のための燃料等生活必需品の備蓄に努める。

◆実施機関２　市町村

市町村は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

３　燃料等生活必需品の調達体制の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、商工労働部商工政策課）

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、協定の締結に努める。

◆実施機関２　市町村

市町村は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

４　燃料等生活必需品の輸送体制の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、商工労働部商工政策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、県が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努め、輸送体制を整備しておく。また、これらの輸送力が不足した場合、自衛隊へ要請することにより輸送力を確保できるよう事前に協議しておく。

◆実施機関２　市町村

市町村は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市町村が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

第５　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

◆実施機関　防災関係機関

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

１　基本事項

(1) 対象者及び品目等

ア　対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市町村が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ　品目

（ア）ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋
（イ）バール、ジャッキ、のこぎり
（ウ）発電器、投光器
（エ）ハンドマイク
（オ）移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
（カ）テント、防水シート
（キ）懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
（ク）仮設トイレ（簡易トイレ）
（ケ）道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
（コ）間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、被害想定に基づき、市町村を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

◆実施機関２　市町村

市町村は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

２　災害救助用物資・資機材の備蓄

《備蓄目標数量》

県及び市町村は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資･資機材の備蓄を行う。災害直後の救助活動の緊急度を考慮し、基本的に市町村を中心として備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて各市町村が決める。

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

◆実施機関２　市町村

市町村は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

３　災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課）

県は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

◆実施機関２　市町村

市町村は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

４　災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、広域防災拠点における備蓄物資等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課等と十分協議しておく他、これらの物資等を必要とする地方機関や市町村の集積地までの輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

◆実施機関２　市町村

市町村は、災害救助用物資・資機材等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第６　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

１　基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

(2) 品目及び目標数量

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。（資料2.1.15.1参照）

２　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

《備蓄目標数量》

備蓄を必要とする品目及び数量は、被害想定に基づく負傷者数を目安とする。

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、薬事衛生課）

県は、被害想定に基づき、備蓄すべき医療救護資器材並びに流通在庫から調達すべき医薬品の品目、数量、輸送方法及びその他必要事項等を策定する。

◆実施機関２　市町村

市町村は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、市町村が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

(1) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

(2) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

３　医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

◆実施機関１　県（地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

県は、医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について担当課と協議しておくとともに、医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の整備を図る。

◆実施機関２　市町村

市町村は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

資料2.1.15.1

○　大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

１．発災から３日間＜主に外科系措置（重症患者は医療機関へ搬送までの応急処置）用＞の医薬品等

予想される傷病・障がい	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折　等

＜医療用＞

必要性の高い医薬品 （薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
○医療材料 （小外科セット、縫合セット、包帯等）	体外出血を伴う各種外傷	・大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・保管は容易 ・ディスポ製品が適当
○細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血 ショック　等	・大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可 ・保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	・日赤血液センターの対応が期待できる ・有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 （小児用含む）	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折　等	・大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・冷所保存薬剤は不適（常温品が適当）
・抗生物質製剤 （小児用含む）	多発外傷、二次感染予防、各種感染症	・大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・適応症が多様であり３日目以降も高需要が予想される ・保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	・大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	・初期は大量需要が予測される ・保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同　　上
・強心剤、昇圧剤	心疾患（心不全等）、低血圧	同　　上
・局所麻酔剤	外傷等（外科措置用）	・外科措置用剤として必要性は高い ・保管は常温可

＜一般用＞

必要性の高い医薬品（薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・シップ薬 （鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤） 冷シップ 温シップ	打撲、筋肉痛、腰痛	・初期には特に冷シップの需要が増す ・嵩張るが保管は容易 ・保管は常温可
・殺菌消毒薬 （その他の外皮用薬）	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・プラスチックボトル（100ml入）が保管、使用に便利 ・希釈不要のものが適当･保管は常温可
・衛生材料 （ガーゼ、包帯、脱脂綿、紙おむつ等）	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） ・保管時はセットにしておくと便利 ・保管は常温可
・ストマ用装具 （蓄便袋、蓄尿袋）	オストメイト	・対象者数を把握可 ・保管は常温可

２．　外部からの救援が見込まれる3日目以降＜主に急性疾患措置用＞の医薬品等

予 想 さ れ る 傷 病	心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症　等

季 節 的 な 疾 病	インフルエンザ、食中毒等

＜医療用＞１の他

必要性の高い医薬品（薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・鎮咳剤、去たん剤 （小児用含む）	感冒、慢性疾患　等	・特に冬季に大量需要が予測される ・集団避難生活への気遣いからも多く求められる ・保温は常温可
・止しゃ剤、整腸剤 （小児用含む）	下痢、その他	・体力の低下に伴い多発（＝需要大） ・保温は常温可
・便秘薬 （下痢、浣腸剤）	便秘	・水分の摂取不良等から多発（＝需要大） ・他種類の剤型あり（坐剤は冷所保存） ・飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症、神経症、PTSD	・避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可
・口腔用塗布剤 （その他の消化器官用薬）	口内炎、舌炎	・栄養摂取不良から多発（＝需要大） ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可

必要性の高い医薬品 （薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	・慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ・保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、胃部不快感、食欲不振	・避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・種類は豊富 ・保管は常温可
・総合感冒剤 （小児用含む）	感冒	・特に冬季に大量需要が予測される ・避難生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

＜一般用＞１の他

必要性の高い医薬品 （薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	・中期以降に多発（＝需要大） ・特に医師、薬剤師の指示が必要 ・保管は常温可（保管対策は必要）
・便秘薬 （下剤、浣腸剤）	便秘	・中期以降に多発（＝需要大） ・保管は常温可
・ビタミンＢ剤	栄養補給、肉体疲労、眼精疲労	・避難生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・嵩張るがドリンク剤は便利 ・保管は常温可
・絆創膏	各種外傷	・各種サイズが必要 ・保管は容易
・目　薬 （眼科用剤）	充血、抗炎症、眼精疲労、アレルギー、抗菌　等	・埃、粉塵による障害多発（＝需要大） ・有効期限が短いので要注意 ・保管は容易
・マスク	感冒、その他予防	・埃、粉塵が多い場合必要性が高い （阪神では一時的に不足した）
・うがい薬 （含嗽剤）	感染予防、口内殺菌	・避難生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・特に冬季に需要が高まると予測される ・溶解の必要な散剤は不適 ・保管は常温可
・一般用総合感冒剤	感冒	・特に冬季に大量需要が予測される ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

３．避難所生活が長期化する頃＜主に慢性疾患措置用＞の医薬品等＝医療機関へ引継ぐまでの応急的措置

予 想 さ れ る 傷 病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病、心臓病　等

季 節 的 な 疾 病	花粉症、 喘息、 真菌症　等

＜医療用＞１、２の他

必要性の高い医薬品（薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い（＝需要大） ・保管は常温可
・抗血栓用剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用（中断は危険） ・保管は常温可
・糖尿病用剤（インスリン注射 経口糖尿病治療剤）	糖尿病	・糖尿病患者は意外に多く、患者にあった剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる
・心疾患用剤	心疾患（狭心症、心不全、心筋梗塞、不整脈）	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要 ・外用剤（貼付剤）もある ・避難所生活長期化に伴い発作多発
・喘息治療剤	喘息（気管支喘息含む）	・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤（小児用含む）	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮膚疾患剤	真菌症　他	・特に夏季に需要が増すと予測される ・保管は容易

＜一般用＞１、２ の他

必要性の高い医薬品（薬効別）	適 応 す る 傷 病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・胃腸薬（消化性潰瘍用剤、健胃消化剤、制酸剤、複合胃腸剤、その他の消化器官用薬）	消化不良、胃腸痛、胃部不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤	下痢	同　　上
・鼻炎薬（耳鼻科用剤）	鼻炎（鼻水、鼻閉　等）	・季節によっては大量需要が予測される ・保管は常温可
・アレルギー用薬	アレルギー性疾患（じんましん、花粉症）	同　　上
・公衆衛生用薬	〈用途〉 ・防疫活動用	・季節によっては大量需要が予測される ・消毒液散布用の器具が必要 ・保管は常温可

第１６節　廃棄物等の処理体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時には、建物の浸水、流失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

２　対策の体系

３　留意点

風水害時における災害廃棄物等の効果的な処理体制の整備を図る。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第２　廃棄物処理体制の整備

◆実施機関　市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

１　趣旨

風水害にともない大量に発生した粗大ごみや流木等の災害廃棄物を適正に処理する体制を整備する。

２　廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

県及び市町村等は、本編第２章第23節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

３　維持管理対策

市町村等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

４　災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

(1) 環境衛生に支障がないこと。
(2) 搬入に便利なこと。
(3) 分別等適正処理の対応ができること。

第３　し尿処理体制の整備

◆実施機関　市町村、し尿処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

１　趣旨

風水害時に発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

２　し尿処理要領の習熟と体制の整備

市町村等は、本編第２章第23節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

３　災害用仮設トイレの整備

県及び市町村等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。

４　し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第４　応援協力体制の整備

◆実施機関　県（環境生活部廃棄物対策課）、市町村、廃棄物等処理関係一部事務組合

県は、市町村等における廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は各市町村等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような風水害に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、市町村等は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第１７節　防疫・保健衛生体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時の被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

２　対策の体系

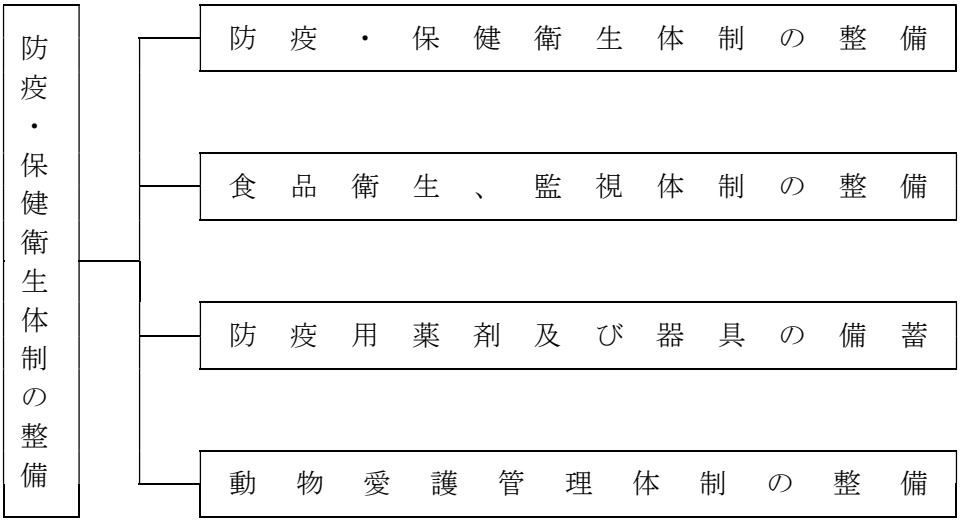

第２　防疫・保健衛生体制の整備

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

県(保健所)及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

１　県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所１班とし、１班の編成は医師１名、保健師又は看護師１名、臨床検査技師１名、事務連絡員１名の４名を基準とする。

２　市町村の防疫班の編成

市町村は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

３　防疫・保健衛生活動要領の習熟

県、市町村及び関係機関は、本編第２章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

第３　食品衛生、監視体制の整備

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第４　防疫用薬剤及び器具の備蓄

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

県及び市町村は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

島根県地域防災計画（資料編）「備蓄薬品の在庫場所、品名」参照。

第５　動物愛護管理体制の整備

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第１８節　消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

第１　基本的な考え方

１　趣旨

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害による被害を軽減するためには、県民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、県、市町村は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

２　対策の体系

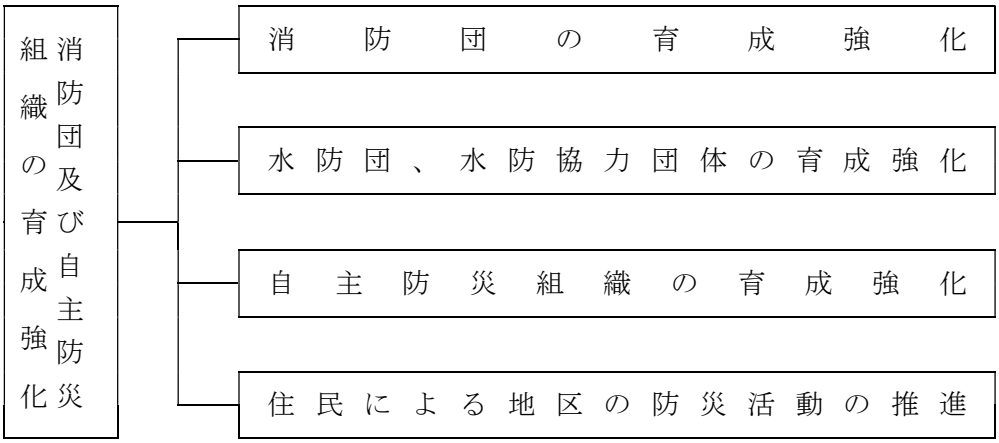

第２　消防団の育成強化

◆実施機関　県（防災部消防総務課）、市町村

１　基本方針

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

２　現状及び今後の取り組み

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

今後は、県及び市町村において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

(1) 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
(2) 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
(3) 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。
(4) 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
(5) 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第３　水防団、水防協力団体の育成強化

◆実施機関　県（土木部河川課）、市町村

県及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第４　自主防災組織の育成強化

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　地域の自主防災組織の育成強化

(1) 全体計画

ア　基本方針

風水害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが警戒避難を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

イ　自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

（ア）町内会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。

（イ）町内会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。

（ウ）町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

ウ　自主防災組織の平常時の活動

（ア）コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

（イ）防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

（ウ）防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

（エ）防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

エ　自主防災組織の災害時の活動

（ア）情報の収集・伝達

（イ）出火防止、初期消火

（ウ）避難誘導

（エ）救出救護

（オ）給食給水

（カ）要配慮者の安全確保　等

オ　自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市町村、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市町村、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

カ　民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブの育成強化を図る。

(2) 現況及び短期計画

ア　自主防災の育成

県内の自主防災組織数は、1,224団体（平成29年4月1日現在）であるが、組織率の低い市町村もあるため、引き続き県は、市町村、消防本部への指導・助言や各種訓練への自主防災組織の参加などを通じて、自主防災組織の育成・強化を図る。

イ　民間防火組織の育成

県内の民間防火組織の結成状況（平成29年4月1日現在）は次のとおりである。

（ア）幼年消防クラブ　212団体　13,773人
（イ）少年消防クラブ　 47団体　 3,087人
（ウ）婦人防火クラブ　398団体　13,660人

第５　住民による地区の防災活動の推進

◆実施機関１　住民

市町村内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

◆実施機関２　市町村

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第１９節　企業（事業所）における防災の促進

第１　基本的な考え方

１　趣旨

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

県及び市町村は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などを推進する必要がある。

２　対策の体系

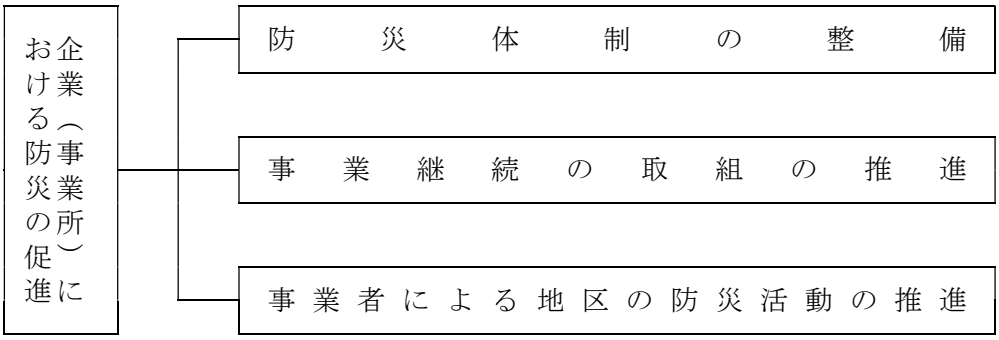

第２　防災体制の整備

◆実施機関１　県（商工労働部商工政策課）

県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、市町村とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、市町村が行う防災組織整備の支援を行う。

◆実施機関２　市町村

市町村は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

◆実施機関３　企業（事業所）

(1) 企業（事業所）は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などの防災体制の整備に努める。

(2) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等（地下街その他地下にも受けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。なお、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、情報収集及び伝達に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。

(4) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。

第３　事業継続の取組の推進

◆実施機関１　県（商工労働部商工政策課）、市町村

県及び市町村は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

◆実施機関２　企業（事業所）

企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４　事業者による地区の防災活動の推進

◆実施機関１　企業（事業所）

市町村内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

◆実施機関２　市町村

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第２０節　災害ボランティアの活動環境の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・ＮＰＯ等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

２　対策の体系

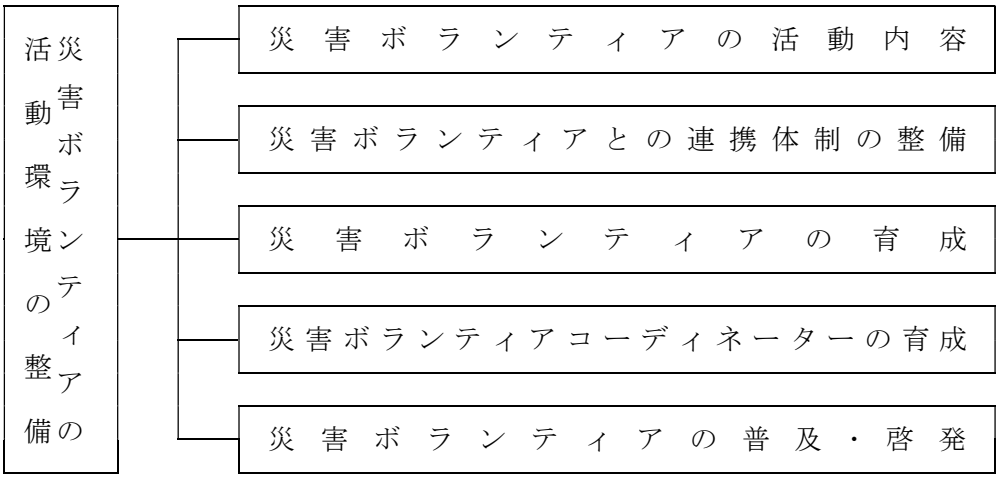

第２　災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

一般ボランティア

(1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
(2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
(3) 救援物資、資器材の仕分け・配給
(4) 軽易な応急・復旧作業
(5) 災害ボランティアの受入業務
(6) 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

第３　災害ボランティアとの連携体制の整備

◆実施機関　県（防災部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村

県は、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用に努める。

第４　災害ボランティアの育成

◆実施機関　県（防災部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係機関

県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

第５　災害ボランティアコーディネーターの育成

◆実施機関　県（環境生活部環境生活総務課、健康福祉部地域福祉課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係機関

県は、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第６　災害ボランティアの普及・啓発

◆実施機関　県（防災部、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係機関

県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

第２１節　防災教育

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、県民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動の展開に努める。その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

２　対策の体系

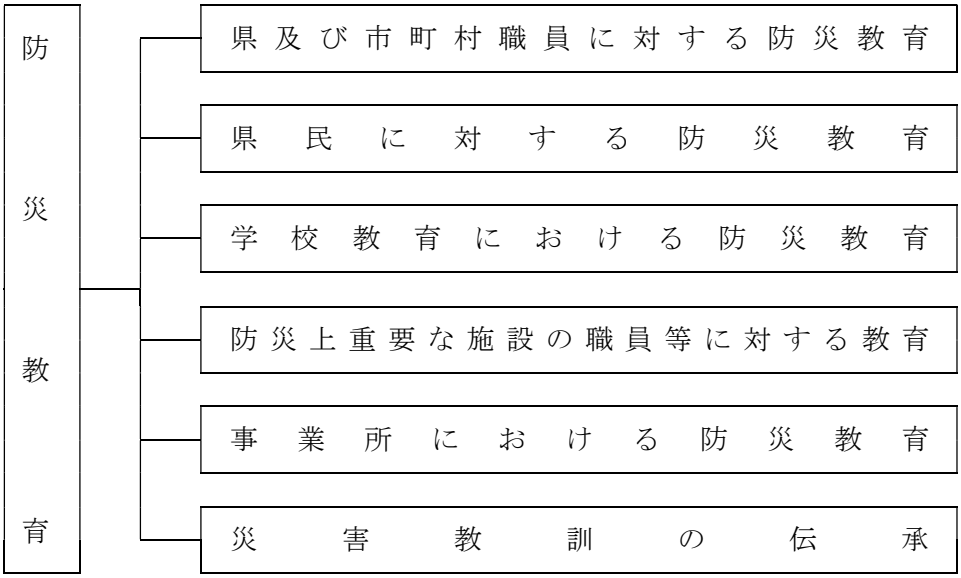

３　留意点

(1) 本県においては、昭和58年７月豪雨や平成18年7月豪雨の経験もあるため、県民の風水害に対する認識は、他県に比べやや高いものと推察される。しかしながら、防災活動上の経験の風化を防ぐ意味から、今後も防災教育が必要である。

(2) 全国各地で発生した豪雨、台風災害による教訓・課題を最大限に生かすため、様々な工夫をする必要がある。そのため、第１編第５章「災害被害想定」に示した風水害時の防災関係機関及び住民の警戒避難上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、風水害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災教育を推進しておく。

(3) 本県が全国有数の高齢化傾向にある特性を踏まえ、特に高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、災害時の男女のニーズの違い等にも配慮のうえ、防災教育を系統的に推進する。

(4) 昭和58年７月豪雨時における教訓等を踏まえ、孤立時の対応及び安否情報の発信等、発災時の対応について、パンフレットの作成などにより、平常時から啓発に努める。

(5) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

第２　県及び市町村職員に対する防災教育

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村、防災関係機関

県及び市町村等の職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

１　教育の方法

(1) 講習会、研修会の実施
(2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
(3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発資料の作成・配布
(4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

２　教育内容

(1) 気象及び風水害についての一般的知識
(2) 防災対策の現況と課題
(3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
(4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
(5) 職員のとるべき行動
(6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法等）、及び医療・救護等の技能修得
(7) 総合防災情報システムの操作方法等
(8) その他必要な事項

第３　県民に対する防災教育

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、教育庁社会教育課）、市町村、防災関係機関

県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、最低３日間、推奨１週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

１　普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発

自主防災組織、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 広報媒体による普及

県及び市町村は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

ア　ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、県ホームページ（防災に関するページの活用）等
イ　新聞、雑誌
ウ　広報紙やパンフレット等の印刷物
エ　防災ビデオ
オ　講演会・映画上映会等の開催
カ　防災マップ

２　周知内容

(1) 県内の防災対策

(2) 風水害（豪雨、台風、高潮等）に関する一般的知識と過去の災害事例

(3) 風水害に対する平素の心得
ア　浸水・高潮及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
イ　家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化
ウ　家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
エ　火災の予防
オ　応急救護等の習得
カ　避難の方法（避難路、避難先の確認）
キ　食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低３日（推奨１週間）分）
ク　非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
ケ　自主防災組織の結成
コ　要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
サ　ボランティア活動への参加
シ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
ス　浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
セ　ライフライン途絶時の対策
ソ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 災害発生時の心得
ア　災害発生時にとるべき行動（場所別）
イ　出火防止と初期消火
ウ　自宅及び周辺地域の被災状況の把握
エ　救助活動
オ　テレビ・ラジオ等による情報の収集
カ　避難実施時に必要な措置
キ　避難先での行動
ク　自主防災組織の活動
ケ　自動車運転中及び旅行中等の心得
コ　災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
サ　マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

(5) 特別警報及び警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令時に取るべき行動、避難先での行動

第４　学校教育における防災教育

◆実施機関　県（教育庁）、市町村

１　趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

(2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

２　各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実状に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

３　学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

４　教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく

第５　防災上重要な施設の職員等に対する教育

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課、薬事衛生課）、市町村

１　防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

２　防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第６　事業所における防災の推進等

◆実施機関１　県（商工労働部商工政策課）、市町村

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めることが必要である。

県及び市町村は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに、事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

◆実施機関２　事業所

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

第７　災害教訓の伝承

◆実施機関　国、県（総務部、防災部、農林水産部、土木部、教育庁）、市町村

(1) 国、県、市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。国、県、市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第２２節　防災訓練

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時には、県、市町村及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

２　対策の体系

３　留意点

(1) 県、市町村及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するに当たっては、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第４条、第５条、第６条及び第７条）に即した内容となる訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
　災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める

(2) 救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた事後評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。既往豪雨・台風災害による教訓・課題を最大限に生かす必要がある。そのため、第１編第５章「災害被害想定」に示した風水害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、風水害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

第２　総合防災訓練

◆実施機関　県、市町村、防災関係機関

１　県

県は、広域市町村が連携して行う防災訓練に参加し、県災害対策本部、地区災害対策本部の設置・運営訓練など県自らの訓練を実施するとともに、災害救助法の実地訓練など、市町村を包括する広域の地方公共団体として、総合調整機能を確立するための訓練を実施する。

２　市町村（広域連携）

各市町村は、県（各地区）、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

３　市町村（単独又は隣接市町村と共同）

市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

４　防災関係機関及び県民等

陸上自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自主防災組織及び県民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

第３　個別訓練

◆実施機関　県、市町村、防災関係機関

県、市町村及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

１　予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

２　災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次の通りとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

県及び市町村は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

県及び市町村は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 情報収集・非常通信訓練

風水害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳や途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、県及び市町村は、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

(4) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

また、県及び消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

(5) 水防訓練

国、県、市町村ほか水防機関は、水防団及び水防協力団体と連携して、出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。

(6) 避難訓練

ア　学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

イ　市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

ウ　市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

また、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

エ　市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(7) 医療救護訓練

県、市町村、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(8) 図上訓練その他の訓練

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練（シミュレーション訓練）や、防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等など、各種の訓練を実施する。

市町村は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、ＤＩＧ（Disaster Imagination Game　図上訓練ゲーム）の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

３　災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

(1) 鉄道、道路の交通確保
(2) 復旧資材、人員の緊急輸送
(3) 決壊堤防の応急修復
(4) 電力、通信施設の応急修復

４　防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、県、市町村が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条２項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならず、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は別記の通り）。

災対法施行規則別記様式第１（第１条の２関係）

備　考

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第２３節　要配慮者等安全確保体制の整備

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本県の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

２　対策の体系

３　留意点

要配慮者の防災対策の実施に当たっては、次の事項に留意し対策を進めていく。

(1) 発災時間と対策との対応

災害発生の季節、時間等は、冬期、夏期、夜間など条件の悪い時期を想定する。また、平日でも住民の少ない時間帯において災害が発生したときの要配慮者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

(2) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害には、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

(3) 外国人に対する配慮

国際化の進展に伴い、本県に居住あるいは来訪する外国人の数は増加してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性は高まってきており、言葉や文化の違いを考慮し、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等を実施していくことが必要である。

(4) 避難後の要配慮者への配慮

県及び市町村は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第２　避難行動要支援者等支援体制の構築

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、健康福祉部健康福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課）、市町村、防災関係機関

１　避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市町村は、避難計画（本編第２章第８節「避難活動」参照。）の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達方法

(2) 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

(3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、市町村の役割分担

２　避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、市町村地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

ア　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して決定し、その機関名等を定める。その際、地域の実状を踏まえ避難支援者を決めるとともに、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者の避難能力の有無、要件の設定については、主として次のような点が想定されるが、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、避難支援等関係者の判断や、形式要件から漏れた者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることができる仕組みなど、きめ細かい要件を定める。

（ア）警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
（イ）避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
（ウ）避難行動をとる上で必要な身体能力
（エ）要介護状態区分
（オ）障がい支援区分

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市町村の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。

エ　名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等名簿情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。

オ　名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市町村が講ずる措置を定める。

（ア）当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

（イ）市町村内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する

（ウ）災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

（エ）施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する

（オ）受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する

（カ）避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する

（キ）名簿情報の取扱状況を報告させる

（ク）避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

カ　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

（ア）避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。

ａ　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする

ｂ　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する

ｃ　要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達すること　　など

（イ）多様な手段の活用による情報伝達

要配慮者の聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況に応じた具体的な伝達手段を定める。

キ　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

３　避難行動要支援者の避難支援

(1) 市町村は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別計画等の作成に努める。

(2) 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

４　県の避難行動要支援者支援体制

県は、市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供等に努める。また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、

関係機関、団体等との協力体制を整備する。

第３　地域における要配慮者対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課）、市町村、防災関係機関

１　防災設備、物資、資機材等の整備

市町村は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

２　要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市町村は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

３　防災基盤の整備

県及び市町村は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・受入れできる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

４　外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進する。

この他、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第４　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、健康福祉部地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課）、市町村、社会福祉施設・病院等の施設管理者、防災関係機関

１　防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

２　組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連格や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

３　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

４　防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

５　防災基盤の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第２４節　孤立地区対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

２　対策の体系

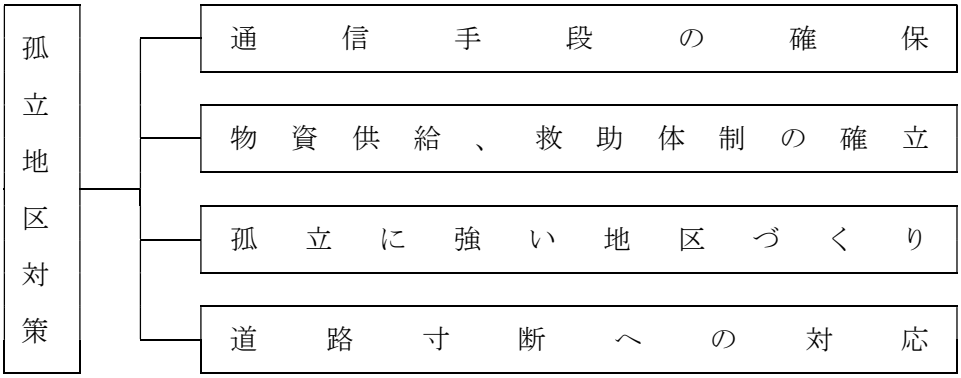

３　留意点

市町村は、大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立する可能性のある地区を特定し、あらかじめ、地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄の状況等実態を詳細に把握しておくとともに、孤立発生情報等の伝達体制を整備する。特に、孤立時に、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要のある要配慮者については平素から把握し、孤立発生時に備える。

第２　通信手段の確保

◆実施機関　市町村

１　多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市町村、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

２　被災に備えた通信設備の運用

市町村及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

３　通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

第３　物資供給、救助体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や市町村、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

２　ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

第４　孤立に強い地区づくり

◆実施機関　市町村

１　備蓄の整備・拡充

孤立の可能性がある地区は、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

２　避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも７２時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

３　マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第５　道路寸断への対応

◆実施機関　中国地方整備局、県（農林水産部森林整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、港湾空港課、警察本部交通規制課）、市町村

１　対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

２　道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第２章　風水害応急対策計画

島根県における迅速かつ円滑な風水害応急対策を実施するための計画の構成は以下のとおりである。

第１　活動体制の確立に関する対策

風水害による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、県、市町村及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、県は、職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等の設置、防災ヘリ運用体制、情報収集連絡体制等を迅速に確立する。また、必要に応じて、他の都道府県・市町村・消防機関への広域応援要請、自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化するほか、災害救助法を適用し、救助体制を確立する。

市町村、防災関係機関は、各々の活動体制を早急に確立する。

第２　被害の拡大を防止するための応急対策の実施

風水害発生前から発生直後の警戒・避難期において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、気象予報・警報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、水防、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急救助、医療救護、警備活動、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

第３　被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

風水害による被害が一段落した事態において、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び、燃料等生活必需品等を供給するため、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、備蓄物資を活用するほか、必要物資を調達する。さらに、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体対策、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備は、災害発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

第１節　応急活動体制

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、県、市町村、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、市町村は、市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 県

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。

また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 市町村

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村は第一線的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用して災害応急対策活動を実施する。

市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

また、市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 防災関係機関等

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害警戒本部、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施するとともに、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用する。

２　対策の体系

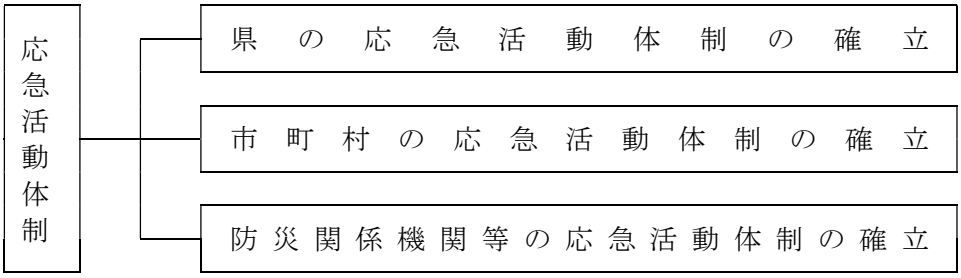

３　留意点

風水害時に迅速・的確な応急対策を実施するためには、警戒・避難期からの情報収集、動員配備に着手するとともに、災害初動体制等を早期確立するための意思決定が重要となる。

県民に対する防災対策は、第一次的には市町村が実施者となるが、大規模な風水害等災害時は、被災市町村と応援市町村・防災関係機関の活動にかかる相互の連携が重要となる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、各々の機関の役割を踏まえた災害応急対策を的確に実施できるよう、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

特に、県、市町村及び総合防災情報システムの利用が可能な防災関係機関は、職員に対する気象等の特別警報、警報及び注意報等の情報配信や初期の情報収集・伝達などにおいて積極的にシステムの活用を図る。

第２　県の応急活動体制の確立

◆実施機関　県

１　災害時の県の役割

風水害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 県内外の防災機関の活動喚起

ア　県内の防災機関の活動喚起

県内市町村の防災体制の早期確立を促す。特に、甚大な被害を被っている被災市町村の活動体制確立を喚起するとともに、県民、県内企業・団体・ボランティア等の救援活動の協力体制の確立を促す。

イ　県外の防災力要請について必要性の判断

災害状況を踏まえ、自衛隊災害派遣や他の都道府県・市町村・消防機関への応援要請の必要性を早い段階から検討し、災害派遣要請や応援要請に備える（県外の企業・団体等も同様)。

(2) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が風水害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

(3) 広域的な防災活動の総合調整

ア　県内市町村の防災活動の統制

相互応援協定を活用し応援を必要とする市町村を把握し、必要な防災力を投入する。

イ　応援自治体・自衛隊の派遣先等の調整

複数の被災市町村に対する他県の応援部隊、自衛隊等の派遣先や活動内容を調整し、効果的な救援活動を実施できるようにする。

ウ　災害現場での活動調整

現地災害対策本部や地方機関が活動調整することにより、関係機関相互の組織的連携を確立し、災害現場での混乱を回避し、効果的な活動ができるようにする。

(4) 市町村の防災活動の支援

ア　市町村の防災環境の改善

警戒・避難期の初期段階から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともにその改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

・主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
・重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
・効果的な広報による混乱防止

・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ　被災地への県職員の派遣

必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ　激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要が生じる。

(5) 県本来の防災業務の遂行

(1)～(4)以外の県が管轄する施設、道路・港湾、災害危険箇所等の災害対策、自衛隊災害派遣要請、広域応援要請、放送要請等の県本来の防災業務を遂行する。

また、必要に応じて指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

２　災害体制の決定、動員及び本部等の運営

(1) 災害体制及び動員の決定

風水害等の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、本庁各部（局）、教育委員会及び地方機関は、風水害体制及び動員計画に従って災害対策要員である関係職員を動員する。

風水害等災害が発生した場合は、次頁の「風水害体制の基準」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

(2) 職員の参集

職員は、テレビ・ラジオや総合防災情報システムの電子メール等の様々な手段で気象等の特別警報及び警報や災害情報を認知したときは、風水害災害体制の基準に基づき、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するが、あらかじめ定めた基準に該当する配備予定職員に対しては、電話等により災害の状況に応じて連絡する。

ただし、通信施設の途絶等により通知が著しく困難な場合又は緊急非常の場合は、ＮＨＫ松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ放送及びエフエム山陰に要請する。

(3) 登庁が困難な職員の参集方法

災害による交通のしゃ断のため所属する課又は地方機関（以下「課等」という。）に登庁することが困難な場合には、参集可能な最寄りの県機関のいずれか（原則として下の順序による）に登庁し、申告のうえ当該課等の長の指揮下に入る。

ア　本庁職員

①　所属する部の地方機関
②　隠岐支庁県民局、各県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所
③　その他の最寄りの県機関

イ　地方機関の職員

①　所属する部の地方機関（松江地区に参集する場合は所属する部の本庁主管課）
②　隠岐支庁県民局、各県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所
③　その他の最寄りの県機関

当該課等の長は、所属、氏名、参集時間等を確認のうえ、当該地方機関等において災害対

策に従事させる。

風水害災害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1　県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く）	自動配備	自動配備（大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	消防総務課、防災危機管理課、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
災害警戒本部	1　県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200㎜以上と予想されるとき	自動設置	自動設置（同　上）	風水害第１又は第２動員を配備　※１
	2　防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する
	3　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害対策本部	1　県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置（特別警報が発表された市町村を所管する地区）	風水害第３動員を配備
	2　県内の地域で大雨警報が発表され、かつ１時間雨量80㎜以上で24時間雨量が200㎜以上と予想されるとき	自動設置	自動設置（大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	風水害第３動員を配備
	3　知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する
	4　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※１　災害警戒本部設置時の動員体制は原則、第１動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第２動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。

１　地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。
２　風水害第１～第３動員の人員は、別に定めるところによる。
３　警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。
４　県水防本部の災害体制は、県水防計画の定めるところによる。

雨の強さと降り方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成12年8月作成）（平成14年1月一部改正）

1時間雨量（㎜）	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋　内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる					雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

（注１）「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。
（注２）猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。
（注３）表はこの強さの雨が１時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
１　表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。
この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
２　この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

風の強さと吹き方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成12年8月作成）（平成25年3月一部改正）

風の強さ（予報用語）	平均風速（m/ｓ）	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速（m/ｓ）
やや強い風	10以上15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋が揺れ始める。	20
強い風	15以上20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上25未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていないと立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。	30
	25以上30未満	～110km						
猛烈な風	30以上35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。		走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩壊する。	40
	35以上40未満	～140km			多くの樹木が倒れる。電柱や外灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。		外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	60

（注１）表に示した風速は、10分間の平均風速、瞬間風速は３秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は３倍以上になることがあります。
（注２）この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
１　風速は地形や廻りの建物などに大きく影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
２　風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
３　人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(4) 警戒体制

風水害等の災害時において災害警戒本部を設置する前の警戒体制として、以下の体制を確立する。

ア　体制の基準、決定、設置の手続き

県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部設置した場合を除く。）、本庁は、消防総務課、防災危機管理課、道路維持課、河川課、砂防課の指定された職員により、地方機関は、該当する地域の支庁県民局、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所の指定された職員により、それぞれ災害警戒本部設置前の警戒体制をとる。

イ　動員

上記アの指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ　廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災危機管理課長等の判断により廃止を決定する。

(5) 災害警戒本部及び地区災害警戒本部体制

風水害災害体制の基準に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び地区災害警戒本部（以下「地区警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア　警戒本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において警戒本部を設置し、警戒本部を設置したことを、本部員である関係課長に通知するとともに、関係機関等に公表する。

ａ　県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200㎜以上と予想されるとき（自動設置）

ｂ　防災部長が必要と認めたとき

（イ）動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当するとき関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、警戒本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａに該当する場合は風水害第１動員とする。ただし、被害の状況等によっては防災部長の判断により風水害第２動員とする。

○　ｂに該当する場合は防災部長の指示する動員による。

（ウ）警戒本部の組織

ａ　警戒本部等

（ａ）警戒本部の概要

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。警戒本部は、防災危機管理課に併設される防災センター内に設置する。

（ｂ）警戒本部の構成

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び本部員を置く。警戒本部長は、防災部長、警戒副本部長は防災部次長、防災危機管理課長をもって充てる。警戒本部長は、風水害初動体制について指示又は要請する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

警戒本部会議の構成員は、次の表に示すとおりであり、必要に応じ関係課長を加え、災害対策に必要な所要の措置を講ずる。

（ｃ）警戒本部会議の協議事項等

警戒本部において本部会議を置き、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

警戒本部の構成員

構　　成　　員
防災部長、防災部次長、防災危機管理課長、政策企画監（総務担当）、総務課長、広報室長、消防総務課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、農地整備課長、森林整備課長、水産課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部警備第二課長

ｂ　警戒本部の所掌業務

警戒本部設置時の所掌業務は、島根県災害対策本部規程（以下、「本部規程」という。）別表第１を準用する。

（エ）廃止の基準

警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

イ　地区警戒本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下の基準のいずれかに該当する地区は、地区警戒本部を設置し、この体制をとったことを関係方面に公表する。

ａ　管内の市町村で大雨警報等が発表され、かつ24時間雨量が200㎜以上と予想されるとき（自動設置）

ｂ　防災部長が必要と認めたとき

ｃ　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき

（イ）動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当する地区は、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区警戒本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａに該当する場合は風水害第１動員とする。ただし、被害の状況等によっては防災部長の判断により風水害第２動員とする。

○　ｂに該当する場合は防災部長の指示する動員による。

○　ｃに該当する場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長の指示する動員による

（ウ）地区警戒本部の組織

ａ　地区警戒本部等

（ａ）地区警戒本部の概要

地区災害対策本部の設置に至るまでの措置及び地区災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため、地区警戒本部を設置する。

（ｂ）地区警戒本部の構成

地区警戒本部には地区警戒本部長を置き、地区警戒本部長は、支庁長、県土整備事務所長、県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、地区警戒本部の事務を総括し本部員を指揮監督する。

地区警戒副本部長は、以下のとおりとする。

隠岐地区　　隠岐支庁県民局長
松江、雲南、出雲、川本、浜田、益田地区
松江・雲南・出雲・県央・浜田・益田県土整備事務所業務部長
大田地区　　県央県土整備事務所大田事業所業務課長

地区警戒副本部長は、地区警戒本部長を助け、地区警戒本部長不在のときはその職務を代理する。地区警戒副本部長を代理するものの順位は、各地区であらかじめ定める。

地区警戒本部員は、地区警戒本部長があらかじめ指名した者をもって充て、地区警戒本部の事務に従事する。

（ｃ）地区警戒本部会議の協議事項等

地区警戒本部に地区警戒本部会議を置き、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

ｂ　地区警戒本部の所掌事務

地区警戒本部設置時の所掌業務は、本部規程別表第４を準用する。

（エ）廃止の基準

地区警戒本部は、地区警戒本部長が災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、警戒本部長と協議のうえ廃止する。

また、地区災害対策本部が設置されたときは、地区警戒本部を廃止する。

(6) 災害対策本部及び地区災害対策本部体制

風水害災害の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。

ア　対策本部体制

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において対策本部を設置する。

ａ　県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）

ｂ　県内の地域で大雨警報が発表され、かつ１時間雨量が80㎜以上で24時間雨量が200㎜以上と予想されるとき（自動設置）

ｃ　知事が必要と認めたとき

対策本部を設置した場合、電話等を通じて本部員である関係部局長に通知するとともに、以下の表に示す方法により関係機関等に公表する。また、対策本部については、県本部の標識を県庁正面玄関前及び本部室前に掲示する。

対策本部設置及び廃止の公表先及び公表方法

公　表　先	担　当　課　等	方　法
内閣府（官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定行政機関経由））	東京事務所又は防災危機管理課	電話
総務省消防庁（平日(9:30～18:15)：応急対策室、平日(18:15～9:30)・休日：宿直室）	防災危機管理課	無線（ファックス）電話
報道機関	〃	口頭、文書、電話
関係市町村	〃	無線、電話
松江地方気象台	〃	〃
陸上自衛隊出雲駐屯地	〃	〃
日赤島根県支部	〃	電話

公　　表　　先	担　　当　　課　　等	方　　法
防災会議構成機関	〃	電話
県の機関（庁内を含む）	庁内は庁内放送 各関係出先機関には各主管課	無線、電話
その他の機関	各関係課	〃

（イ）動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当するとき関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａ又はｂに該当する場合は風水害第３動員とする。

○　ｃに該当する場合は知事の指示する動員による。

（ウ）対策本部の組織

ａ　対策本部等

（ａ）対策本部の概要

県内に風水害等の災害が発生し、統一的な災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。県対策本部と市町村及び関係機関の対策本部等との関係は、「県対策本部と関係機関の災害対策組織等との関係（図2.2.1.1)」、県対策本部の組織の概要は、「島根県災害対策本部（本庁）(図2.2.1.2)」に示すとおりである。

対策本部が設置されたときは、災害対策本部室を防災センター室及び６階講堂に設営する。ただし、災害の程度により、防災危機管理課内に置くことができる。

また、県庁舎が被災した場合等県庁内に対策本部を設置できない場合に備え、以下のとおり代替施設を指定する。なお、状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第１位〕　島根県松江合同庁舎講堂
〔第２位〕　島根県浜田合同庁舎大会議室
〔第３位〕　その他の島根県合同庁舎等

（ｂ）対策本部の構成

対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

本部長は、知事をもって充てる。副本部長は副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。副知事不在等の場合は、防災部長、総務部長の順位でその職務を代理する。

（ｃ）対策本部の事務局

対策本部の事務局は防災部防災危機管理課に置き、防災部長及び防災部次長が総括する。事務局は本部規程別表第２に掲げる事務を所掌する。

県対策本部と関係機関の災害対策組織等との関係（図2.2.1.1）

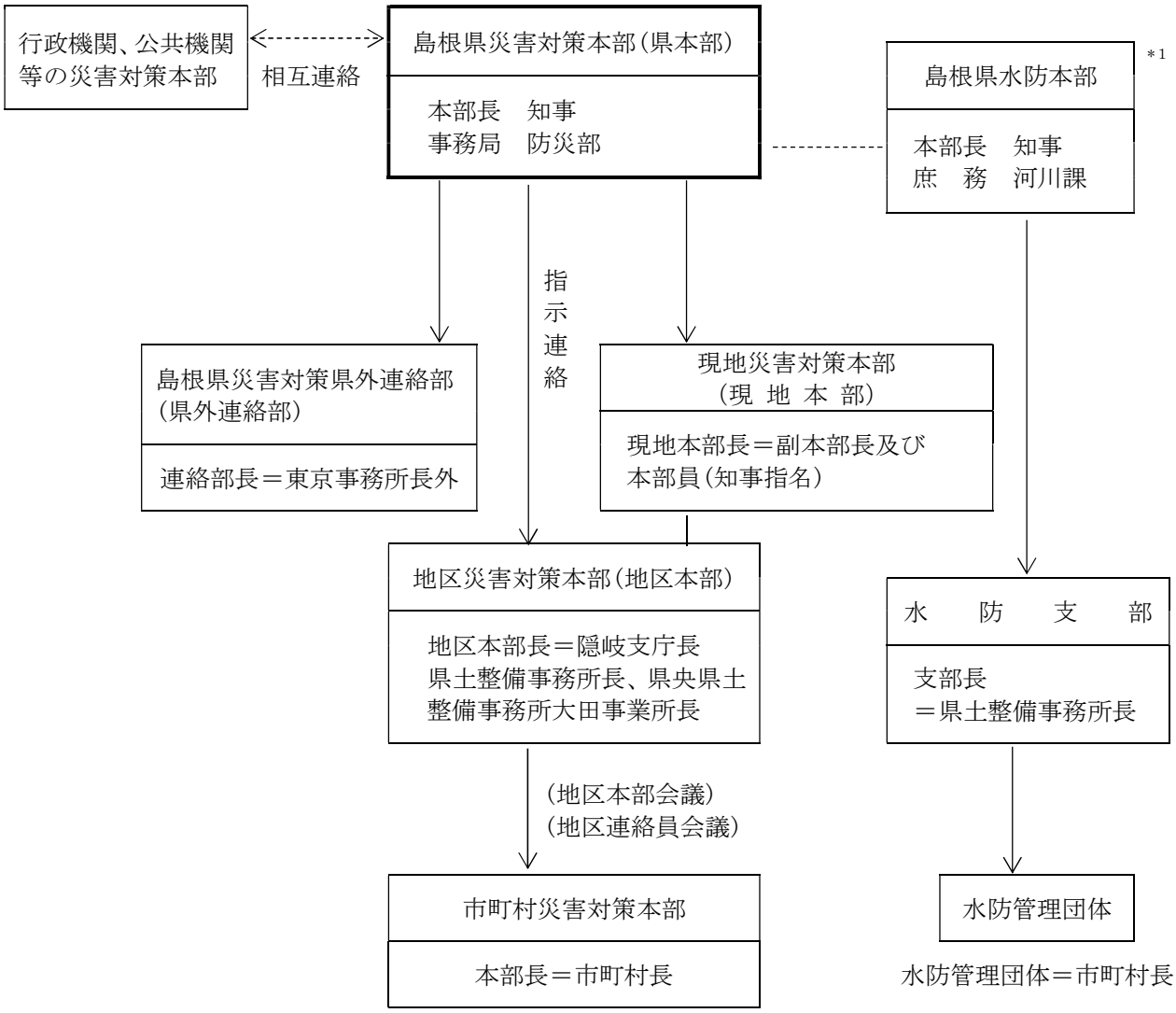

＊１　県水防本部に対して県水防協議会が、水防管理団体（市町村）に対して市町村水防協議会が常設されている。

島根県災害対策本部（本庁）（図2.2.1.2）

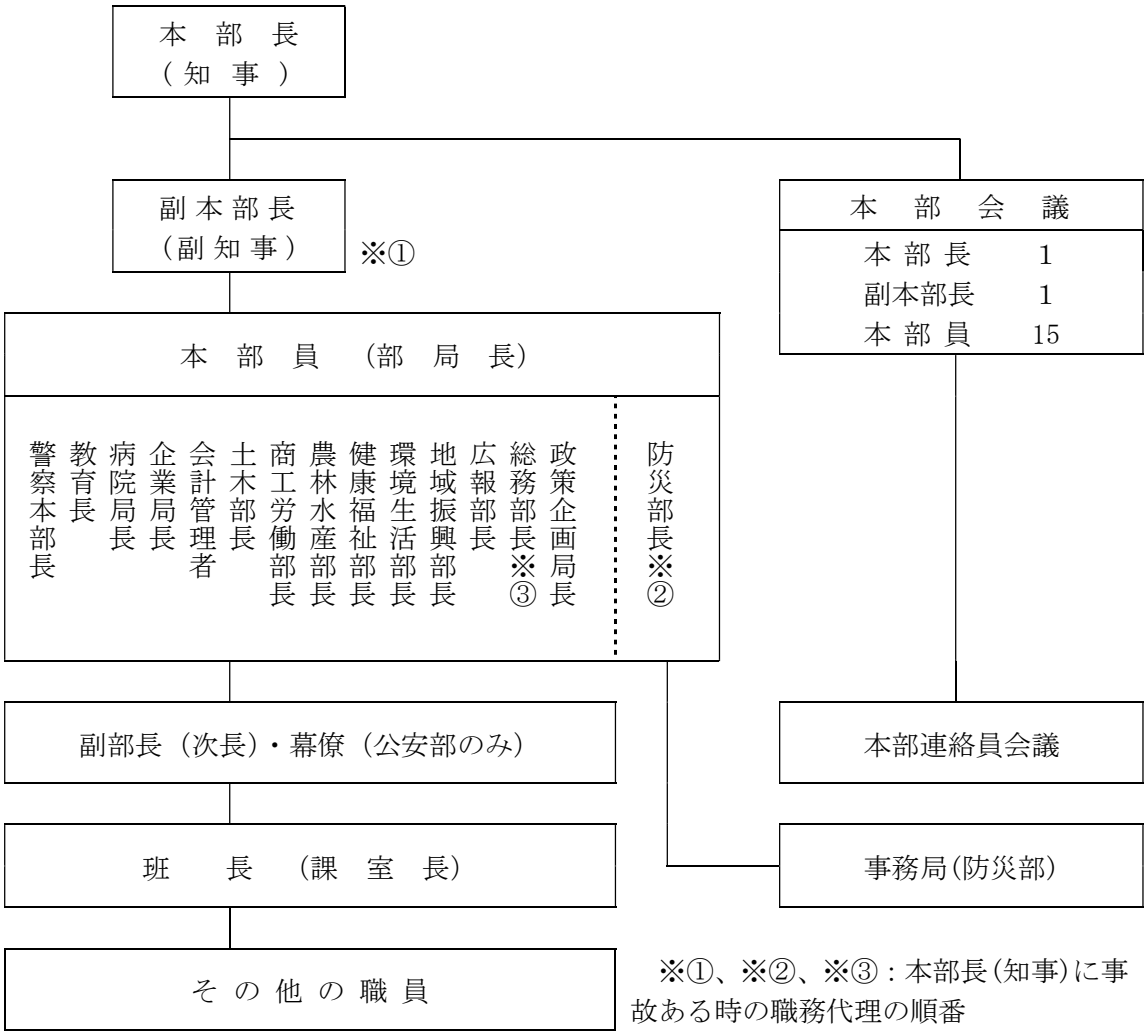

（ｄ）本部会議の協議事項等

本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（防災危機管理課長）に申し出る。

本部規程に定めるもののほか次のことを協議する。本部会議の決定事項については、関係部長は、他の部長と緊密な連絡のもとにその実施を図る。

ｉ　対策本部の災害体制に関すること。

ii　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

iii　市町村長に対する災害対策の指示に関すること。

iv　指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること。

v　その他災害対策に関する重要事項

b　対策本部の所掌業務

対策本部に設置する部及び班の所掌業務は、本部規程別表第１のとおりとする。なお、対策本部が設置されていないときであっても、各部は、別表第１の所掌事務に従って防災対策を実施する。

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置されたときは、緊密な連携を図る。

ｃ　本部連絡員会議

（ａ）本部連絡員の構成及び所掌事務

本部会議に本部連絡員会議を置く。本部連絡員会議は、本部規程第７条第３項に定める者をもって構成し、本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理する。本部連絡員正副２人のうち１人は、本部室に常駐する。

本部連絡員会議が本部設置前に開設されたときは、本部連絡員会議室（防災センター室）を設営する。

（ｂ）本部連絡員の任務

ⅰ　本部会議の開催、本部長の命令、本部会議決定事項等を所属の部及び班に連絡する。

ⅱ　各班で得た情報、各部で決定若しくは処理した事項等で、本部又は他の部班でも承知しておく必要があると認められる事項については、本部連絡員を通じて本部に報告若しくは連絡する。

ⅲ　本部連絡員が、本部で得た情報等で、その所掌事項と関係があると認められる事項については、速やかに関係部及び班に連絡する等、時宜に即した措置をとる。

ⅳ　軽易な事項で、本部各部及び班の所掌が明らかでないもの又は２つ以上の部班にまたがるものの調整等については、本部連絡員においてこれを行う。

ⅴ　本部連絡員は、本部室において部外からの照会等について、所管事項に関し処理する。

（エ）廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

イ　地区本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下の基準のいずれかに該当する地区は、地区本部を設置し、地区本部を設置したことを県本部（事務局＝防災危機管理課）に対し速やかに報告する。

ａ　管内の市町村で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）

ｂ　管内の市町村で大雨警報が発表され、かつ１時間雨量が80㎜以上で24時間雨量が200㎜以上と予想されるとき（自動設置）

ｃ　知事が必要と認めたとき

ｄ　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき

（イ）動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当する地区は、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａ又はｂに該当する場合は風水害第３動員とする。

○　ｃに該当する場合は知事の指示する動員による。

○　ｄに該当する場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長の指示する動員による。

（ウ）地区本部の組織

ａ　地区本部会議等

（ａ）地区本部の概要

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、適切な措置を行うため必要に応じ、地区本部を設置する。地区本部は、以下に設置する。

隠岐地区　　隠岐支庁県民局
松江、雲南、出雲、川本、浜田、益田地区
松江・雲南・出雲・県央・浜田・益田県土整備事務所
大田地区　　県央県土整備事務所大田事業所

（ｂ）地区本部の組織の構成

地区本部の組織は、おおむね図2.2.1.3に示すとおりである。

地区本部には地区本部長を置き、地区本部長は、支庁長、県土整備事務所長、県央県土整備事務所大田事業所長をもって充てる。地区本部長は、地区本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

地区副本部長は次のとおりとし、地区本部長を補佐する。地区本部長に事故あるときなど、地区本部長を代理するものの順位は、各地区であらかじめ定める。

隠岐地区本部　隠岐支庁県民局長、隠岐保健所長、隠岐支庁農林局長、隠岐支庁県土整備局長及び警察署長

松江、浜田地区本部　東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総務企画部長、保健所長、農林振興センター所長、県土整備事務所業務部長・統括調整監及び警察署長

雲南、出雲、益田地区本部　県民センター雲南・出雲・益田事務所長、保健所長、農林振興センター雲南・出雲・益田事務所長、県土整備事務所業務部長・統括調整監及び警察署長

大田地区本部　西部県民センター県央事務所長、保健所長、農林振興センター県央事務所長、県央県土整備事務所大田事業所業務課長・調整監及び警察署長

川本地区本部　保健所長、農林振興センター県央事務所長、県土整備事務所業務部長・統括調整監及び警察署長

地区本部員は、地区本部長があらかじめ指名した者をもって充て、地区本部の事務に従事する。

（ｃ）地区本部会議の開催協議事項等

地区本部会議を置き、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

ｂ　地区本部の所掌事務

地区本部に設置する班の所掌事務は、本部規程別表第４のとおりとする。

市町村の被害程度によっては、地区本部は本庁と連携して当該区域の災害対策の調整に当たるほか、激甚な被害となった市町村の代わりに災害救助活動を実施する必要が生じる場合がある。また、地区本部は、情報の内容により、個別の被害情報を市町村から収集・集約し、本庁対策本部に報告する。

ｃ　地区本部連絡員会議

地区本部長は、必要に応じ地区本部連絡員会議を置くことができる。地区本部連絡員会議は、地区本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理し、本部規程別表第３に掲げる構成機関のうち地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。

ｄ　島前対策連絡会議

隠岐地区本部長は、島前地域における災害対策の調整を図るため、必要に応じ島前対策連絡会議を置くことができる。島前対策連絡会議は、隠岐地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。

（エ）廃止の基準

地区本部は、地区本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、本部長と協議のうえこれを廃止する。

地　区　本　部　（図2.2.1.3）

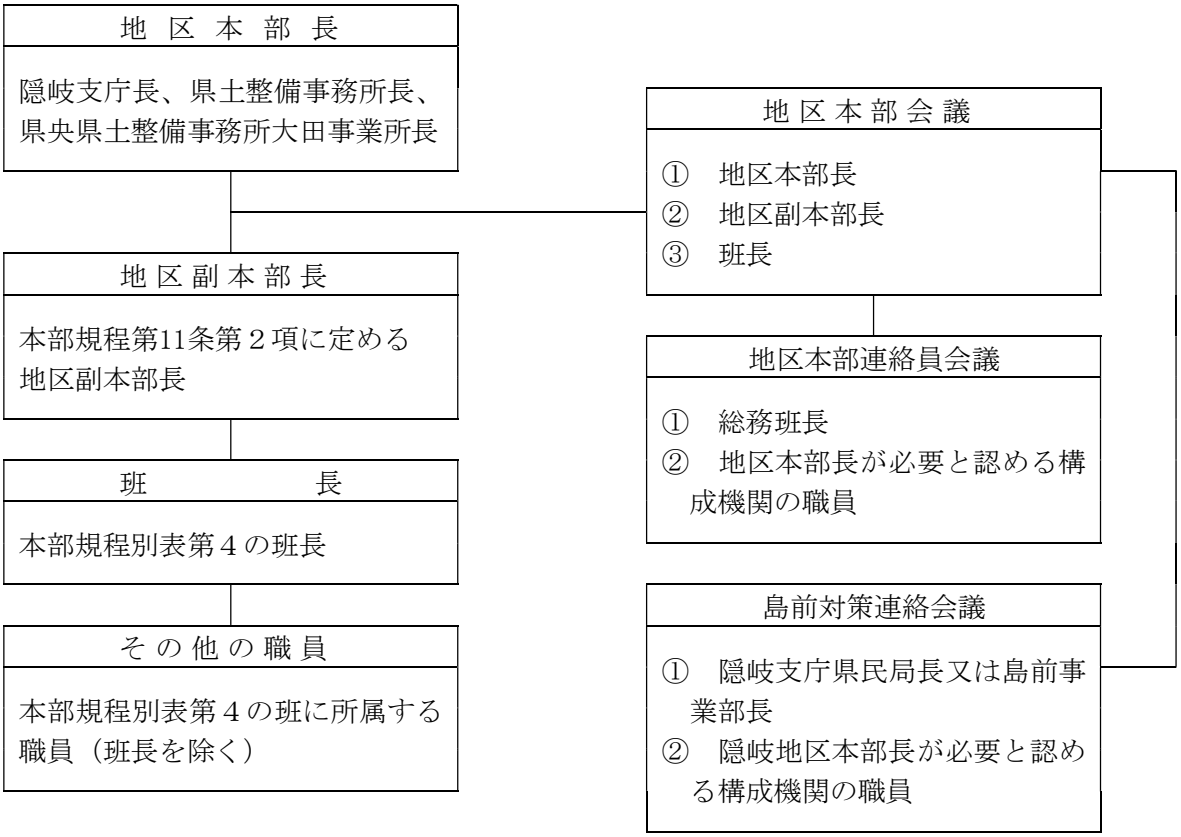

ウ　石見地域災害対策本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区災害対策本部が設置されたときは、石見地域災害対策本部を設置する（自動設置）。

石見地域災害対策本部の事務局位置、所管区域、構成機関等は、本部規程別表第５のとおりとする。

（イ）動員

石見地域災害対策本部を設置した場合、必要な都度関係職員を動員する。

（ウ）石見地域災害対策本部の組織

a　石見地域災害対策本部

石見地域災害対策本部は、石見地域本部長、石見地域副本部長、石見地域本部員をもって組織する。

（a）石見地域本部長は、西部県民センター所長をもって充てる。

（b）石見地域本部長は、本部長の命を受けて、石見地域本部の事務を掌理する。

（c）石見地域副本部長は、県央・浜田・益田県土整備事務所長及び県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、石見地域本部長を補佐する。石見地域本部長に事故あるときなど、石見地域本部長を代理するものの順位は、石見地域であらかじめ定める。

b　石見地域災害対策本部の所掌業務

石見地域本部員その他、必要な事項は、その都度本部長又は石見地域本部長が定める。

（エ）廃止の基準

石見地域災害対策本部は、本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、また、石見地域での広域的な調整の必要性がなくなったと認めたときはこれを廃止する。

エ　現地災害対策本部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

本部長は、被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立及び被災地と対策本部との連絡調整のために現地災害対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

（イ）動員

現地本部を設置した場合、必要な都度関係職員を動員する。

（ウ）現地本部の組織

ａ　現地本部

現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。

（ａ）現地本部長は、副本部長及び本部員の中から本部長が指名する。

（ｂ）現地本部長は、本部長の命を受けて、現地本部の事務を掌理する。

ｂ　現地本部の所掌業務

現地本部員その他、必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長が定める。

（エ）廃止の基準

現地本部は、本部長又は現地本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、また、被災地と対策本部の連絡調整の必要性がなくなったと認めたときはこれを廃止する。

オ　県外連絡部

（ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表

本部長が必要と認めたとき、県外連絡部を設置することができる。

（イ）動員

県外連絡部を設置した場合、必要の都度関係職員を動員する。

（ウ）県外連絡部の組織

ａ　県外連絡部

県外連絡部は県外連絡部長及びその他の職員をもって組織する。

（ａ）県外連絡部長は、本部規程別表第６に掲げるそれぞれの機関の長の職にある者をもって充てる。

（ｂ）県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。

ｂ　県外連絡部の所掌事務

県外連絡部の名称、及び機関は本部規程別表第６に掲げる事務を所掌する。

（エ）廃止の基準

県外連絡部は、対策本部が廃止されたときは、これを廃止する。

カ　標識

知事、部長その他の職員は、災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、腕章を帯用する。

キ　職員の応援

本部長、地区本部長等が職員の応援を受けようとするときは、以下の要請先に、応援条件を示して応援を要請する。

要請を受けた本部長又は地区本部長は、速やかに応援の可否を決定し、応援を行う各部、各地区本部又は各班に必要な指示を行う。

（ア）応援要請先

・県本部内の各部から他部への応援要請 … 県本部長
・地区本部から県本部又は他の地区本部への要請 … 県本部長
・地区本部内の各班 … 地区本部長

（イ）応援条件

・作業（勤務）の内容
・就労（勤務）の場所

・応援の職種及び男女の別（特に必要があれば職員の指名）
・携帯品その他必要事項

（ウ）職員の応援のうち、あらかじめ必要となることが見込まれるものについては、応援条件及び対象職員についてあらかじめ定めておく。

(7) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、市町村の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

3　奉仕団の応援協力、労務雇傭体制

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

(1) 応援要請事項

関係機関において災害応急対策を実施するために当該機関の災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員は、それぞれの応急対策実施機関において行うことを原則とするが、不可能な場所においては、次の応援要請事項を示して、対策本部へ要請する。

なお、自衛隊の災害派遣要請（自衛隊法第83条）については、本章第５節「自衛隊の災害派遣体制」に定めるとおりとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　従事場所
ウ　作業内容
エ　人員
オ　従事期間
カ　集合場所
キ　その他参考事項

(2) 奉仕団の応援協力

知事は、関係機関からの要請に基づき、必要と認めたときは、協力要請対象団体のうち適宜団体の責任者若しくは管理者に要請する。

ア　協力要請対象団体
（ア）青年団
（イ）婦人団体
（ウ）大学生、高専生及び高校生
（エ）県立各種教習所及び訓練校等の生徒
（オ）日本赤十字奉仕団その他勤労奉仕を申し出た団体

イ　奉仕団の作業内容

奉仕団の作業内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とし、おおむね次のとおりとする。

（ア）炊き出し、保育その他災害救助活動の協力
（イ）清掃及び防疫
（ウ）災害応急対策用物資、資材等の輸送
（エ）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

ウ　労務者の雇傭

災害応急対策実施のために必要な労務者雇傭供給は、関係機関の要請により、対策本部において調整のうえ実施するが、この場合賃金等費用は、要請機関において負担し、申込手続きは、次のとおりとする。

(3) 申込手続

ア　求人者名
イ　求人数及び作業内容
ウ　就労現場名及び場所
エ　就労期日
オ　賃金
カ　就労現場責任者名
キ　就労現場が徒歩通勤距離２㎞以上のときの労務者の輸送方法

(注)
・交通機関を利用して輸送するときは、交通費を支給のこと。
・賃金は、現場で作業終了後本人に支払うこと。(日払とする。)
・日雇雇用保険、健康保険印紙を貼付すること。(本人負担分保険料は、賃金から差し引くこと。)

応援協力団体等人員 …… 島根県地域防災計画（資料編）参照

４　従事命令、協力命令の実施体制（災害対策基本法第71条）

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

大規模災害時において、通常の職員の動員、招集では必要人員が確保できない場合、各種法令に基づく従事命令、協力命令等の方法により必要な労務確保を図る。

大規模災害時に必要人員が不足する場合、対策本部事務局と連携し、適切な方法を選択し、必要人員の確保を図る。

(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

従事命令、協力命令の種類、執行者等は、次の表に掲げるとおりである。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業(災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第7条	知事
	協力	〃　第8条	知事
災害応急対策作業(災害救助を除く)	従事	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力	〃　〃	知事
災害応急対策作業(全般)	従事	〃　第65条第1項	市町村長
		〃　第65条第2項	警察官又は海上保安官

(2) 従事命令、協力命令の対象者

従事命令、協力命令の種別による従事等対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

命　令　区　分	従　事　対　象　者
消　防　作　業	火災の現場付近にある者
水　防　作　業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	１．医師、歯科医師又は薬剤師
	２．保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
	３．土木技術者又は建築技術者
	４．大工、左官又はとび職
	５．土木業者又は建築業及びこれらの者の従業者
	６．鉄道事業者及びその従業者
	７．軌道経営者及びその従業者
	８．自動車運送事業者及びその従業者
	９．船舶運送業者及びその従業者
	10．港湾運送業者及びその従業者
災害救助その他の作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災害対策基本法）による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 従事命令、協力命令の施行

対策本部における従事命令、協力命令の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他災害応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官、海上保安官が災害対策基本法第65条第2項に基づいて従事命令を執行したときは、所轄警察署長、海上保安官署の長に報告するとともに直ちに市町村長に通知する。

(4) 公用令書の交付（災害対策基本法第81条、災害救助法第7条、第8条）

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、次の令書を交付する。

なお、知事（知事が市町村長に委任した場合は、当該市町村長を含む。）が発する以外の従事命令については、令書の交付の必要はない。

ア　災害救助法による従事、協力命令
イ　同上命令の変更命令
ウ　同上命令の取消命令
エ　災害対策基本法による従事、協力命令
オ　同上命令の変更命令
カ　同上命令の変更命令

(5) 従事できない場合の届出（災害救助法施行規則第４条）

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を添付して知事に届け出る。

ア　負傷又は疾病により従事することができない場合は、医師の診断書

イ　前号以外の事故により従事することができない場合は、市町村長、その他適当な公務員の証明書

(6) 損害補償（災害対策基本法第82条、災害救助法第12条、消防法第36条の3、水防法第34条）

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助(知事命令)	災害対策基本法(知事命令)	市町村長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」に係る損害補償の各条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 第１種障害補償 第２種障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例
…… 島根県地域防災計画（資料編）参照

５　防災ヘリの活用

◆実施機関　県（防災部消防総務課）

大規模災害時においては、以下の要領で臨機応変に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に発揮できるようにしておく。災害状況によっては、警察本部、自衛隊、消防機関等と緊密に連携することにより、防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努める。

(1) 県防災ヘリの活用体制の確立

ア　活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するに当たっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

イ　市町村等からの応援要請

市町村等（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合含む）の長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

ウ　関係機関との調整体制の確立

県は、災害時において、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

(2) 県防災ヘリの運用

ア　活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

（ア）災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
（イ）火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
（ウ）救助活動（事故等による捜索・救助等）
（エ）救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）

（オ）その他

イ　ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記アの該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、県内の市町村等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリＴＶ映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

ウ　離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

参考：島根県防災ヘリコプター運航管理要綱、島根県防災ヘリコプター緊急運航要領
島根県防災ヘリコプター緊急運航基準、島根県防災ヘリコプター応援協定
島根県防災ヘリコプター性能諸元等

…… 島根県地域防災計画（資料編）参照

第３　市町村の応急活動体制の確立

◆実施機関　市町村

１　応急活動体制

市町村は、住民に帯する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

⑴ 市町村災害初動体制

市町村は、住民に帯する救援活動を遅滞なく実施するため、総合防災情報システムを活用し、災害発生直後の災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

⑵ 市町村災害対策本部

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を総合防災情報システムにより県等に報告する。

また、市町村は、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

⑶ 職員の動員配備

市町村は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準（気象等の特別警報及び警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

２　消防組織の活動体制

⑴ 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、人命救助活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立する。

⑵ 救助・救急活動体制

災害発生時においては、建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を受け入れるべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、民生部局、衛生部局、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

⑶ 消防広域応援体制

被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第39条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第43条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第４　防災関係機関等の応急活動体制の確立

◆実施機関　防災関係機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者及び県民は、各々の防災上の責務を踏まえ、応急活動体制を確立する。

１　防災関係機関

⑴ 応急活動体制

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された応急活動体制を確立し、防災対策を実施する。

⑵ 職員の動員配備

防災関係機関は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

２　公共的団体・組織等

県内の公共的団体、防災上の重要施設の管理者や、生活協同組合、スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所、消防団、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となる。そのため、これらの団体・組織は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動体制を確立する。

災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

３　県民

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保する責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含め、初動（警戒）段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力できる体制の確立に努める。

第２節　災害情報の収集・伝達

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時において県、市町村及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

２　対策の体系

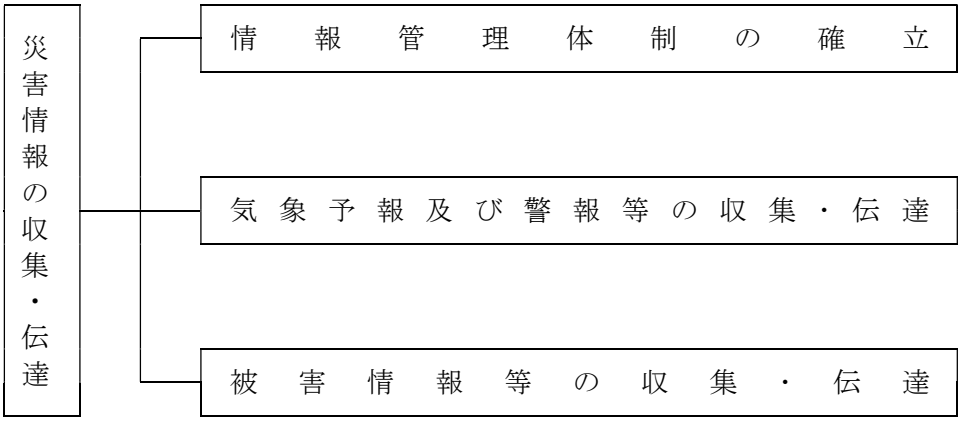

３　留意点

(1) 被害状況の全体把握

風水害時は、警戒・避難期から降雨・水位等の気象状況や被害状況の概況を把握することが重要である。そのため、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムや地理空間情報等を最大限活用した概況把握に努めるほか、各機関との情報ネットワークを活用した情報収集体制を確立する必要がある。また、必要に応じて、防災ヘリコプター等による上空からの偵察等を行う。

(2) 被災地の情報収集支援

風水時における被災地の状況は刻々と変化する上、被害が甚大であればある程、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを活用し、初動期における市町村・地方機関からの被害情報等の伝達を重視する。必要に応じて、市町村に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行うほか、周辺の関係機関又は市町村等の職員派遣を要請し、現地災害対策本部等を通して積極的に情報収集支援を行う。

(3) 収集した災害情報の伝達

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に努める。また、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県外にも被災情報を発信する。

(4) 災害情報の共有、管理体制

収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速、的確に情報を伝達することにより、県、市町村及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。

また、必要に応じ民間事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。

県、市町村及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

第２　情報管理体制の確立

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部情報政策課）、市町村、防災関係機関

風水害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達するための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策を円滑に遂行する。

１　県の情報管理体制の確立

(1) 運用体制の確立

国、他都道府県との通信は、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク及び中央防災無線を用いる。県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線及び総合防災情報システムを用い、風水害時の予報及び警報等の伝達、被害報告、各種防災対策情報を伝達するほか、市町村・消防機関等の防災活動を支援する。そのため、これら通信機器及びシステムを起動し、通信の運用体制を確立する。

(2) 一斉通知

防災危機管理課は、災害発生時の緊急連絡等のため、一斉指令システム又は総合防災情報システムにより一斉通知を行うことができる。総合防災情報システムにより一斉通知した場合、防災端末には一斉通知のポップアップ画面が表示されるので、関係職員は確認作業を行い、一斉通知を受信する。

県は、一斉通知を活用し、災害時に必要な情報を関係機関に適宜配信する。

(3) 情報の共有、管理体制

風水害時においては、防災行政無線、総合防災情報システム等を活用し収集、処理・伝達された情報を管理するとともに、関係機関との間で災害情報の共有体制を確立する。

また、災害情報の重要性に鑑み、必要に応じて、市町村に地区災害対策本部等の職員を派遣し、総合防災情報システム端末のデータ入力業務を支援するほか、災害情報や被害情報を集約し、県に報告する業務を支援する。

２　電話の優先利用等

風水害時の予報及び警報等の伝達、通知又は警告等防災対策実施上の必要な通信を迅速に行うため、電話を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

(1) 電話の優先利用

ア　災害時優先電話

災害時優先電話は、発信が一般電話より優先して扱われるため、災害時にも輻輳の影響をうけにくくなっている。各防災関係機関があらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申込み、災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて利用する。

イ　緊急電話（１１０番、１１９番、１１８番）

緊急電話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合に利用し、警察本部・消防本部・海上保安本部の指令台へ接続される。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、有線電気通信法第３条第４項第４号に掲げる防災関係機関の所有する専用電話を利用することができる。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道電話、電気事業電話等があり、その利用方法についてあらかじめ協議しておく。

３　非常通信

(1) 非常事態における通信の確保（有線通信関係）及び非常の場合の無線通信

有線電気通信法第8条第1項の規定により災害時の通信連絡等の緊急を要するときは、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる機関の所有する有線通信設備を利用することができる。

また、電波法第74条第1項の規定により有線通信が途絶し、利用できないときは他機関の無線通信施設に協力を求めることができる。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、気象電話、鉄道電話、電気事業電話等があり、その利用方法についてあらかじめ協議しておく。

(2) 非常通信協議会

電波法第74条第１項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るために構成され、有線、無線を問わず、以下に定める条件、通信内容において、協議会構成員に非常通信を依頼することができる。

ア　非常通信利用上の基本条件

（ア）非常通信は、人命財産の危急に関するとき等災害の事態に際して発動し得る連絡方法である。

（イ）非常通信の依頼を受けた協議会構成機関は、これを疎通させる義務を有するとはいえ、災害時においては各構成機関の疎通能力も相当低下するうえに、当該通信系本来の災害対策通信が輻輳し、構成機関はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼にかかる非常通信を取扱う余裕のない場合もあり得る。

（ウ）非常通信の実施を要する者は、公衆通信施設が利用できない条件にあることを確認しなければならないが、非常通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた構成機関の免許人がなすべきものである。

（エ）非常通信の依頼は、中国地方非常通信協議会において構成機関及び市町村に配布した頼信紙を使用することを原則とするが、急を要する場合は、普通の電報依頼形式を整えることを必要とする。

イ　非常通信の内容

非常通信における通信の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準じる。

（ア）人命の救助に関するもの

（イ）災害の予報（主要河川の水位に関するものを含む。）及び天災その他災害の状況に関するもの
（ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
（エ）非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令
（オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
（カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
（キ）非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
（ク）遭難者救護に関するもの
（ケ）非常災害事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
（コ）鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
（サ）防災機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
（シ）災害救助法、災害対策基本法等の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの
（ス）災害の救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

⑶ 非常通信取扱機関への依頼

どの通信取扱機関とでも自由に交信できないが、中継する機関によって処理するので、地域防災計画（資料編）に掲げる機関、又は非常通信協議会構成員へ依頼する。

⑷ 移動通信機器の貸与及び移動電源車の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、関係機関に常備している移動通信機器の貸与及び移動電源車の派遣も可能であるので、この場合においては中国総合通信局（窓口：県消防総務課）へ要請する。

４　アマチュア無線

災害時における一般加入電話の途絶時の通信手段のひとつとなるため、事前に登録されている県内の地区別アマチュア無線局と連携し、アマチュア無線による通信及び情報提供の協力を求める。

５　市町村の情報管理体制の確立

◆実施機関　市町村

⑴ 市町村の情報管理体制の確立

災害時の市町村の通信連絡系統として市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

⑵ 市町村の情報連絡手段の確保

市町村は、災害時の市町村の無線通信連絡体制として、市町村防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ、有線放送電話、農協・漁業電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 市町村における総合防災情報システムの活用

市町村は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

６　防災関係機関等の情報管理体制の確立

◆実施機関　防災関係機関等

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

第３　気象予報及び警報等の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村、関係機関

気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び知事、市町村長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。

（注１）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地象、高潮及び波浪に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。（以下同じ）
（注２）気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。（以下同じ）

１　気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、市町村及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等を市町村防災行政無線等（戸別受信機を含む。）により、住民等への伝達に努める。なお、県は、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達し、市町村は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市町村、関係機関等に設置された受令システムに気象予報及び警報等を伝達できるようになっており、県総合防災情報システムでは、市町村、関係機関等に設置された防災端末により気象予報及び警報等を迅速に確認できるようポップアップ画面やWebメール画面で表示できるようにし、気象予報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、県総合防災情報システムでは、気象情報提供事業者、水防情報システム、土砂災害予警報システム、山崩れ発生予知施設等のデータを取り込み、気象台等へ観測情報等を送信するとともに、防災端末やその他のクライアントは、各種気象情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、警報及び注意報等に対応して行うべ

き業務を実施する。
なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

２　気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア　気象予報及び警報等は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象として発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は表2.2.2.2のとおりである。

イ　防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、一次細分地域の東部・西部・隠岐又は市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。
なお、気象予報及び警報等地区細分境界は図2.2.2.1のとおりである。

(2) 気象等情報の発表

気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象に、台風や大雨、竜巻などについての情報を発表する。

なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量※1で１時間の降水量が100㎜の雨量を観測又は解析した場合に発表する。

また、火山現象に関する情報として、「火山の状況に関する解説情報」※2、「噴火速報」※3等も発表する。

※１　「解析雨量」とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局・道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせて、それぞれの特性を活かし全国を１㎞四方に細かく区切って、30分間毎の雨量を解析したものである。

※２　「火山の状況に関する解説情報」とは、火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

※３　「噴火速報」とは、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

（注）沿岸の海域とは、特別警報、警報及び注意報や天気予報の発表区域内の海岸線からおおむね20海里の海域をいう。

特別警報、警報及び注意報や天気予報の発表区域（県東部、県西部、隠岐）（図2.2.2.1）

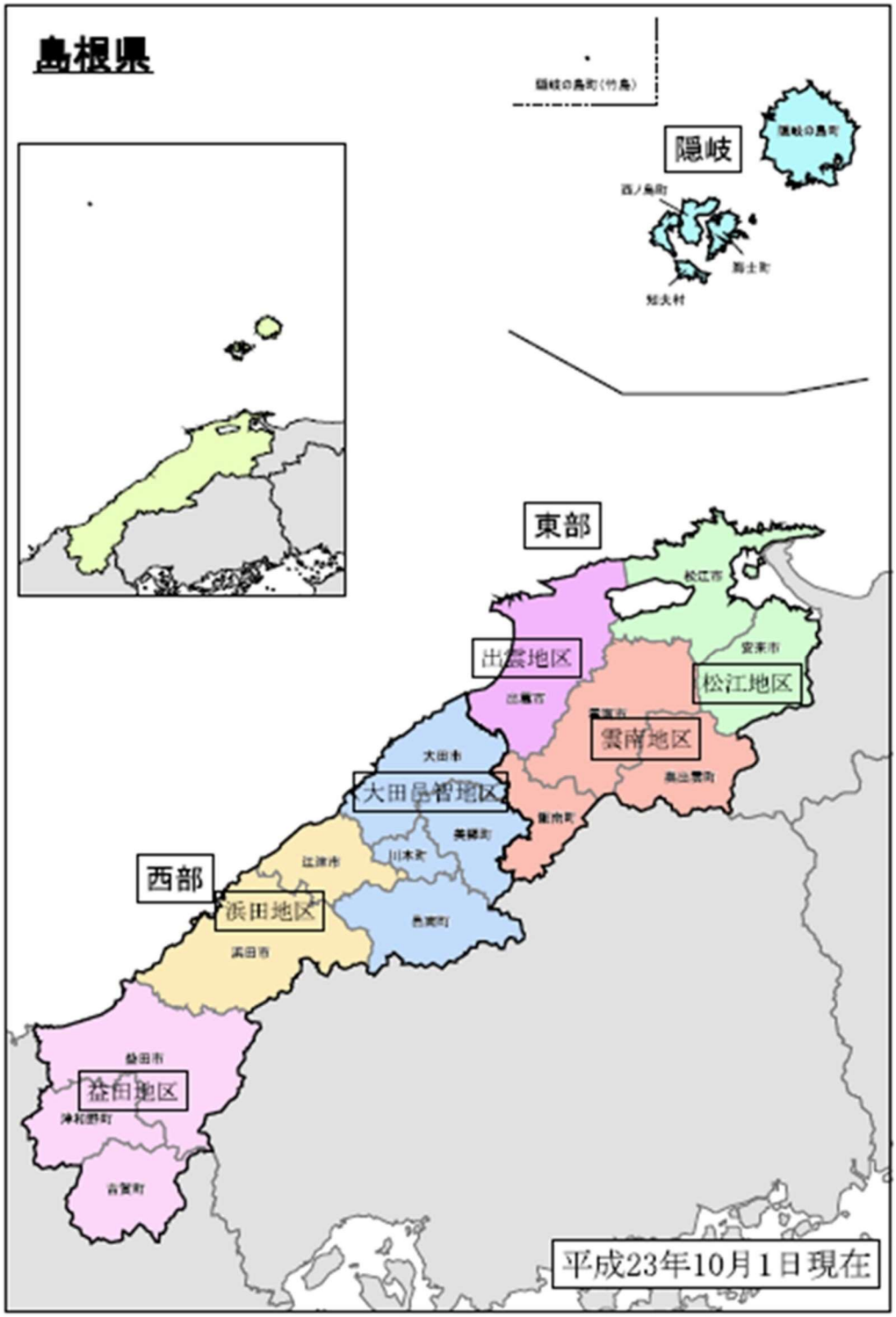

気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準（表2.2.2.2）

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">特別警報</td><td>暴　風
特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴風雪
特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大　雨
特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。（指標は表2.2.2.3参照）</td></tr>
<tr><td>大　雪
特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。（指標は表2.2.2.3参照）</td></tr>
<tr><td>高　潮
特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>波　浪
特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>地面現象
特別警報</td><td>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。（指標は表2.2.2.3参照）</td></tr>
<tr><td>噴火警報
（居住地域）
又は
噴火警報</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合。
<table>
<tr><th>対象範囲</th><th>警戒事項等</th></tr>
<tr><td>居住地域及びそれより火口側</td><td>居住地域厳重警戒</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で20m/ｓ、海上で25m/ｓ以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴風雪警報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準（㎜）</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td>R3=80</td><td>151</td></tr>
<tr><td>安来市</td><td>平坦地:R3=70
平坦地以外:R3=80</td><td>147</td></tr>
<tr><td>出雲</td><td>出雲市</td><td>R3=70</td><td>129</td></tr>
<tr><td rowspan="3">雲南</td><td>雲南市</td><td>R1=80</td><td>146</td></tr>
<tr><td>奥出雲町</td><td>R1=60あるいはR3=80</td><td>130</td></tr>
<tr><td>飯南町</td><td>R1=70</td><td>155</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大田邑智</td><td>大田市</td><td>平坦地:R1=45
平坦地以外:R1=50</td><td>147</td></tr>
<tr><td>川本町</td><td>R1=50</td><td>153</td></tr>
<tr><td>美郷町</td><td>R1=50</td><td>154</td></tr>
<tr><td>邑南町</td><td>R1=70</td><td>149</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">警

報</td><td>大雨警報</td><td>
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準（㎜）</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td><td>平坦地:R3=70
平坦地以外:R1=50</td><td>154</td></tr>
<tr><td>江津市</td><td>R1=50</td><td>157</td></tr>
<tr><td rowspan="3">益田</td><td>益田市</td><td>平坦地:R1=50
平坦地以外:R3=120</td><td>154</td></tr>
<tr><td>津和野町</td><td>R1=50</td><td>168</td></tr>
<tr><td>吉賀町</td><td>R1=80</td><td>169</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=110</td><td>141</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td><td>R3=80</td><td>136</td></tr>
<tr><td>知夫村</td><td>R1=50</td><td>134</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td><td>R3=90</td><td>136</td></tr>
</table>
※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。
※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
※平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25％以上の地域。
平坦地以外とは平坦地以外の地域。</td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
12時間の降雪の深さが平地で25㎝、山地で35㎝（隠岐では25㎝）以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>潮位基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td rowspan="8">標高1.2m</td></tr>
<tr><td>安来市</td></tr>
<tr><td>出雲</td><td>出雲市</td></tr>
<tr><td>大田邑智</td><td>大田市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td></tr>
<tr><td>江津市</td></tr>
<tr><td>益田</td><td>益田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td rowspan="4">標高0.8m</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td></tr>
<tr><td>知夫村</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
波高（有義波高）が６ｍ以上になると予想される場合</td></tr>
</table>

	種　類	発　表　基　準
警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。

地区	市町村	雨量基準(㎜)	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
松江	松江市	R3=80	意宇川流域=21	－	－
	安来市	平坦地:R3=70 平坦地以外: R3=80	飯梨川流域=23 伯太川流域=13	－	斐伊川水系飯梨川［矢田］
出雲	出雲市	R3=70	－	－	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］, 神戸川［馬木・古志橋］
雲南	雲南市	R1=80	三刀屋川流域=22 赤川流域=15	－	斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］
	奥出雲町	R1=60 あるいはR3=80	斐伊川流域=30	－	－
	飯南町	R1=70	神戸川流域=29	－	－
大田 邑智	大田市	平坦地:R1=45 平坦地以外: R1=50	三瓶川流域=17 静間川流域=14	－	－
	川本町	R1=50	祖式川流域=7	－	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
	美郷町	R1=50	角谷川流域=12	－	
	邑南町	R1=70	出羽川流域=17	－	
浜田	浜田市	平坦地:R3=70 平坦地以外: R1=50	浜田川流域=9 周布川流域=16 三隅川流域=29	平坦地:R3=45 かつ 浜田川流域=8	周布川水系周布川［中場］
	江津市	R1=50	八戸川流域=17	－	江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］
益田	益田市	平坦地:R1=50 平坦地以外: R3=120	－	平坦地:R3=30 かつ 益田川流域=8	高津川［神田・高角］, 匹見川［横田］, 益田川水系益田川［染羽］
	津和野町	R1=50	高津川流域=24 津和野川流域=17	－	－
	吉賀町	R1=80	高津川流域=29	－	－
隠岐	海士町	R3=110	－	－	－
	西ノ島町	R3=80	－	－	－
	知夫村	R1=50	－	－	－
	隠岐の島町	R3=90	－	－	－

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">警報</td><td>洪水警報</td><td>※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。
※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。
※平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域。
平坦地以外とは平坦地以外の地域。</td></tr>
<tr><td>地面現象警報</td><td>大雨、大雪等によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>浸水警報</td><td>浸水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>噴火警報
（火口周辺）
又は
火口周辺警報</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。
<table><tr><th>対象範囲</th><th>警戒事項等</th></tr><tr><td>火口から居住地域までの広い範囲の火口周辺</td><td>入山危険</td></tr></table>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合。
<table><tr><th>対象範囲</th><th>警戒事項等</th></tr><tr><td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td><td>火口周辺危険</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>噴火警報
（周辺海域）</td><td>影響の及ぶ範囲が海域に限られる噴火が発生すると予想される場合。
<table><tr><th>対象範囲</th><th>警戒事項等</th></tr><tr><td>周辺海域</td><td>周辺海域警戒</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大雨注意報</td><td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table><tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準（㎜）</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td>R3=40</td><td>99</td></tr><tr><td>安来市</td><td>平坦地:R1=30
平坦地以外:R3=50</td><td>97</td></tr><tr><td>出雲</td><td>出雲市</td><td>R3=40</td><td>85</td></tr><tr><td rowspan="3">雲南</td><td>雲南市</td><td>R1=30</td><td>96</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>R1=40あるいはR3=50</td><td>85</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>R1=40</td><td>102</td></tr><tr><td rowspan="4">大田
邑智</td><td>太田市</td><td>平坦地：R1=25
平坦地以外：R1=30</td><td>88</td></tr><tr><td>川本町</td><td>R1=30</td><td>91</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>R1=30</td><td>92</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>R1=40</td><td>89</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="11">注

意

報</td><td>大雨注意報</td><td>
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨 量 基 準（㎜）</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td><td>平坦地：R3=40
平坦地以外：R1=30</td><td>92</td></tr>
<tr><td>江津市</td><td>R1=30</td><td>94</td></tr>
<tr><td rowspan="3">益田</td><td>益田市</td><td>平坦地：R1=25
平坦地以外：R3=60</td><td>92</td></tr>
<tr><td>津和野町</td><td>R1=30</td><td>100</td></tr>
<tr><td>吉賀町</td><td>R1=50</td><td>101</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=60</td><td>101</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td><td>R3=50</td><td>97</td></tr>
<tr><td>知夫村</td><td>R1=30</td><td>96</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td><td>R3=40</td><td>97</td></tr>
</table>
※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。
※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
※平坦地とは概ね傾斜が30ﾊﾟｰﾐﾙ以下で都市化率が25％以上の地域。
平坦地以外とは平坦地以外の地域。</td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件が該当するとき。
12時間の降雪の深さが東部の平地で15㎝、山地で25㎝、西部の平地で15㎝、山地で20㎝、隠岐で15㎝以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
濃霧によって視程が陸上100ｍ以下、海上500ｍ以下が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>雷 注 意 報</td><td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想した場合で次の条件に該当するとき。
実効湿度東部と隠岐で65％以下、西部では60％以下、最小湿度40％以下になると予想される場合。
（湿度の値は、気象官署ならびに特別地域気象観測所の値とする。）</td></tr>
<tr><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるとき。</td></tr>
<tr><td>着雪注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときで次の条件に該当するとき。
24時間の降雪の深さが平地で15㎝、山地で30㎝、（隠岐は20㎝）以上になり、気温が-1℃～2℃になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>霜 注 意 報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき。
４月上旬から５月中旬までの晩霜で最低気温3℃以下が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温によって農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
最低気温が平地で-4℃以下、山地で-8℃以下が予想される場合。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td>高潮注意報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>潮位基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td rowspan="7">標高0.8m</td></tr>
<tr><td>安来市</td></tr>
<tr><td>出雲</td><td>出雲市</td></tr>
<tr><td>大田邑智</td><td>大田市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td></tr>
<tr><td>江津市</td></tr>
<tr><td>益田</td><td>益田市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td rowspan="4">標高0.6m</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td></tr>
<tr><td>知夫村</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>波浪注意報</td><td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
波高（有義波高）が３m以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準(㎜)</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td>R3=40</td><td>意宇川流域=17</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>安来市</td><td>平坦地：R3=40
平坦地以外：R3=50</td><td>飯梨川流域=18
伯太川流域=8</td><td>－</td><td>斐伊川水系飯梨川［矢田］</td></tr>
<tr><td>出雲</td><td>出雲市</td><td>R3=40</td><td>－</td><td>－</td><td>斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］，神戸川［馬木・古志橋］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">雲南</td><td>雲南市</td><td>R1=30</td><td>三刀屋川流域=18
赤川流域=8</td><td>－</td><td>斐伊川［木次・新伊萱・上島・大津・灘分］</td></tr>
<tr><td>奥出雲町</td><td>R1=40あるいはR3=50</td><td>斐伊川流域=15</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>飯南町</td><td>R1=40</td><td>神戸川流域=15</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大田邑智</td><td>大田市</td><td>平坦地:R1=25
平坦地以外:R1=30</td><td>三瓶川流域=10
静間川流域=11</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>川本町</td><td>R1=30</td><td>祖式川流域=5</td><td>－</td><td rowspan="3">江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］</td></tr>
<tr><td>美郷町</td><td>R1=30</td><td>角谷川流域=6</td><td>－</td></tr>
<tr><td>邑南町</td><td>R1=40</td><td>出羽川流域=9</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">注
意
報</td><td>洪水注意報</td><td>
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準(㎜)</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td><td>平坦地:R3=40
平坦地以外:
R1=30</td><td>浜田川流域=6
周布川流域=13
三隅川流域=23</td><td></td><td>周布川水系周布川［中場］</td></tr>
<tr><td>江津市</td><td>R1=30</td><td>八戸川流域=11</td><td>－</td><td>江の川下流［大津・都賀・川本・谷住郷・川平］</td></tr>
<tr><td rowspan="4">益田</td><td>益田市</td><td>平坦地:R1=25
平坦地以外:
R3=60</td><td>－</td><td>－</td><td>高津川［神田・高角］，匹見川［横田］，益田川水系益田川［染羽］</td></tr>
<tr><td>津和野町</td><td>R1=30</td><td>高津川流域=19
津和野川流域=14</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>吉賀町</td><td>R1=50</td><td>高津川流域=15</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=60</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td><td>R3=50</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>知夫村</td><td>R1=30</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td><td>R3=40</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
※雨量基準若しくは流域雨量指数基準を満たした場合に注意報を発表。
※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。
※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。</td></tr>
<tr><td>な だ れ
注 意 報</td><td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
(1) 積雪100㎝以上。
(2) 積雪が50㎝以上あり、30㎝以上の降雪が予想される場合。
(3) 積雪が50㎝以上あり、最高気温が8℃以上と予想される場合。(最高気温の値は気象官署の値とする)
(4) 積雪が50㎝以上あり、かなりの降雨が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>地面現象
注 意 報</td><td>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>浸水注意報</td><td>浸水によって災害が予想される場合。</td></tr>
</table>

（注）１．発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

２．特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。

３．地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。

４．山地とは、標高100m以上の場所のことをいう。(大雪警報、大雪注意報については標高200m以上)

気象特別警報の指標（表2.2.2.3）

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>指　　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">地区</th><th rowspan="2">市町村</th><th colspan="3">50年に一度の値</th></tr>
<tr><th>雨量 R48（mm）</th><th>雨量 R3（mm）</th><th>土壌雨量指数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td>354</td><td>132</td><td>216</td></tr>
<tr><td>安来市</td><td>355</td><td>127</td><td>207</td></tr>
<tr><td>出雲</td><td>出雲市</td><td>345</td><td>140</td><td>212</td></tr>
<tr><td rowspan="3">雲南</td><td>雲南市</td><td>352</td><td>140</td><td>211</td></tr>
<tr><td>奥出雲町</td><td>345</td><td>132</td><td>220</td></tr>
<tr><td>飯南町</td><td>398</td><td>156</td><td>239</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大田
邑智</td><td>大田市</td><td>359</td><td>155</td><td>217</td></tr>
<tr><td>川本町</td><td>372</td><td>136</td><td>215</td></tr>
<tr><td>美郷町</td><td>367</td><td>147</td><td>226</td></tr>
<tr><td>邑南町</td><td>340</td><td>131</td><td>209</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td><td>365</td><td>130</td><td>215</td></tr>
<tr><td>江津市</td><td>381</td><td>137</td><td>217</td></tr>
<tr><td rowspan="3">益田</td><td>益田市</td><td>389</td><td>133</td><td>228</td></tr>
<tr><td>津和野町</td><td>419</td><td>139</td><td>238</td></tr>
<tr><td>吉賀町</td><td>406</td><td>165</td><td>245</td></tr>
<tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td>346</td><td>133</td><td>216</td></tr>
<tr><td>西ノ島町</td><td>304</td><td>116</td><td>197</td></tr>
<tr><td>知夫村</td><td>295</td><td>113</td><td>193</td></tr>
<tr><td>隠岐の島町</td><td>354</td><td>134</td><td>214</td></tr>
</table>
※R48は48時間降水量、R3は3時間降水量を示す。
※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
※「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
※「50年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
※特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td><td>
<table>
<tr><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深（cm）</th><th>既往最深積雪（cm）</th></tr>
<tr><td>松江</td><td>63</td><td>100</td></tr>
<tr><td>横田</td><td>134</td><td>139</td></tr>
<tr><td>赤名</td><td>162</td><td>152</td></tr>
<tr><td>瑞穂</td><td>103</td><td>102</td></tr>
<tr><td>浜田</td><td>－</td><td>53</td></tr>
<tr><td>弥栄</td><td>90</td><td>91</td></tr>
<tr><td>西郷</td><td>79</td><td>107</td></tr>
</table>
※値が「－」の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
※特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
</td></tr>
</table>

気象等特別警報及び警報伝達経路図　（図2.2.2.4）

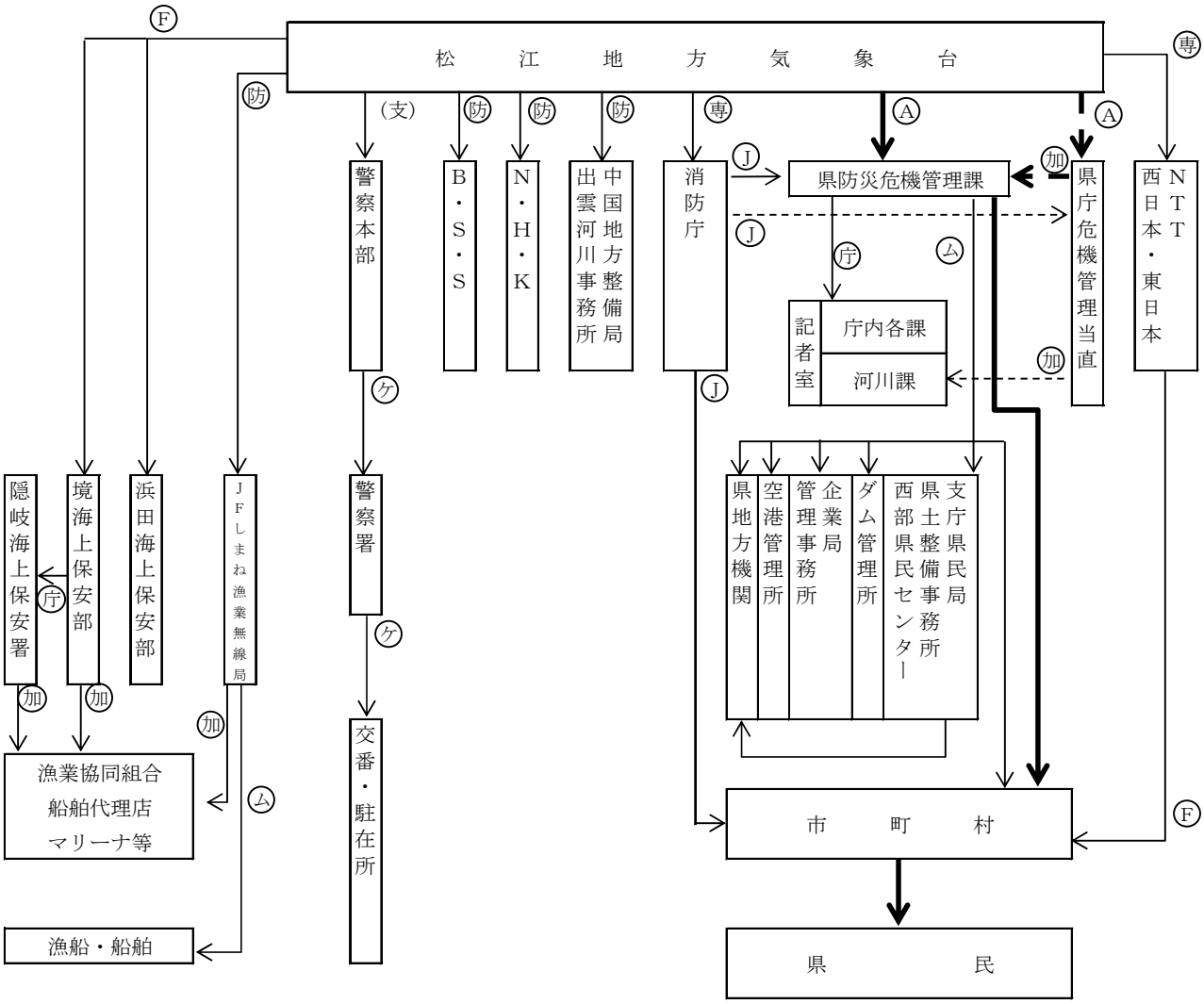

（注１）○印は、通報の方法を示す。

㊳	……専用回線	㊶	……警察電話
㊴	……庁舎内線	㊵	……無線回線
㊷	……加入電話	㊽	……防災情報提供システム
Ⓕ	……ファクシミリ	（支）	……気象業務支援センター

無印は、適宜の方法による。　Ⓐ　……アデス　総合防災情報システム

Ⓙ　……全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

（注２）線は、通報の時間を示す。

——　昼夜とも

- - - - -　勤務時間外（※１）のみ

━━　特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※１〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは次の時間帯をいうものとする。

ア．平日0時00分から8時30分までおよび17時00分から24時00分までの間

イ．土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日　　全日

ウ．年末、年始（12月29日～1月3日）　　全日

気象等注意報伝達経路図　（図2.2.2.5）

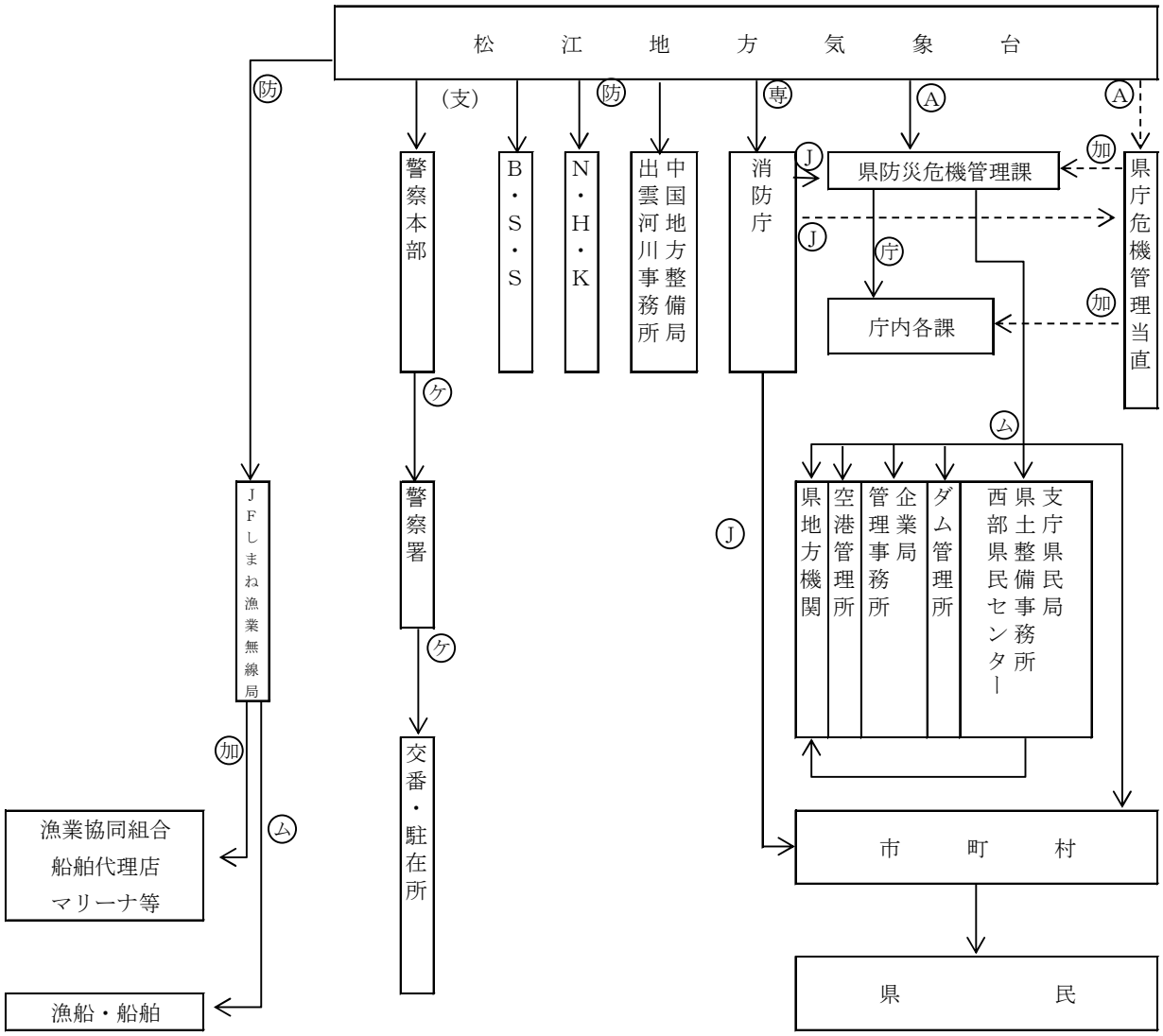

（参考）

１．総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図2.2.2.6）

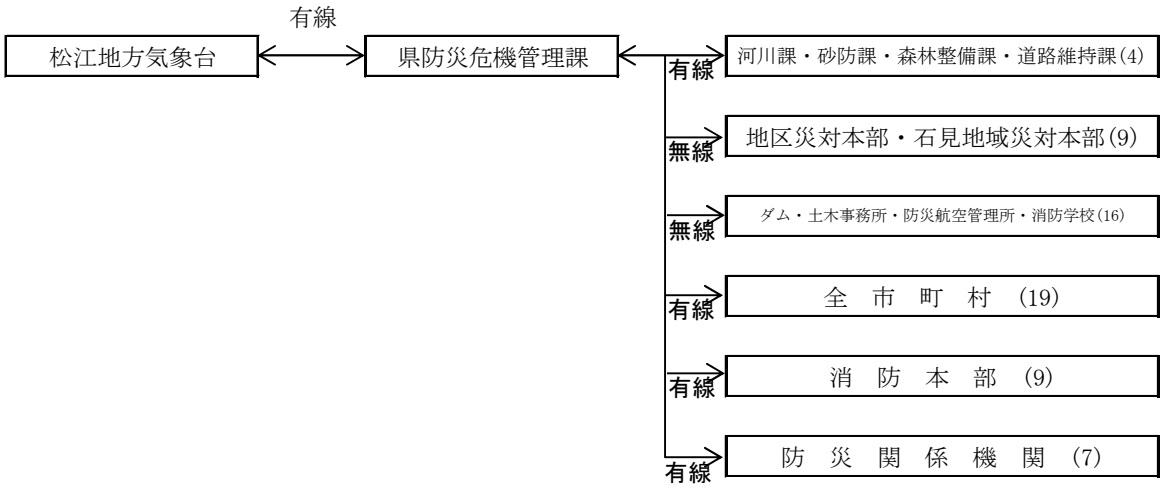

２．一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図　（図2.2.2.7）

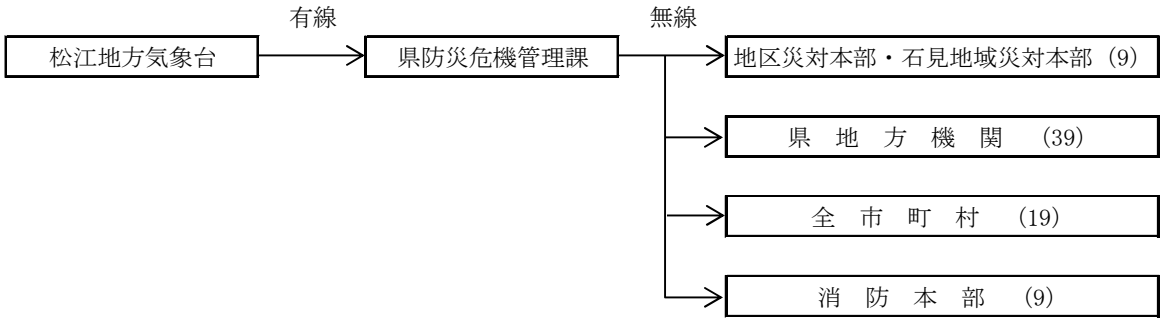

ア　気象官署

松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、次の各関係機関に速やかにアデス、防災情報提供システム等の専用通信施設又は公衆通信施設により伝達（気象業務法第15条、第15条の2）する。

通信途絶時には、島根県、ＮＨＫ松江放送局へ防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。

○　島根県（防災危機管理課、危機管理当直）
○　島根県警察本部（警備第二課）
○　海上保安官署（浜田海上保安部警備救難課）
○　国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所防災情報課）
○　ＮＨＫ松江放送局（放送部）
○　西日本又は東日本電信電話株式会社（特別警報及び警報のみ）（情報案内サービス担当）
○　浜田漁業無線局
○　各報道機関

また、松江地方気象台に対して、知事から防災気象情報の解説について要請があった場合は、職員の派遣をする。

イ　受報機関の措置

気象官署から気象予報及び警報等の伝達を受けた各機関及びさらに伝達を受けた各機関は、それぞれ次のとおり措置する。

（ア）島根県（災害対策基本法第55条）

○　気象予報及び警報等若しくは情報のうち、県から発信する種類並びに伝達先（機関）は次のとおりである。

・特別警報
暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、噴火警報（周辺地域）。

・警報
暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）。

・注意報
風雪、強風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、着雪、融雪、なだれ、乾燥、雷、低温、濃霧、霜、着氷。

・情報
台風・大雨・大雪等気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等。

・伝達先

支庁県民局、県土整備事務所、西部県民センター、ダム管理所（布部、山佐、三瓶、八戸、第二浜田、御部、大長見、益田川、銚子）、企業局管理事務所（東部、西部）、企業局ダム（三成操作所、木都賀操作所）、出雲空港管理事務所、空港管理所（石見、隠岐）、浜田港湾振興センター、市町村及び消防本部等。

（イ）海上保安官署（浜田）

必要箇所に速やかに伝達する。

（ウ）漁業無線局

航行中及び入港中の漁船に速やかに伝達する。

（エ）ＮＨＫ松江放送局

ラジオ、テレビを利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。

（オ）西日本又は東日本電信電話株式会社

受信した特別警報及び警報は、電話回線等を利用して一般電信電話に優先し市町村に伝達する。

（カ）島根県警察本部及び国土交通省中国地方整備局

それぞれ系統機関に対して伝達する。

（キ）支庁県民局、各県土整備事務所、県央県土整備事務所大田事業所、西部県民センター

管内の指定地方公共機関及びあらかじめ指定された県の関係地方機関へ防災行政無線等により伝達する。特別警報及び警報の場合は、上記のほか、管内の他の地方機関に対しても伝達する。

（ク）市町村［災害対策基本法第56条（関連一気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）］

市町村地域防災計画に定めるところにより住民に対して速やかに伝達する。なお、特別警報の場合は直ちに住民及び所在の官公署に対し、市町村地域防災計画の定める伝達体制によって周知の措置をとらなければならない。また、警報の場合は直ちに所在の官公署に対しても市町村地域防災計画に定める伝達体制によって通報する。

（ケ）各報道機関

ラジオ、テレビその他の手段を利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。

３　土砂災害警戒情報の発表及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。

松江地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて(5)に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は一斉指令システム、ＦＡＸ（図2.2.2.7）、総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図2.2.2.6）による。

(3) 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

（暫定基準を設定する事象）

・震度５強以上の地震を観測した場合

・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

(4) 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報（本編第１章第２節「土砂災害の予防」表2.1.2.1）や、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

(5) 島根県における監視基準

ア　県内を５㎞格子ごとに区切った全ての格子（285）に、５㎞格子及び１㎞格子の雨量を用いて基準を設定する。

イ　ＲＢＦＮ出力値は、奥出雲町は0.4、その他の市町村は0.2とする。

ウ　監視基準は適宜見直しを行う。

エ　各ブロックの監視基準（60分間積算雨量、土壌雨量指数）は、資料編による。

４　水防警報の伝達

水防法第16条の規定に基づき、指定された河川、湖沼又は海岸については、国土交通大臣又は知事が水防警報を発表するが、この伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

５　洪水予報の伝達

水防法第10条第２項及び第11条第１項、気象業務法第14条の２の第２項及び第３項に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、国土交通省又は知事は気象台と共同して洪水予報を発表するが、この伝達取扱いは、島根県水防計画の定めるところによる。

６　水位周知河川等における水位情報の伝達

水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちにこれを一般に周知させなければならないが、この伝達取扱いは、島根県水防計画の定めるところによる。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

７　火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条）

(1) 県は、気象官署から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは一斉指令システム、総合防災情報システム、電話、電報等により、速やかに市町村及び関係機関に通報する。

(2) 市町村長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的気象状況の判断によって、火災警報を発表し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより周知を図る。

８　特殊専業者等が利用する気象警報等（気象業務法第14条）の伝達

気象業務法による鉄道、電気事業等特殊な事業に適合する気象予報及び警報等、津波警報等の伝達体制は、それぞれの事業者において定める。

９　知事、市町村長が行う警告等の伝達

(1) 知事が、災害に対処するために市町村又は関係機関へ発する通知又は要請（災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。

(2) 市町村長が発令する避難勧告（指示）、退去勧告等警告の伝達体制（災害対策基本法第56条、第60条）は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

第４　被害情報等の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、各部局）、市町村、防災関係機関

１　基本的事項

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

２　被害情報等の収集・伝達系統

県は、おおむね図2.2.2.8に示す災害情報及び被害情報の収集、伝達の系統図に基づき（災害対策基本法第51条、消防組織法第40条）、被害情報等を収集・伝達する。

災害情報及び被害情報の収集、伝達系等図（図2.2.2.8）

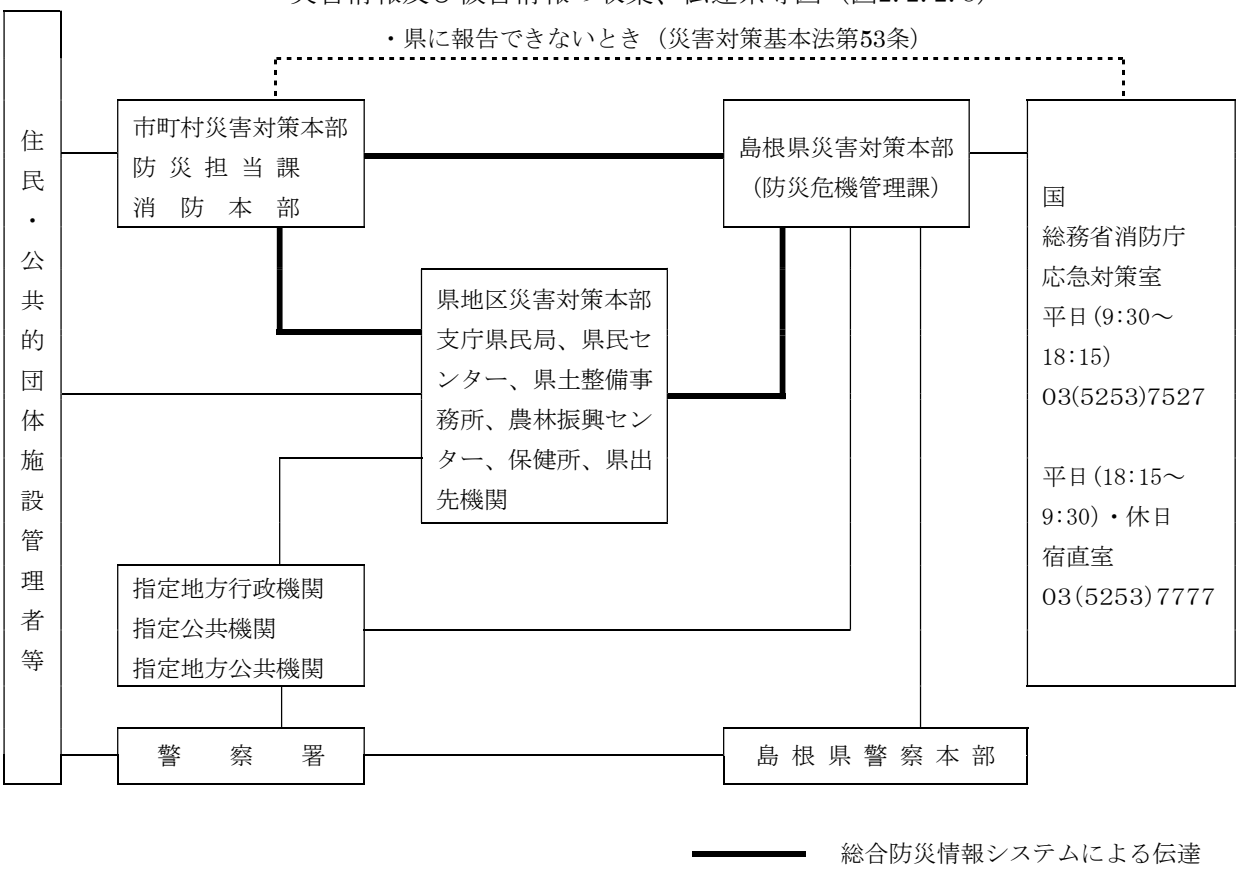

３　被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、県は、総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 市町村、消防本部からの情報収集

県は、被災市町村（消防本部等含む）又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（１１９番通報含む）、ＦＡＸ等により情報収集する。必要に応じて、市町村に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、ＦＡＸ等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、必要に応じ防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一斉放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。

(4) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、被災市町村又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を活用して報告することにより情報収集する。

4　異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおり行われる（災害対策基本法第54条［関連］消防法第24条、水難救護法第２条）。

(1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 警察官又は海上保安官

発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。

(3) 市町村長

発見者又は警察官若しくは海上保安官から通報を受けた市町村長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に周知（災害対策基本法第52条［関連］気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）を図る。

ア　気象官署（気象に関する異常現象の場合）
イ　警察署又は海上保安官署
ウ　県の関係地方機関
エ　災害に関係のある近隣市町村長

(4) 受報機関

市町村長から通報を受けた各機関は、それぞれの系統機関に伝達するとともに、関係機関相互に連絡を図り、災害に対する措置に万全を期する。

(5) 連絡系統

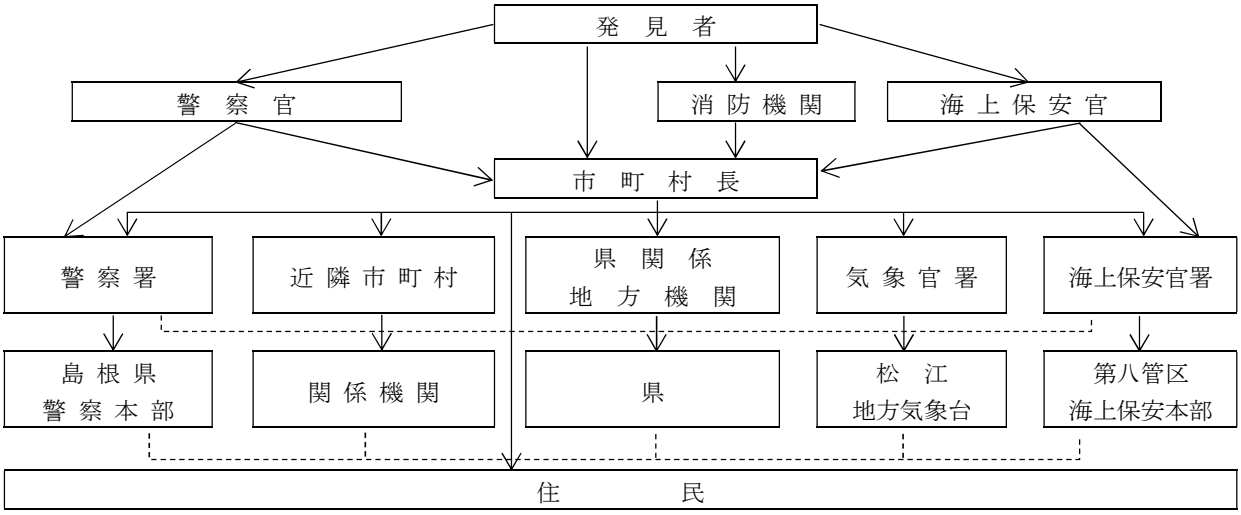

伝達系等
相互連絡

５　被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関は、それぞれの機関の業務にかかわる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査の方法等については、あらかじめ災害応急対策責任者において体制を整備しておく。

(2) 県及び市町村における調査

ア　調査の実施者

（ア）県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。（ただし、私立学校も含む。）

（イ）県管理以外の被害については、市町村において行う。市町村は、市町村地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な市町村は、県に協力を要請することができる。

（ウ）市町村は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ　調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

（発生調査）

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

（中間調査）

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

（確定調査）

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

ウ　調査事項

島根県地域防災計画（資料編）において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ　被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準　(1)

被害等区分		判定基準
人的被害	(1)　死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)　行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3)　重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)　罹災者	罹災世帯の構成員
	(5)　罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)　世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 （同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯とし取扱う。）
建物被害	(7)　住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)　住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。（半壊、半焼も同様）
	(9)　住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10)　破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）
	(11)　床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)　床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)　非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分		判定基準
農地被害	(14) 流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15) 埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16) 流入	平均粒径0.25㎜以上の土砂が、筆別に2㎝以上流入したもの、又は平均粒径0.25㎜以下の土砂が、筆別に5㎝以上流入したもの。
	(17) 冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18) 浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19) 大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20) 中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21) 小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準　(2)（即報にかかる被害のみ適用）

被害等区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 （沈没・流失、破損）	櫓櫂のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫂等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村､農協等が設置した有線放送が破損し､通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

６　災害状況の通報及び被害状況報告

関係機関において調査された被害状況等は、図2.2.2.9のとおり通報又は報告する。

災害状況及び被害状況報告の系統図　（図2.2.2.9）

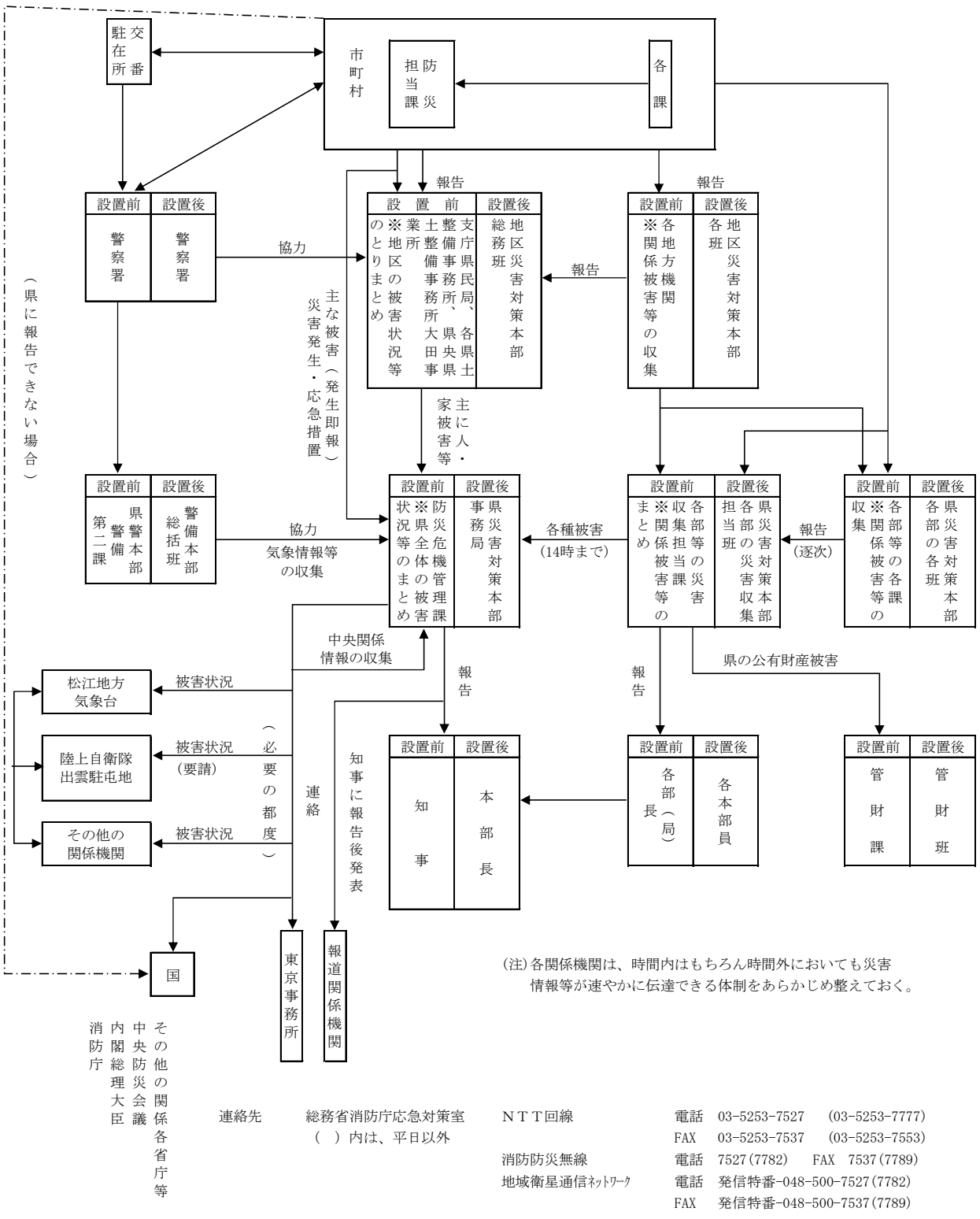

（注）各関係機関は、時間内はもちろん時間外においても災害情報等が速やかに伝達できる体制をあらかじめ整えておく。

連絡先　総務省消防庁応急対策室
（　）内は、平日以外

ＮＴＴ回線	電話　03-5253-7527　(03-5253-7777)
	FAX　03-5253-7537　(03-5253-7553)
消防防災無線	電話　7527(7782)　FAX　7537(7789)
地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ	電話　発信特番-048-500-7527(7782)
	FAX　発信特番-048-500-7537(7789)

(1) 関係機関の行う通報及び報告

ア　関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。県の防災会議を構成する機関は、総合防災情報システム等により掌握した県内の災害状況等により速やかに県（防災危機管理課　電話0852-22-5885）に通報する。

◎　通報事項

ａ　災害の原因
ｂ　災害発生の日時
ｃ　災害発生場所又は地域
ｄ　災害の程度（事項別内訳被害程度）
ｅ　応急措置（事前措置を含む）の概要
ｆ　復旧状況
ｇ　今後の措置方針
ｈ　災害対策本部設置の有無
ｉ　その他必要と認める事項

イ　防災危機管理課は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜ＦＡＸで伝達する。

(2) 県及び市町村における通報及び報告

ア　通報責任者

県本庁、地方機関、警察本部、各警察署、県教育委員会及び市町村は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ　被害状況等の取りまとめ及び報告

○　市町村から県への報告

市町村は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、ＦＡＸ又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

（ア）各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

（イ）災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、事務局）及び支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所（地区本部設置後は地区本部総務班）に報告する。

（ウ）被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

（エ）被害規模を早期に把握するため、市町村（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告する。

○　市町村から国への報告

市町村が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市町村は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

○　県における情報収集要領

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

また、被災市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合は、調査のため職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

なお、情報の収集及び報告は原則として総合防災情報システムを活用する。

(ア) 災害が発生したときは、各課長等は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに当該部等の災害情報収集担当課長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(イ) 各部等の収集担当課長は、(ア)により報告を受けた被害の状況等を部長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務部管財課長にその状況を通知する。

(ウ) 各部等の災害情報収集担当課長は、(イ)の報告を取りまとめ14時までに防災危機管理課長（本部設置後は、事務局長）に報告する。

ただし、災害の状況によっては必要の都度、報告する。

警察本部にあっては、これに積極的に協力する。

(エ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長に対し、各部等の所管に係る災害状況等について必要な報告を求めることができる。

(オ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長からの報告を取りまとめ、知事（本部長）に報告するとともに報道関係機関に発表する。ただし、防災危機管理課長が指示した場合には、各部等の災害情報収集担当課長が報告又は発表できる。

なお、関係機関及び東京事務所等へは、法律その他政令等に定めるもののほか必要に応じ通報連絡する。

(カ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

○　県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(ア) 県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、以下のとおりである。

①　災害救助法の適用基準に合致するもの。

②　県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

③　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

④　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

⑤　災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑥　気象業務法第１３条の２に規定する特別警報が発表されたもの

⑦　自衛隊に災害派遣を要請したもの

⑧　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの。

（イ）消防庁への報告については、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

ただし、県が行う災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第２項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する必要がある。

ウ　報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表による。

区　　別	報　告　内　容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要請 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第０号による	市町村→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるので昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速　　報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市町村→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳　　報	各種被害等の状況 ※様式第２号～様式第23号による	市町村、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとになるものであるので関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確定報告	同　　上	市町村、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとになるので正確を期すること。
災害対策本部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	市町村、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被害地点報告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	

区　　別	報　告　内　容	報告の時期及び経路	連絡方法等
ライフライン	電気、都市ガス、ＬＰガス、電信電話、上水道、簡易水道、下水道被害の状況	市町村、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県ＬＰガス協会 →消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交通情報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況	西日本高速道路株式会社、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所→道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
	鉄道、バス、空港、船舶の被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

（注）上記による報告は、原則として災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

（注）県土整備事務所等とは、隠岐地区では隠岐支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所を指す。

エ　報告様式及び様式別報告系統

速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。

報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所）を指す。

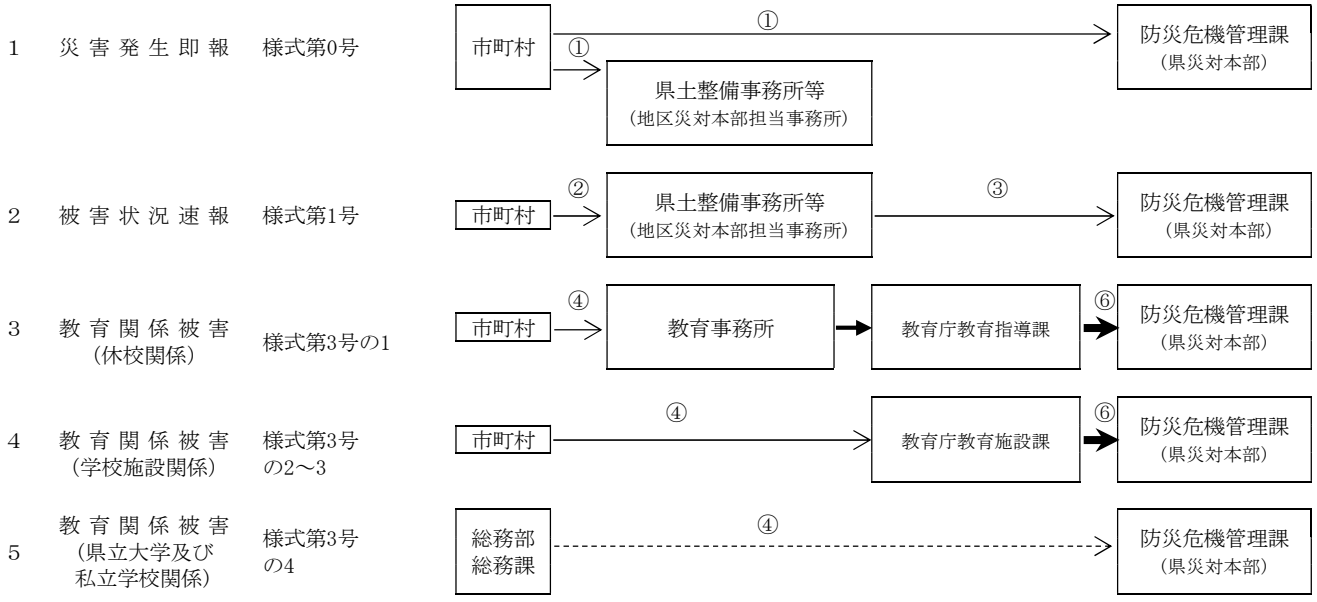

6	福祉施設関係被害	様式第4号	市町村等 →④→ 健康福祉部 各課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
7	商業及び鉱工業その他事業関係被害	様式第6号	市町村 →④→ 商工労働部 商工政策課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
8	土木関係被害（港湾、都市計画、下水道及び公営住宅関係を除く）	様式第8号の1	市町村 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 土木部 砂防課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所
9	土木関係被害（港湾関係）	様式第8号の1	市町村 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 土木部 港湾空港課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所
10	土木関係被害（漂流物被害報告）	任意様式	支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 土木部 港湾空港課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
11	土木関係被害（都市計画関係）	様式第8号の1	市町村 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 土木部 都市計画課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所
12	土木関係被害（下水道関係）	様式第8号の1	市町村 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 土木部 下水道推進課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所
13	公営住宅被害	様式第8号の2	市町村 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 土木部 建築住宅課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所
14	農地農業用施設被害	様式第9号	市町村 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所 →⑤→ 農林水産部 農地整備課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部） 支庁県土整備局 県土整備事務所 →④→ 支庁県土整備局 県土整備事務所
15	農業被害速報	様式第9号の4	市町村 →④→ 支庁農林局 農林振興センター →⑤→ 農林水産部 農産園芸課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
16	農作物関係被害	様式第10号の1	市町村 →④→ 支庁農林局 農林振興センター →⑤→ 農林水産部 農産園芸課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）

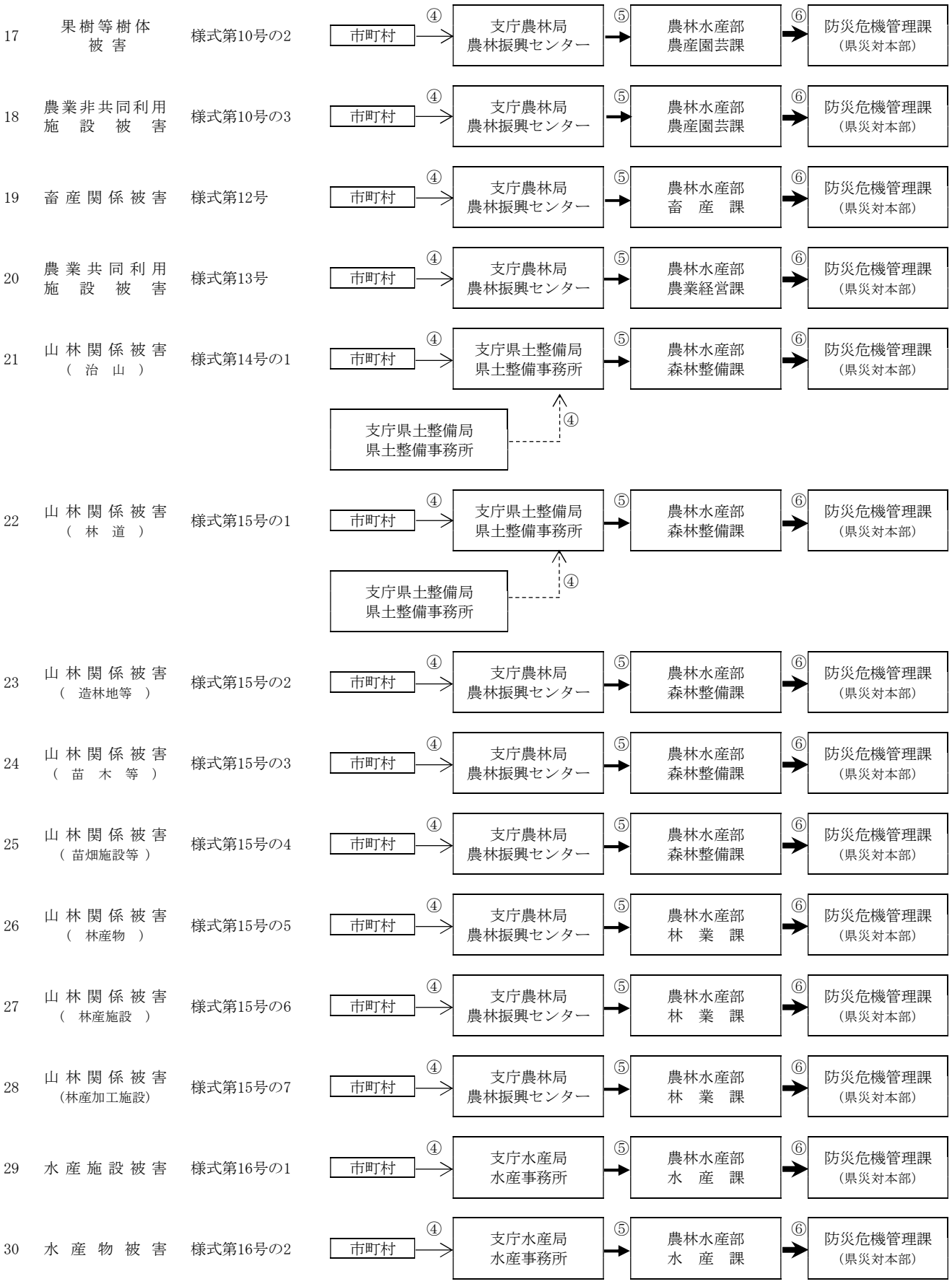
17 果樹等樹体被害 様式第10号の2 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 農産園芸課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
18 農業非共同利用施設被害 様式第10号の3 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 農産園芸課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
19 畜産関係被害 様式第12号 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 畜産課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
20 農業共同利用施設被害 様式第13号 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 農業経営課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
21 山林関係被害 (治山) 様式第14号の1 市町村 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
支庁県土整備局 県土整備事務所 ④
22 山林関係被害 (林道) 様式第15号の1 市町村 ④ 支庁県土整備局 県土整備事務所 ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
支庁県土整備局 県土整備事務所 ④
23 山林関係被害 (造林地等) 様式第15号の2 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
24 山林関係被害 (苗木等) 様式第15号の3 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
25 山林関係被害 (苗畑施設等) 様式第15号の4 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 森林整備課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
26 山林関係被害 (林産物) 様式第15号の5 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 林業課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
27 山林関係被害 (林産施設) 様式第15号の6 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 林業課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
28 山林関係被害 (林産加工施設) 様式第15号の7 市町村 ④ 支庁農林局 農林振興センター ⑤ 農林水産部 林業課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
29 水産施設被害 様式第16号の1 市町村 ④ 支庁水産局 水産事務所 ⑤ 農林水産部 水産課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)
30 水産物被害 様式第16号の2 市町村 ④ 支庁水産局 水産事務所 ⑤ 農林水産部 水産課 ⑥ 防災危機管理課 (県災対本部)

31　漁　港　被　害　様式第16号の3

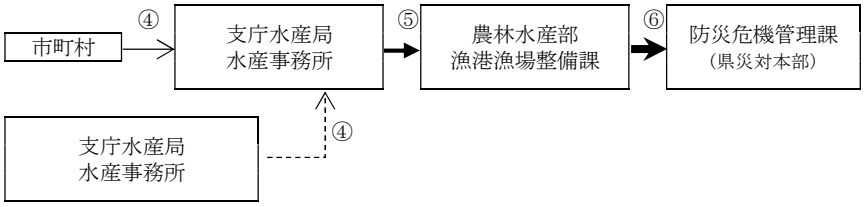

32　医療関係施設被害　様式第17号

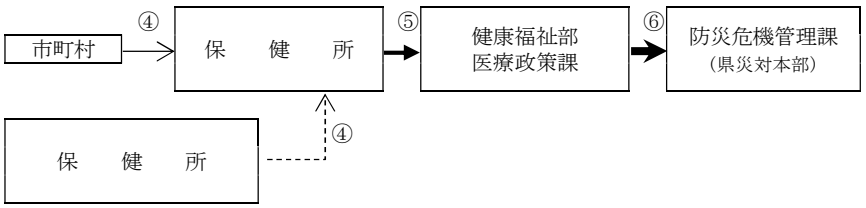

33　水道関係被害　様式第18号

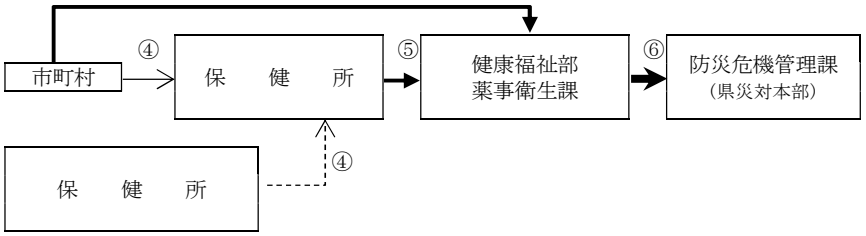

34　災害廃棄物関係被害　様式第19号の1

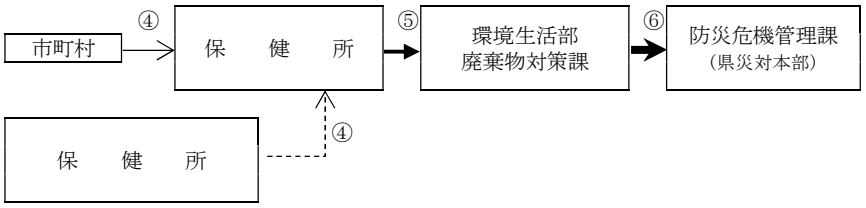

35　一般廃棄物処理場関係被害　様式第19号の2

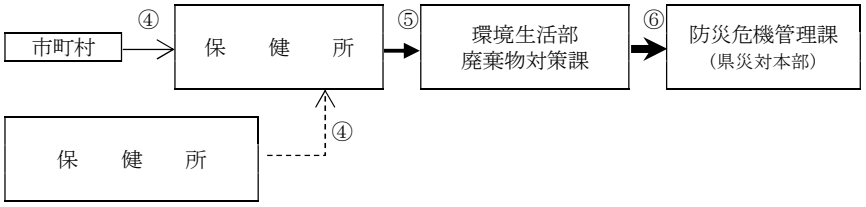

36　産業廃棄物処理場関係被害　様式第19号の3

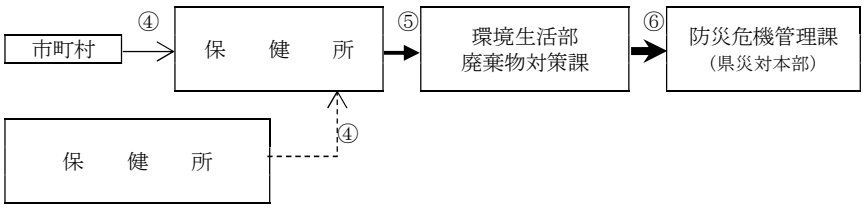

37　火葬場施設被害　様式第20号

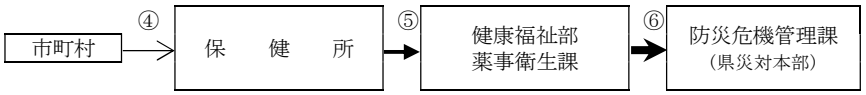

38　県企業局関係被害　様式第21号

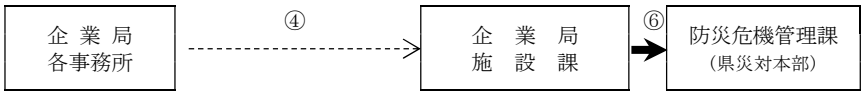

39　工業用水道被害状況報告書　様式第21号の2

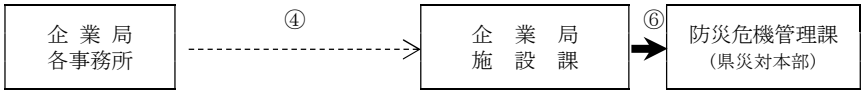

40　自然公園関係被害　様式第22号

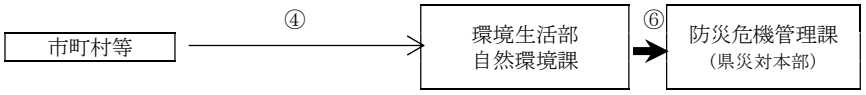

41	公有財産被害	様式第23号	各部の主管課	④	総務部 管財課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
42	停電情報 （状況一覧）	任意様式	中国電力 島根支社	④	地域振興部 地域政策課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
43	公共交通機関 運航状況	任意様式	鉄道、バス 等各社	④	地域振興部 交通対策課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）

凡例
①：「即報報告」による報告
②：「被害報告」による報告
③：「被害速報集計確認」による報告
④：「被害詳報」による報告
⑤：「被害詳報集約報告」による報告
⑥：「被害詳報県計報告」による報告

→：市町村管理分被害
⇢：県管理分被害

→：出先機関管轄範囲内
➡：市町村範囲内
➡：県内全て

オ　災害名称の決定

県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議の上災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

(3) 関係機関は、被害状況等の報告に係る被害が非常災害であると認められるときは、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いる。

第３節　災害広報

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時に浸水、斜面崩壊等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の県民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動がとれるよう、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

２　対策の体系

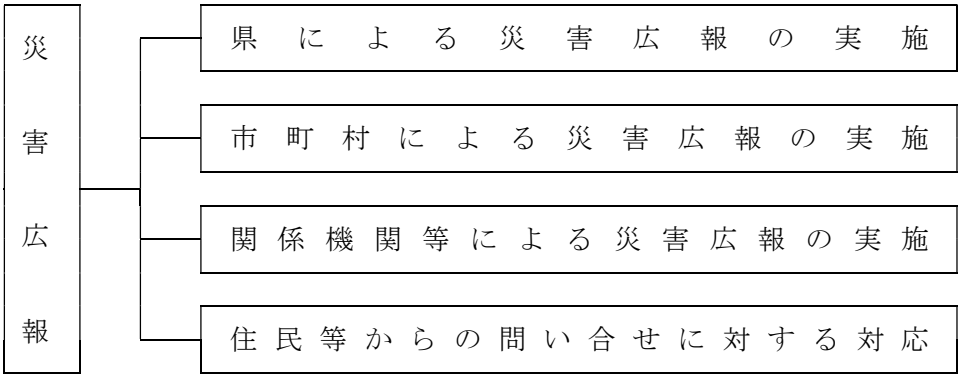

３　留意点

(1) 風水害により被害激甚な場合、又は特殊な災害で特に民心の安定を必要とするときは、県、市町村、防災関係機関は、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、保有する広報媒体を総動員して災害広報を実施する。

(2) 各防災機関は、災害時の広報について、報道機関との連携体制を確立する。

(3) 広報に当たっては、県民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など県民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。

(4) 各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

(5) 災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

第２　県による災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）

県は、災害時において県民に対し必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、報道機関、市町村広報組織等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

１　広報の内容

(1) 県民に対する広報

ア　広域災害広報

県は、県全域にわたる広域的かつ大規模な災害に関する県民への広報並びに県内外への支援要請の災害広報を、防災関係機関と連携して実施する、その際、以下に示す災害時の時系列に応じた災害広報を実施する。

また、既に避難した者に対し、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅の防止を図る。

（ア）警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報

ａ　雨量、河川水位、潮位等の状況
ｂ　浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
ｃ　県民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
ｄ　避難の必要の有無等

（イ）災害発生直後の広報

ａ　災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
ｂ　道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
ｃ　公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
ｄ　電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
ｅ　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
ｆ　応急危険度判定体制設置の状況（必要性と要請方法）

（ウ）応急復旧活動段階の広報

ａ　被害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
ｂ　安否情報及びその確認方法（市町村ごとの被災者数等、災害用伝言サービス等の案内）
ｃ　食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況（被災市町村・県民への支援内容等）
ｄ　その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな県全域にわたる情報等）
ｅ　河川・港湾・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

（エ）外部からの支援の受け入れに関する広報

ａ　ボランティア情報（県外からの支援者の受け入れ調整等に関する情報）
ｂ　県外からの食料、飲料水、生活必需品、医療品等の支援情報（広域応援協定による）
ｃ　義援金・救助物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

（オ）被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模な災害時において、特に被災市町村が災害広報を的確に実施することは困難な場合が多い。県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市町村の応急対策活動を後方支援する。

ａ　災害時の行動に当たっての心得（周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、要配慮者に配慮した救援活動の呼びかけ等）
ｂ　民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等（乗用車の使用自粛、避難時のブレーカ切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等）
ｃ　防災機関に対する不要不急の電話を自粛する旨の要望
ｄ　被災地への救援物資等の発送に当たっての要望（送り先、内容明示等）
ｅ　その他県民等（県外の住民含む）に対する要望事項

（カ）帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ　地域災害広報

集中豪雨、孤立地区の発生、土砂災害など被害が局地的に限定される災害に際しては、関係市町村が主体的に広報を実施するが、県は、緊急度・重要度を考慮し、必要に応じて被災市町村に代わり当該被災地の状況に応じた災害広報を実施する。

⑵ 報道機関に対する広報（記者発表）

上記の県民に対する広報と同様の内容の広報を報道機関に対して実施する。

２　広報の方法

⑴ 一般広報の方法

県は、関係各課の保有する以下の広報媒体等を活用するほか、関係各課、関係機関が連携することにより効果的な広報活動を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分考慮する。

ア　県広報車による広報（広報車保有課。局地的災害の場合）
イ　県防災ヘリコプターによる広報（防災部消防総務課）
ウ　県広報誌など活字媒体による広報（広報部広報室）
エ　ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ等放送媒体による広報（広報部広報室）
オ　新聞・通信等の紙面の買い取りによる広報（広報部広報室）
カ　インターネットによる広報
（ア）総合防災情報システム及び報道発表資料による県のホームページを活用した広報（広報部広報室、防災部防災危機管理課、地域振興部情報政策課）
（イ）携帯電話を活用した情報提供
（ウ）ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報（広報部広報室、防災部防災危機管理課）

⑵ 緊急広報

ア　放送媒体による広報

「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、知事から次の報道機関に緊急広報の放送を要請する。

（ア）ラジオ…ＮＨＫ松江放送局、山陰放送、エフエム山陰
（イ）テレビ…ＮＨＫ松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ

イ　新聞・通信等による広報

新聞社・通信社（11社）との協定に基づき、知事から緊急広報の報道を要請する。

⑶ 報道機関への発表

ア　発表内容

県は、関係各課と連携して、被災市町村から報告された被害情報、災害危険情報及び応急対策情報等の情報や広聴活動で独自に集約・整理した情報のうち、災害対策本部長が必要と認める情報について記者発表資料をとりまとめ、報道機関への発表を実施する。

イ　発表の実施

報道機関への発表は、発表者が災害対策本部広報班長立ち会いのもとに、県政記者会において実施することを原則とするが、被害が激甚な場合、県幹部（知事等）が進んで報道機関の前で、県の防災施策に取り組む姿勢や対策内容を説明する。

なお、他の場所や部署で発表する必要がある場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について協議する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長に報告する。

(4) 避難所等への広報

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

第３　市町村による災害広報の実施

◆実施機関　市町村

１　基本事項

市町村は、市町村が保有する媒体を活用して広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

２　広報の方法

地域に密着した範囲の災害に関する広報は、市町村が独自に、あるいは警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

ア　広報内容

（ア）警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報

a　雨量、河川水位、潮位等の状況

b　浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等

c　県民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

d　避難の必要の有無、避難先の開設状況等

（イ）災害発生直後の広報

a　災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）

b　災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）

c　道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）

d　電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

e　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

（ウ）応急復旧活動段階の広報

a　県民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）

b　給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（エ）支援受け入れに関する広報

a　各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）

b　義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

（オ）被災者に対する広報

市町村による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

（カ）その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

（キ）帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ　広報の方法

市町村が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

（ア）市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、ＣＡＴＶ等による広報
（イ）広報車による広報
（ウ）ハンドマイクによる広報
（エ）広報誌紙、掲示板による広報
（オ）インターネットによる広報
ａ　ホームページ等を活用した広報
ｂ　携帯電話を活用した情報提供
ｃ　ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

⑵ 報道機関への広報

県と同様、市町村広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

第４　関係機関等による災害広報の実施

◆実施機関　防災関係機関

１　基本事項

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に要請して広報を依頼する。

２　広報の方法

⑴ 広報の内容

県及び市町村の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

⑵ 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。防災関係機関は、報道機関に対して広報を実施した場合、発表後速やかにその内容を県災害対策本部広報班長に報告する。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有に努める。

広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

第５　住民等からの問い合わせに対する対応

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防機関、関係機関

(1) 体制の整備

市町村等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第４節　広域応援体制

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、県は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

２　対策の体系

３　留意点

災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の有効性を担保しておく。

また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第２　県における広域応援体制

◆実施機関　県（総務部人事課、防災部防災危機管理課、関係各課）

１　災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、本部事務局（防災危機管理課）で把握した災害状況、被害状況、市町村の応急対策の状況等の情報を収集する。

⑵ 情報の分析・検討

各部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

ア　被災地外の県内市町村
イ　本県を所管する指定地方行政機関及び指定公共機関
ウ　県内の指定地方公共機関
エ　その他の県内の公共的団体等
オ　協定を締結している中国、四国地方各県
カ　オ以外の都道府県
キ　消防庁（緊急消防援助隊等）
ク　他の都道府県警察広域緊急援助隊等
ケ　その他の国の機関
コ　その他の公的防災関係機関
サ　協定を締結している民間企業・団体等

⑶ 検討結果の報告

各部は、検討結果について、本部人事班（人事課）を経由して本部会議に報告する。

２　応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県に対して応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

⑴ 応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

⑵ 受け入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、各部は、受け入れルートや応援活動の拠点となる施設、応援に係る人員の集結場所・宿泊場所・給食等の受入体制について整備し、必要があれば協議する。

⑶ 応援要請の連絡

ア　各部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、必要に応じ下記に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日、文書によりあらためて処理する。

また、上記⑵の内容も併せて伝えておく。

（ア）災害の状況及び応援を求める理由
（イ）応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
（ウ）応援を必要とする場所、期間
（エ）応援を必要とする活動内容
（オ）その他必要な事項

イ　各部は、関係市町村、防災関係機関等へ応援要請を行った旨を連絡する。

⑷ 国との調整

国において、被災地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、本部事務局（防災危機管理課）が調整窓口となって必要な調整を行う。

(5) 国への応援要請

災害の規模に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合は、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

また、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

３　職員の派遣又は派遣斡旋の要請

国や他の都道府県の職員の派遣又は派遣斡旋の要請については、以下の方法により、本部人事班（人事課）が実施する。

(1) 国の職員の派遣又は派遣斡旋の要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣又は派遣斡旋の要請は、それぞれ災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づいて行う。

なお、中国地方整備局に対する応援要請については「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」及び「災害時における相互協力に関する基本協定」（島根県地域防災計画（資料編）参照）により行う。

(2) 中国・四国地方各県の職員に対する職員の派遣要請

ア　中国５県災害時相互応援協定

県は、災害が発生し県独自では十分な応急対策を実施できない場合には、中国地方の５県で締結している災害時相互応援協定に基づき応援要請する。

島根県地域防災計画（資料編）
「中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定」参照

イ　中国・四国地方災害時相互応援協定

県は、災害が発生し県独自では十分な応急対策を実施できない場合には、中国・四国地方の９県で締結している災害時相互応援協定に基づき応援要請する。

島根県地域防災計画（資料編）
「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」参照

表2.2.4.1　各県担当課の連絡先

各県担当課	連絡先（電話番号等）
鳥取県危機管理局 危機管理政策課	電話　0857-26-7111(代)　0857-26-7584(直) ＦＡＸ　0857-26-8137 消防防災行政無線　31-304　FAX 31-311
岡山県 危機管理課	電話　086-224-2111(代)　086-226-7385(直) ＦＡＸ　086-225-4659 消防防災行政無線　33-2572　FAX 33-5730
広島県危機管理監 危機管理課	電話　082-228-2111(代)　082-513-2785(直) ＦＡＸ　082-227-2122 消防防災行政無線　34-89　FAX 34-84

各県担当課	連絡先（電話番号等）
山口県総務部 防災危機管理課	電話　083-933-3111(代) 083-933-2370(直) ＦＡＸ　083-933-2408 消防防災行政無線　35-821　FAX 35-868
徳島県危機管理部 危機管理政策課	電話　088-621-2500(代) 088-621-2713(直) ＦＡＸ　088-621-2849 消防防災行政無線　36-56　FAX 36-57
香川県防災局 危機管理課	電話　087-831-1111(代) 087-832-3188(直) ＦＡＸ　087-831-8811 消防防災行政無線　37-2484　FAX 37-2479
愛媛県県民環境部 防災局危機管理課	電話　089-941-2111(代) 089-912-2335(直) ＦＡＸ　089-941-2160 消防防災行政無線　38-2335　FAX 38-2328
高知県危機管理部 危機管理・防災課	電話　088-823-1111(代) 088-823-9320(直) ＦＡＸ　088-823-9253 消防防災行政無線　39-11　FAX 39-11

(3) 関西広域連合（構成府県市）の職員に対する職員の派遣要請

県は、大規模災害が発生し、上記(1)(2)協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができない場合には、中国地方知事会と関西広域連合で締結している災害時の相互応援に関する協定に基づき応援要請する。

島根県地域防災計画（資料編）
「関西広域連合と中国地方知事会との災害時に相互応援に関する協定」参照

(4) 他の都道府県職員に対する職員の派遣又は派遣斡旋の要請

県は、大規模災害が発生し、上記(1)(2)では、被災者の救助等の対策が十分に実施できないため他の都道府県に対して職員の派遣又は派遣斡旋を要請する場合は、全都道府県により締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」又は地方自治法第 252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、中国ブロックの幹事県及び全国知事会を通じて各都道府県に対して応援要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）
「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」参照

(5) 職員の派遣又は派遣斡旋の要請の方法

(1)～(3)ともに職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示して行う。

ア　派遣を要請する（斡旋を求める）理由
イ　派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

第３　市町村・消防における相互応援協力

◆実施機関　市町村、各消防本部、県（防災部防災危機管理課）

１　市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア　災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ　被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ　災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

島根県地域防災計画（資料編）

「（島根県内市町村の）災害時の相互応援に関する協定書」参照

(2) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行う。

２　県内消防本部の応援

(1) 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定による応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）

「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」参照

第４　市町村における広域応援体制

◆実施機関　市町村

(1) 被災市町村は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1)による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、自らも被災し応援できないなどの特別な理由のない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第５　緊急消防援助隊による応援

◆実施機関　市町村、各消防本部、県（防災部消防総務課、防災危機管理課）

１　概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

２　応援要請

(1) 被災地市町村長は、大規模な消防の応援等が必要と判断したときは、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。

(2) 知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。

(3) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。

(4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

３　調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	島根県消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁
調整本部長	島根県知事
調整副本部長	島根県防災部長等及び島根県に出動した指揮支援部隊長
調整本部員	・島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員 ・代表消防機関又は代表消防機関代行の職員 ・被災地消防本部の職員
調整本部の業務	①　被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること ②　被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること ③　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ④　自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関との連絡調整に関すること ⑤　島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること ⑥　島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること ⑦　島根県災害対策本部に設置された医療政策班等との連絡調整に関すること ⑧　その他必要な事項に関すること

４　航空運用調整班の設置

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に集結することを鑑み、これら各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を掌るため航空運用調整班を設置する。

航空運用調整班の班長は、島根県職員でかつ航空消防活動を熟知している島根県防災航空管理所

長又は島根県防災航空隊の副隊長等が担当する。

５　緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、被災地市町村の市町村長（又はその委任を受けた消防長）が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。

指揮支援隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、その指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行う（指揮系統図（図2.2.4.2）を参照）。

６　緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

指揮系統図（図2.2.4.2）

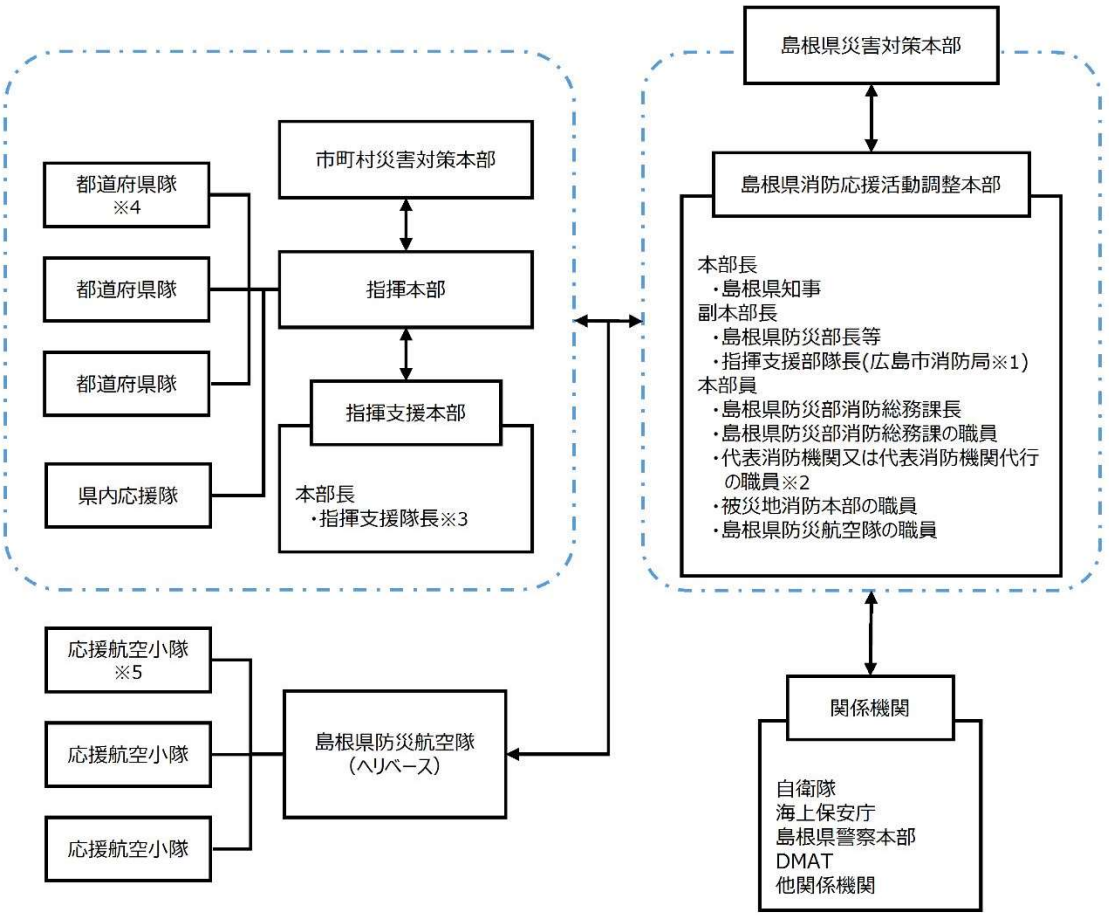

※1　広島市消防局が被災等によりその任務を遂行できない場合は、福岡市消防局がその任にあたる
※2　代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部をいう
※3　指揮支援隊の所属する消防本部
　広島市消防局・岡山市消防局・北九州市消防局・福岡市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局・東京消防庁・熊本市消防局
※4　第一次出動都道府県
　鳥取県・岡山県・広島県・山口県
※5　第一次出動航空小隊
　広島市・京都市・鳥取県・兵庫県・神戸市・岡山県・岡山市・広島県・山口県・愛媛県

第５節　自衛隊の災害派遣体制

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受け入れ体制を整える。

２　対策の体系

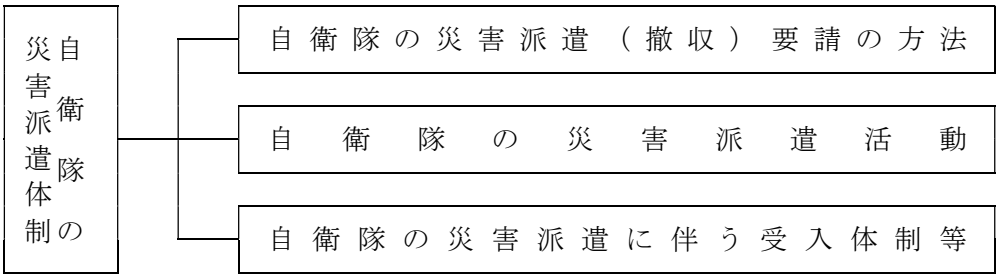

３　留意点

(1) 県（防災部）は、災害時に派遣要請が迅速に実施できるよう意思決定システムを整備し、担当職員に対し必要な研修、訓練等を実施して災害派遣要請手続きに習熟しておく必要がある。

(2) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

ア　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

イ　差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

ウ　自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。（非代替性の原則）

この際、人命にかかるものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

第２　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

◆実施機関　自衛隊、県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 自衛隊法第83条第２項の規定に基づく派遣

ア　要請を受けての派遣

（ア）災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（イ）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（ウ）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　要請を待たないで行う派遣

（ア）災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合

（イ）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

（ウ）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

（エ）災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

⑵ 自衛隊法第83条第３項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続き

⑴ 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の派遣要請の要求により行う。

⑵ 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により要請する（別紙３「自衛隊災害派遣要請書」参照）。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

⑶ 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機　関　名	所　在　地	電　話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045（代）
海上自衛隊舞鶴地方隊 （海上自衛隊舞鶴地方総監部）	京都府舞鶴市字余部下1190	0773(62)2250（代）
航空自衛隊第３輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211（代）

３　知事に対する災害派遣要請の要求

⑴ 災害派遣要請の要求者

市町村長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。（別紙１「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）。

(2) 要求手続

市町村長又は防災関係機関の長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市町村長は必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

4　自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の災害派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、自衛隊は、速やかに知事に対し派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

5　災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う（別紙４「自衛隊災害派遣撤収要請書」及び別紙２「自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」参照）。

図2.2.5.1　自衛隊災害派遣要請系統

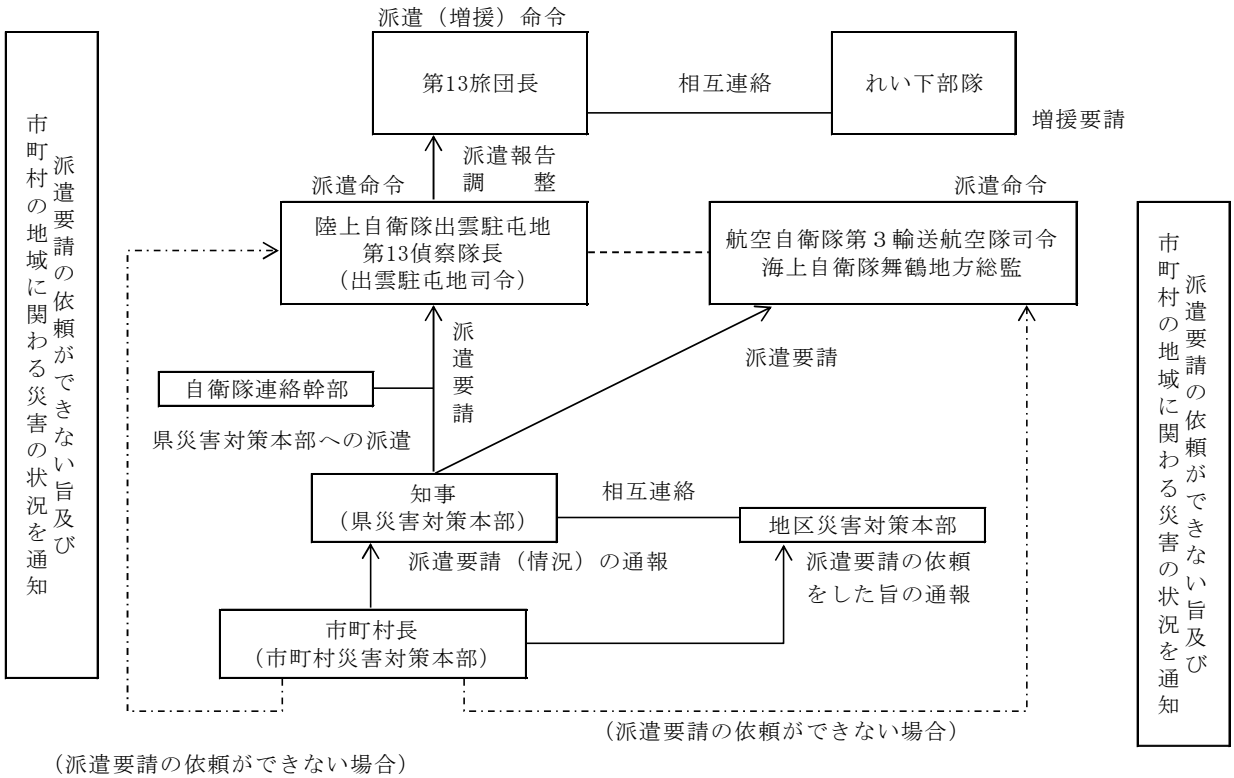

第３　自衛隊の災害派遣活動

◆実施機関　自衛隊、県（防災部防災危機管理課）

１　自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

県（防災部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、自衛隊と相互に絶えず情報の交換をする。

(2) 連絡員等の相互派遣

県に災害対策本部が設置されたとき、知事が要請したとき、又は自衛隊が必要と認めたときは、県（防災部又は災害対策本部）に連絡幹部が派遣される。

連絡幹部は原則として陸上自衛隊出雲駐屯地から派遣されるが、状況に応じて航空自衛隊、海上自衛隊等からも派遣される場合がある。

連絡幹部は、災害状況等の部隊への連絡、災害派遣に関する知事からの協議に対する必要措置等の任務を遂行する。

また、県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係職員を県の連絡員として自衛隊の主要な活動地区へ派遣し、派遣部隊と市町村又は関係機関の連絡に当たらせ、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

２　災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね次のとおりである。

区　　分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第１号)」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。

区　　分	活　　動　　内　　容
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第３項、第64条第８項～第10項及び第65条第３項に基づく警戒区域の設定等の措置。

なお、自衛隊の装備、救援態勢については、島根県地域防災計画（資料編）「自衛隊の災害派遣」参照。

３　災害派遣部隊の自衛官の権限等

(1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第３項）

イ　他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第８項）

ウ　現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第８項）

エ　住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第３項）

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の３第３項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第４　自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　派遣部隊の受け入れ体制

(1) 県及び市町村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。

(2) 県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

(4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

２　使用資器材の準備

(1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物を除き市町村、県又は関係公共機関において準備する。

ア　部隊等装備資材（島根県地域防災計画（資料編）「自衛隊が災害時において使用し得る資器材」のとおり）
イ　食料
ウ　燃料
エ　衛生資材等

(2) 市町村、県又は関係公共機関において必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、市町村等は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。

島根県地域防災計画（資料編）「自衛隊が災害時において使用し得る資器材」参照。

(3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受け入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な整備を行う。

３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担し、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

４　自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

島根県地域防災計画（資料編）
「市町村別ヘリポート予定地」「離着陸場の基準及び表示要領」参照

（別紙１）自衛隊災害派遣要請依頼書様式

文　書　番　号
平成　年　月　日

島　根　県　知　事　　あて

発　信　者　名

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１．災害の情況及び派遣要請を依頼する事由

(1)　災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

(2)　派遣を要請する事由

２．派遣を希望する期間

３．派遣を希望する区域及び活動内容

(1)　派遣を希望する区域

(2)　活動内容

４．その他参考となるべき事項

(1)　連絡場所及び連絡責任者

５．要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

（別紙２）自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

文　書　番　号
平成　年　月　日

島　根　県　知　事　　あて

発　信　者　名

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

１．撤収要請を依頼する事由

２．任務完了（予定）日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

３．撤収要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

４．その他必要な事項

（別紙３）自衛隊災害派遣要請書（記入例）

○ ○ 第 ○ ○ 号
平成○年○月○日

第１３偵察隊長　殿

島根県知事　溝　口　善　兵　衛
（ 防災部防災危機管理課 ）

自 衛 隊 災 害 派 遣 に つ い て　（要請）

土砂崩れにより家屋が土砂に埋まり、行方不明となった地域住民の捜索救助のため、自衛隊法第83条の規定によって、次のとおり貴隊の派遣を要請します。

１　災害の情況
　○○月○○日午前○時頃、○○郡○○町付近で発生した土砂崩れにより、○○町内では家屋約20戸が土砂に埋まり、多くの住民が行方不明になった模様と、○○町災害対策本部からの報告があった。
２　派遣を要請する事由
　○○町は消防団員、近隣住民を総動員し、警機動隊の応援を得て捜索救助活動を展開しているが、捜索救助に要する人員が不足する状況にあるため、同町から要請があったもの。
３　派遣を要請する期間
　○○月○○日　○○時○○分から捜索救助完了まで
４　派遣を要請する区域及び活動内容
(1)　区域　○○町
(2)　活動の内容　○○町内で行方不明となった地域住民の捜索救助

（別紙４）自衛隊災害派遣撤収要請書（記入例）

○ ○ 第 ○ ○ 号
平成○年○月○日

第１３偵察隊長　殿

島根県知事　溝　口　善　兵　衛
（ 防災部防災危機管理課 ）

自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）

平成○○年○○月○○日付け消防第○○号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり撤収を要請します。
１　撤収要請事由
　○○郡○○町で発生した土砂崩れのため行方不明となった住民の捜索救助活動完了の見込みが立ったため。
２　撤収要請日時
　平成○○年○月○日　○○時○○分

第６節　海上保安庁への応援協力体制

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要となる場合が考えられる。

県は、そのような場合、海上保安庁に対し、効率的かつ迅速に救援協力要請を行うことができるよう、救援協力要領及びその受け入れ体制を整える。

２　留意点

県（防災部防災危機管理課）は、災害時に救援協力要請が迅速に実施できるよう応援協力要請手続きの要領を整備し、担当職員に対し必要な研修、訓練等を実施して要請手続きに習熟しておく必要がある。また、救援協力の要請に当たっては、消防機関、警察機関、自衛隊等と活動の調整を図る必要がある。

第２　救援協力要請の方法

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

１　救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

２　記載する内容

(1) 要請者の氏名（職業、地位）
(2) 災害の概要及び救援活動を要請する理由
(3) 救援活動を必要とする期間
(4) 救援活動を必要とする区域及び活動内容
(5) 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

３　要請先

機　関　名	所　在　地	電　話
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100

４　救援活動の内容

(1) 被害状況等の調査及び情報収集
(2) 避難指示、避難者の誘導
(3) 陸上孤立者の救助
(4) 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
(5) その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

第７節　災害救助法の適用

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。

２　対策の体系

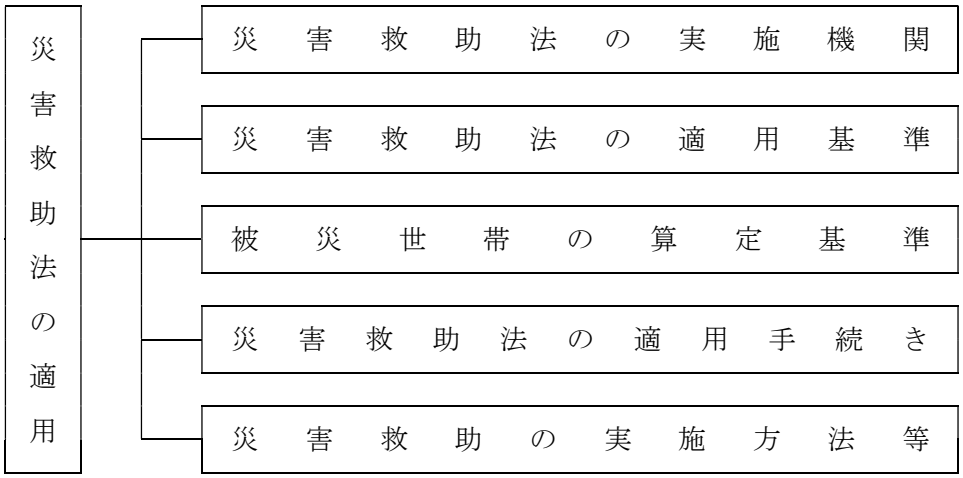

３　留意点

(1) 被害情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法適用の判断及びその手続きは、迅速かつ的確に行われる必要があるが、そのためには被害の把握及び認定の作業を迅速かつ正確に行うことが前提となる。したがって災害時の被害情報の収集及び伝達体制の整備が極めて重要である。

(2) 対策の実施体制の確保

建築物等の被害認定には、専門技術的な視野からの処理が必要なため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくこと、実施体制を確立しておくことが必要である。

第２　災害救助法の実施機関

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市町村長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第２条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

(1) 「市町村への委任事項」避難所の供与
(2) 「市町村への委任事項」応急仮設住宅入居者の決定
(3) 「市町村への委任事項」炊き出しその他による食品の給与
(4) 「市町村への委任事項」飲料水の供給
(5) 「市町村への委任事項」被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

(6) 「市町村への委任事項」被災者の救出
(7) 「市町村への委任事項」被災した住宅の応急修理
(8) 「市町村への委任事項」学用品の給与
(9) 「市町村への委任事項」埋葬
(10)「市町村への委任事項」死体の捜索
(11)「市町村への委任事項」死体の処理
(12)「市町村への委任事項」障害物の除去

第３　災害救助法の適用基準

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　災害救助法適用基準（災害救助法施行令第１条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

県及び市町村は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は第５に示す災害救助法の適用手続きを行う。

(1) 市町村の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が、それぞれ表2.2.7.1に掲げる世帯数以上に達したとき（１号基準）。

表2.2.7.1

市　町　村　の　人　口	住家が滅失した世帯数
5,000　人未満	30世帯
5,000　人以上　15,000　〃	40　〃
15,000　〃　30,000　〃	50　〃
30,000　〃　50,000　〃	60　〃
50,000　〃　100,000　〃	80　〃
100,000　〃　300,000　〃	100　〃
300,000　〃	150　〃

※表2.2.7.3「市町村別災害救助法適用基準一覧表」参照

(2) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 1,000世帯以上の場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯がそれぞれ表2.2.7.2に掲げる世帯数以上に達したとき(２号基準)。

表2.2.7.2

市　町　村　の　人　口	住家が滅失した世帯数
5,000　人未満	15世帯
5,000　人以上　15,000　〃	20　〃
15,000　〃　30,000　〃	25　〃
30,000　〃　50,000　〃	30　〃
50,000　〃　100,000　〃	40　〃
100,000　〃　300,000　〃	50　〃
300,000　〃	75　〃

※表2.2.7.3「市町村別災害救助法適用基準一覧表」参照

(3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合、(３号前段基準)。

(4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと(３号前段基準)。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11社施第99号）]
令第１条第１項第３号に定める災害
災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。）第１条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること
ア　被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合
イ　有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること（４号基準）。

[府令]次のいずれかに該当すること
一　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
二　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

［厚生省社会通知局（S40.5.11社施第99号）］

令第１条第１項第４号に定める災害

ア　同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

イ　府令第２条第１号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること

（ア）火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされた場合

（イ）紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の死傷した場合

ウ　府令第２条第２号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること

（ア）交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

（イ）火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合

表2.2.7.3　市町村別災害救助法適用基準一覧表

市町村名	人　口（人）	災害救助法１号基準（世帯）	災害救助法２号基準（世帯）	市町村名	人　口（人）	災害救助法１号基準（世帯）	災害救助法２号基準（世帯）
松　江　市	206,230	100	50	川　本　町	3,442	30	15
浜　田　市	58,105	80	40	美　郷　町	4,900	30	15
出　雲　市	171,938	100	50	邑　南　町	11,101	40	20
益　田　市	47,718	60	30	津和野町	7,653	40	20
大　田　市	35,166	60	30	吉　賀　町	6,374	40	20
安　来　市	39,528	60	30	海　士　町	2,353	30	15
江　津　市	24,468	50	25	西ノ島町	3,027	30	15
雲　南　市	39,032	60	30	知　夫　村	615	30	15
奥出雲町	13,063	40	20	隠岐の島町	14,608	40	20
飯　南　町	5,031	40	20				
				計	694,352		

（注）１．人口は、H27国調

２．２号基準は、県内の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用

３．この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は２世帯をもって、床上浸水世帯は３世帯をもって、１世帯とする

第４　被災世帯の算定基準

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

２　住家の滅失等の認定（内閣府策統括官通知「災害の被害認定基準」）

⑴ 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家がその居住のため基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。

⑵ 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家がその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。

⑶ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

⑴及び⑵に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

３　住家及び世帯の単位

⑴ 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

⑵ 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第５　災害救助法の適用手続き

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　市町村

市町村における災害が、第３に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：島根県防災部防災危機管理課　電話：0852-22-5885

２　県

⑴ 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは(内閣総理大臣協議が必要な場合を除く)、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

関係機関	窓口の課名	連絡先（電話番号等）
内閣府	内閣府（防災担当） 被災者行政担当	電話　03-3501-5191 ＦＡＸ　03-3597-9091 中央防災無線　8-13-8090-2371（本庁のみ）

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(3) 知事は、第３に示した災害救助法の適用基準の内(4)及び(5)に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、必要に応じ内閣府政策統括官（防災担当）に技術的助言を求める。

(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用する。

第６　災害救助の実施方法等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

２　救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

３　救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次の表2.2.7.4のとおりとする。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

表2.2.7.4　災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から７日以内	１．費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２．避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	１．平均１戸当たり29.7㎡であればよい。 ２．高齢者等の要配慮者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３．供与期間　最高2年以内 ４．民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１．避難所に受け入れた者 ２．全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	１．備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 ２．現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	１．現に生命、身体が危険な状態にある者 ２．生死不明な状態にある者	災害発生の日から３日以内	１．期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２．輸送費、人件費は別途計上。
被災した住宅の応急修理	１．住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２．大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	災害発生の日から１か月以内	

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は１か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	１．備蓄物資は評価額。 ２．入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	１．輸送費、人件費は別途計上。 ２．災害発生後３日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から10日以内	１．検案は原則として救護班。 ２．輸送費、人件費は別途計上。 ３．死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１．被災者の避難 ２．医療及び助産 ３．被災者の救出 ４．飲料水の供給 ５．死体の捜索 ６．死体の処理 ７．救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（注）期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

４　応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第２編風水害対策計画第２章の該当節
救助の総括 被害状況等の調査・報告 応急仮設住宅の供与 避難所の設置運営 炊き出し等食品の給与 飲料水の供給 生活必需品の給与 応急医療の実施、助産 救出 被災住宅の応急修理 教科書・学用品等の給与 死体の埋火葬 死体等の捜索 検案等死体の処理 障害物の除去	本節　　災害救助法の適用 第 2節　災害情報の収集・伝達 第26節　住宅確保及び応急対策 第 8節　避難活動 第20節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第20節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第20節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第11節　医療救護 第10節　救急・救助活動 第26節　住宅確保及び応急対策 第22節　文教対策 第25節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬 〃 〃 第23節　廃棄物の処理
輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分	第14節　緊急輸送 第 1節　応急活動体制 第 8節　避難活動 第11節　医療救護 第10節　救急・救助活動 第20節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第25節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬 〃 第３章　風水害復旧・復興計画 第２節　生活再建等支援対策の実施

５　災害救助基金の積み立て

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、県はその財源に充てるため災害救助基金（法定積立最小額は、当該年度の前年度前３か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000相当額）を積み立てている（災害救助法第22条）。

平成29年4月1日現在の本県の法定積立額は307,337,494円、平成29年4月1日現在の積立現在高は320,075,211円である。

第８節　避難活動

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、市町村長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

２　対策の体系

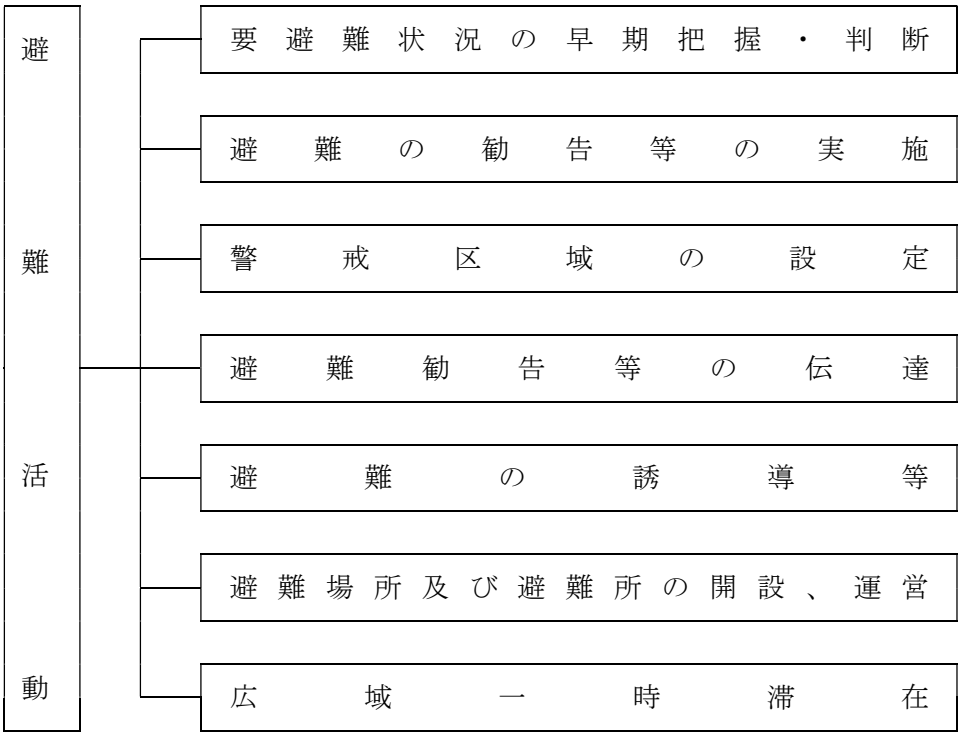

３　留意点

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集

避難勧告等の決定に際し最も重要なことは、河川出水、土砂災害に伴う要避難状況（被害状況等）に関する情報の迅速・的確な収集である。特に、当該地域周辺（上流）の河川水位や雨量、被害の発生状況等に基づき風水害危険に関する広域情報の把握に努める。

これらの情報は、発災時には消防本部や警察に集中することが多いので、市町村等はこれらの機関と緊密な連携を保つとともに、自主防災組織や地域住民の積極的な協力を得るよう努める。更に、市町村長が不在のときの対応についても十分留意する。

(2) 住民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定する。また、警戒区域の設定は住民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する。

⑶ 要配慮者等を考慮した避難誘導の実施

避難誘導に当たり、要配慮者に十分考慮し避難させる。また、避難誘導員は群衆避難による混乱を避け、毅然たる態度で冷静に対応する。キャンプ地や行楽地など地理不案内な場所での避難に際しては、関係機関と連携した適切な避難誘導を行う。

⑷ 学校等と連携した指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

学校等を指定避難所等とする場合、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、市町村と学校等とであらかじめ定めておく。

⑸ 効率的な出動・搬送体制の整備

風水害時は、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、緊急度に対し迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士や高規格救急車の多様で効果的な出動体制・搬送体制を整備する。

第２　要避難状況の早期把握・判断

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防機関、関係機関等

１　要避難状況の把握活動の早期実施

市町村長は、人的被害の発生する可能性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階には、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市町村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

⑴ 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市町村・消防本部その他は、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難の勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

⑵ 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、市町村・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第３　避難勧告等の実施

◆実施機関　各避難勧告・指示権者、県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　避難の勧告等の実施責任者及び時期

避難の勧告等の実施責任者及びその時期は表2.2.8.1及び表2.2.8.3に示すとおりである。

なお、市町村は、次の事項に留意し避難勧告等を発令するほか、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

(2) 市町村は、孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

(3) 市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。

(4) 市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。

(5) 市町村は、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

表2.2.8.1　避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び時期

発令者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	対　象	内　容	取るべき措　置
市町村長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 市町村地域防災計画	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）

図2.2.8.2　　避難準備・高齢者等避難開始の指示系統図

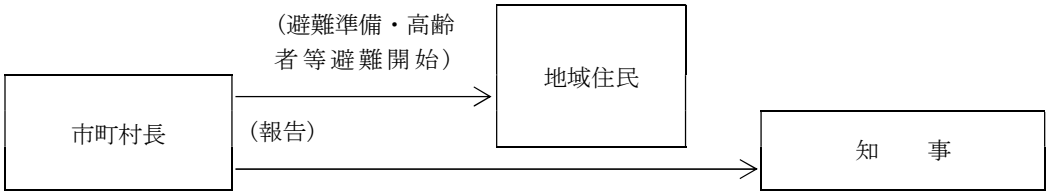

表2.2.8.3　避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は 指示の対象	勧告又は 指示の内容	取るべき 措　置
市町村長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	市町村長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条 第１項、第２項、第３項	全災害 ・災害の発生又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの勧告・指示 「屋内安全確保」の指示 立退き先の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知　事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条 第６項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同　上	同　上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 第１項、第２項 警察官職務執行法 第４条	全災害 ・市町村長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受けるおそれのある者	立退きの指示 「屋内安全確保」の指示 立退き先の指示 警告、避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
海上保安官		災対法第61条 第１項、第２項	全災害 ・市町村長が避難のため立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 「屋内安全確保」の指示 立退き先の指示	市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第４条の規程の準用
知　事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知　事 (その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同　上	同　上	同　上

(注) １　「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

(注) ２　「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

図2.2.8.4　　避難勧告・避難指示（緊急）の指示系統図

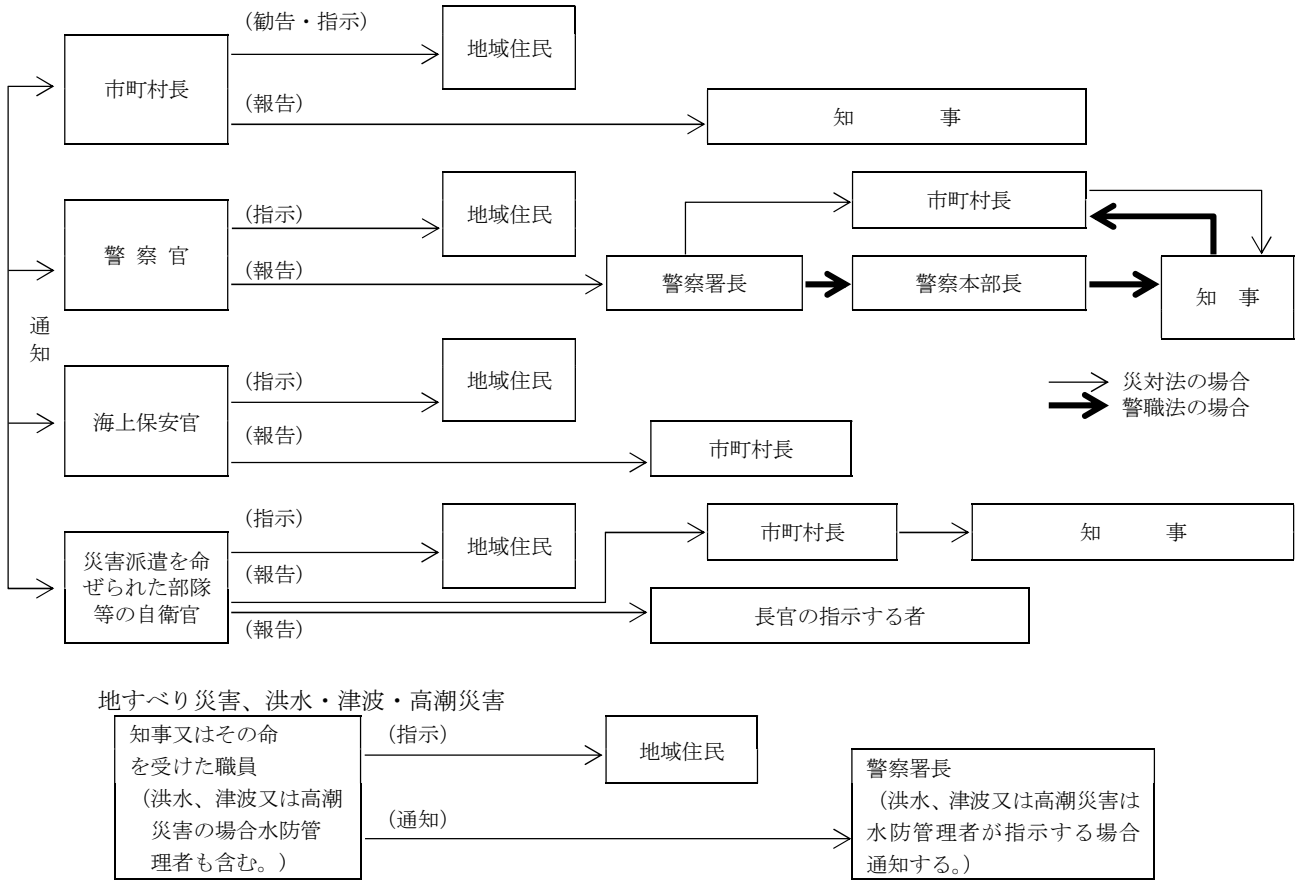

２　避難の勧告等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難勧告

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。

(3) 避難指示（緊急）

山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の兆候を直前に把握した場合や、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強い。

(4) 屋内安全確保

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内安全確保を指示することができる。

⑸ 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの勧告、指示等の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

３　市町村の実施する避難措置

⑴ 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難勧告等を行う場合は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）
イ　避難の経路及び避難先
ウ　避難後における財産保護の措置

⑵ 避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
イ　避難のための立退きの準備、避難勧告等、屋内安全確保など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。
ウ　避難の必要が無くなったときは、その旨を公示しなければならない。
エ　市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておく。
（ア）避難措置に関する関係機関の連絡方法
（イ）避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
（ウ）避難の伝達方法
（エ）各地域の避難先及び避難方法
（オ）その他の避難措置上必要な事項

４　警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

⑴ 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官→警察署長→市町村長→県知事（防災部防災危機管理課）
海上保安官→海上保安部署長→市町村長→県知事（防災部防災危機管理課）

⑵ 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第４条）

警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→市町村長

⑶ 自衛官の行う避難措置（自衛隊法第94条）

自衛官→市町村長→県知事（防災部防災危機管理課）

５　県の実施する避難措置

⑴ 知事による避難の指示等の代行

表2.2.8.3のとおり。

⑵ 重要水防区域及び地すべり区域における立退きの指示等

市町村内で河川出水、地すべり等の災害が発生した場合、県（土木部）は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び地すべり防止区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力を求める。なお、避難の指示を行った場合は直ちに管轄する警察署長にその旨を通知する。

⑶ 市町村が行う避難勧告等に係る助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

⑷ 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。

ア　管内市町村の避難勧告・指示等の状況を把握し、県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に報告する。

イ　市町村から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

⑸ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を所管の各部を通じて県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に通報する。県災害対策本部、地区災害対策本部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

⑹ 避難状況等に関する広報

県災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、地区災害対策本部から避難状況等に関する情報を入手し、広報班（広報室）を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

６　病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

⑴ 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

⑵ 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

７　駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時は消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

８　車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第４　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、災害対策基本法第63条第１項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第１項）。

災害全般について	市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員（災害対策基本法第63条第１項）
	警察官（災害対策基本法第63条第２項）
	海上保安官（災害対策基本法第63条第２項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第２項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条）
	警察官（消防法第28条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条）
	警察官（水防法第21条）
	消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
	警察官（消防法第36条）

２　警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市町村長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(1) 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 警察官若しくは海上保安官は、市町村長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町村長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市町村長へ通知する。

(4) 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(5) 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

県は、国による応急措置が迅速に行えるよう、あらかじめ応急措置の内容、応援の手順、連絡方法等を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

第５　避難勧告等の伝達

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、関係機関等

１　避難計画に基づく伝達

市町村長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び市町村地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難勧告等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難勧告等情報伝達連絡会で定めた「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難勧告等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

２　災害状況に応じた伝達

避難勧告等は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知・徹底できるよう、当該市町村が保有する市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること、繰り返しわかりやすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

(1) 同報無線等無線施設を利用した伝達
(2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
(3) サイレン及び鐘による伝達
(4) 広報車からの呼びかけによる伝達
(5) 「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達
(6) テレビ・ラジオ（県は、市町村から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、有線放送、電話、その他の施設の利用による伝達
(7) コミュニティＦＭを利用した伝達
(8) 登録制メールによる伝達
(9) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達
(10) ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達
(11) Ｌアラート（災害情報共有システム）による伝達

３　要配慮者への配慮

市町村長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

４　各種施設等

学校・教育施設、駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第６　避難の誘導等

１　地域における避難誘導等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部

(1) 避難誘導の実施

市町村は、災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域に避難勧告等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア　避難誘導体制の確立

（ア）避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車・船舶等を活用し、集団避難できるようにする。
（イ）緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ　避難経路
（ア）避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
（イ）災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ　避難順位
（ア）災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
（イ）浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限
（ア）携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
（イ）避難が長期にわたるとき、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ　危険防止措置
（ア）避難先の開設に当たって、市町村長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
（イ）避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
（ウ）避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ　避難者の移送
（ア）市町村は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることが出来なくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
（イ）県は、市町村から協力依頼があったときは、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。
（ウ）警察は、市町村から協力依頼があったときは、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

⑵ 自主避難の実施

住民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

⑶ 避難が遅れた者の救出・受入れ

避難が遅れた者を救出する場合、市町村で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への受入れを図る。

２　病院・社会福祉施設等における避難誘導

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、施設管理者

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避

難誘導を実施する。
　特に、夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

３　駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、施設管理者

　駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。
　特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。
　また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

４　避難誘導時の安全確保

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部河川課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部

　避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

５　被災者の運送

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、防災関係機関

(1) 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(3) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

第７　避難場所及び避難所の開設、運営

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部警備第二課）、市町村、施設管理者

１　避難場所及び避難所の開設

　災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため避難場所及び避難所を開設する。
　また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

(1) 市町村による避難場所及び避難所の開設

避難場所及び避難所の開設の実施機関は市町村であり、災害救助法適用時は、市町村長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から市町村長に事前に委任されている。）。避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

また、住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難場所又は避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。

この場合、市町村は以下の点に留意する。

ア　避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
イ　地元警察署等との連携
ウ　開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
エ　避難所責任者の配置
オ　避難者名簿の作成
カ　要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

キ　次の事項の県への速やかな報告
（ア）避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
（イ）箇所数、受入れ状況及び受入れ人員
（ウ）開設期間の見込み
（エ）避難対象地区名及び災害危険箇所名等
（オ）避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 避難所の運営管理

市町村は、各避難所の適切な管理運営を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 県の対応

市町村から災害救助法による避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ警察本部に通知する。

２　開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村等は以下の点に留意する。

(1) 避難所の運営方法

ア　グループ分け

イ　プライバシーの確保状況の把握

ウ　情報提供体制の整備

エ　避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ　避難所のパトロール等

カ　避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

キ　福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

ク　年齢性別によるニーズの相違への配慮

ケ　食料の確保、食事給与の状況把握

コ　トイレの設置状況の把握

サ　簡易ベッド等の活用状況の把握

シ　男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

（ア）避難所運営における女性の参画の推進

（イ）女性専用の物干し場の設置

（ウ）女性専用の更衣室、授乳室の設置

（エ）女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布

（オ）巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保

（カ）女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営

ス　暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

セ　避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(2) 保健・福祉・衛生対策

県及び市町村は以下の点に留意する。

ア　救護所の設置

イ　巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる

ウ　福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる

エ　仮設トイレの確保

要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う

オ　入浴、洗濯対策
　利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
カ　食品衛生対策
　食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
キ　し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施
ク　家庭動物のためのスペースの確保
ケ　感染症対策の実施

３　避難状況に応じた避難先の移動

県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

４　避難所の早期閉鎖

◆実施機関　県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

県及び市町村は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、安全の確保された自宅への帰還、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

５　避難所に滞在することができない被災者への対策

県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第８　広域一時滞在

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

(3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。
　国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

(4) 市町村は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
　また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待

ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第９節　消防活動

第１　基本的な考え方

１　趣旨

火災が発生した場合、市町村・消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

２　対策の体系

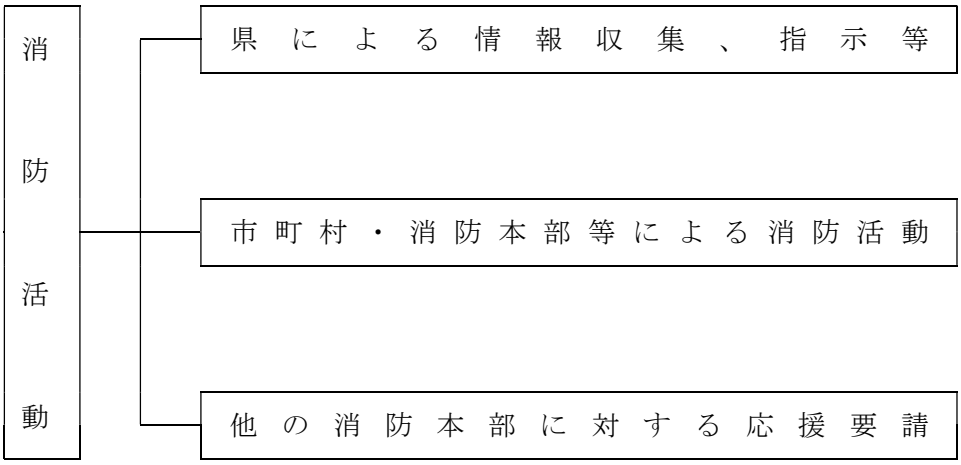

３　留意点

(1) 臨機応変な消防活動

火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

特に、風水害時においては、浸水、山（がけ）崩れ、建物・橋梁の損壊・流失、流木や道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による１１９番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

(2) 応援隊との連携

風水害による被害の規模が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

(3) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の３第４項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。この場合、当該措置を行ったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第２　県による情報収集、指示等

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターを活用し、上空からの被害調査を行う。その際、ヘリコプターテレビ電送システムによる画像情報を活用する。

また、大規模火災等が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、県防災行政無線等を通じて大火防御の措置を講ずるよう指示する。

火災発生後、県は、テレビ・ラジオ等の放送機関に要請し、あらゆる火源の即時消火について県民への周知・徹底を図るとともに、状況に応じ、被災者に対する電気・ガスの供給の停止を要請する。

このほか、大規模火災等により市町村の消防力だけでは水利の確保が困難な場合、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市町村の消火活動を支援する。

第３　市町村・消防本部等による消防活動

◆実施機関　市町村・消防本部、消防団、県民

１　市町村・消防本部の消火活動

消防本部は、市町村が策定した消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては１１９番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市町村及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア　避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ　重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ　消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ　市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ　重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

ア　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

２　消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

３　県民の対策

県民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

４　惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第４　他の消防本部に対する応援要請

◆実施機関　市町村、消防本部、県（防災部消防総務課、防災危機管理課）

１　消防相互応援協定による応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

２　知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

３　緊急かつ広域的な応援要請

(1) 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

(2) 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行う。

４　要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア　火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
イ　応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
ウ　応援要請を行う消防隊の種別と人員
エ　市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
オ　応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア　応援消防隊の誘導方法
イ　応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
ウ　応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第１０節　救急・救助活動

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時、大規模な事故発生時等には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、各関係機関は、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要があり、関係機関相互において密接な連携の下に必要な措置を講じる。

２　対策の体系

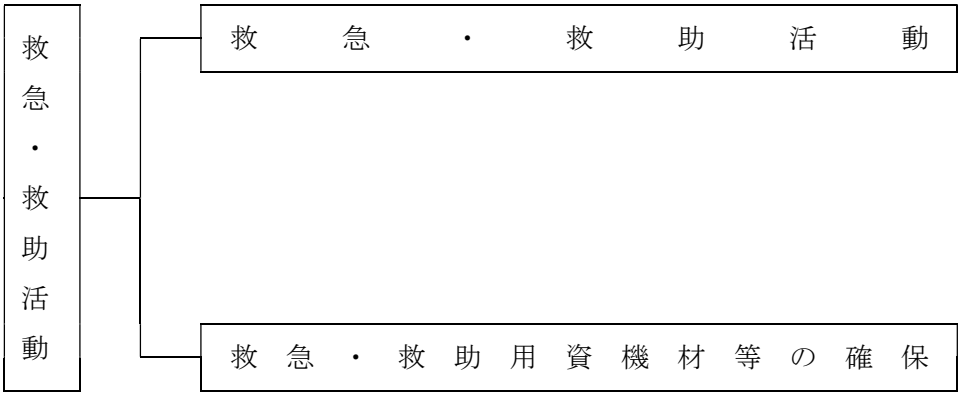

３　留意点

(1) 臨機応変な救急・救助活動

災害時は、倒壊家屋、道路の陥没等による通行支障や電話の断線・輻輳による１１９番通報支障など救急・救助活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した臨機応変な応急対策を実施する必要がある。

(2) 応援隊との連携

災害により大規模な被害が生じた場合、被災地域のみで対応するのは困難なため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊が到着するまでには、ある程度の時間を要する。市町村、消防本部は、消防団、自主防災組織等、その他関係機関と連携し、早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な救急・救助活動を行う。

(3) 応援要請等

県及び市町村は、被害状況の早急な把握に努め、現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害対応の実施を推進するほか、非常本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

第２　救急・救助活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

１　市町村、関係機関等による救急救助活動

(1) 活動内容

関係機関名		活動内容
市町村（消防機関を含む）	救急救助活動	(1) 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア　延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ　延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ　同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察		(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。 (2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。 (3) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安庁		(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊		(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
消防庁		(1) 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる
国土交通省、西日本高速道路株式会社、県及び市町村		(1) 高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

(2) 部隊間の活動調整

県及び市町村の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

２　住民及び自主防災組織による救急救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

３　惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第３　救急・救助用資機材等の確保

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、警察本部警備第二課）、市町村、消防本部、自衛隊、第八管区海上保安本部

１　救急・救助用装備・資機材の調達

(1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

(3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

(4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

２　救急車・救助工作車の配備状況

市町村（消防機関）　救急車78台、救助工作車14台（平成28年4月1日現在）

第１１節　医療救護

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。

県、市町村、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

２　対策の体系

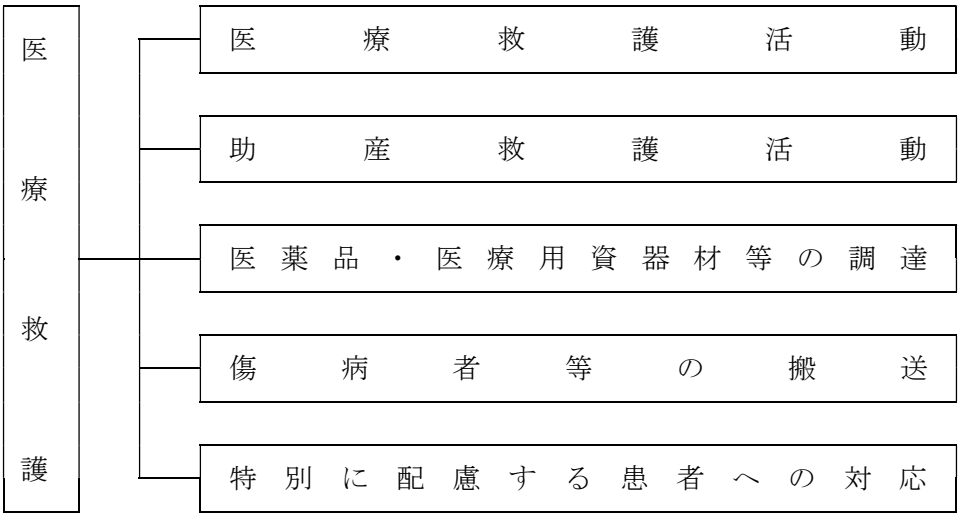

３　留意点

(1) 臨機応変かつ柔軟な医療救護の実施

大規模災害時には、被災地の数多くの医療機関が被害を受け、医療行為そのものができない場合や想定外の事態も発生するため、各関係機関等は臨機応変かつ柔軟な医療救護を実施する。

また、道路の被害等により傷病者の搬送にも支障が生じると考えられることから、医療機関の選定や搬送経路の決定においては、被災状況に応じて柔軟に対応していく。

(2) 指揮命令系統の明確化

ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、医療救護班、災害拠点病院が連携し効率的な医療救護活動を行うためには、派遣元の団体の違い等にかかわらず全体の活動を統制する必要があり、あらかじめ定めた指揮命令系統を遵守するとともに、責任者が不在の場合の代理など柔軟な運用を行う。

(3) 多分野の関係機関等との連携

多分野の関係機関等が連携協力し、より効果的な医療救護活動を実施するため、あらかじめ定めた役割分担に従った活動を優先しつつ、現場の実情に応じた相互支援活動を行う。

(4) 時間の経過による医療ニーズに対応した医療救護の実施

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市町村、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行う。

第２　医療救護活動

◆実施機関　県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課、保健所）、市町村、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会

災害時における医療救護は、市町村が第一次的に実施する。市町村長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により郡市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市町村では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

また、市町村長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

１　活動体制の確立

災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課）は、必要に応じ、県災害対策本部に県ＤＭＡＴ調整本部及びＤＰＡＴ調整本部を設置し統括ＤＭＡＴ及び本部長を配置するとともに、適時に県医療救護班調整本部を設置する。

また、災害発生の地区を管轄する保健所長は、可能な限り早期に地域災害医療対策会議を設置し、被災地における医療ニーズを把握し圏域内の医療救護活動を調整するとともに、必要な医療支援を県に要請する。

２　情報収集・伝達

災害時において県、市町村及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

３　ＤＭＡＴの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びＤＭＡＴの派遣に関する協定書に基づき、ＤＭＡＴ指定医療機関の長に対し、ＤＭＡＴの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、ＤＭＡＴの派遣を要請する。

派遣されたＤＭＡＴは、日本ＤＭＡＴ活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

４　災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やＤＭＡＴの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

５　医療救護所における活動

市町村は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の市町村による対応が困難な場合は、地域災害医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

６　医療救護班の派遣・活動

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、市町村から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

７　ＤＰＡＴの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県ＤＰＡＴ実施要領及びＤＰＡＴ先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、ＤＰＡＴ先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はＤＰＡＴ事務局を通じて他の都道府県に対し、ＤＰＡＴの派遣要請をする。

派遣されたＤＰＡＴは、ＤＰＡＴ活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

８　　医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

第３　助産救護活動

◆実施機関１　市町村

市町村は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市町村では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

◆実施機関２　県（健康福祉部医療政策課、保健所）

１　助産救護班の編成・派遣

知事は、市町村長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

２　助産救護班の業務内容

(1) 分娩の介助
(2) 分娩前及び分娩後の処置
(3) ガーゼ、その他衛生材料の支給
(4) 新生児のケア

３　連絡調整

助産救護班に関する連絡調整は県が行う。

◆実施機関３　独立行政法人国立病院機構

救護班の派遣は知事の要請によることを原則とするが、被災状況により国立病院機構自らの判断により出動する。

◆実施機関４　日本赤十字社島根県支部

助産救護班の出動は、知事の要請によることを原則とするが、被災状況により日本赤十字社島根県支部自らの判断により出動する。

◆実施機関５　島根県医師会

島根県医師会長及び郡市医師会長は、知事又は市町村長から助産救護に関する要請があったときは、助産救護班を出動し、又は医療機関及び仮受入施設において助産救護活動を実施する。

◆実施機関６　後方医療機関

知事の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、助産救護活動を行う。

◆実施機関７　助産救護活動の共通事項

１　助産救護活動の原則

助産救護活動は、原則として助産救護班による救護所等において行うが、助産救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情があるときは、県は病院又は診療所において助産救護を実施することができる。

２　助産救護班の業務内容

県の助産救護班と同じとする。

３　帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、別紙様式１～３に基づき取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに助産活動終了後、「医療班出動報告書」を提出する。

第４　医薬品・医療用資器材等の調達

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、市町村

１　医薬品・医療用資器材等の調達

県は、市町村から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、健康福祉部薬事衛生班において、医薬品等取扱い業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達する。

２　保存血液等の供給

県は、緊急時における血液対策として、血液センター等における保存血液等の備蓄状況を把握し、血液の供給の万全を図る。

また、被災後直ちに、県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図る。

第５　傷病者等の搬送

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部医療政策課、保健所）、市町村、医療機関

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関においてＥＭＩＳを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

第６　特別に配慮を要する患者への対応

◆実施機関　県（健康福祉部医療政策課、健康福祉部健康推進課、保健所）、市町村、医療機関

１　透析患者等への医療対応

県及び市町村は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

２　在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、市町村、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

様式１

救助実施状況　　年　月　日　○○医療班									
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調整先その他	患者数	内訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式２

取扱患者台帳　　○○医療班								
年月日	住所	氏名	職業	年令	性別	病名	死体検案数	措置概要適用

様式３

医療班出動報告書　　○○医療班				
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	

上記のとおり　　月　　日に出勤したので報告します。

年　　月　　日

（本隊、支、分隊、関係機関の別）

責任者　　印

本　隊

健康福祉部長　様

第１２節　警備活動

第１　基本的な考え方

１　趣旨

県内に大規模な災害が発生した場合には、県民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

２　対策の体系

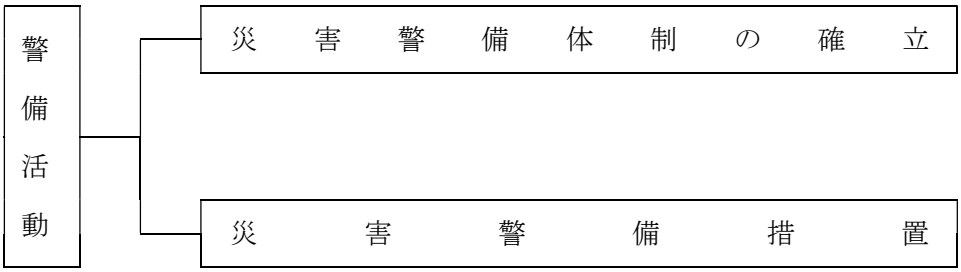

３　留意点

警察本部の災害警備活動については、県、市町村等関係機関と緊密な連携を図って実施する。

第２　災害警備体制の確立

◆実施機関　県（警察本部）

１　警備体制の区分

警備体制は、以下の区分に従って実施する。

(1) 警備体制

気象情報等により、災害の発生が予想され、かつ事態発生までにかなりの時間的余裕のあるとき。

(2) 警戒体制

台風圏が本県に接近する場合、その他気象情報等により災害発生の危険がかなり的確となり、十分な注意、警戒を必要とするとき。

(3) 非常体制

災害等の危険が切迫して相当な被害が予想されるとき、又は発生したとき。

２　警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、警察本部に県災害警備本部を、また、警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

３　警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

４　警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

５　警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第３　災害警備措置

◆実施機関　県（警察本部）

１　災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備活動を的確に推進するため、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行う。

(1) 初期段階の把握事項

ア　死傷者、行方不明者等の状況
イ　警察施設の被害状況
ウ　家屋、ビル等の倒壊状況
エ　火災の発生状況
オ　主要道路・橋梁の損壊状況
カ　ライフライン、ＪＲ等交通機関の被害状況
キ　重要施設の被害状況
ク　災害の拡大状況及び見通し
ケ　住民の避難状況
コ　救出救護の実施状況
サ　その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

ア　人的・物的被害状況
イ　警備部隊の配置及び運用状況
ウ　行方不明者の捜索実施状況
エ　交通規制の実施状況
オ　ライフライン等の復旧状況及び見通し
カ　関係機関の行った救護対策
キ　被災者の動向
ク　治安状況
ケ　流言飛語の状況
コ　火災の原因及び被害拡大の要因
サ　その他必要と認められる事項

２　避難誘導

(1) 被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、関係機関等に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められるときは、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携するものとする。

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係市町村長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

ア　火災、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市町村長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、災対法第61条第１項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市町村長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。

イ　広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

３　救出救助活動等

(1) 把握した被害状況に基づき、直ちに本部直轄隊や署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏えまえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。とりわけ、高層建築物等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心に編成した即応部隊を迅速に投入する。

(2) 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。

(3) 被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機及び各種装備資機材等を有効に活用するほか、消防、自衛隊等関係機関と連携し、迅速かつ効果的な救出救助活動を行う。

４　緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

(1) 交通規制の実施

ア　災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、命の安全、被害の拡大防止等に十分配意した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

イ　被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、被災地域周辺の都道府県警察と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

ウ　ア及びイで実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配意するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(2) 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおり。

ア　第１段階

（ア）　救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資

（イ）　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

（ウ）　政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等

（エ）　医療機関へ搬送する負傷者等

（オ）　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階
（ア）　アに規定する人員、物資等
（イ）　食料、水等生命の維持に必要な物資
（ウ）　被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
（エ）　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
ウ　第３段階
（ア）　イに規定する人員、物資等
（イ）　災害復旧に必要な人員及び物資
（ウ）　生活必需品

⑶ 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

⑷ その他緊急交通路確保のための措置

ア　交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ　放置車両の撤去等

（ア）　緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

（イ）　警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の３の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずる。

ウ　運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。

エ　障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、ＪＡＦ島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずる。

⑸ 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

５　検視及び身元確認

市町村等と協力し、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。この場合において、被災地における検視に当たっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

⑴ 多数死体に対応する検視要員の派遣要請、検視隊の編成及び派遣
⑵ 検案医師の調整及び派遣要請
⑶ 身元不明死体の身元確認
⑷ 広報班による検視状況の発表
⑸ 市町村等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
⑹ 各死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
⑺ 所持品等の管理の徹底
⑻ 外国人死体は、領事機関への通報及びその国の慣習に配意

６　各種相談活動の実施

⑴ 行方不明者相談への対応

ア　行方不明者の届け出や相談の対応、情報管理･データ入力等の処理体制を確立する。

イ　自治体との連絡体制を整備し、行方不明者の届出や相談内容の重複を排除する「名寄せ」や、住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を徹底する。

⑵ 相談窓口の設置等

ア　行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察本部及び警察署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。

イ　避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

⑶ 関係機関との連携

ア　各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。

なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実な引き継ぎを行う。

イ　行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市町村との情報共有を図る。

７　社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

⑴ 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

ア　巡回連絡及び巡回相談

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録する。

イ　各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

ウ　地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

⑵ 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

８　援助要請

災害の規模が大きく、自県の警備力のみでは対処できない場合は、警察法第60条第１項の規定に基づき、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

第１３節　交通確保、規制

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ることとし、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

２　対策の体系

３　留意点

(1) 地域特性と対策の対応

地域の自然条件や産業・経済、都市構造等の地域特性、被害特性（地域の孤立状況等）を踏まえ、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急啓開道路（緊急輸送道路）として有効なネットワークを策定する必要がある。

(2) 想定される風水害等の種類と対策の対応

被害が広域に及ぶ大規模災害の場合は、県外からの人や物資の輸送路となる広域幹線の確保が重要となり、被害が局所的な災害、事故等では、県内の地域間の人や物資の輸送路となる県内幹線の確保が特に重要となる。

特に、被害が局所的な災害、事故の場合は、道路啓開が緊急輸送対策活動の鍵となる。

第２　交通規制の実施

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部道路維持課、警察本部交通規制課）、市町村、自衛隊、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、第八管区海上保安本部

１　交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実　施　者	実　　施　　の　　方　　法
道路管理者	(1) 災害時の交通規制 道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 (2) 災害時における車両の移動等 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両等の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア　交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア　警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
	(5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

実　施　者	実　　施　　の　　方　　法
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア､イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

２　知事による緊急通行車両の通行ルート確保のための指示

知事は、市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

３　道路管理者等と警察機関の相互連絡

道路管理者等と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者等は警察機関へ、警察機関は道路管理者等へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は県土木部道路維持課へ報告する。

４　う回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者等と警察との緊密な連携をとること。

５　規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

・災害対策基本法施行規則第５条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）

・道路交通法第４条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式１参照。）。

６　規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

７　規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

８　緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

９　医療機関等への情報提供

県は、急患搬送等に影響を及ぼすおそれのある通行規制が行われる場合は、各消防本部、各救急告示病院及び島根県赤十字血液センターに情報提供を行う。

10　路上放置車両等に対する措置

(1) 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の３第１項及び第２項の規定に基づき必要な措置を行う。

(2) 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の３第３項又は第４項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（様式２）。

(3) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配意する。

様式１　規制の標示（災害対策基本法施行規則様式第２）

備　考

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
２　縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第３　緊急通行車両の確認等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部交通規制課）

災害対策基本法施行令第33条第１項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。

１　緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第１項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

ただし、事前届出がなされていない場合は、原則、警察署に申請する。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、事前届出の対象車両（第２編第１章第12節第４の１(1)「事前届出の対象とする車両」）とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

（標章及び証明書は、様式３及び様式４参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

２　規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外した車両を使用する者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両（本編第１章第12節第４の２(1)「事前届出の対象とする車両」参照。）とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式３及び様式４参照。）

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

３　緊急通行車両等の事前届出・確認

緊急通行車両等の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

（緊急通行車両等の事前届出・確認については、本編第１章第12節第４「緊急通行車両等の事前届出・確認」参照。）

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第76条の3 第6項）

（表）

措置命令
措　置　通知書

年　月　日

署長殿

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する　第1項 第2項
の規程により措置命令　を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり
の規程により措　置
通知します。

所属
氏名　㊞

1　日　時		年　月　日　午前 午後　時　分			
2　場　所					
3　（命令・措置）を行った者	所属				
	氏名				
4	命令の場合	命令を受けた者	住　所		
			氏　名		
			番号表に表示されている番号		
	措置の場合	措置に係る物件の（占有者・所有者・管理者）	住　所		
			氏　名		
			番号表に表示されている番号		
5　（命令・措置）の内容					

（裏）

	6　（命令・措置）を行った場所の前後の状況	
	7　備　考	

備考１　５には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。

２　（　）内については、該当するものを○で囲むこと。

３　破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。

４　所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、Ａ４とする。

様式３　標章（災害対策基本法施行規則様式第３）

備　考
１　色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式４　緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則様式第４）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　月　日
緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号表に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備　考　　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

第４　発見者等の通報と運転者のとるべき措置

◆実施機関　県（土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

１　発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市町村長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市町村長及び道路管理者（県では県土整備事務所）に通報、市町村長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

２　災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第５　道路啓開

◆実施機関　県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、警察本部交通規制課）、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社

１　緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市町村は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

(3) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

２　道路啓開作業の実施

⑴ 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び市町村は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

⑵ 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市町村及び各道路管理者等は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

ア　道路啓開は原則として第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路（本章第14節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ　警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ　道路啓開に際しては、２車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両の交差・離合できる待避所を設ける。

エ　道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

オ　啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者等と調整した上で、重複等のないように調達する。

カ　道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

キ　道路啓開で発生した土砂・流木や災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

ク　中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。

ケ　西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第６　港湾及び漁港啓開

◆実施機関　県（農林水産部漁港漁場整備課、土木部港湾空港課）、市町村

１　緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

２　港湾及び漁港啓開作業の実施

県及び市町村は、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。

啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

３　航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等に努める。

第１４節　緊急輸送

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

２　対策の体系

３　留意点

⑴ 想定される災害の種類と対策

被害が全県に及ぶような大規模災害の場合は、県外からの人や物資の輸送が重要となるが、被害が局所的な災害等では、県内の地域間の人や物資の輸送が特に重要となる。

⑵ 陸上、海上・河川及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

県内の道路、港湾・漁港、河川及び空港・ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送路ネットワークの整備を図り、緊急輸送を実施する必要がある。

また、災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上、海上・河川及び空の各輸送手段の連結性を考慮し整備を進め、対応していく必要がある。

⑶ 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、輸送拠点の整備を行い、対策を実施していく。

第２　緊急輸送の実施

◆実施機関　県（関係各課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、一畑電車株式会社、一畑バス株式会社、石見交通株式会社、隠岐汽船株式会社、漁業協同組合ＪＦしまね、その他の漁業協同組合、島根県水難救済会

１　緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸　送　対　象	実　施　責　任　者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

２　緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段　階	輸　　送　　対　　象
第１段階 警戒避難期	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階 事態安定期	(1) 上記第１段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階 復旧期	(1) 上記第２段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第３　緊急輸送手段等の確保

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、農林水産部水産課、教育庁、警察本部交通規制課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、中国地方整備局（境港湾・空港整備事務所）、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、一畑電車株式会社、一畑バス株式会社、石見交通株式会社、隠岐汽船株式会社、漁業協同組合ＪＦしまね、その他の漁業協同組合、島根県水難救済会

１　緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸　送　力　の　確　保　等	関　係　連　絡　先
自　動　車	(1) 確保順位 ア　応急対策実施機関所有の車両等 イ　公共的団体の車両等 ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ　その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 （電話　0852-21-4272） 一畑バス株式会社 （電話　0852-20-5200） 石見交通株式会社 （電話　0856-22-1100）

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
鉄　　道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 （電話　0859-32-0255） （　　夜0859-32-8062） 一畑電車株式会社 （電話　0853-62-3383） 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 （電話　0859-22-5487） （　　夜0859-22-5487）
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。 また、県は必要に応じて漁船の活用について島根県水難救済会又は関係漁業協同組合に対し、要請する。 (2) 民間船舶等の活用 県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、中国運輸局に応援要請する。 (3) 海上保安庁の船舶の活用 市町村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県（防災部防災危機管理課　電話　0852-22-5885）に巡視船艇による輸送を要請し、県は直ちに第八管区海上保安本部に出動を要請する。 (4)　県は、必要に応じて、中国地方整備局（境港湾・空港整備事務所）が保有する船舶の派遣を要請する。 (5) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外に更に輸送手段として必要な場合、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請する。	県 （教育庁、農林水産部） 隠岐汽船株式会社 （電話08512-2-1122） 中国運輸局 島根運輸支局 （電話0852-38-8111） 島根県水難救済会 （電話0852-21-2166） 漁業協同組合ＪＦしまね （電話0852-21-0001） 第八管区海上保安本部 （電話0773-76-4100） 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 （電話0859-42-3145） 本章第５節「自衛隊の災害派遣体制」参照。
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県（防災部防災危機管理課　電話　0852-22-5885）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに第八管区海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第八管区海上保安本部 （電話0773-76-4100） 本章第５節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。
島根県地域防災計画（資料編）「輸送」参照。

２　輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
(2) 輸送を必要とする区間
(3) 輸送の予定日時
(4) その他必要な事項

３　強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

(2) 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

４　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

５　緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第４　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

◆実施機関　県（地域振興部交通対策課、農林水産部漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、港湾空港課）、市町村、自衛隊、第八管区海上保安本部、中国運輸局、道路管理者、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

１　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）により次のように定められている。原則として風水害時にもこれらを準用する。

区　分	緊急輸送道路の内容
第１次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と１次拠点を連絡する路線を設定する
第２次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第１次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第１次緊急輸送道路と２次拠点を連絡する路線を設定する。また、第１次緊急輸送道路を補完する路線を設定する。
第３次 緊急輸送道路	第１次及び第２次緊急輸送道路と３次拠点を連絡する路線を設定する。

２　輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点の種類	内　　容
県庁、市町村役場その他防災関係機関の所在地	・県庁［第１次］、地方機関［第２次］ ・市町村役場［第１次］～［第２次］、市町村支所［第２次］ ・防災関係機関の所在地［第２次］～［第３次］
空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、*米子空港*、隠岐空港）［第１次］
ヘリポート 場外離着陸場	・離島ヘリポート（海士町、知夫村、西ノ島町）［第２次］ ・県立中央病院ヘリポート［第２次］ ・場外離着陸場［第３次］
港湾、漁港	・重要な港湾（*境港*、浜田港、河下港、西郷港、三隅港、別府港、七類港）［第１次］ ・重要な港湾及び漁港（久手港、江津港、益田港、諏訪港、来居港、浦郷漁港、浜田漁港、恵曇漁港、和江漁港）［第２次］
鉄道駅前広場	・中心都市駅前広場、その他駅広場（ＪＲ松江駅、出雲市駅、大田市駅、浜田駅、益田駅、東松江駅、西出雲駅、松江しんじ湖温泉駅）［第３次］
広域防災拠点 （備蓄基地）	・消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫（松江市乃木福富）、浜田防災備蓄倉庫（浜田市野原町）［第１次］
市町村物資集積予定地	・市町村物資集積予定地［第２次］
道路空間を利用した防災拠点	・インターチェンジ等［第２次］ ・道の駅［第２次］
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）［第１次］ ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、浜田医療センター、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院）［第２次］ ・救急告示病院［第２次］ ・島根県赤十字血液センター［第２次］
災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）［第２次］

※［第１次］　第１次緊急輸送道路に接続する防災拠点
　［第２次］　第２次緊急輸送道路に接続する防災拠点
　［第３次］　第３次緊急輸送道路に接続する防災拠点
※*斜体*の施設は県外の防災拠点

３　輸送拠点の開設

県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

４　関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第１５節　水防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

県内には未改修の河川や河床が堤内地盤よりも高いいわゆる「天井川」が存在する。風水害時には、これらの地域や沿岸部の洪水、波浪、高潮等のため、水防活動を行う事態が予想される。

このため、県及び市町村、消防本部等は、水防体制を確立し、消防（兼任水防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、「島根県水防計画」により、水防活動を実施する。

２　対策の体系

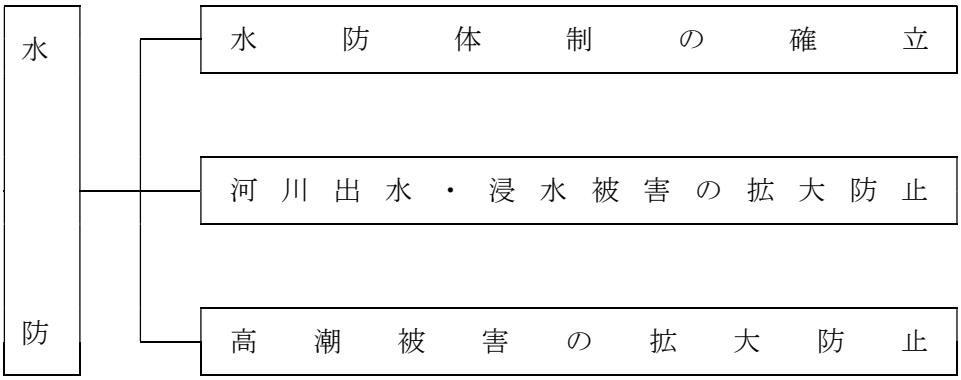

３　留意点

過去の浸水、水害時等履歴に関する事例、自然条件、水防施設の整備状況を基に、重点的に水防活動を実施すべき地域をあらかじめ調査検討し、事前配備体制等を充実しておく必要がある。

第２　水防体制の確立

◆実施機関　県（土木部河川課）、市町村、中国地方整備局、自衛隊

県（土木部）及び市町村は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「島根県水防計画」に定めた方法により確立する。

第３　河川出水・浸水被害の拡大防止

１　水防情報の受信・伝達

◆実施機関　県（土木部河川課）、市町村、松江地方気象台、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、自衛隊、ダム・水門・堰・ため池等管理者

各水防組織は、「島根県水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の勧告・指示の実施に努める。

２　河川・ため池等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

◆実施機関　県（土木部河川課）、市町村、消防本部、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、自衛隊、ダム・水門・堰・ため池等管理者

各水防組織は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じる場合、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

ア　出動・監視・警戒及び水防作業
イ　通信連絡及び輸送
ウ　避難のための立退き指示
エ　水防報告と水防記録
オ　その他

第４　高潮被害の拡大防止

１　水防情報の受信・伝達

◆実施機関　県（土木部河川課）、市町村、松江地方気象台、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、自衛隊

各水防組織は、「島根県水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報、台風情報、各種水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・潮位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、水防情報に留意しつつ、海岸護岸施設の監視、警戒を行い、波浪、高潮等の兆候の把握に努める。特に、避難対策の実施に時間的余裕がある台風時の高潮発生に際して立ち後れが生じないよう、的確な情報収集・伝達に努める。

２　海岸施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

◆実施機関　県（土木部）、市町村、消防本部、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、自衛隊

各水防組織は、高潮による被害防止のため、以下の施設等被害の拡大防止措置を講じる。

(1) 海岸護岸の損壊等による浸水防止

波浪、高潮等による被害の発生、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 海岸護岸の決壊等による出水防止措置

海岸護岸の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた漏水防止措置を講じる。

(3) 海岸護岸施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある海岸護岸施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、高潮災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

ア　出動・監視・警戒及び水防作業
イ　通信連絡及び輸送
ウ　避難のための立退き指示
エ　水防報告と水防記録
オ　その他

第１６節　土砂災害対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する必要がある。

２　対策の体系

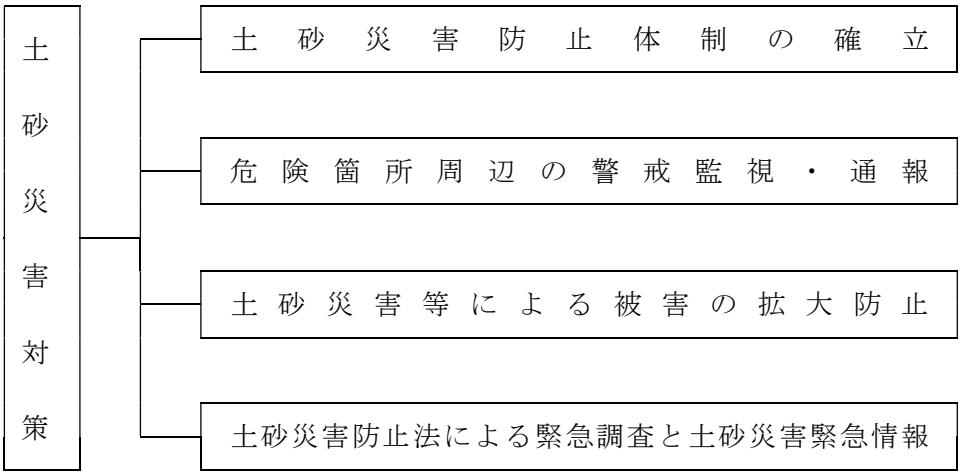

３　留意点

過去の災害事例、気象・地形・地質等の自然条件、砂防・治山施設の状況等をもとに、警戒を重視すべき地域を調査検討し、把握しておく。

第２　土砂災害防止体制の確立

◆実施機関　県（農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課）、市町村、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

県（土木部、農林水産部）及び市町村は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

第３　危険箇所周辺の警戒監視・通報

◆実施機関　県（農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課）、市町村、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

１　土砂災害発生前

県（土木部、農林水産部）及び市町村は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

２　土砂災害発生後

県（土木部、農林水産部）及び市町村は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県（土木部、農林水産部）は、所管施設の被害の把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、県及び市町村は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

第４　土砂災害等による被害の拡大防止

◆実施機関　県（農林水産部農地整備課、森林整備課、土木部砂防課）、市町村、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局

１　土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、市町村は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

２　警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

県及び市町村は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、市町村は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

市町村は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度*1を活用するほか、砂防ボランティア*2、山地防災ヘルパー*3、島根県農村災害ボランティア*4等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章第８節「避難活動」を参照。

（注）

＊１　アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

＊２　砂防ボランティア：平成８年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

＊３　山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

＊４　島根県農村災害ボランティア：平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的として発足したものをいう。

第５　土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

◆実施機関　県（土木部砂防課）、中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

第１７節　ライフライン施設等の応急復旧

第１　基本的な考え方

１　趣旨

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、このようなライフライン施設等の応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

２　対策の体系

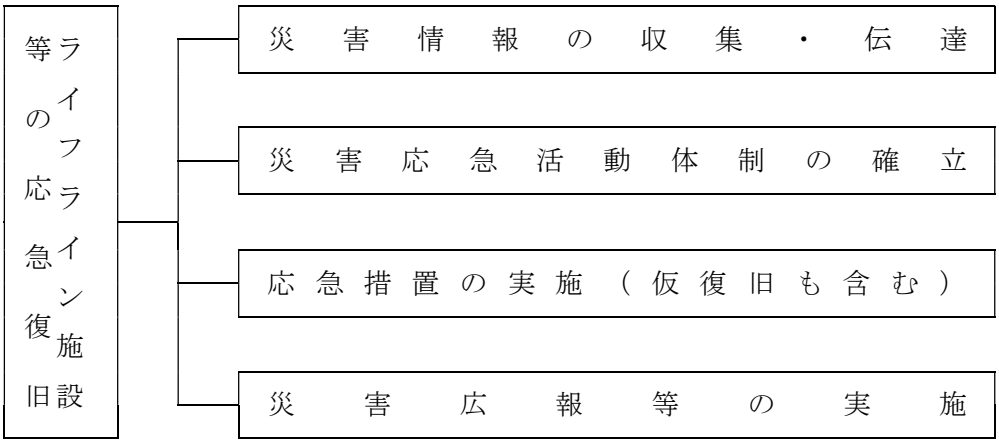

３　留意点

災害時において、各ライフライン施設管理者と県、市町村及び防災関係機関は、万全の活動体制を確立し、相互に連携を図りながら、迅速に応急対策、危険防止対策、復旧措置等を実施できるようにする。被害が甚大な場合など県は関係機関の総合調整を行う。

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　関係各課・機関

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市町村、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第４　応急措置の実施（仮復旧も含む）

１　電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

◆実施機関１　県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による県営発電施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア　応急復旧体制

県管理の電気施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ　必要職員の召集

職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ　災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ　被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ　被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、中国電力等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

県営発電施設が被災した場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

◆実施機関２　中国電力

被害状況により、応急送電・仮復旧の２体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

（ア）水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用及び予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

（ウ）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（エ）配電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

（オ）通信設備

可搬型電源、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

(2) 拡大防止対策

ア　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ　災害時における広報

（ア）広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

（イ）広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを利用するほか、状況に応じ、広報車等により行う。

ウ　復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援のための体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ　災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合は、被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

２　ガス施設応急措置

◆実施機関１　都市ガス事業者

(1) 都市ガス応急復旧

大規模災害の発生時には、ガス導管をはじめとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

なお、災害発生時には交通網が寸断される場合もあるので代替ルートの確保をしておく必要がある。

ア　初動対応

災害発生時には、あらかじめ定めた基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の活動により対応する。

（ア）初動活動体制

災害発生時は、災害の種別、規模に応じ、あらかじめ定めた出動基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制で即応する。

ａ　出動

（ａ）テレビ・ラジオにより気象情報・災害情報等を得、又はガス事業者からの連絡により出動する。

（ｂ）出動に当たっては、沿線の被害状況、交通状況、二次災害の可能性について連絡する

ｂ　情報収集

気象情報等による災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

（イ）緊急巡回調査

ａ　主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。

ｂ　主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握及び応急措置に努める。

（ウ）ガスの供給停止

災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。

災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ　災害時広報

（ア）災害が発生し、ガスの供給停止を行うときは広報車により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の徹底に努める。

（イ）供給を継続する場合でもガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡に対する広報を行う。

（ウ）復旧作業ではブロック単位での作業となるためそれに合わせた広報の周知徹底に努め、二次災害の防止を図る。

（エ）復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

ウ　復旧

（ア）復旧優先順位

復旧優先順位については、以下の順序で対応する。

ａ　病院、療養施設等

ｂ　被災住民の避難所等

ｃ　公共施設等

（イ）復旧対策

復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

⑵ 拡大防止対策

ア　広報

（ア）二次災害防止安全対策の広報

（イ）復旧予定の広報

イ　巡回監視

（ア）二次災害発生防止のための各所巡回パトロール

（イ）状況判断のうえ、供給停止措置

（ウ）応援要請

日本ガス協会災害復旧体制に基づき、速やかに応援要請を行う。

◆実施機関２　県（防災部消防総務課）、県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者

⑴ ＬＰガス施設応急復旧

県及び県ＬＰガス協会は、ＬＰガス販売業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア　被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ　二次災害の防止

（ア）危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収
（イ）洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収
（ウ）避難所等の臨時的使用箇所で使用されるＬＰガスの安全使用

ウ　ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始

ＬＰガス販売業者は、ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、避難所等を優先して行う。

エ　動員・応援体制

（ア）ＬＰガス販売業者は、被災地の県ＬＰガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。
（イ）県ＬＰガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ　電話相談窓口の開設（臨時）

県ＬＰガス協会は、避難所等での応急的なＬＰガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア　ＬＰガス設備の安全点検の実施

ＬＰガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、ＬＰガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ　動員・応援体制

県ＬＰガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ　広報活動

県ＬＰガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

３　上水道施設応急措置

◆実施機関１　県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

◆実施機関２　県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による水道施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア　応急復旧体制

県管理の上水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ　必要職員の召集

職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ　災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ　被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ　被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、受水団体等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

水道施設が被災した場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき優先度の高い（取水地点から浄水場を経て送水末端）箇所から効率的に早期の復旧に努め、送水停止期間の長期化を防ぐ。

◆実施機関３　水道事業者

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア　給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ　資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データーを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

４　下水道施設応急措置

◆実施機関１　県（土木部下水道推進課）

(1) 応急復旧

ア　応急復旧体制

県管理の下水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ　災害復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

ウ　施設毎の応急措置・復旧方法

（ア）管路施設

ａ　管路の損傷等による路面の障害

交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

ｂ　マンホール等からのいっ水

・仮設水路及び可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

・流下機能確保のための仮設配管及び仮設ポンプなどを設置し周辺へのいっ水を防止する。

・土のうで囲む等の措置を講じた上、汚水を吸引車等により処理場へ運搬する。

c　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

（イ）ポンプ場及び処理場施設

a　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

b　停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

c　自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

d　消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。

e　池及びタンクからのいっ水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

エ　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

オ　市町村応急復旧の支援

市町村の実施する復旧作業の応援及び資材調達のための連絡等の支援措置を講じる。

(2) 拡大防止対策

ア　下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものは、並行して応急対策を実施する。

（ア）二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施する。

（イ）調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

（ウ）調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ　他の自治体への応援要請

応急復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

◆実施機関２　市町村

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

５　電気通信設備応急措置

◆実施機関　西日本電信電話株式会社　島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ＮＴＴグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア　応急措置

（ア）重要通信の確保

ａ　通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

ｂ　重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

（ａ）災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第１順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防署・出張所・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・日本郵便株式会社中国支社・避難所
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関及び海上保安機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	ＪＲ西日本(株)・空港・ 県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)ＮＴＴドコモ中国支社・ ＮＴＴコミニュケーションズ(株)・ＫＤＤＩ(株)等
	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)
第２順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市町村水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市町村選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 ＮＨＫ等放送機関
	第１順位以外の国又は地方公共団体	市町村の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・ 市場（中央・東部）・ゴミ焼却場
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの	

（イ）特設公衆電話の設置
災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難所等に特設公衆電話の設置に努める。
・臨時電話の設置
（ウ）公衆電話の無料化
広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
イ　通信設備の応急復旧
災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。
（ア）災害対策用機器の活用
（イ）災害用伝言サービスの運用
（ウ）広報活動（拡大防止対策）
（エ）広報車による広報活動を行う。
a　被災地域と被災状況
b　復旧のための措置と復旧見込み時期
（オ）必要に応じてテレビ･ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

◆実施機関　(株)ＮＴＴドコモ中国支社　島根支店

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。
また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア　電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。
（ア）通信の確保
災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。
a　被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
b　県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。
（イ）電気通信設備の応急復旧
電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。
（ウ）通信の利用制限
災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。
（エ）通信の優先利用
災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。
（オ）災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。
イ　災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。
（ア）通信途絶利用制限の内容と理由
（イ）通信の被害復旧に対してとられている措置
（ウ）通信利用者に協力を要請する事項
（エ）被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
（オ）その他の事項

ウ　災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。
（ア）災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。
（イ）移動基地局車及び移動電源車等の発動
（ウ）被災状況の把握
　被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。
（エ）通信の輻輳対策
　電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設置及び対地別の規制等の措置をとる。
（オ）電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

◆実施機関　ＫＤＤＩ株式会社

⑴ 防災組織
　災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。
　災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

⑵ 応急措置
　災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

⑶ 応急復旧
　被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

◆実施機関　ソフトバンク株式会社

⑴ 防災組織
　災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

⑵ 応急措置と応急復旧
ア　応急措置
　大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。
イ　応急復旧
（ア）移動電源車・移動無線基地局車による復旧
　基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。
（イ）災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知
　大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。
ウ　安否確認手段提供
　災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。
エ　公共機関による復旧活動への支援・協力
　災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第５　災害広報等の実施

１　基本的事項

災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど現有の広報手段を駆使するとともに、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、ライフライン施設管理者、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種　別		機　関	連　絡　先
電　気		県（企業局）	0852-22-5673
		中国電力㈱島根支社	0852-27-1113
ガス	（都市ガス）	松江市ガス局	0852-21-0011
		出雲ガス	0853-21-0267
		浜田ガス	0855-26-1010
	（ＬＰガス）	県ＬＰガス協会 各ＬＰガス販売事業者	0852-21-9716 各ＬＰガス販売事業者
水　道		県（企業局）	0852-22-5673
		県（薬事衛生課）	0852-22-5263
		水道事業者	各水道事業者
下水道		県（下水道推進課）	0852-22-6580
		市町村	各市町村役場
電話（ＮＴＴ）		ＮＴＴ西日本島根支店 企画総務部総務担当	0852-22-8205
		㈱ＮＴＴドコモ中国支社 島根支店販売企画担当	0852-25-6186

第１８節　要配慮者の安全確保

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

２　対策の体系

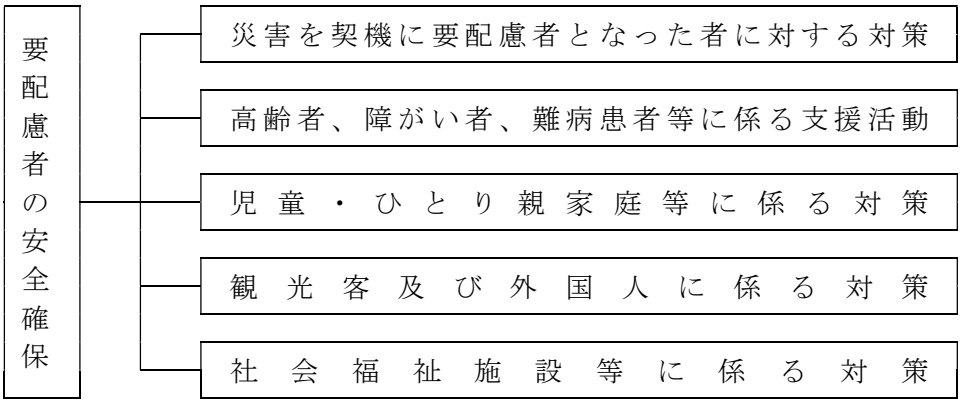

３　留意点

要配慮者に対する各種支援対策の実施に当たっては、多くの人手が必要となるため、県及び市町村は地域住民、民生委員や自主防災組織、ボランティア等との協力体制を確保する必要がある。

第２　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

◆実施機関　県（健康福祉部健康福祉総務課）、市町村

１　市町村が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 市町村において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置を取る。

ア　地域住民等と協力して避難所等へ移送する。

イ　必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後１週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後２～３日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

２　県が行う協力要請等

県は、市町村が実施する措置に関し、他の県内市町村や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。（要請方法は、本章第４節「広域応援体制」参照。）

第３　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

◆実施機関　県（健康福祉部高齢者福祉課、障がい福祉課）、市町村

１　市町村が実施する支援活動

市町村は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

(4) 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

(5) 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

(6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。

(8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

２　県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第４　児童・ひとり親家庭等に係る対策

◆実施機関　県（健康福祉部青少年家庭課、子ども・子育て支援課）、市町村

１　要保護児童の援護

(1) 市町村の要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア　避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市町村に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ　住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ　市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続きを迅速に行う。

２　児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市町村や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

３　ひとり親家庭等の支援

(1) 市町村が実施する対策

市町村は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、市町村から情報収集するとともに、母子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子家庭と寡婦に対しては、母子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童を養育する者に対しては、児童扶養手当の支給、また、中学生までの児童を養育する者に対しては、児童手当の支給等の手続きを迅速に行う。

また、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

第５　観光客及び外国人に係る対策

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課、商工労働部観光振興課）、市町村

１　観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める（本章第８節「避難活動」参照。）。

また、県及び市町村（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

２　外国人の安全確保

⑴ 外国人への情報提供

県及び市町村は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのホームページ、メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

⑵ 相談窓口の開設

県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第６　社会福祉施設等に係る対策

◆実施機関　県（健康福祉部健康福祉総務課、地域福祉課、医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課）、市町村、各社会福祉施設等

１　入所者・利用者の安全確保

⑴ 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する（本章第８節「避難活動」参照。）。

⑵ 県、市町村は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

⑶ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

２　県、市町村への応援要請等

⑴ 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県（健康福祉部）、市町村に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

⑵ 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

３　県、市町村の支援活動

⑴ ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。

⑵ ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応を取る。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、県、市町村が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。

⑶ ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

⑷ 県は、市町村及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

第１９節　孤立地区対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

２　対策の体系

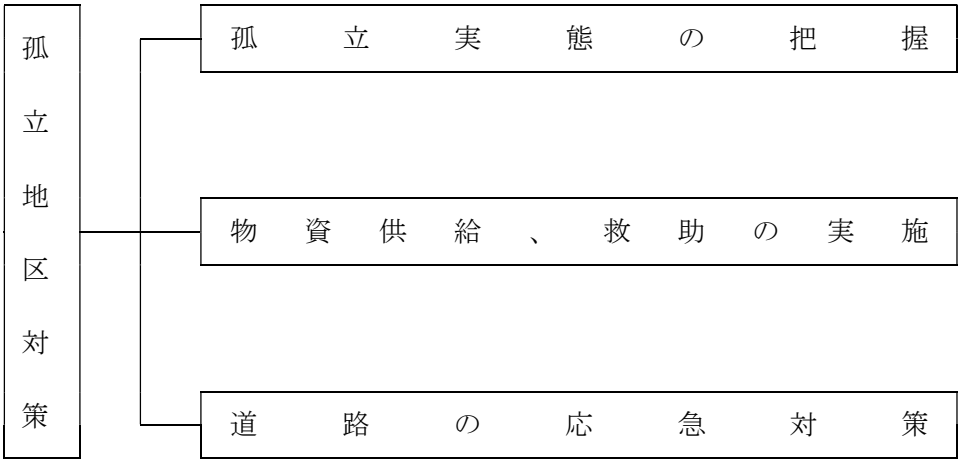

３　留意点

災害時に通信が途絶した場合、地区からの救助要請や被害状況の報告が不可能になるため、孤立が予想される地区に対しては、市町村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な物など要配慮者の有無の把握、被害状況の早期把握に努める。

第２　孤立実態の把握

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、市町村から連絡をとり住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに被害状況の把握を行う。

県は、防災ヘリコプターを出動させ、孤立地区のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に放送する。

２　通信手段の確保

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

第３　物資供給、救助の実施

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

１　救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

２　物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

３　集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

第４　道路の応急対策

◆実施機関　中国地方整備局、県（農林水産部森林整備課、漁港漁場整備課、土木部道路維持課、道路建設課、高速道路推進課、港湾空港課、警察本部交通規制課）、市町村

１　道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第２０節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町村、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災県民に供給できるよう、関係各課と市町村、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、市町村は避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

２　対策の体系

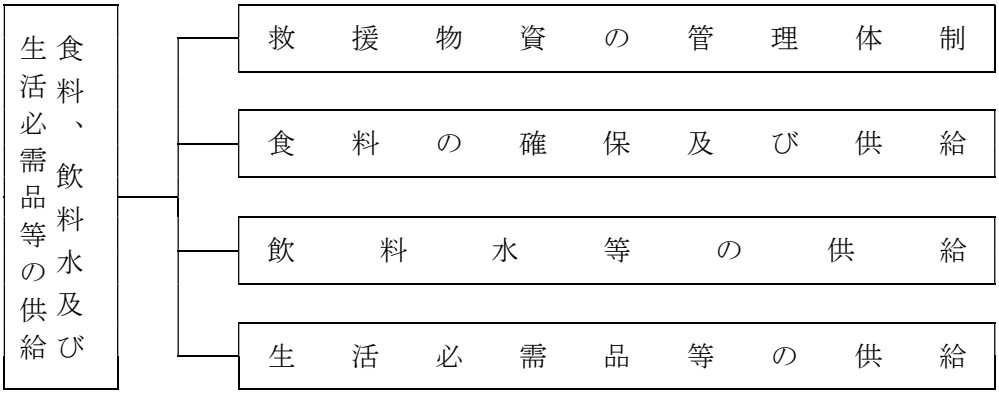

３　留意点

(1) 発生時の人口分布と対策

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。

(2) 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

災害発生時の季節やライフライン機能の被害の状況等を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(4) 被災者のニーズへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第２　救援物資の管理体制

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課、農林水産部農産園芸課、商工労働部商工政策課）、拠点施設管理者

１　救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各班の要員を本部事務局に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおりである。

- 防災部防災危機管理課　広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、燃料等生活必需品、防災資機材の確保、自衛隊派遣要請に基づく輸送調整
- 地域振興部交通対策課　民間業者を通じての輸送調整
- 健康福祉部薬事衛生課　流通備蓄業者を通じての医薬品、飲料水の確保
- 農林水産部農産園芸課　流通備蓄業者を通じての食料の確保
- 商工労働部商工政策課　流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保

２　救援物資の供給・輸送体制

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、健康福祉部薬事衛生課、農林水産部農産園芸課、商工労働部商工政策課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会、防災関係機関

(1) 救援物資の供給体制

大規模災害時は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災県民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、救援活動チャート図（図2.2.20.1）に従い、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

(2) 災害時の物資の供給方法

災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁県民局・各県土整備事務所等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

広域防災拠点における救援活動チャート図 （図2.2.20.1）

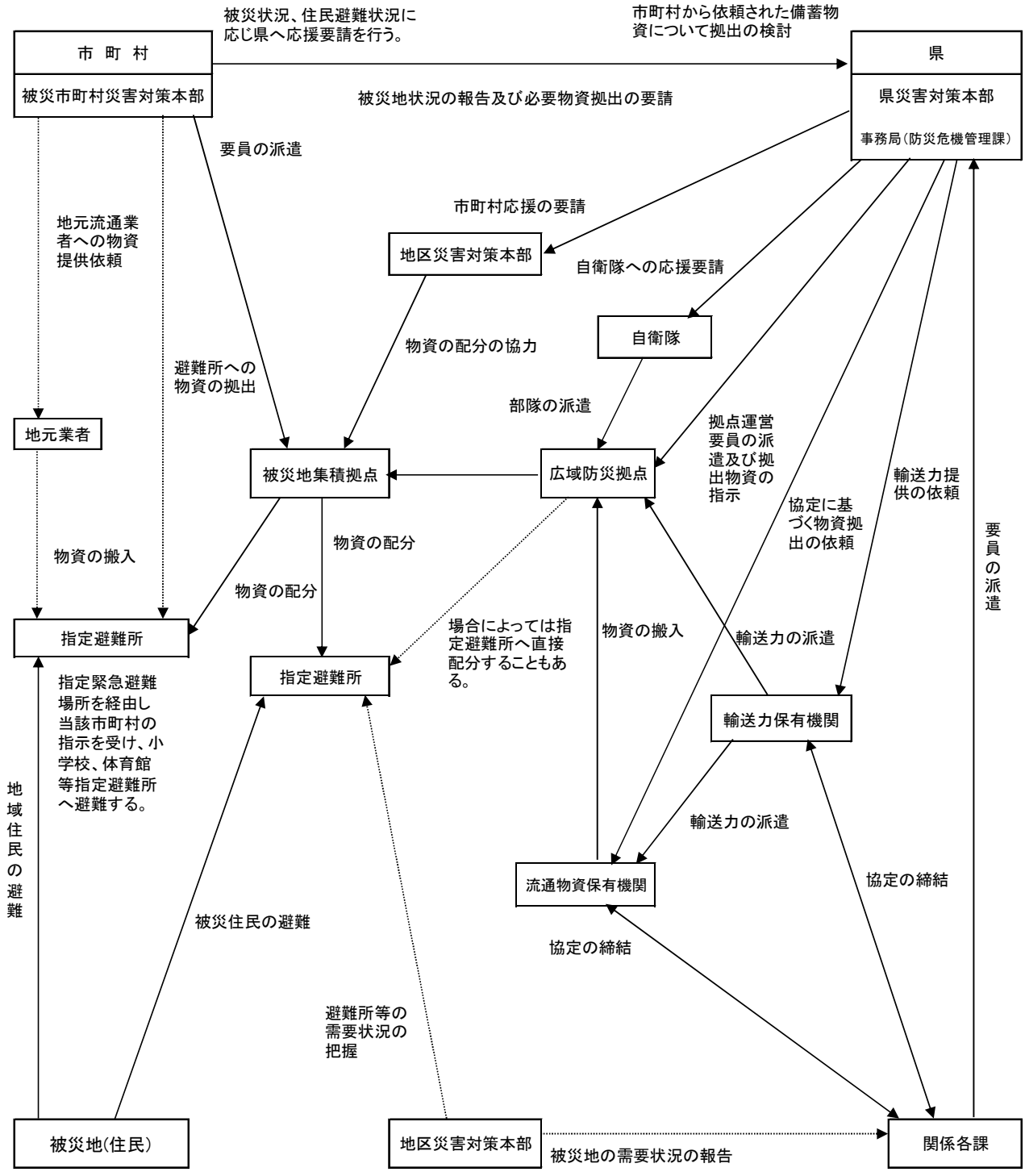

県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

(3) 災害対策本部事務局との連携

本部事務局に派遣された県担当各課の派遣要員は、「１　救援物資の管理体制」による救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、所属部課の班員との情報連絡を継続する。

(4) 物資の輸送体制

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第３　食料の確保及び供給

災害時には、居住の浸水や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市町村が行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮する。

１　食料の調達

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課）、市町村、農林水産省（政策統括官）

(1) 米穀の調達

ア　県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により市町村の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき農林水産省（政策統括官付農産企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ　県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に対し、政府所有米穀の引き渡し（売買契約締結）を要請する。

ウ　県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市町村に対し米穀の供給を行う。

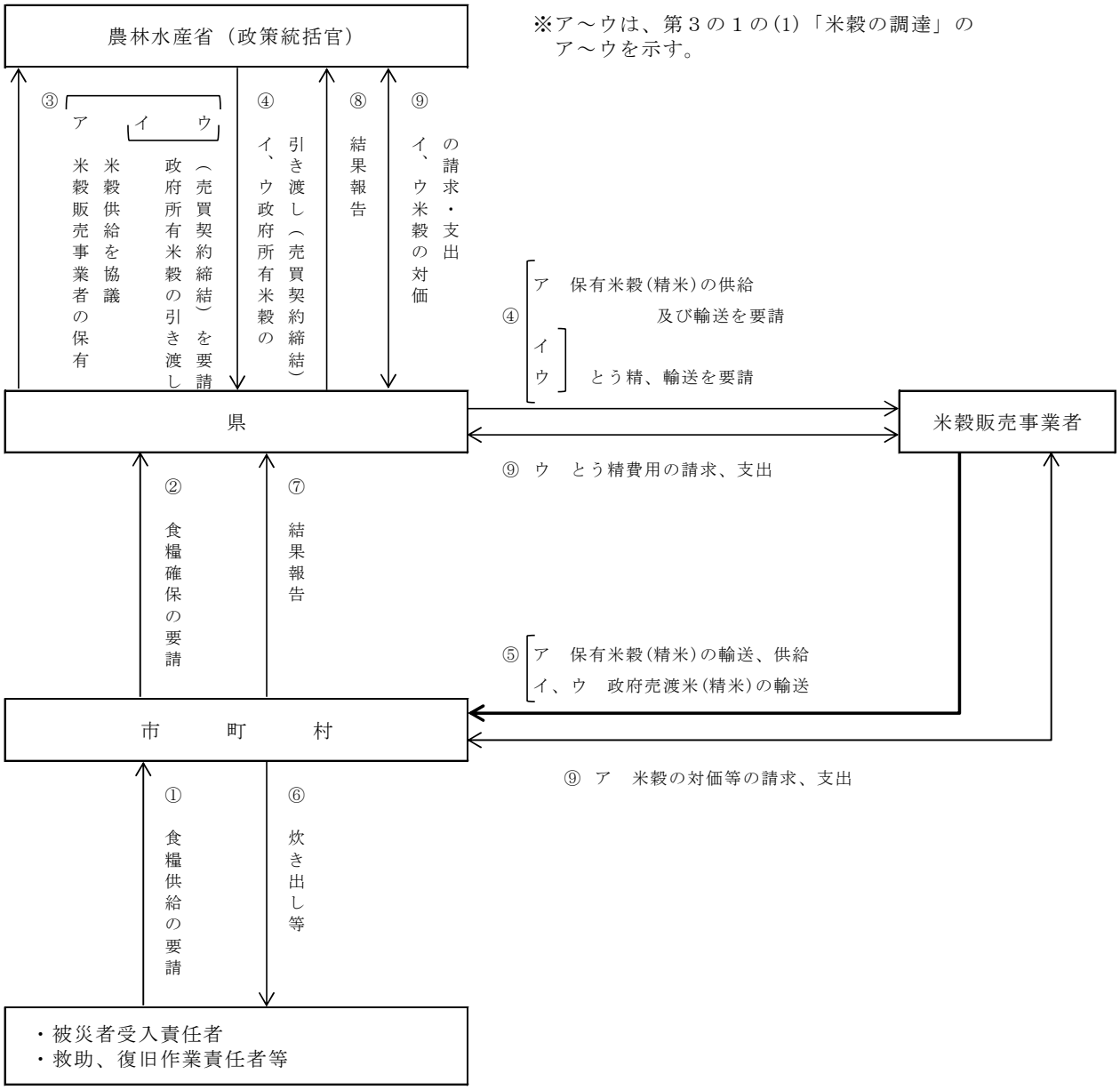

島根県地域防災計画（資料編）：市町村別小中学校給食施設、島根県製パン業者

(2) その他の食品等の調達

市町村は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市町村から要請があった場合又は状況により市町村において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出又は自ら調達を実施し、当該市町村に供給する。

２　食料の供給

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課）、市町村

(1) 供給対象者

ア　避難所に受け入れた者
イ　住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
ウ　被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
エ　被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 市町村及び県における食料供給の手段・方法

1) 市町村

ア　被災者に対する食料の供給は、市町村があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
イ　被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
（ア）各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
（イ）住民への事前周知等による公平な配分
（ウ）要配慮者への優先配分
（エ）食料の衛生管理体制の確保
ウ　炊き出し等の体制が整うまでは、市町村及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
エ　乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とする。
オ　炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「１　食料の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても、継続して実施する。
カ　炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
キ　炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
ク　米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
ケ　生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
コ　市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
サ　炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2) 県

ア　市町村の報告に基づき、食料の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、市町村への支援を行う。
イ　原則として発災後３日までは、県、市町村、住民の備蓄食料で対応し、４日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
ウ　被災地以外の隣接市町村長に対し被災市町村の救援に協力するように図る。
エ　市町村長から炊き出しの応援要請があり、県のみの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

⑶ 給食基準

ア　配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。本章第７節「災害救助法の適用」参照。

イ　市町村の対応

市町村長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、１人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

（１人当たりの供給数量）

品　目	基　　準
米穀等	被災者（炊き出し）　１食当たり精米換算　200ｇ以内 応急供給　１人１日当たり精米　400ｇ以内 災害救助従事者　１食当たり精米換算　300ｇ以内
乾パン	１食当たり　１包（115ｇ入り）
食パン	１食当たり　185ｇ以内
調製粉乳	乳幼児１日当たり　200ｇ以内

３　食料の輸送

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部農産園芸課、地域振興部交通対策課）、市町村、自衛隊、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会等

⑴ 県及び市町村による輸送

ア　県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を経由して市町村が選定する集積地等へ輸送する。

イ　県が調達した食料について、市町村が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。

ウ　災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難い場合は、県は、市町村と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市町村に供給する食料について当該市町村長に対し引取りを指示する。

エ　市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村が行う。

オ　他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市町村の指定する集積地等に輸送する。

カ　県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

⑵ 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

⑶ 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア　災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や調達した食料等の集積配給基地とする。

イ　市町村は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ食料の市町村集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。

なお、市町村は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ　食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第４　飲料水等の供給

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市町村は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、被災市町村において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

１　給水の実施

◆実施機関１　市町村、水道企業団

市町村及び水道企業団は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

市町村及び水道企業団は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ　通水状況

エ　飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア　給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ　給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ　水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

市町村及び水道企業団は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、１人１日20ﾘｯﾄﾙを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（１人１日３ﾘｯﾄﾙ）とするなど。）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（給水の方法）

給　水　方　法	内　　容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

島根県地域防災計画（資料編）「給水車、給水用器材」参照。

(6) 応援要請

激甚災害等のため当該市町村だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

◆実施機関２　県（健康福祉部薬事衛生課、企業局施設課）

(1) 県（保健所）は、市町村等から、飲料水の確保あるいは給水資器材の不足など給水の実施にかかる応援要請を受けた場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、市町村等間の支援・協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。

(2) 県（保健所）は、斡旋等を行うに当たって、需要量を把握した上で、管内市町村等間の支援調整を行う。

(3) 県（保健所）において、被害が莫大であり広域的な支援が必要であると判断したときは、本庁（以下「県（薬事衛生課）」という。）へ連絡する。県（薬事衛生課）は連絡を受けた後、県内市町村等間、協定締結飲料水メーカーでの飲料水の確保あるいは給水資器材の調達等の斡旋を行う。

(4) 県（薬事衛生課）において、県内市町村等間のみの応援では給水の実施が困難であると判断したときは、給水の所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会等）又は、県（防災危機管理課）を通じ近隣県への応援要請などの措置をとる。

(5) 県（保健所）は、水質にかかる登録検査機関と連携をとりながら、飲用井戸を含む飲料水について必要な衛生指導を行う。

(6) 県（企業局）は、市町村等からの要請により、浄水池及び調整池において拠点給水を行う。

２　災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市町村が実施する。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

ア　水の購入費
イ　給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
ウ　薬品及び資材費

(3) 期間

災害発生の日から７日以内

第５　生活必需品等の供給

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市町村が行う。ただし、市町村において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

１　生活必需品等の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、各市町村、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

◆実施機関１　市町村

(1) 市町村は、災害時において被災者への生活必需品等の給(貸)与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。
ア　被災者や避難所の状況
イ　医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた各市町村の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

(3) 状況により、市町村のみで対応が困難な場合には、隣接市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

◆実施機関２　県（防災部防災危機管理課、商工労働部商工政策課）、市町村、日本赤十字社島根県支部

(1) 市町村から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市町村に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放出する。

(2) さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

２　生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給(貸)与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。
被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる（本章第７節「災害救助法の適用」参照。）。

◆実施機関１　市町村

(1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

(2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

(3) 激甚災害等のため当該市町村のみで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

◆実施機関２　県（防災部防災危機管理課）、日本赤十字社島根県支部、自衛隊等

(1) 県

県は、市町村のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等（日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。

⑵ 日本赤十社島根県支部

保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。

⑶ 陸上自衛隊

緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

⑷ その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力する。

３　生活必需品等の輸送

⑴ 県及び市町村による輸送

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部交通対策課、商工労働部商工政策課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、自衛隊、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会等

ア　県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市町村が選定する集積地等へ輸送する（救援活動チャート図（図2.2.20.1）参照）。

イ　県が調達した物資について、市町村が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。

ウ　災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から⑴、⑵により難い場合は、県は、市町村と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市町村へ供給する物資について当該市町村長に対し引取りを指示する。

エ　市町村が調達した物資の市町村集積地までの輸送及び市町村内における物資の移動は市町村が行う。

オ　他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市町村の指定する集積地等に輸送する。

カ　県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により実施する。

⑵ 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

⑶ 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。輸送力の確保については、本章第14節「緊急輸送」参照。

⑷ 物資集積地の指定及び管理

ア　災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。

イ　市町村は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ物資の市町村集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市町村は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ　物資の集積を行う場合、市町村は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第２１節　災害ボランティアの受入れ、支援

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、県及び市町村は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

２　対策の体系

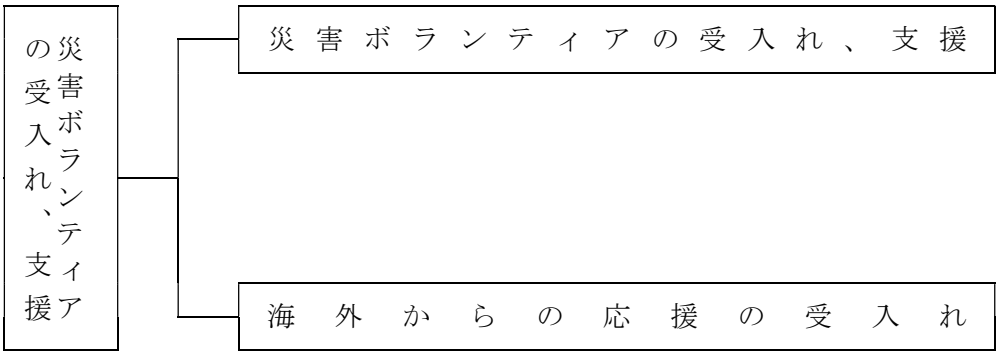

３　留意点

災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図るとともに、市町村災害ボランティアセンターの機能を広域的に支援する体制を整える。

また、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

第２　災害ボランティアの受入れ、支援

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、環境生活部、健康福祉部、農林水産部、土木部関係各課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、ボランティア団体・ＮＰＯ等、防災関係機関、各業界団体

１　災害ボランティアセンターの開設

被災地では、市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設ける。

ア　災害及び被災状況の情報収集
イ　ボランティアニーズの把握
ウ　ボランティアの受付、登録
エ　ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
オ　ボランティアの派遣・撤収の指示
カ　ボランティア活動の企画・開発
キ　ボランティア活動の記録
ク　災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
ケ　災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
コ　関係機関との連絡調整　など

２　県災害ボランティアセンターの設置

被災市町村において災害ボランティアセンターが設置された場合には、県と県社会福祉協議会との連携により、県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、必要に応じ以下の業務を行う。

ア　被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動を行うための、ボランティア受け入れに関する総合調整

イ　災害ボランティアセンターへボランティアコーディネーターを派遣するための調整

ウ　災害ボランティア関連情報の収集・提供及び情報提供窓口の開設

３　専門技術を有するボランティアの派遣

県は、被災地のニーズに応じ、関係団体等へ専門技術を有するボランティアの派遣を要請する。

４　被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関と県災害ボランティアセンターは連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

なお、その他地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は、災害ボランティアの活動に対して協力等に努める。

第３　海外からの応援の受入れ

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、環境生活部文化国際課）、しまね国際センター

海外からの救援隊の派遣などの応援活動については、国が県の意向を踏まえて受入れを決定し、受入計画を作成する。

県は、国が作成した受入計画に基づき、海外からの支援を受入れ、(公財)しまね国際センター等の協力を得て、活動が円滑にできるよう支援する。

第２２節　文教対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

２　対策の体系

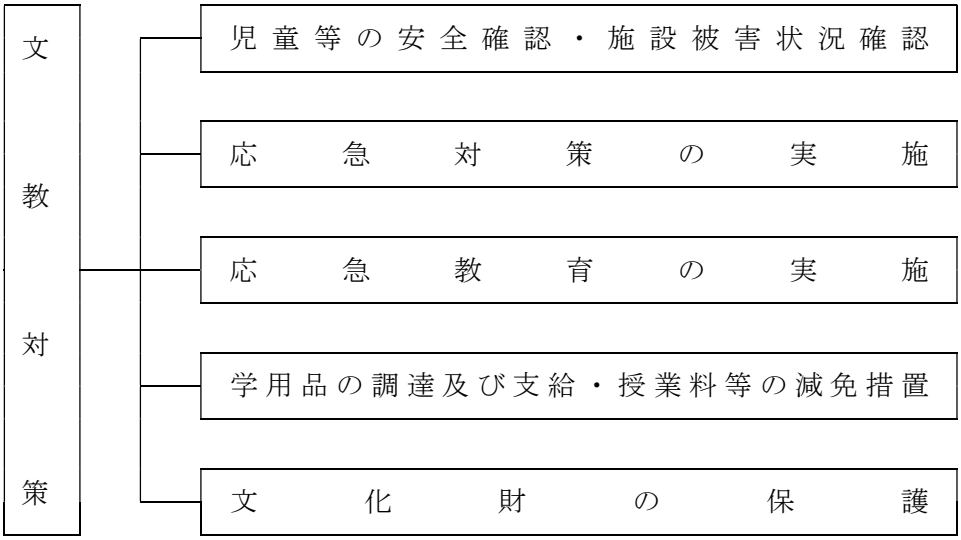

３　留意点

(1) 学校等における応急対策の確立

風水害発生時における応急対策については、地域の実情等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立について考慮する。

(2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

第２　児童等の安全確認・施設被害状況確認

◆実施機関１　県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、子ども・子育て支援課、教育庁）、市町村教育委員会

１　最優先課題

災害時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

２　風水害発生時の対応

風水害時においては、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあっては、児童等に取るべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

３　児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

第３　応急対策の実施

１　災害時の対応

◆実施機関１　県（教育庁）、市町村教育委員会

県及び市町村は、必要に応じて所管する学校等と連絡を取り、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

◆実施機関２　学校等

(1) 校長は防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ臨時休校、下校措置等をとる。

(2) 学校が被災し、又は被災するおそれがあるときは、校長は児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。

(3) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。

(4) 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。

(5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第４　応急教育の実施

◆実施機関１　県（教育庁）、市町村教育委員会

県及び市町村は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

◆実施機関２　学校等

(1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。

(2) 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

(3) 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。

(4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

(5) 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

(6) 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(7) 学校教育活動の早期再開に向けて、ＰＴＡや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。

(8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

◆実施機関３　県（総務部総務課）

県は、私立学校にあっては公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導する。

第５　学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

１　学用品の給与対象者及び給与時期

⑴ 学用品の給与の対象

風水害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市町村長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

⑵ 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については１か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

２　給与の実施

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、教育庁）、市町村、市町村教育委員会

⑴ 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て市町村長が行う。
学用品の調査報告は市町村長から知事へ行う。
学用品の給与は市町村長が行うが、市町村長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

⑵ 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市町村が被害の実状に応じ現物をもって行う。

３　授業料等の減免措置

◆実施機関　県（総務部総務課、教育庁）、市町村教育委員会

⑴ 市町村

公立小・中学校においては被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

⑵ 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

⑶ 私立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者に対して、学校法人が減免した場合においては、当該学校法人理事長の申請に基づき補助を行う。

第６　文化財の保護

１　県内の文化財の現況

島根県地域防災計画（資料編）「国・県指定文化財種別件数　等」参照

２　文化財の応急措置

◆実施機関　県（教育庁文化財課）

国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、渓谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、県は、被災地の市町村教育委員会による被害状況報告を受けて、災害の拡大防止を図るために以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

(1) 被害が小さいときは、所有者や被災地の市町村教育委員会と連絡をとりあって応急修理を施す。

(2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。

(3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図る。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第２３節　廃棄物等の処理

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

２　対策の体系

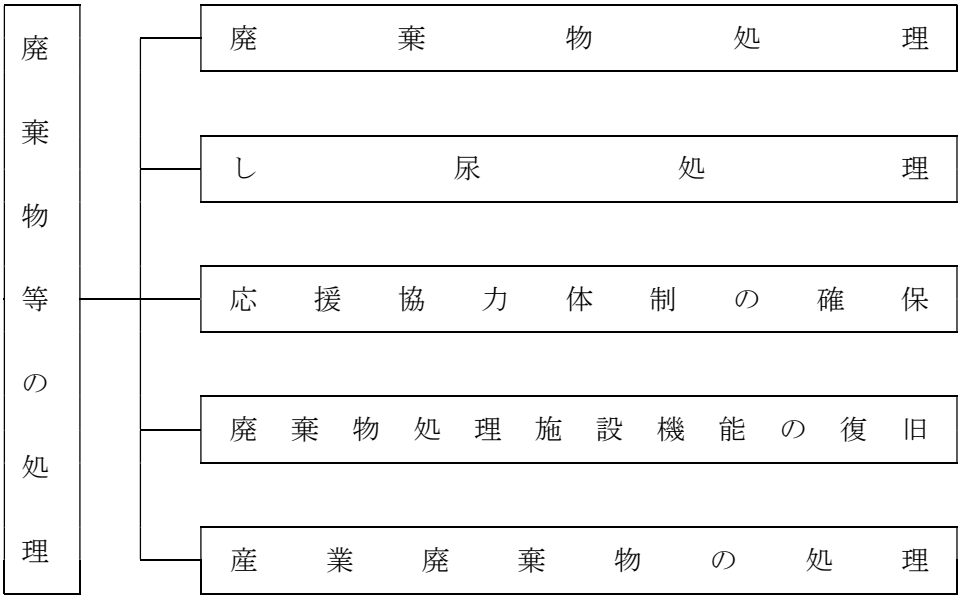

３　留意点

(1) 災害廃棄物処理体制

ア　災害廃棄物処理計画等

市町村は、災害により発生する廃棄物等を迅速に処理するため、別途定める災害廃棄物処理計画（風水害編）に基づき対応する。

イ　広域協力体制

（ア）県は、市町村等における災害廃棄物処理体制への指導･助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体･関係省庁との連絡調整等を行う。

（イ）廃棄物の処理は各市町村等が個別に行っている事業であるため、被災地域に対しては、市町村等間の廃棄物等の収集運搬、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が重要となる。

（ウ）市町村等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう普段より施設の維持管理等を十分に行っておくとともに、事前に察知できる風水害対策への準備をしておくことが大切である。

（エ）県及び市町村は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界及び仮設トイレを扱うリース関連業界を把握し、風水害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるように、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

⑵ 被災地の状況把握

ア　県は災害直後速やかに被災市町村等を通じて、廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、建物被害等による廃木材やコンクリート殻類等災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

イ　市町村等は、事前に定めた担当部署担当者のもとで、風水害に関する情報収集や情報管理を行う。

ウ　また、風水害発生後、時間の経過とともに災害廃棄物対策の重点は変化するため、被災市町村等は時期に応じた適切な対応と、応急対策が完了するまで県に対する定期的な報告が必要である。

第２　廃棄物処理

◆実施機関　市町村、廃棄物処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

１　災害廃棄物の発生量

⑴ 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。

⑵ 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。

⑶ 発生量を把握するため、各市町村は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「４ｔ車輌には、廃木材６㎥、土砂類３㎥、10ｔ車輌にはコンクリート殻類５㎥、土砂類７㎥の積載とする。」）

２　応援体制の確保

被災市町村等は、災害地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

３　処理対策

⑴ 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

被災市町村等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

⑵ 災害廃棄物の仮置き

ア　風水害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ　災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ　仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ　仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

（ア）環境衛生に支障が生じないこと。

（イ）搬入に便利なこと。

（ウ）分別等適正処理の対応ができること。

⑶ 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市町村等の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市町村等が処理を行う。

また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

⑷ 災害廃棄物の処分

ア　災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。

イ　最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市町村等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

第３　し尿処理

◆実施機関　市町村、し尿処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

１　し尿処理量の推定

⑴ 処理量を推定するに当たり、各市町村は、事前に市町村内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である。

（処理量＝被災家屋×総容量×定率）

⑵ 避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

２　応援体制の確保

被災市町村等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

３　処理対策

⑴ 倒壊家屋等

被災市町村等は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

⑵ 避難所等

市町村等は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

⑶ 水洗トイレ

市町村等は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、風水害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第４　応援協力体制の確保

◆実施機関　県（環境生活部廃棄物対策課）、市町村、廃棄物等処理関係一部事務組合

⑴ 被災市町村等は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合に

は、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

(2) 県は、被災市町村等からの要請がない場合であっても客観的判断のもとに必要に応じて近隣市町村等からの応援が得られるよう連絡調整等を行う。

第５　廃棄物処理機能の復旧

◆実施機関　市町村、廃棄物等処理関係一部事務組合、県（環境生活部廃棄物対策課）

(1) 市町村等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

(2) 市町村等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第６　産業廃棄物の処理

◆実施機関　事業者

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。なお、排出事業者は、市町村等が設置している最終処分場で併せて処理する場合は、市町村等と十分協議をする。

第２４節　防疫・保健衛生、環境衛生対策

第１　基本的な考え方

１　計画方針

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染病の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

２　対策の体系

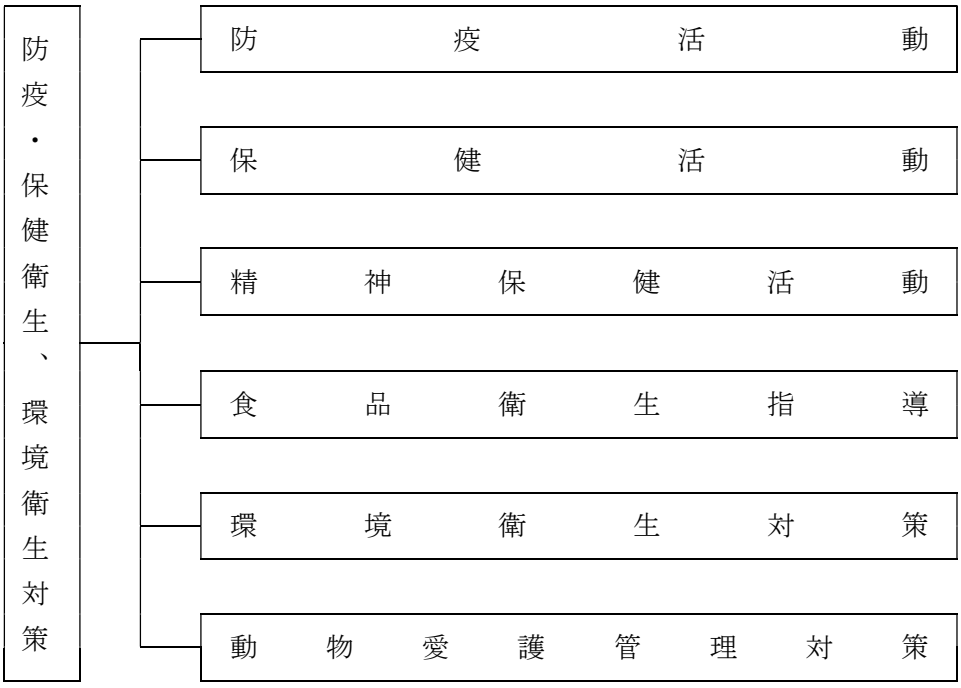

３　留意点

(1) 災害発生時期等への対応

災害発生の季節・気象状況等に対応した予防接種や防疫対策、食品衛生監視等を行う。

(2) 被災者の精神的ダメージへの対応

災害による精神的なダメージを受ける被災者も多いため、メンタルヘルスケアなど個別の精神保健指導についても行う。

第２　防疫活動

１　防疫活動組織

◆実施機関１　県（健康福祉部薬事衛生課）

発生した災害の規模に応じ、迅速に防疫活動が実施できるよう防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成しておき、有事に際し適切な活動が行われるようにする。

◆実施機関２　市町村

市町村は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

２　防疫活動内容

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）

(1) 総務情報班

災害情報及び患者発生情報を収集し、動員計画に基づいて人員配置、感染症法に基づく消毒方法等の指示及び必要な予算経理を行う。

(2) 検病調査班

被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め、併せて検体採取を行う。この班は、医師・保健師等専門家の指示により調査を実施する。

(3) 消毒指導班

被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋・避難所等の消毒の指導を行う。

(4) 検査班

感染症患者の早期発見のための保菌検索を行うとともに、被災地区の井戸等の水質検査を行い飲料水の安全を図る。

(5) 患者搬送班

感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送する。

◆実施機関　市町村

市町村は、県の指示を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

第３　保健活動

◆実施機関　県（健康福祉部医療政策課、健康推進課）、市町村、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県、市町村は、次のように被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師は、島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。

第４　精神保健活動

◆実施機関　県（総務部人事課、健康福祉部健康推進課、医療政策課、障がい福祉課、教育庁福利課）、市町村、日本赤十字社島根県支部

１　ＤＰＡＴの編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、ＤＰＡＴを組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

２　精神保健活動内容

(1) 被災者の支援
(2) 市町村、社会福祉施設等との連絡調整

(3) 被災者の精神保健福祉相談

３　精神保健の対象者

(1) 被災住民全般
　ア　避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
　イ　自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
(2) 高齢者
(3) 障がい者
(4) 児童
(5) 外国人
(6) その他（公務員、災害救助要員）

４　応援体制

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の編成及び協力を求めるとともに、その活動に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第５　食品衛生指導

１　食品衛生指導班の編成及び派遣

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

また、被災地区に搬送される救援食品の情報を収集するとともに、次に掲げる活動を行う。

(1) 救援食品の輸送方法等の確認
(2) 関係部署との連絡調整等

２　食品衛生指導班の指揮及び活動

◆実施機関　県（保健所）

保健所長は、派遣された食品衛生指導班及び所属の監視員を指揮し、食品の衛生確保指導に努める。

食品衛生指導班は次の活動を行う。

(1) 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導
(2) 備蓄食品及び救援食品の衛生指導
(3) 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導
(4) 飲料水の衛生確保
(5) 食品衛生指導員への応援要請
(6) その他食品に起因する危害発生防止の指導

第６　環境衛生対策

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）

１　環境衛生指導班の編成

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、環境衛生監視員による環境衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

２　環境衛生指導班の活動内容

(1) 重点監視指導事項

生活衛生関係営業者（旅館、理美容、クリーニング業者等）及び一般消費者等に対して以下の事項を重点的に指導する。

ア　滞水期間の営業の自粛
イ　浸水を受けた施設の清掃、消毒
ウ　使用水の衛生管理

また、被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、環境衛生上の危害の発生の防止について、啓発指導を行う。

(2) 業者団体等の活用

災害の規模により環境衛生監視員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第７　動物愛護管理対策

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。

(2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。

(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。

(4) 市町村は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第２５節　遺体対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

２　対策の体系

第２　遺体の捜索

◆実施機関　市町村

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市町村長が、警察本部、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

第３　遺体の収容等

１　遺体の輸送

◆実施機関　市町村

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、市町村長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

２　遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

◆実施機関１　市町村

市町村長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

市町村長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

◆実施機関２　県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村から、納棺用品及び葬祭用品等の確保について、協力要請があったときは、関係機関（島根県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）への要請など必要な措置を講じる。

第４　遺体の検視等

◆実施機関　県（警察本部捜査第一課）

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

第５　遺体の埋・火葬

１　広域的な火葬の実施

◆実施機関　県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

２　埋・火葬実施基準

◆実施機関　市町村

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市町村長が実施する。
また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

ア　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
イ　焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア　収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
イ　仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第２６節　住宅確保及び応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

住宅が浸水や土砂災害による流失、損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

２　対策の体系

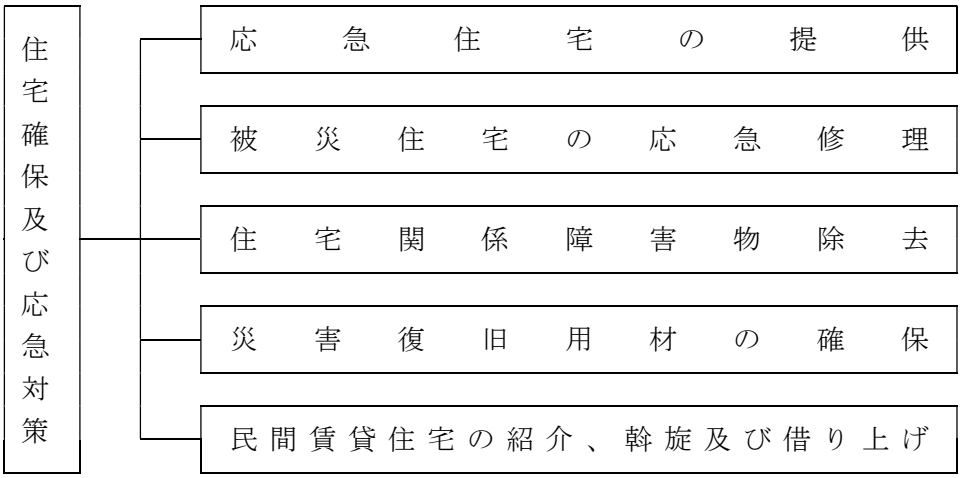

３　留意点

被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図る。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

４　市町村の応急対策業務への応援

市町村は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市町村から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援する。

第２　応急住宅の提供

１　方針

(1) 入居者の選定

ア　対象者

・住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
・自らの資力では住宅を確保することができない世帯。

イ　入居者の選定

入居者の選定は、市町村が行う。

⑵ 必要住宅戸数の把握

市町村は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。県は、県内市町村の必要戸数をとりまとめる。

⑶ 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、県及び市町村は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

⑷ 応急仮設住宅建設の方針

ア　実施主体

・応急仮設住宅の建設は、市町村が行う。

・災害救助法が適用された場合は、市町村の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ　建設用地の選定

敷地の選定に当っては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市町村が選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ　仮設住宅の構造・規模

・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。

・規模は入居世帯の人数に応じて定める。

・要配慮者に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

２　公的住宅の提供

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）

⑴ 提供可能戸数の把握

県営住宅、公社賃貸住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「県提供可能住宅」という）の戸数と型式を把握する。

県内市町村の公的住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「市町村提供可能住宅」という）の戸数と型式を集計し、把握する。

⑵ 提供住宅の斡旋

市町村の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村提供可能住宅の斡旋を行う。

⑶ 他県への援助要請

他県の公的住宅の提供を受ける必要がある場合は、他県に援助を要請する。

３　公的住宅の提供にかかる市町村の対応

◆実施機関２　市町村

⑴ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

⑵ 提供可能住宅戸数を把握

提供が可能な住宅戸数を把握する。

⑶ 県への援助要請

当該市町村の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

⑷ 入居者の決定

市町村が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

４　応急仮設住宅の建設

◆実施機関　県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。

⑴ 建設用地の提供

市町村の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、当該市町村において県公有地の確保が困難な場合は両者で協議する。

⑵ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

⑶ 仮設住宅の維持管理

仮設住宅の維持管理は、知事が市町村長に委託する。

⑷ 仮設住宅の存置期間

２年間とする。

⑸ 建設資材の調達

大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

５　応急仮設住宅の建設にかかる市町村の対応

◆実施機関　市町村

⑴ 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は市町村公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村との間に賃貸契約を締結し、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

⑵ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から２年以内とする。

⑶ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア　県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ　建設用地の選定

県と協議の上決定する。

６　応急仮設住宅の運営管理

◆実施機関　市町村

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第３　被災住宅の応急修理

１　方針

風水害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

２　実施内容

◆実施機関　市町村

(1) 対象者

・住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのままで当面の日常生活を営むことのできない世帯
・資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯

(2) 修理家屋の選定

市町村長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第４　住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

１　住宅関係障害物除去作業支援

◆実施機関　県（総務部営繕課、防災部防災危機管理課）

県は、災害救助法を適用した場合、市町村が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市町村の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。

また、建設業界等との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

県は、住宅応急復旧と住宅関係障害物除去作業の連携を確保し、迅速な復旧を図るための連絡調整を行う。

２　住宅関係障害物除去作業

◆実施機関　市町村

災害救助法に則って行う。

第５　災害復旧用材の確保

◆実施機関１　県（総務部営繕課）

市町村の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

◆実施機関２　県（農林水産部林業課）

住宅等の応急修理の早期復旧及び木材価格の安定のため、近畿中国森林管理局に対して、全国主要森林管理署からの国有林材（素材）の供給を要請する。

第６　民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

◆実施機関　県（土木部建築住宅課）、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会

１　民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を被災市町村に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。

被災市町村は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

２　民間賃貸住宅借り上げのための支援

災害時に民間賃貸住宅借り上げを希望する市町村に対して、関係団体と連絡調整を行い、情報提供の支援を行う。

第２７節　農林漁業関係被害の拡大防止

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

２　対策の体系

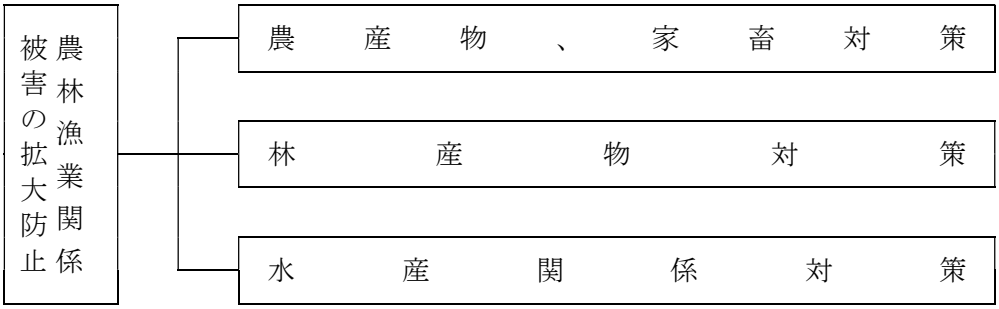

３　留意点

農林水産業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害以外にも雪害、霜害、干害など多様な災害の発生が考えられる。これら各種災害に対しても考慮し、関係機関と連携して、的確な対応策を講じる。

なお、農林畜産物に係る雪害対策については、「島根県雪害対策実施要領」による。

第２　農産物、家畜対策

◆実施機関　県（農林水産部）、市町村、全国農業協同組合連合会肥料農薬部中四国営農資材事業所島根推進部、島根県農業協同組合

１　農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講じる

(1) 被害状況の把握

市町村は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林局、農林振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稲改植用苗の確保

水害により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときには、県は被災地市町村長の要請に基づき、改植用苗の補給等所要の措置を講ずる。

(3) 病害虫防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病害虫防除の対策は、次により実施する。

ア　防除の指示及び実施

県は、災害による病害虫の防除対策を検討した上、市町村に対し具体的な防除の実施を指示する。

市町村は、県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ　防除の指導

県は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ　集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときには、県は農林水産大臣に対して緊急防除（植物防疫法第４章）の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ　農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会肥料農薬部中四国営農資材事業所島根推進部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼する。

島根県地域防災計画（資料編）「主な農薬取り扱い業者一覧」参照。

オ　防除機具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県内の防除機具を動員して使用する。

市町村は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除

県は、松江地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村に伝達し、市町村及び島根県農業協同組合は、有線放送等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は、４月上旬から５月中旬である。

(5) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

２　家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市町村、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市町村長に届出を行わせるとともに、市町村長の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適当であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア　畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第９条の規定に基づき実施する。

イ　家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第６条の規定に基づき実施する。

ウ　患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

県は、市町村等の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給ができるよう指導するとともに、必要と認めたときには、政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

第３　林産物対策

◆実施機関　県（農林水産部）、市町村、森林組合

１　被害状況の把握

県及び市町村は、早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をする。

２　災害対策技術指導

県は、市町村、森林組合等の協力を得て苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

３　森林病害虫等の防除

県は、森林病害虫等を防除するため、市町村、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

第４　水産関係対策

◆実施機関　県（農林水産部）、市町村、漁業協同組合ＪＦしまね

台風等により、漁業施設等に被害の発生が予想され、又は実際に被害が発生した場合には、県は関係市町村、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生の防止を指導又は応急・復旧対策措置を講じる。

１　被害状況の把握

支庁水産局、水産事務所は、市町村及び漁業協同組合と相互に連携し、漁業施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報をとりまとめ、県農林水産部に報告する。

２　陸上施設の被災対策

県及び市町村、漁業協同組合等は、施設の被害状況に応じ、次のような措置を講ずる。

(1) 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整。

(2) 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整。

(3) 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等。

流出油事故については、第３編第１章「流出油等事故対策計画」を参照。

第３章　風水害復旧・復興計画

風水害等の災害時の適切かつ速やかな災害復旧・復興を推進するため、以下の対策を実施する。

第１　災害復旧事業の実施

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組み、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧に当たっては、次に示す事業計画の作成を基本に、各種災害復旧事業を計画的に推進する。

・災害復旧事業計画の作成（復旧事業の基本計画の作成）
・各種災害復旧事業の実施（各種法令等に基づく事業の推進）
・復興計画の作成・推進

第２　生活再建のための支援対策の実施

災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、次に示す被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建のための各種支援措置を講ずる。

・被災者の生活相談
・雇用機会の確保
・義援金品の受入れと配分
・生活資金及び事業資金の融資
・郵便・電話等の支援措置
・租税の減免措置等
・災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
・被災者生活再建支援法に基づく支援

第３　激甚災害の指定

大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

第１節　災害復旧事業の実施

第１　基本的な考え方

１　趣旨

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

２　対策の体系

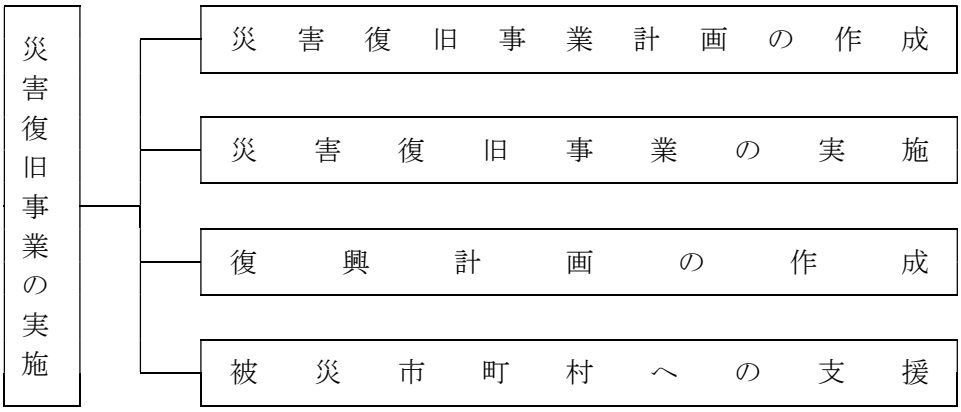

３　留意点

(1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

(2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておける事や対応できる事については、復興事前対策として実施しておく事が望ましい。

第２　災害復旧事業計画の作成

１　事業計画の作成方針の検討

◆実施機関　県（各部局）、市町村

(1) 県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。

２　支援体制

◆実施機関　県（各部局）、市町村

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

第３　災害復旧事業の実施

１　公共施設の復旧等

◆実施機関　県（各部局）、市町村、防災関係機関

(1) 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市町村、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、改良復旧を行う。

ウ　風水害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

エ　ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

オ　被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

カ　建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。

キ　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

ク　事前に策定した災害廃棄物処理計画（風水害編）に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

２　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川

イ　海岸

ウ　砂防設備
エ　林地荒廃防止施設
オ　地すべり防止施設
カ　急傾斜地崩壊防止施設
キ　道路
ク　港湾
ケ　漁港
コ　下水道

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上、下水道災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(9) 公共建築物災害復旧事業計画
(10) その他の災害復旧事業計画

３　被災地方公共団体への支援

◆実施機関　県（農林水産部、土木部）、市町村

特定大規模災害を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実状を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う。

第４　復興計画の作成

◆実施機関　県（各部局）、市町村、防災関係機関

１　復興計画の作成

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町村は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。

(2) 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(3) 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(4) 県は、特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(5) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

２　防災まちづくり

(1) 必要に応じ、県及び市町村は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めるよう努める。

(2) 県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

(3) 県及び市町村は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

(4) 県及び市町村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。

(5) 県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(6) 県及び市町村は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(7) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第５　被災市町村への支援

◆実施機関　県（地域振興部市町村課）

被災市町村からの相談に対応するとともに被災市町村に対する行財政支援を行う。

第２節　生活再建等支援対策の実施

第１　基本的な考え方

１　趣旨

風水害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

２　対策の体系

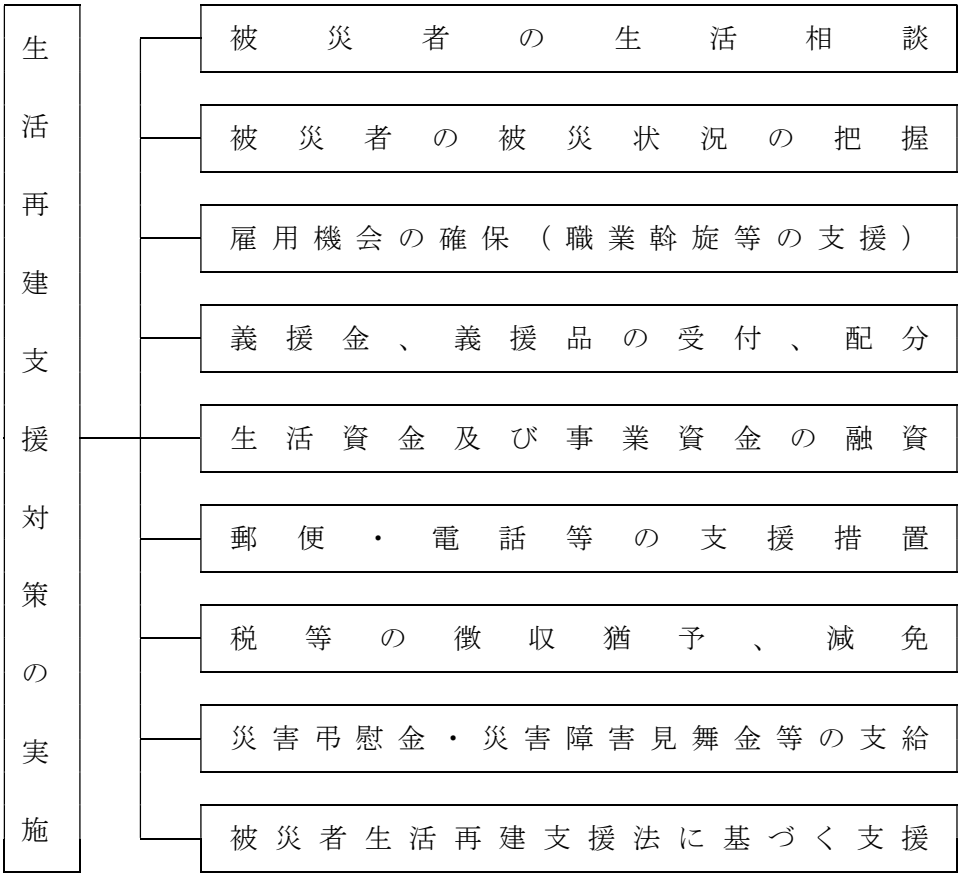

３　留意点

(1) 県民への情報の提供

災害により被害を受けた県民や事業者に対して、支援対策が広く周知されて、効果的に機能し、自立復興が進められるために正確で分かりやすい情報の提供が必要であり、予防時・被災時（応急対策）・復旧時を通じた広報活動や情報提供窓口を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 手続きの簡素化・迅速化

災害により被害を受けた県民や事業者が支援対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくために、県・市町村等を通じてその手続きの簡素化と決定・給付等の公正・迅速化に努める。

(3) 実施主体者の協力体制の確立

復旧対策の推進に当たり、行政（県・市町村等）として速やかな対応が必要となるが、地域によっては県の関係部署あるいは市町村だけでは災害後に十分な人員体制が確保できないことも想定されることから、県の部署間及び市町村間における人員等の協力が重要である。また、民間団体等との連携についても十分配慮し、復旧・復興に向けた体制の組織化を早急に整備する。

(4) 恒久住宅への円滑な移行

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第２　被災者の生活相談

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、健康福祉部健康福祉総務課、農林水産部農業経営課、商工労働部商工政策課、土木部土木総務課）、市町村、防災関係機関

風水害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として､地区本部単位で生活相談窓口を開設し､被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

第３　被災者の被災状況の把握

１　罹災証明書の交付

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部建築住宅課）、市町村

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

２　被災者台帳の作成

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、関係各課）、市町村

(1) 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第４　雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

１　雇用対策の内容

◆実施機関　県（農林水産部、商工労働部雇用政策課）

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

風水害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、島根労働局に要請する。

２　被災事業主に関する措置

◆実施機関　県（商工労働部雇用政策課）

(1) 労働保険料納付等の特別措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

(2) 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。

第５　義援金、義援品の受付、配分

県、市町村、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関は、一般県民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管・配分等について相互に協力する。

１　義援金等の受付、配分

◆実施機関１　県（防災部防災危機管理課、出納局会計課、審査指導課）

(1) 義援金及び見舞金の受付、収納

県は、県に寄託された義援金及び知事あての見舞金を受け付け、収納する。

(2) 義援金の寄託

県で受け付けた義援金は、日本赤十字社島根県支部に設置される配分委員会に寄託する。

(3) 見舞金の取扱

知事あての見舞金の取扱については、別途知事が決定する。

◆実施機関２　市町村

(1) 義援金の受付

市町村は、市町村に寄託された義援金及び市町村あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体制を確立するとともに義援金の受付に関する計画を樹立する。

⑵ 義援金の配分

市町村は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

◆実施機関３　日本赤十字社島根県支部、共同募金会等関係機関

⑴ 義援金の受付

日本赤十字社島根県支、共同募金会等関係機関部は、県支部及び市町村（地区、分区）において寄託された義援金を受け付ける。

⑵ 義援金の配分

日本赤十字社島根県支部、共同募金会等関係機関で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、県、日本赤十字社島根県支部及び日本赤十字社島根県支部に協力する関係団体で設置する配分委員会を組織し、義援金の使用について十分協議の上定める。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。また、被害が複数の都道府県にわたる広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集団体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておく。

２　義援品の受付、配分

◆実施機関１　県（地域振興部交通対策課、健康福祉部高齢者福祉課）、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

⑴ 義援品の受付

義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。その際、内容物の種類、数量等がわかるよう送付リストを事前に提示するよう求めるとともに、仕分け作業の手間が係らないよう配慮を求める。

⑵ 義援品の配分及び輸送

県は、義援品を受け付けた場合、日本赤十字社島根県支部と協議し、義援品の市町村に対する配分を速やかに決定し、県内輸送業者の協力を得る（トラック協会等の輸送協定等による）ことにより指定避難所等市町村の指定する場所まで輸送し、市町村に引き渡す。また、日本赤十字社島根県支部に寄託された義援品の輸送に関し、協力する。

⑶ 義援品の保管

県は、義援品を受け付けた場合、広域防災拠点、本庁舎等の倉庫、会議室等を臨時使用する等により、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

◆実施機関２　市町村

⑴ 義援品の受付

市町村は、義援品の受け付けに関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

⑵ 義援品の配分

市町村は、県又は日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに避難所等において被災者に配分する。

◆実施機関３　日本赤十字社島根県支部

⑴ 義援品の受付

義援品は原則として受け付けない。ただし、被災者のニーズにあったもので、まとまった単位で送付される企業等からの義援品等に限り受け付ける。

⑵ 義援品の配分及び輸送

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品の市町村に対する配分を速やかに決定し、県の協力を得て輸送し、市町村に引き渡す。

⑶ 義援品の保管

日本赤十字社島根県支部は、義援品を受け付けた場合、義援品を配分するまでの一時保管場所として、県支部の倉庫等を利用するが、状況によっては県に集積場所の確保を要請する。

第６　生活資金及び事業資金の融資

１　被災者個人への融資

⑴ 生活福祉資金

◆実施機関　県（健康福祉部地域福祉課）、島根県社会福祉協議会

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸し付けを行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できる。

⑵ 住宅復興資金

◆実施機関　県（土木部建築住宅課）、市町村

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

⑶ 母子寡婦福祉資金

◆実施機関　県（健康福祉部青少年家庭課）

風水害により被害を受けた母子世帯、寡婦世帯等に対して、必要に応じて資金の貸し付けを行う。

２　被災中小企業への融資

◆実施機関　県（商工労働部中小企業課）

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

⑴ 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。

(2) 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

(3) 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金(貸与料)の償還免除(対象物が滅失したとき)、あるいは、償還期間の延長を行うよう(公財)しまね産業振興財団に指示する。

(4) 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。

(5) 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

３　被災農林水産業関係者への融資等

◆実施機関　県（農林水産部）

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の指導を講ずる。

(1) 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。

(2) 農業経営資金（災害資金等）の円滑な融資を図る。

(3) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等を関係機関に要請する。

(4) 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金の既貸付金の償還猶予等を行う。

(5) 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。

(6) 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

第７　郵便・電話等の支援措置

◆実施機関　日本郵便株式会社中国支社、西日本電信電話株式会社島根支店

１　郵便関係

(1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹世帯当たり通常郵便はがき５枚以内及び郵便書簡１枚を交付する。

２　電報、電話関係

被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

３　為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払いもどし等の為替貯金業務の特別取扱を行う。なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

４　簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

５　災害寄附金の料金免除の取扱

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取り扱いを実施する。

第８　税等の徴収猶予、減免

被災した県民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

１　県税の徴収猶予及び減免等

◆実施機関　県（総務部税務課）

県は被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

２　国税等の徴収猶予及び減免

◆実施機関　国、市町村

国及び市町村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　国民健康保険料の徴収猶予及び減免

◆実施機関　県（健康福祉部健康推進課）、保険者

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

４　後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

◆実施機関　県（健康福祉部健康推進課）、後期高齢者広域連合

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

５　国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

◆実施機関　県（健康福祉部健康推進課）、保険者

保険者は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

６　後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免

◆実施機関　県（健康福祉部健康推進課）、後期高齢者広域連合

後期高齢者広域連合は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

７　福祉施設の費用負担の減免

◆実施機関　県（健康福祉部高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課）、市町村

県及び市町村は福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第９　災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

◆実施機関１　県（健康福祉部地域福祉課）

県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市町村を指導・助成する。

◆実施機関２　市町村

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給
(2) 災害障害見舞金の支給
(3) 災害援護資金の貸付

第１０　被災者生活再建支援法等に基づく支援

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村、被災者生活再建支援法人

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。

１　対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

ア　災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当するものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ　10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ　100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で５以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）における自然災害

※　エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

(2) 被災世帯

県は、(1)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

ア　その居住する住宅が全壊した世帯。

イ　その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ　火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）

(3) 支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の3／4の額）

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度 ＼ 支給額	全　壊 ((2)ｱに該当)	解　体 ((2)ｲに該当)	長期避難 ((2)ｳに該当)	大規模半壊 ((2)ｴに該当)
	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法 / 支給額	建設・購入	補　修	賃　貸（公営住宅以外）
	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

２　支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市町村等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、図2.3.2.1のとおりである。

市町村は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住家等の被害の程度の調査は市町村が行う。）、県に送付する。なお、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

図2.3.2.1　支給事務の流れ

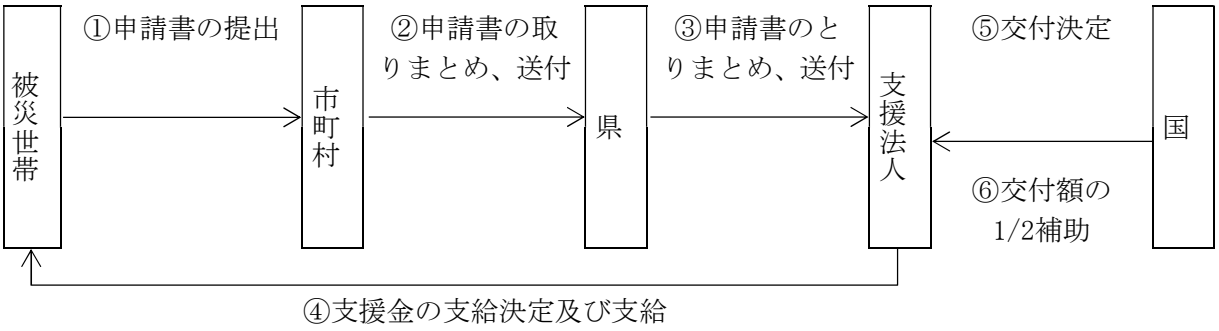

県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の２分の１を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは図2.3.2.2のとおりである。

図2.3.2.2　支給事務の基本的流れ

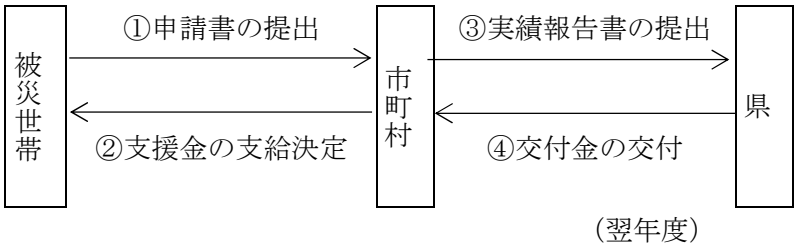

第３節　激甚災害の指定

第１　基本的な考え方

１　趣旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

県の地域に、大規模な災害が発生した場合、県としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

２　関係法令

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

３　対策の体系

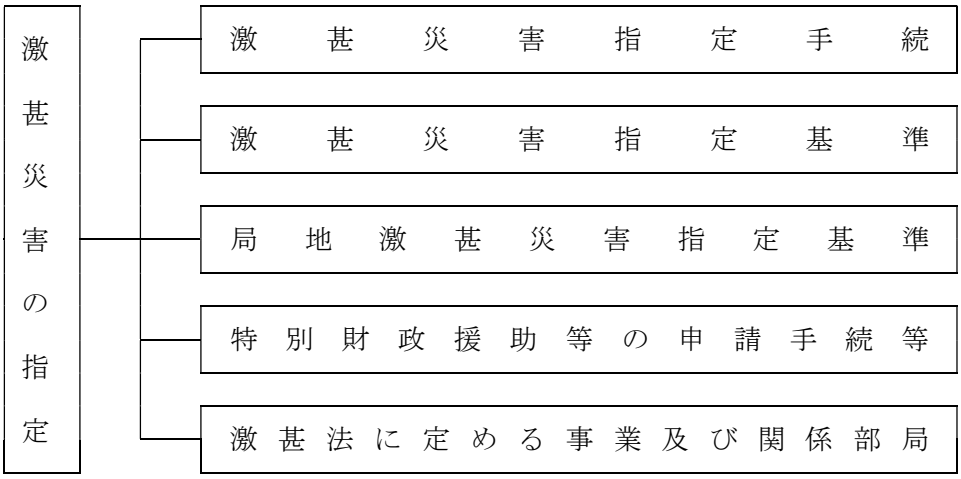

４　留意点

激甚災害の指定を受けるためには、被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査、収集を行う必要があるので、そのため体制整備をしておかねばならない。

第２　激甚災害指定手続

市町村長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、都道府県知事に査定事業費等を報告する。

都道府県知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続きを図示すると図2.3.3.1のとおりである。

図2.3.3.1　激甚災害指定手続き

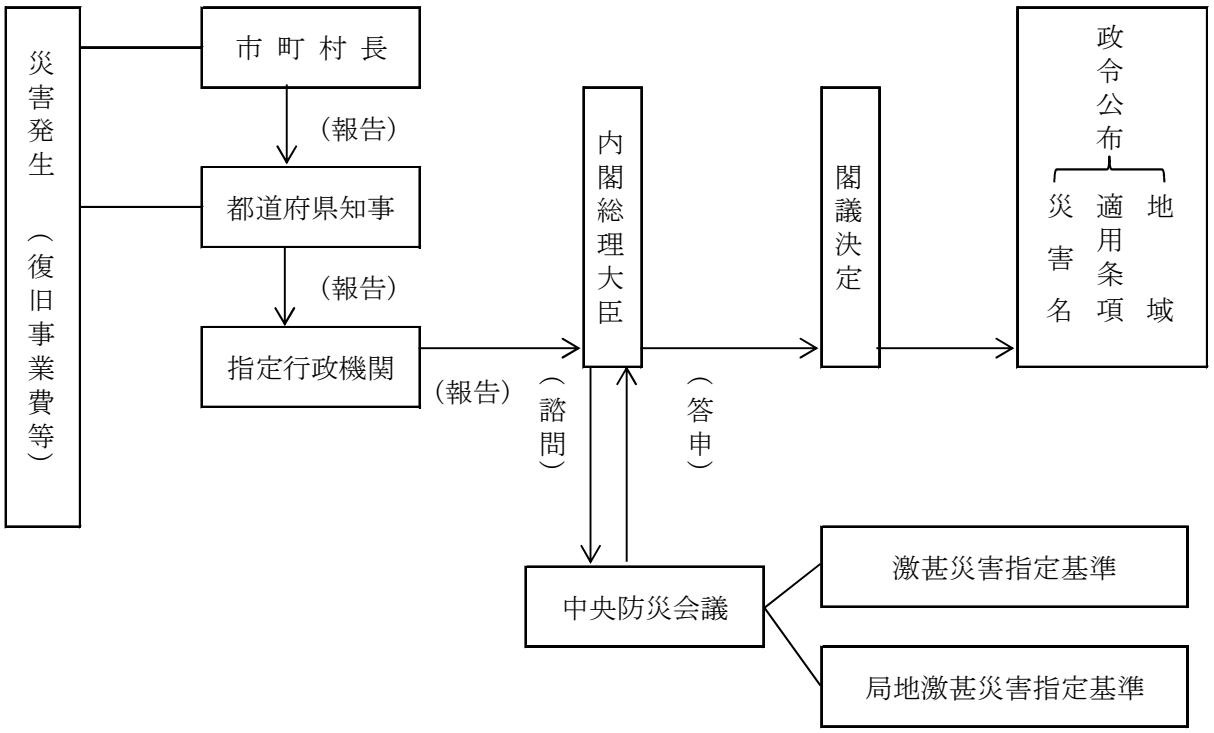

（注）局地激甚災害の指定については、１月から12月までに発生した災害を一括して翌年の１月～２月頃に手続きを行う。

第３　激甚災害指定基準

昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第2条 （第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		B　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ （１）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ・・・・の県が1以上 又は （２）県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ・・・・の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ （１）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・・の県が1以上 又は （２）一の都道府県の査定見込額＞10億円・・・・の県が1以上

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	（１）第5条の措置が適用される場合 又は （２）農業被害見込額 ＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、（1）（2）とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 （３）漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は （４）漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、（3）（4）とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	Ａ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% Ｂ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×３% ・・・・の県が1以上 ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	Ａ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% Ｂ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ （１）一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・・の県が1以上 又は （２）一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ・・・・の県が1以上 ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	Ａ　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% Ｂ　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ （１）一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・の県が1以上 又は （２）一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A　被災地全域滅失戸数≧4,000戸 B　（１）被災地全域滅失戸数≧2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・・の市町村が1以上 又は （２）被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・・の市町村が1以上 ただし、(１)(２)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

第４　局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第2条 （第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①(ｲ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） (ﾛ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% (ﾊ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% ＋（当該市町村の標準税収入－50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 ＞当該市町村の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

適用条項	適用措置	指　定　基　準
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） ＞当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ （１）大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は （２）その他の災害にあっては、要復旧見込み面積 ＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期関等の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のものを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定する。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第５　特別財政援助等の申請手続等

１　市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

２　県

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きその他を実施する。

第６　激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第３条	１　公共土木施設災害復旧事業	農林水産部 土木部
	２　公共土木施設災害関連事業	
	３　公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	４　公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	５　生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	６　児童福祉施設災害復旧事業	
	７　老人福祉施設災害復旧事業	
	８　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	
	９　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10　婦人保護施設災害復旧事業	
第３条及び第１９条	11　感染症予防事業	
	12　感染症指定医療機関災害復旧事業	
第３条及び第９条	13　堆積土砂排除事業	農林水産部 土木部
第３条及び第１０条	14　湛水排除事業	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第５条及び第６条	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産部
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第８条	18　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第１１条	19　共同利用小型漁船の建造費の補助	
第１１条の２	20　森林災害復旧事業	
第１２条	21　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第１３条	22　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	農林水産部 商工労働部
第１４条	23　事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第１６条	24　公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁
第１７条	25　私立学校施設の災害復旧事業	総務部
第２０条	26　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第２１条	27　水防資材費の補助の特例	土木部
第２２条	28　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第２４条	29　公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第２５条	30　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部

第３編　事故災害対策計画

第３編　事故災害等対策計画

第１章　流出油等事故対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油等事故の覚知・評価、油等防除並びに回収油等の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関等との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進する。また、流出油等事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

２　対策の体系

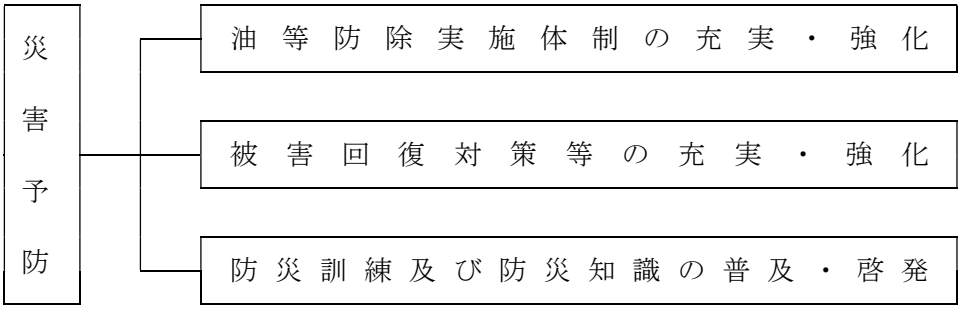

３　留意点

この流出油等事故対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　油等防除実施体制の充実・強化

１　基本的事項

流出油等事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から国、県、市町村をはじめ、港湾・河川・道路管理者、漁業関係者その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。

そこで、流出油等事故の覚知、初期評価、油等防除（除去）活動、回収油等の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

２　覚知及び初期評価体制の充実強化

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部、警察本部）、松江地方気象台、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

(1) 情報収集伝達機器の整備等

油等防除措置を効果的に実施するためには、早い段階で、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確に収集する必要がある。

このため、県及び第八管区海上保安本部、中国地方整備局は、デジタルカメラ、パソコン、携帯電話等による写真の電送手段や画像伝送システム等を整備するとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

また、高度な観測機器（例：人工衛星、潜水調査船、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても研究しておく。

(2) 通報要領の定型化

漂流油等の状況変化についての認識が統一できるよう、防災関係機関間で協議の上、通報要領の定型化を図る。

(3) 海域又は河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報の整理

初期評価を迅速かつ的確に実施するためには、海域又は河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）を事前に一元的に把握しておくことが極めて有効である。

そこで、県は、市町村、漁業協同組合その他管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報を収集・整理し、一元化を図った上で、防災関係機関間で共有化できるように努める。

３　油等防除（除去）体制の充実強化

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

(1) 応急活動体制の確立要領等の整備

流出油等事故災害発生時の職員配備体制及び事故災害対策本部体制等の確立要領について、関係課職員及び関係機関に周知しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の整備

海洋における流出油等事故発生時に、県、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、次に掲げる表を参考として、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議し、事故発生時に迅速な対応ができるようにしておく。

（参考）

活　動　内　容	担　　当　　機　　関
空中から流出油等の監視又は回収船等の誘導	県、警察本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、航空自衛隊等
浮流油等の回収	県、消防本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、海上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、一般財団法人海上災害防止センター、漁業協同組合ＪＦしまね
漂着油等の除去	県、警察本部、市町村、消防本部、陸上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、中国地方整備局（管理）区域を持つ機関
作業者の安全・健康の保持の支援	県、県医師会、日本赤十字社島根県支部等
情報伝達の支援	西日本電信電話株式会社、中国総合通信局等

(3) 広域相互応援体制整備の充実強化対策

ア　広域相互応援体制の整備

大規模な流出油等事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、県及び市町村は、県内外の広域相互応援体制を整える。

イ　複数の県が応援を必要とする場合の事前措置

同一広域応援協定内で複数の県が応援を必要とする事態になったときは、防災ヘリコプター、オイルフェンス、ドラム缶等の応援要請について連携をとる必要が出てくる。そこで、県は、応援側の対応窓口の一本化、資機材分配方法等について協定締結団体と協議するとともに、それぞれの備蓄資機材について、定期的に情報交換を行う。

(4) 油等回収（除去）方法に関する情報の収集・整理等

県は、油等回収（除去）方法に係る技術対策、技術情報について収集・整理し、これらの活用可能性について、地域の自然条件、社会経済条件等を考慮の上、関係機関間で十分協議しておく。

また、回収油等の分別収集の実施及び海岸部で漂着油等が付着した砂を回収する際には、回収後の処分が困難となるため、重機による回収は行わないことについて周知徹底に努める。

(5) 防除資機材の整備

油等防除（除去）活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。そこで、県、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、山陰沖排出油等防除協議会及び漁業協同組合は、流出油等事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に、県及び市町村は沿岸への漂着油等の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油等事故時にニーズの高かった表中に＊印を付した品目の防除資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

資　機　材　の　種　類	具　　体　　例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油等を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着材、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤*
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等

(6) 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

県は、油等の除去に当たって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、県医師会及び日本赤十字社島根県支部と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておく。

また、災害発生時に関係市町村等が作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保対策のための体制整備に努める。

4　回収油等の輸送・一時保管・処理体制の充実強化

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

(1) 回収油等処理業者、処理場の確保・一時保管の確保

県は、産業廃棄物に当たる回収油等を迅速かつ的確に運搬し、処分することができるよう、県内外の産業廃棄物処理業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油等の受入れ可能性について十分に調査しておく。また、処分までの間一時保管する場所を確保する。

(2) 油等回収方法に関する情報の収集等

県は、回収油等の種類（海水のみ混入、砂混じり等）ごとのリサイクルの可能性、適切な油等の貯留方法等に関する情報を収集し、第八管区海上保安本部、中国地方整備局等防災関係機関とそれらの情報の共有化を図っていくとともに、これらの情報を踏まえ、効果的な回収油等の処理のため、回収油等処理マニュアルの作成を検討する。

第３　被害回復対策等の充実・強化

1　基本的事項

流出油等事故が発生した場合には、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。

そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

２　環境対策の充実強化

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部森林整備課鳥獣対策室、土木部）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター

⑴ 海岸線付近及び河川の水質、底質等の測定

県は、事故発生後の環境影響調査の結果と効果的に比較することができるよう、モニタリングポイントを設定し、定期的な水質、底質等の測定を行い、その結果を整理しておく。

⑵ 環境対策に係る情報及び知見の収集・整理

県は、流出油等事故による環境への影響に関する情報及び知見を収集し、事故発生時の環境影響調査及び評価に活用できるよう、整理しておくとともに、環境対策の実施に当たって、専門家による情報提供、助言等を迅速に得られるよう、あらかじめ専門家に関する情報を収集・整理しておく。

また、これらの情報及び知見を関係機関間で有効に活用できるように、その共有化に努める。

⑶ 水鳥救護対策の充実

県は、油等により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、市町村、獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

⑷ 環境省等の実施する研修等への参加の検討

県及び市町村は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

３　風評対策の充実強化

◆実施機関　県（政策企画局秘書課、広報部広報室、防災部防災危機管理課、農林水産部、商工労働部）、第八管区海上保安本部、漁業協同組合ＪＦしまね

⑴ 基礎データの収集

県は、事故発生後の調査結果と効果的に比較することができるよう、県内水産物の市場における取扱数量・価格、各観光地における観光入り込み客数等の情報を収集し、整理しておく。

⑵ 関係機関との連携体制の確立

県は、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

４　補償対策の充実強化

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部、商工労働部）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

⑴ 補償制度の把握

県は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）を収集し、整理の上、関係市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。

(2) 補償請求方法等の検討

県は、補償請求段階で費用と現場の作業との関連性を示すことができるように、平常時から、作業内容及び経費の把握方法、写真等の証拠書類の整備方法等について検討し、整理しておく。

第４　防災訓練及び防災知識の普及・啓発

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部）、市町村、漁業協同組合、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

１　油等防除（除去）に係る訓練の実施

油等防除（除去）活動には、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、県、市町村、漁業協同組合、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油等防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的に実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油等の粘度等の事故想定を実体に即し、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

２　防災研修への参加の検討

流出油等事故発生時には、県、市町村及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

流出油等災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。そのため、県、市町村及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油等に対する効果的な応急対策を実施する。

２　対策の体系

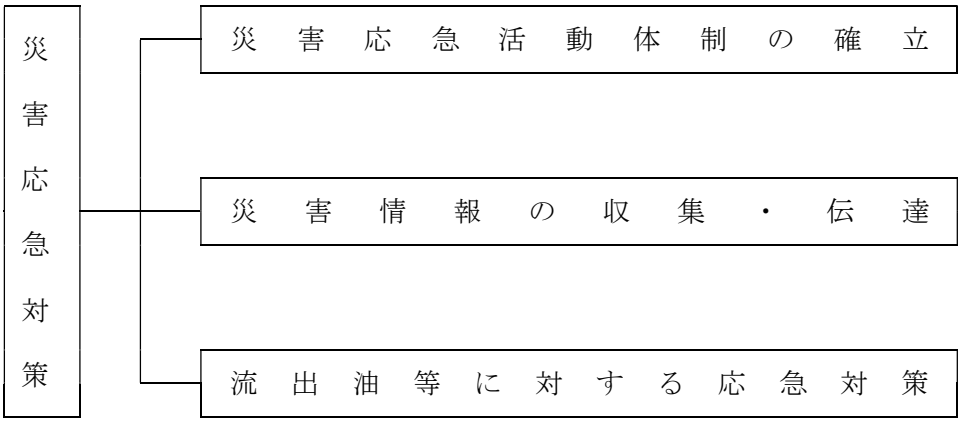

第２　災害応急活動体制の確立

１　基本的事項

本計画の想定する流出油等災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。

したがって、県、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

流出油災害が発生したときの主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れは図3.1.2.1のとおりである。

図3.1.2.1　流出油回収の基本的な流れ

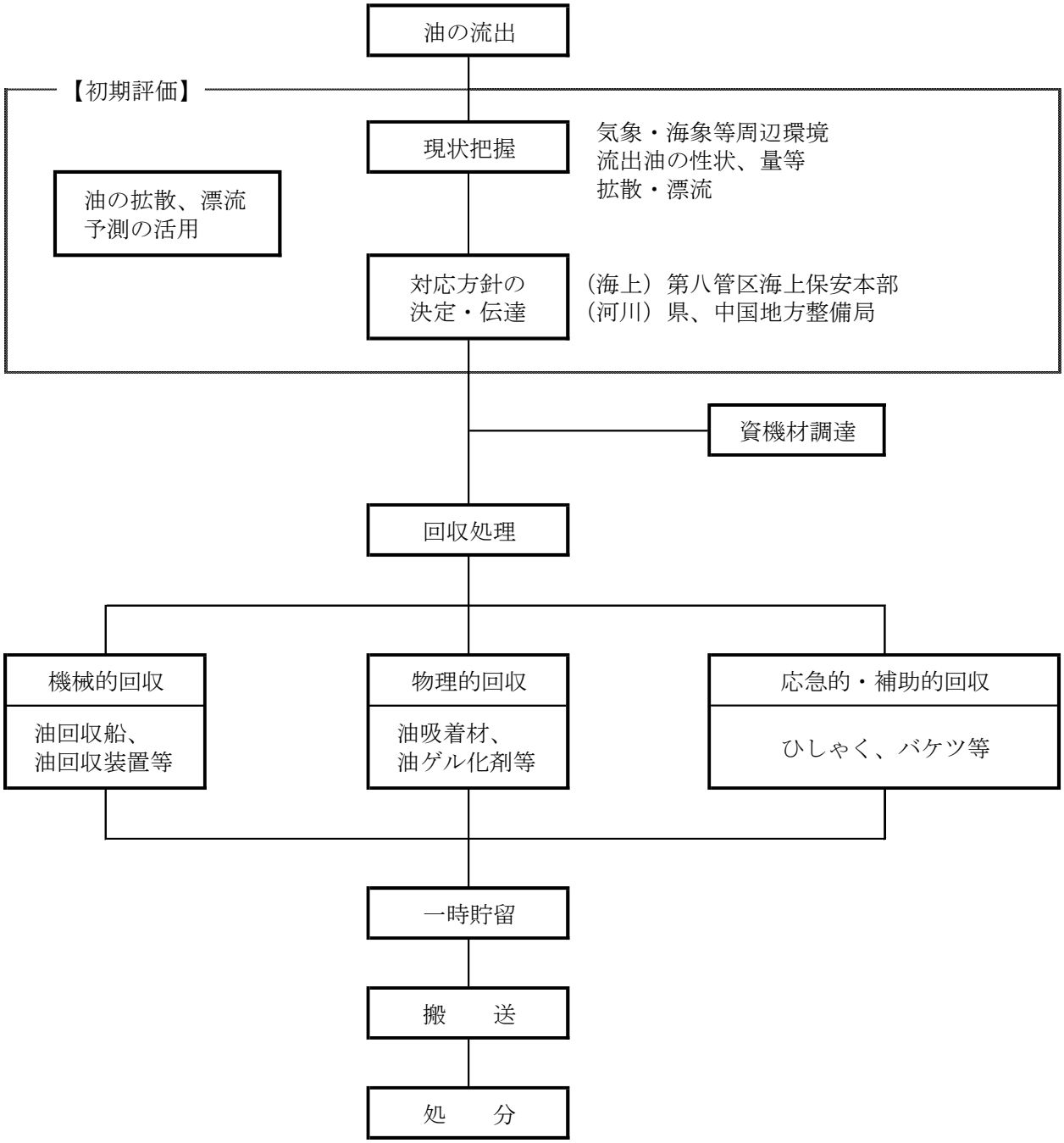

（「海上防災ハンドブック」一般財団法人海上災害防止センター、海上防災事業者協会より作成）

２　県の活動体制の確立

◆実施機関　県（各部局）、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(1) 関係課の事務分掌

流出油等事故に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　名	分　掌　事　務
防災危機管理課	・流出油等事故に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・海上保安官署等関係機関との連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・海上おける流出油等事故に係る補償要求に関すること。
交通対策課	・公共交通機関（船舶）の被害及び運行状況の把握に関すること
環境政策課	・環境への調査に関すること。 ・関係保健所との連絡調整に関すること。 ・流出油等に含まれる有害物資の情報収集に関すること。 ・使用された油処理剤等の情報収集に関すること。
廃棄物対策課	・回収油等の適正処理に関すること。
健康福祉総務課	・油防除作業実施者の健康安全確保に関すること。
薬事衛生課	・水道水源及び水道水への影響把握に関すること。 ・関係保健所との連絡調整に関すること。 ・保健環境科学研究所及び水道水質検査機関との連絡調整に関すること。 ・事故関係水道事業体への情報提供と連絡調整。 ・近隣水道事業体（対策資材の応援）との連絡調整。
農産園芸課	・農業（農作物）の被害の調査に関すること
農村整備課	・農業用水・農業施設への影響調査に関すること
農地整備課	・農林水産省農村振興局所管海岸保全施設の被害の調査に関すること
森林整備課	・水鳥救護等に関すること。
水産課	・漁業等への影響把握に関すること。 ・関係水産事務所等、水産技術センター等との連絡調整に関すること。 ・漁業関係団体との連絡調整に関すること。 ・水産資源の保護及び水産生物の生産、流通等の指導に関すること。 ・水産業への風評被害対策に関すること。
漁港漁場整備課	・漁港施設関係被害の調査に関すること。 ・県管理漁港における流出油等の防除に関すること。 ・水産庁所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。
観光振興課	・観光産業への風評被害対策に関すること。
河川課	・国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。 ・水質汚濁防止連絡協議会と関係課、県土整備事務所との連絡調整に関すること。 ・河川管理者としての水質監視計画に関すること。 ・中国電力との連絡調整に関すること。 ・対策資材の調整に関すること。 ・河川における流出油等事故に係る補償要求に関すること。
港湾空港課	・港湾関係被害の調査に関すること。 ・県管理港湾における流出油等の防除に関すること。 ・国土交通省港湾局所管海岸保全施設等の被害の調査に関すること。
教育庁	・教育実習船の確保に関すること。
警察本部地域課	・流出油等事故に係る現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、流出油等事故の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
流出油等事故対策本部	流出油等事故が発生し、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を、防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 環境政策課 廃棄物対策課 薬事衛生課 水産課 漁港漁場整備課 河川課 港湾空港課 及び防災部長の指名する職員 2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		－	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置するする	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し、設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3　事故対策本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 環境政策課 廃棄物対策課 薬事衛生課 水産課 漁港漁場整備課 河川課 港湾空港課 警察本部警備第二課 及び知事の指名する職員 2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		－	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	

(3) 流出油等事故対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　流出油等事故対策本部

（ア）設置の基準

流出油等事故が発生し、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し、被害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要が生じた場合、又は流出油等事故により、海岸、河川敷等に流出油等が漂着し被害が発生した場合、流出油等事故対策本部（以下、「事故対策本部」という。）の設置を防災部長が決定する。

（イ）廃止の基準

事故対策本部は、おおむね次の基準により防災部長が廃止する。

a　発生が予想された災害に係る危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められる場合。

b　応急対策がおおむね終了したと認められる場合。

（ウ）　事故対策本部設置及び廃止の手続

a　流出油等事故発生後直ちに防災危機管理課長は、気象台、警察、市町村等関係機関から情報を収集し、関係課長と協議し、事故対策本部設置について協議する。

b　防災危機管理課長は、関係課長会議の協議結果を防災部長に報告する。防災部長は、この報告を受けて事故対策本部設置を決定する。

c　緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が事故対策本部の設置を決定する。

d　対策本部廃止は、上記の手続と同様とする。

（エ）設置場所

事故対策本部は、県庁６階防災センター室に設置する。

（オ）設置及び廃止の公表

a　事故対策本部を設置したときは、その旨を公表する。

b　事故対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表する。

（カ）組織及び事務分掌

a　本部会議の構成

本部会議は、本部長（防災部長）、各課長、その他関係職員で構成する。

b　本部会議の開催

本部長は、応急対策活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

c　本部会議協議事項

本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

（ａ）事故情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

（ｂ）市町村長に対する災害対策の指示に関すること。

（ｃ）指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること。

（ｄ）その他災害対策に関する重要事項

d　本部会議の事務局

本部会議の事務局は、防災部防災危機管理課が担当する。

（キ）国の現地事故対策本部との調整

国の現地事故対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行う。

（ク）現地事故対策本部の設置

a　現地事故対策本部の設置

事故対策本部長は、被災地と事故対策本部との連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な応急対策推進体制の確立のために現地事故対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地事故対策本部を設置する。

b　現地事故対策本部の組織等

現地事故対策本部の組織その他必要な事項は、その都度事故対策本部長が定める。

イ　災害対策本部

災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、知事は、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、流出油等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、流出油等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

３　関係市町村の活動体制

関係市町村は、流出油等事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに流出油等事故対策本部又は災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

４　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、流出油等事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに流出油等事故対策本部又は災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第３　災害情報の収集・伝達

１　基本的な考え方

(1) 趣旨

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、県、第八管区海上保安本部、中国地方整備局その他の防災関係機関は、流出油等事故発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。

(2) 留意点

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。したがって、県現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関又は県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

２　海洋における流出油等事故の場合

◆実施機関　県（警察本部、各部局）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

(1) 流出油等事故情報の収集伝達系統

海洋における流出油等事故情報の収集伝達系統図は、次のとおりである。

海洋における流出油等事故情報の収集伝達系統

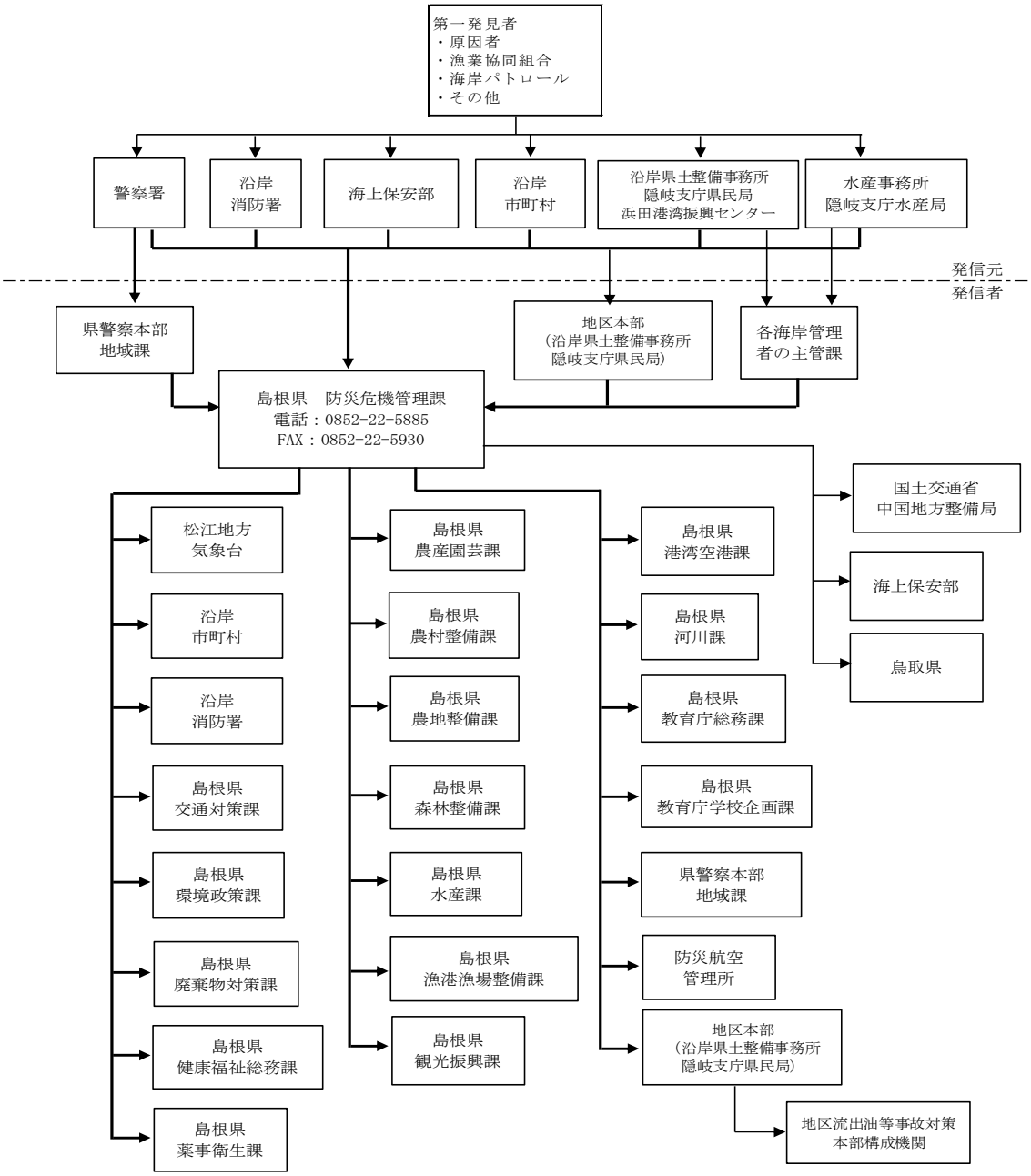

※１　第１発見者から通報を受けた各関係機関および通報を受けた各関係機関から情報を入手した各機関は直ちに島根県防災危機管理課へ連絡すること。

※２　連絡ラインについては、以下のとおりとする。
→ 必ず連絡するライン　　→ 必要に応じて連絡

※３　海上保安部は山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会へ必要に応じて連絡。

※４　島根県水産課は漁業協同組合ＪＦしまねへ連絡。

(2) 流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

ア　県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、海上保安部等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

イ　関係市町村

関係市町村は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

ウ　第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関

第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

エ　その他の防災関係機関

山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、一般財団法人海上災害防止センター、県漁業協同組合連合会等の関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

３　河川、湖沼における流出油等事故の場合

◆実施機関　県（警察本部、各部局）、中国地方整備局、海上保安部、自衛隊、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

(1) 流出油等事故情報の収集伝達系統

河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図は、次のとおりである。

ア　河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図

（斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会）

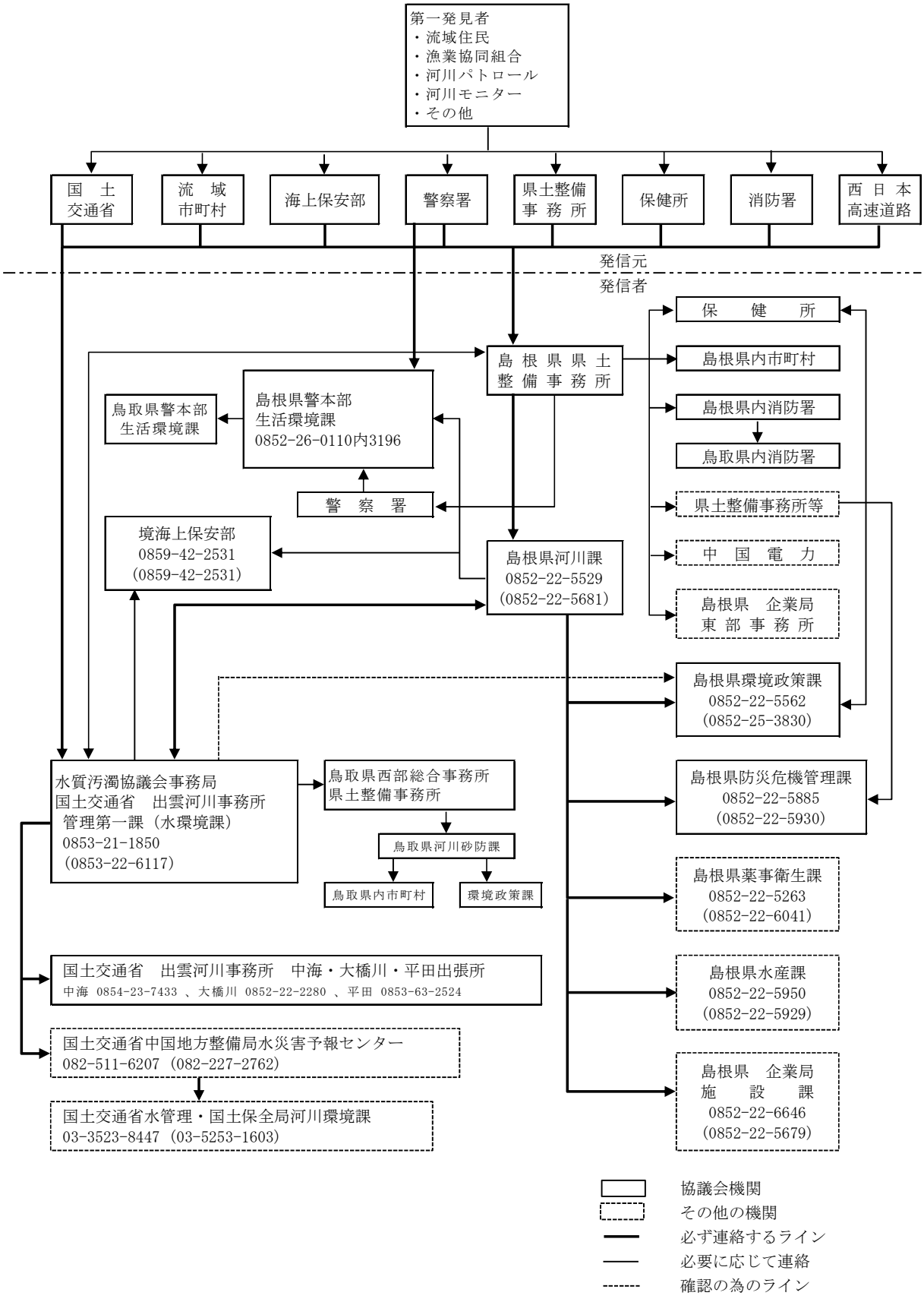

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号およびＦＡＸ番号(カッコ内)を明記

イ　河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統

（江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会）

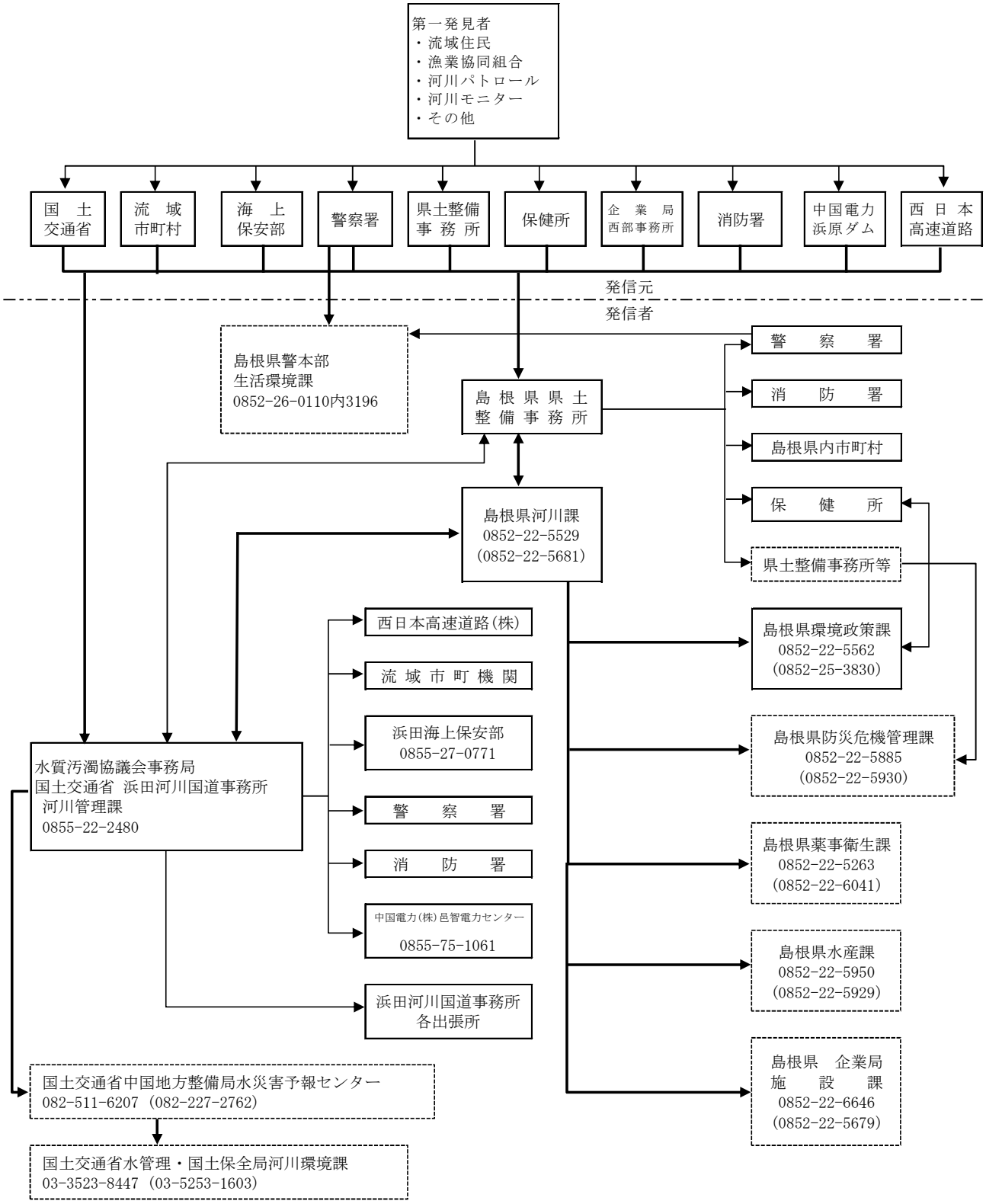

ウ　河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図

（高津川水系水質保全連絡協議会）

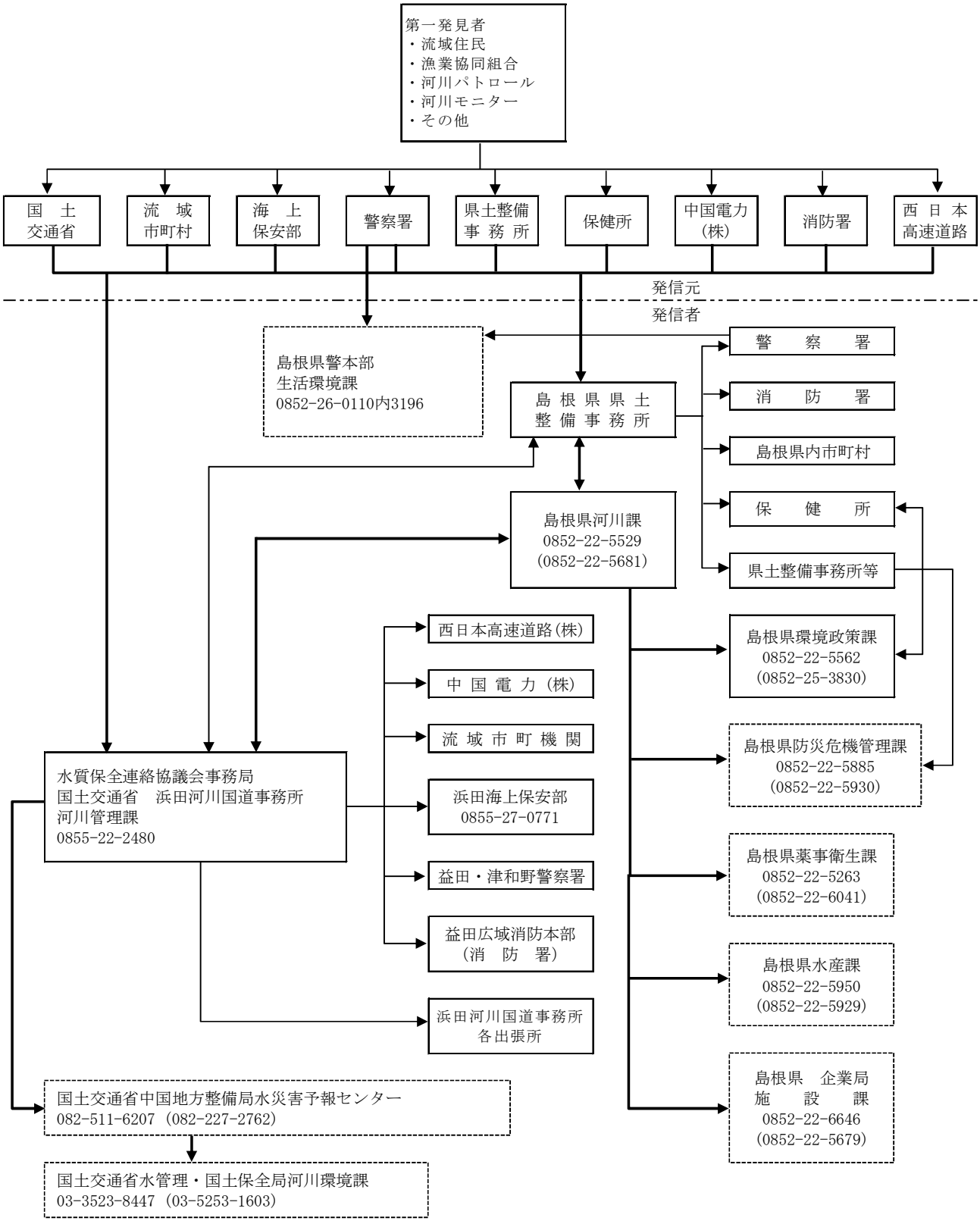

エ　河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図
（島根県水質汚濁防止連絡協議会）

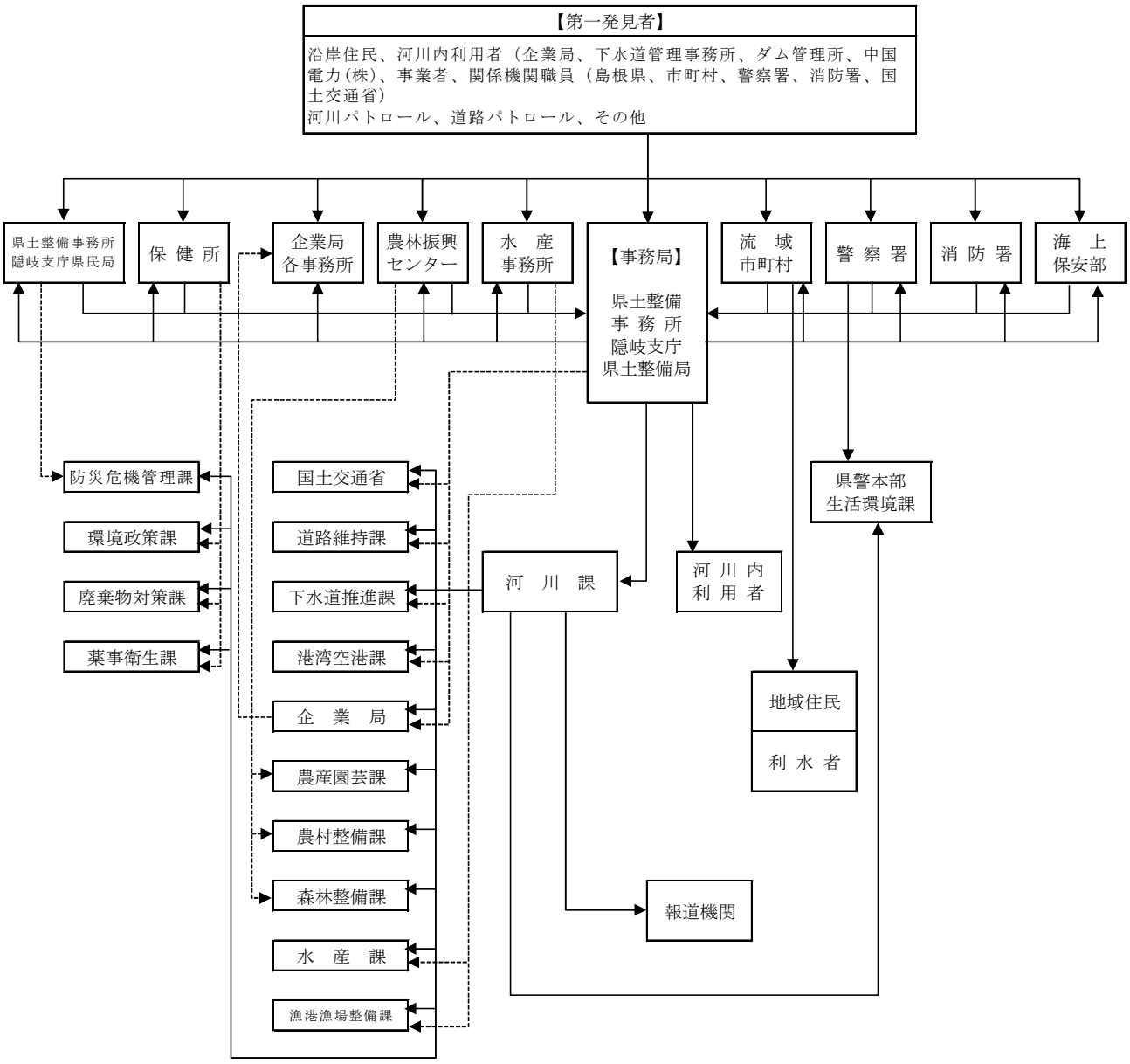

注１：　第１発見者から通報を受けた各関係機関は、直ちに当該支部事務局である該当県土整備事務所又は河川課へ連絡すること。

注２：　第１発見者からの通報および情報伝達を受けた各関係機関は、直ちにその旨を主管課へも連絡すること。（破線のルート）

注３：　各関係機関から、情報伝達を受けた主管課は、河川課からの情報伝達と照合し、疑義のある場合は河川課へ連絡すること。

注４：　企業局東・西部事務所への連絡ルートは下記のとおりとします。
①事故発生場所管轄支部 → 企業局参加支部 → 東・西部事務所
②事故発生場所管轄支部 → 河川課 → 企業局 → 東・西部事務所

(2) 流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象水象状況についても把握する。

ア　県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、水質汚濁防止協議会等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

イ　関係市町村

関係市町村は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

ウ　国の機関

中国地方整備局、海上保安部、自衛隊等の国の機関は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

エ　その他の防災関係機関

斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等のその他の防災関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

第４　流出油等に対する応急対策

１　基本的事項

被害を最小限に留め、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、第八管区海上保安本部、中国地方整備局を中心とする防災関係機関は、流出油等事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油等の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油等防除を迅速かつ的確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

２　海洋における流出油等事故の場合

(1) 初期評価

◆実施機関　県（警察本部、各部局）、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

ア　流出油等の現状把握

県は、独自に情報収集するほか、海上自衛隊等へ災害派遣要請又は第八管区海上保安本部へ協力要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用いて監視及びサンプルの採取を行い、流出した油等の種類と性状、積載量と流出した油等の量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているのかどうか）及び油等の風化の程度を把握するとともに、周辺の地勢、気象海象状況について把握する。

イ　防除方針の決定及び伝達

第八管区海上保安本部は、現状把握を踏まえ関係機関との間で流出油等防除連絡会議[*1]を、また県は、関係課長連絡会議[*2]を開催し、流出油等の防除方針（防除方法、防除資機材の調達方法、作業の安全確保方法等）を定める。

決定された防除方針は、流出油等の現状及び防除措置等の伝達様式により、記録が残るように原則として県防災行政無線ファクシミリで（防災無線端末未設置機関は、ＮＴＴファクシミリで）防災関係機関等へ伝達する。

なお、防除方針は、流出油等の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新していく。

会　議　種　類	構　成　員
流出油等防除連絡会議*1	□県 □第八管区海上保安本部（主管機関） □一般財団法人海上災害防止センター □保険会社等 □航空自衛隊 □海上自衛隊 □漁業協同組合ＪＦしまね □その他必要と認める機関 （注）上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえて その都度決定する。
関係課長連絡会議*2	□防災危機管理課長　□（農地整備課長） □（広報室長）　□河川課長 □（健康福祉総務課長）　□（港湾空港課長） □水産課長　□警察本部警備第二課長 □（漁港漁場整備課長）　□（その他関係課長） （注）（　）は、必要に応じて、各会議に出席を求めるものとする。

(2) 流出油等の防除

◆実施機関　県（各部局）、市町村、第八管区海上保安本部、一般財団法人海上災害防止センター、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、漁業協同組合ＪＦしまね

ア　流出油等の回収活動等

（ア）回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、第２で決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

a 機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する。

b 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

c 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

（イ）回収船及び防除資機材の確保

県は、県関係地方機関、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部、一般財団法人海上災害防止センター等と緊密な連携をとりながら、石油連盟その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。特に、一般財団法人海上災害防止センターは、流出油等の防除活動において、指示・契約に基づく応急処置、技術指導、助言を担当する。

なお、調達に当たっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県関係地方機関、市町村等へ提供する。

一般財団法人海上災害防止センター及び石油連盟基盤整備・油濁対策部油濁対策室の連絡方法は、次に示すとおり。

＊一般財団法人海上災害防止センター
〒220-0012　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号　横浜ｱｲﾏｰｸﾌﾟﾚｲｽ6階
TEL：045-224-4311　FAX：045-224-4312
＊石油連盟基盤整備・油濁対策部油濁対策室
〒100-0004　東京都千代田区大手町1-9-4　（経団連会館ビル17F）
TEL：03-5218-2305　FAX：03-5218-2321

（ウ）管轄（管理）区域を持つ機関での活動

中国地方整備局その他管轄（管理）区域を持つ機関は、連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を展開する。

a　沿岸の監視
b　沿岸での除去活動の実施
c　回収油等の一時集積場所への貯留
d　活動情報の収集及び県への連絡

（エ）県の現地での活動

県は、現地連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を行う。

a　県本庁と市町村間の連絡調整
b　市町村で行う除去活動の支援
c　管轄区域（漁港、港湾等）での除去活動
d　ボランティア活動の支援調整

（オ）市町村の活動

市町村は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町村の備蓄品又は市町村内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

a　沿岸の監視
b　沿岸での除去活動の実施
c　回収油等の一時集積場所への貯留
d　除去活動情報の収集及び県への伝達

イ　海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から知事又は市町村長に海域における防除要請があった場合には、県又は市町村は必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油等防除を実施する。

この場合において、第八管区海上保安本部は、流出油等の状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

ウ　医療救護活動

県は、市町村及び県医師会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

エ　ボランティア活動の支援

県は、流出油等事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

オ　義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市町村から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

カ　活動状況等の情報の共有化

第八管区海上保安本部は、関係機関等との間で流出油等防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県関係地方機関を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から沿岸での活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

(3) 回収油等の運搬・処理

◆実施機関　県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

ア　回収油等の位置付け

海岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者等が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ　油等処理に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

ウ　漂着油等の回収方法及び処理方法

海岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋め立て処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

エ　回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

オ　再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

(4) 環境対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

ア　環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。

イ　健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ　国との連携

環境調査に当たっては、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

ア　連絡会議の設置

県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ　風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

a　風評の発生予測（初期段階）
b　風評の実態把握
c　風評による観光、消費への影響調査
d　風評に対応するための客観資料の収集
e　風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
f　各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(6) 補償対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会

ア　県における対応

（ア）補償対策部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、関係各課で構成する補償対策部門を設置し、当該事故に適用される補償制度及び請求先の把握、油等の防除措置に係る経費の把握、予算措置・支払方法等の検討、補償請求方針の検討等を行う。

（イ）弁護士への委任の検討

国際油濁補償基金等の相手方との間で請求内容に争いがある場合など必要と認められる場合には、補償事務の一部について弁護士（海事専門）への委任の検討を行う。

（ウ）補償請求

できるだけ早い時期に海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者との打ち合わせあるいは説明会を開催し、基本的事項等の確認と具体的な請求方法について協議する。これを受けて、順次補償請求を実施していく。

イ　関係機関における対応

市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し説明会の開催を求める。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

ウ　関係機関の連携

県、市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

○賠償等の手続の流れ

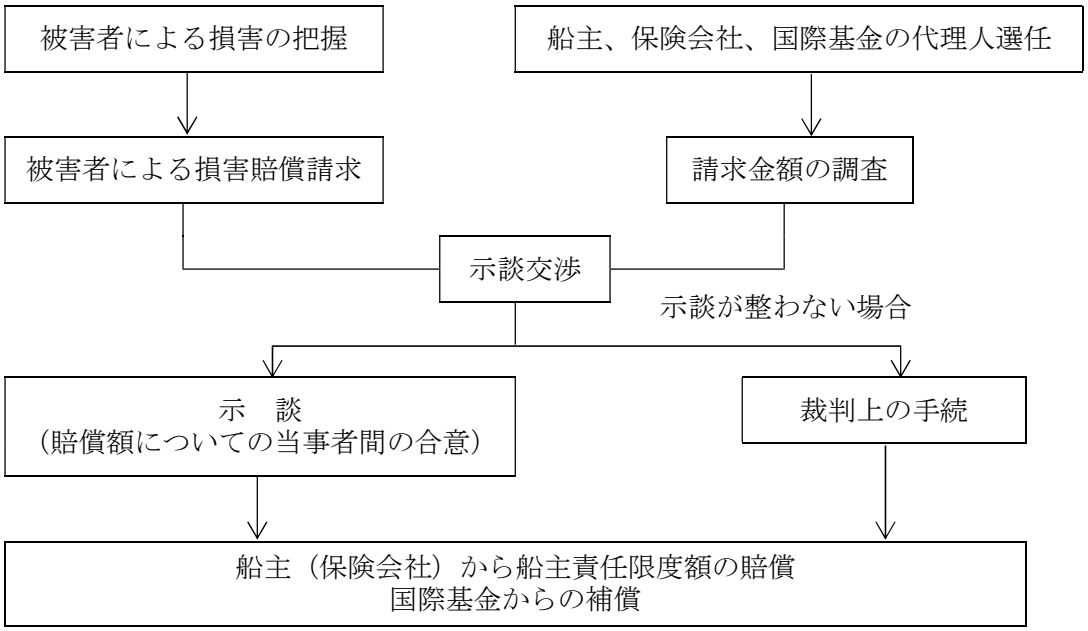

（「油濁損害賠償Ｑ＆Ａ」（国土交通省海事局）より作成）

(7) 災害広報の実施

◆実施機関　県、市町村、消防本部、報道機関

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

県は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

３　河川、湖沼における流出油等事故の場合

(1) 初期評価

◆実施機関　県（警察本部、各部局）、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　流出油等の現状把握

県又は中国地方整備局は、ヘリコプター、船艇等を用いて監視及びサンプルの採取を行い、流出した油等の種類と性状、積載量と流出した油等の量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているのか。）及び油等の風化の程度を把握するとともに、周辺の地勢、気象海象状況についても把握する。

イ　防除方針の決定及び伝達

現状把握を踏まえ、中国地方整備局は関係機関との間で水質汚濁防止連絡会議*1を、また県は水質汚濁事故関係各課長会議*2を開催し、流出油等の防除方針（防除方法、防除資機材の調達方法、作業の安全確保方法等）を定める。

決定された防除方針は、流出油等の現状及び防除方針伝達様式により、記録が残るように原則として県防災行政無線ファクシミリで（防災無線端末未設置機関は、ＮＴＴファクシミリで）防災関係機関等へ伝達する。

なお、防除方針は、流出油等の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新していく。

会　議　種　類	構　成　員
水質汚濁防止連絡会議*1	□県 □中国地方整備局（主管機関） □海上保安部 □流域市町村 □警察署 □消防署 □斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等 （注）上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。
水質汚濁事故関係各課長会議*2	□河川課長（議長）　□防災危機管理課長（副議長） □環境政策課長　□廃棄物対策課長 □薬事衛生課長　□農産園芸課長 □農村整備課長　□森林整備課長 □水産課長　□漁港漁場整備課長 □道路維持課長　□港湾空港課長 □下水道推進課長　□企業局施設課長 □警察本部生活環境課長

(2) 流出油等の防除

◆実施機関　県（警察本部、各部局）、市町村、消防本部、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　流出油等の回収活動等

（ア）回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、第２で決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象水象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

a　機械的回収
油回収船、油回収装置、バキューム車等を使用して回収する。

b　物理的回収
油吸着材、油ゲル化剤、顆粒状処理剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

c　応急的、補助的回収
ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

（イ）回収船及び防除資機材の確保

県は、県現地事務所（県土整備事務所等）、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部等と緊密な連携をとりながら、その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

なお、調達に当たっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所（県土整備事務所等）、市町村等へ提供する。

（ウ）管轄（管理）区域を持つ機関での活動

県、中国地方整備局等管轄（管理）区域を持つ機関は、連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を展開する。

a　河川区域の監視、状況把握
b　河川区域での除去活動の実施
c　回収油等の一時集積場所への貯留
d　活動情報の収集と各関係機関への伝達

（エ）県の現地での活動

県は、現地連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を行う。

a　県本庁と市町村間の連絡調整
b　市町村で行う除去活動の支援
c　管轄区域（漁港、港湾、河川等）での除去活動
d　ボランティア活動の支援調整

（オ）市町村の活動

市町村は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町村の備蓄品又は市町村内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

a　河川区域の監視、状況把握
b　河川区域での除去活動の実施
c　回収油等の一時集積場所への貯留
d　除去活動情報の収集及び県への伝達

ｅ　取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

イ　医療救護活動

県は、市町村及び県医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

ウ　ボランティア活動の支援

県は、流出油等事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

エ　義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市町村から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

オ　活動状況等の情報の共有化

中国地方整備局は、関係機関等との間で水質汚濁防止連絡会議等を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県現地事務所（県土整備事務所等）を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

(3) 回収油等の運搬・処理

◆実施機関　県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会, 島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　回収油等の位置付け

河川敷又は湖岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者又は車両所有者等の事故原因者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ　油処理等に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

ウ　漂着油等の回収方法及び処理方法

河川敷又は湖岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋め立て処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

エ　回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選

定すること。
　また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。
　なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

オ　再生利用の検討
　回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものは再生利用に努める。

(4) 環境対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　環境対策の実施
　初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。
　なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。
イ　健康調査の実施
　油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。
ウ　国との連携
　環境調査に当たっては、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　連絡会議の設置
　県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。
イ　風評対策の実施
　流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。
　a　風評の発生予測（初期段階）
　b　風評の実態把握
　c　風評による観光、消費への影響調査
　d　風評に対応するための客観資料の収集
　e　風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
　f　各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(6) 補償対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　県における対応

（ア）補償対策部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、関係各課で構成する補償対策部門を設置し、当該事故に適用される補償制度及び請求先の把握、油等の防除措置に係る経費の把握、予算措置・支払方法等の検討、補償請求方針の検討等を行う。

（イ）弁護士への委任の検討

相手方との間で請求内容に争いがある場合など必要と認められる場合には、補償事務の一部について弁護士への委任の検討を行う。

（ウ）補償請求

できるだけ早い時期に保険会社等補償関係者との打ち合わせあるいは説明会を開催し、基本的事項等の確認と具体的な請求方法について協議する。これを受けて、順次補償請求を実施していく。

イ　関係機関における対応

中国地方整備局、市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

ウ　関係機関の連携

中国地方整備局、県、市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

(7) 情報の発信、問い合わせ処理

◆実施機関　県（各部局）、市町村、中国地方整備局、海上保安部、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会、江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会、高津川水系水質保全連絡協議会、島根県水質汚濁防止連絡協議会

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

県は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３節　災害復旧

第１　基本的な考え方

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

第２　災害復旧対策

◆実施機関　県（各部局）、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等、漁業協同組合ＪＦしまね

１　被害回復活動の推進体制の確立

県及び市町村は、油流出等による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

２　被災事業者、住民等の復旧支援

県及び市町村は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

３　被災公共施設等の復旧

国、県及び市町村は、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当っては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

４　原因船舶等の除去等

第八管区海上保安本部、中国地方整備局又は県は、原因船舶、車両等の所有者等に対し、原因船舶、車両等の除去その他危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

５　事後の監視等の実施

県及び市町村は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第２章　海難等事故災害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等事故の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難等事故を未然に防ぐため、海難等防止活動を推進するとともに、海難等事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備など基本的な対策を推進する。

２　対策の体系

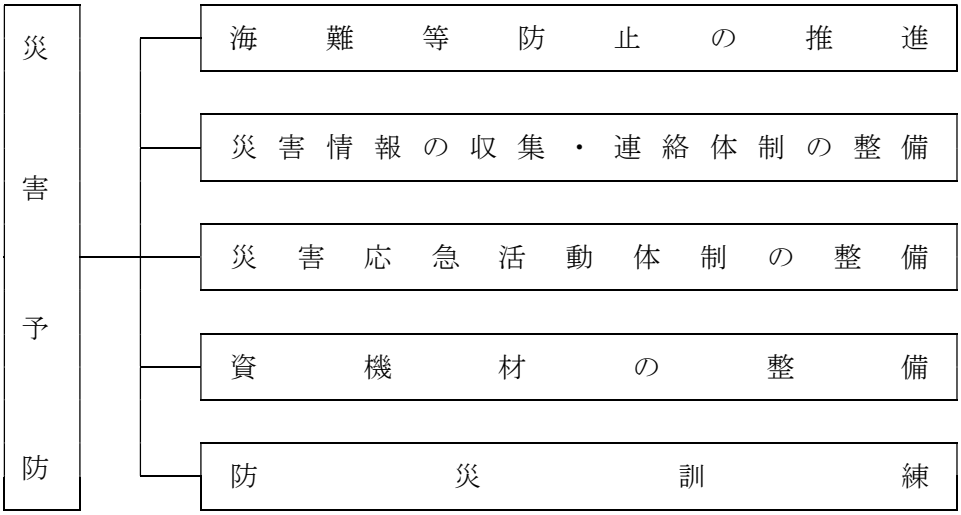

３　留意点

この海難等事故災害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　海難等防止の推進

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

１　基本的事項

船舶海難事故の発生原因を見ると、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良などの人為的要因によるもの大半を占めている。このような要因による海難等を防止するため、海難等防止思想の普及・高揚並びに海難等防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。

２　海難等防止思想の普及

第八管区海上保安本部等の船舶安全運航対策の関係機関は、訪船指導、海難防止講習会等を通じて、海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、運航管理規程の遵守、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等を指導し、必要に応じて是正・改善を勧告する。また、地域の特性を踏まえ、台風等の自然災害による海難を防止するための海難防止強調運動、プレジャー関係者を含む海事関係者を始め広く国民を対象とし、海難防止思想の普及及び高揚を図るごとに重点を置いた海難防止の強調運動を展開する。

県、沿岸市町村、一般財団法人海上災害防止センター、島根県水難救済会、運送事業者は、それぞれの立場に応じて海難等防止思想を普及する。

３　海上・湖上交通環境の整備

県（港湾管理者）及び第八管区海上保安本部は、防波堤、航路等の整備を図ることにより、管轄海域及び本県の港湾・漁港内における海上・湖上交通の安全性の向上に努める。

４　運航管理規程等の作成

海上運送事業者は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第10条の２の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めておく。

５　船内の巡視

海上・湖上運送事業者は、船舶の安全な運航を確保するため、「火災予防船内巡視実施要領」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に、火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

第３　災害情報の収集・連絡体制の整備

１　基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等の発生により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の情報を収集・伝達する必要が生じる。このため、県、市町村、第八管区海上保安本部及びその他防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

２　情報通信設備の整備の推進

◆実施機関　県（土木部、警察本部）、第八管区海上保安本部、沿岸市町村、消防本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

県、第八管区海上保安本部ほか防災関係機関は、大規模な海難等事故災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、必要に応じ航空機、巡視船などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

３　総合防災情報システムの活用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村、防災関係機関

県は、総合防災情報システムにより災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び防災関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第４　災害応急活動体制の整備

１　基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難等事故が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村、第八管区海上保安本部、水難救済会及び海上運送事業者等は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

２　防災組織の整備等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

⑴ 防災組織の整備

県、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、運送事業者は、大規模な海難等事故に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、それぞれの機関において職員の非常参集体制の整備を図る。

また、大規模な海難等事故に備えた初動体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室等の設営要領等を事前に整備しておく。

⑵ 応急活動マニュアルの整備

県（各部）、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部及び運送事業者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第５　資機材の整備

１　基本的事項

大規模な海難等事故が発生した場合に、捜索、救急・救助活動を迅速かつ的確に実施するため、有効な防災装備・資機材等の整備を推進する。

２　防災装備等の整備・充実

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部

⑴ 各種防災装備等の整備

県、警察本部、沿岸市町村、沿岸消防本部は、捜索活動を実施するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

第八管区海上保安本部は、捜索、救急・救助活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備に努める。

⑵ 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第６　防災訓練

１　基本的事項

大規模な海難等事故発生時には、県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部等の防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

２　総合防災訓練

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者

県各部、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、運送事業者は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

３　防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模な海難等事故が海洋又は宍道湖内で発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、県各部、警察本部、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、日赤、医師会、海上運送事業者等数多くの機関、団体が関与する。

従って、各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

２　対策の体系

第２　災害情報の収集・伝達

１　基本的事項

県、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会及び海上・湖上運送事業者は、海難等事故発生時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

海難等事故の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

２　情報等の収集・伝達系統

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、島根県水難救済会、海上自衛隊、海上・湖上運送事業者

(1) 情報等の収集・伝達系統

海難等事故発生時の情報等の収集・伝達系統図として、海上保安部ルート及び隠岐汽船ルートを示す。

ア　海上保安部ルート

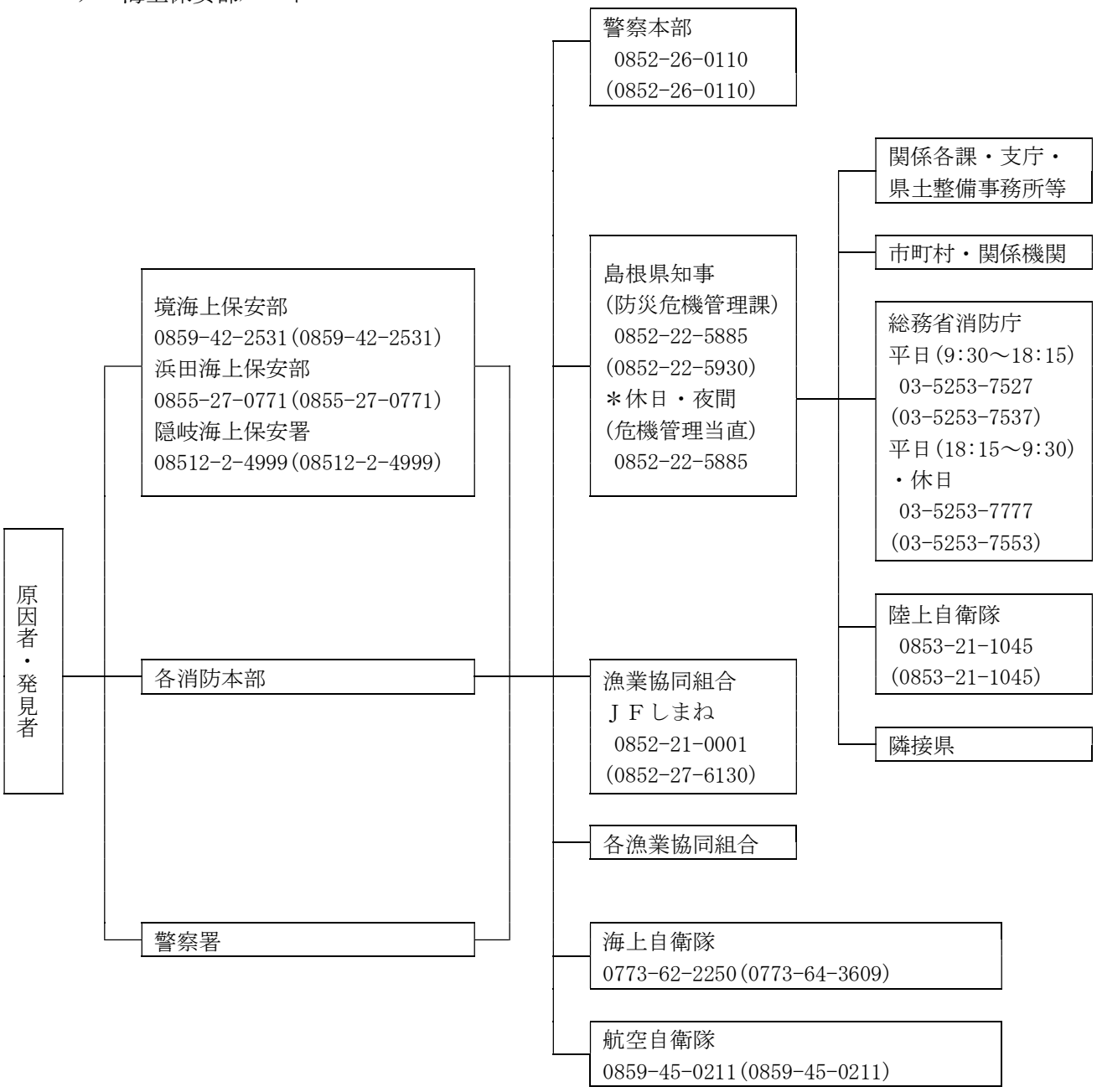

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

イ　隠岐汽船ルート

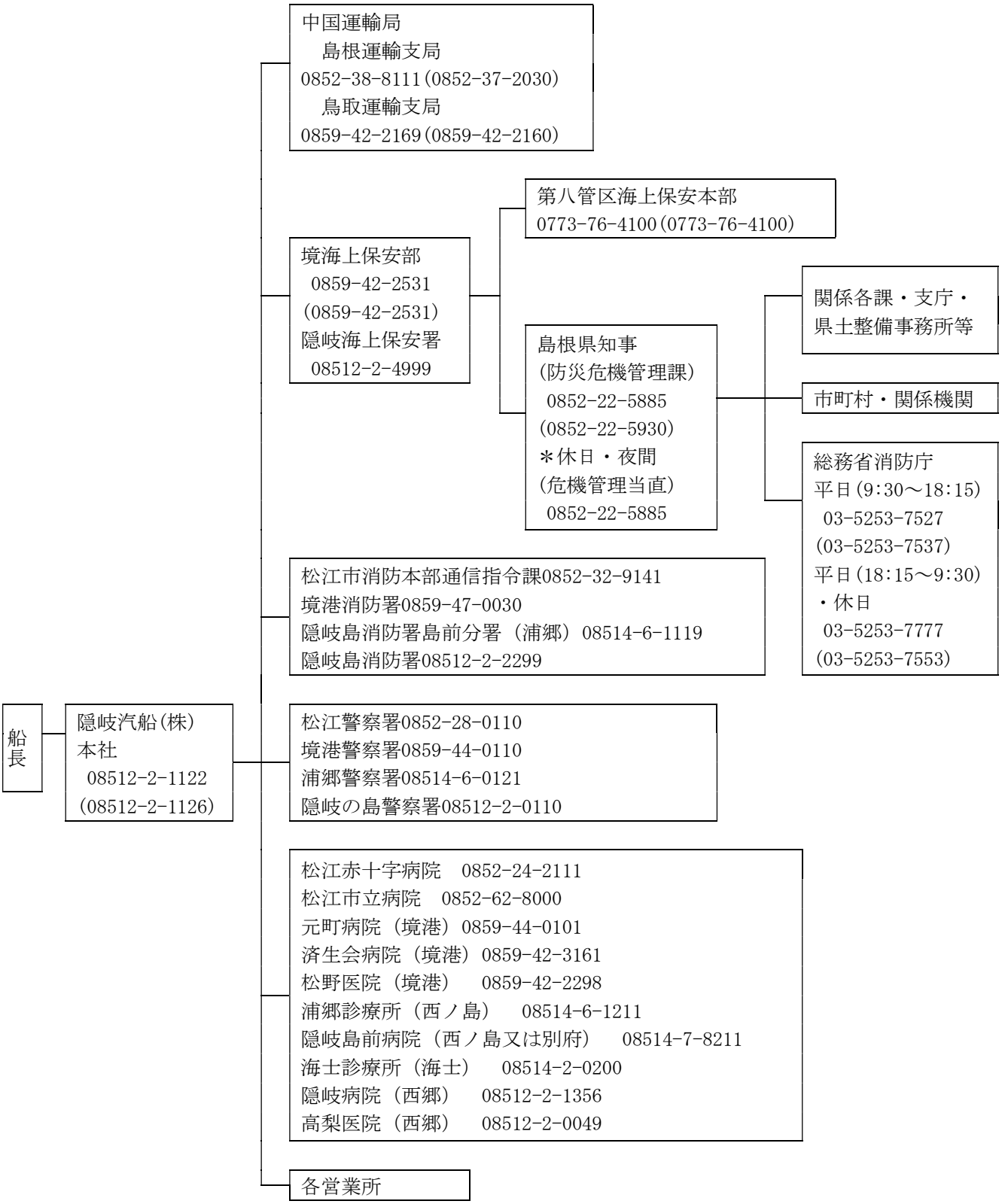

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

(2) 情報の収集・把握

概括的な情報も含め被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請により初期の情報収集を行う。

ア　市町村、消防本部等からの情報収集

被災市町村又は周辺市町村から、総合防災情報システム等を通じて情報収集する。

イ　防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握した情報を電話、FAX等により収集する。また、海上自衛隊又は第八管区海上保安本部等へ災害派遣要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用い監視して得た情報を収集する。

ウ　航空機、ヘリコプター等による情報収集

海上自衛隊や海上保安部の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して収集する。

第３　災害応急活動体制の確立

１　基本的事項

大規模な海難等事故が発生した場合、県、市町村、第八管区海上保安本部、水難救済会等の防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　第八管区海上保安本部等の活動体制

第八管区海上保安本部は、災害が発生したときは、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

島根県水難救済会は、災害が発生したときは、海上保安本部、警察、消防、漁協、マリーナ等からの救助要請等を踏まえ、救助活動に出動する。

非常本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

３　県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

海難等事故に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　名	分　掌　事　務
防災危機管理課	・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・医薬品及び衛生材料の調達に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること
警備第二課	・海難等事故に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、海難等事故の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
海難事故対策本部	船舶が行方不明となるなど、海難等事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 医療政策課 及び防災部長の指名する職員
		－	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し、設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、指示が決定し、設置する 3　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 医療政策課 障がい福祉課 及び知事の指名する職員
		－	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

(3) 海難等事故対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　海難等事故対策本部

（ア）設置の基準

防災部長は、船舶が行方不明となるなど、海難等事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、海難等事故対策本部を設置する。

（イ）廃止の基準

海難等事故対策本部は、おおむね、次の基準により廃止する。

ａ　発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

ｂ　応急対策が、おおむね終了したと認められるとき。

イ　災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、海難等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、海難等事故による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

４　関係市町村の活動体制

関係市町村は、大規模な海難等事故が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

５　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関（第八管区海上保安本部を除く。）、指定公共機関、指定地方公共機関等は、大規模な海難等事故が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

６　海上・湖上運送事業者

海上・湖上運送事業者は、海難等事故が発生した場合には、速やかに運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限を図るとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常対策本部設置等必要な体制をとる。

第４　海難等救助等及び消火活動

１　基本的事項

県、警察本部、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部その他の防災関係機関は、海難等事故が発生したときは、船舶、航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。

２　海難救助等

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部）、沿岸市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、島根県水難救済会、海上・湖上運送事業者、島根県医師会、日本赤十字社島根県支部

⑴ 捜索救助

警察本部、消防本部、第八管区海上保安本部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、相互に連携して、速やかに船舶、航空機等によりその捜索救助を実施する。

⑵ 水難救護

遭難船舶の救助に当たっては、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき、おおむね、次のとおり実施する。

ア　実施責任者

遭難船舶の救護は、水難救護法第３条に基づき、その地先海面を行政区域とする市町村長が行う。

イ　発見者の措置

遭難船舶のあることを発見した者は、水難救護法第２条に基づき、市町村長、警察官又は海上保安官に通報し、通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長に通知する。

ウ　市町村長の措置

遭難船舶のあることを認知した市町村長は、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。

エ　応援

市町村長は、自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて次の機関に応援協力を要請する。

（ア）警察署
（イ）海上保安官署
（ウ）社団法人水難救済会救難所
（エ）隣接市町村
（オ）海上輸送関係機関
（カ）県

オ　その他

（ア）遭難船舶の救護は、人命保護のため又は船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことはできない（水難救護法第５条）。
（イ）その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる。

⑶ 医療救護

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、海難等事故に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

３　消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部

(1) 船舶火災の協力措置

海上保安官署及び消防本部は、船舶火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防本部との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年３月29日）」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については当該消防本部が責任をもって実施し、その他の船舶については海上保安官署が責任をもって実施する。

なお、この消火活動の実施に当たっては、海上保安官署と消防本部は相互に協力する。

ア　ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

イ　河川、湖沼における船舶

(2) 連絡調整

海難等事故の場合における消火活動等を効果的に行うため海上保安官署と消防本部は、おおむね、次の事項につき連絡調整を行う。

ア　必要器材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報の交換

イ　消火活動要領及び連絡周知系統の作成

ウ　必要器材の集中使用の計画実施

エ　必要器材の整備の促進

(3) 他の消防本部に対する応援要請

ア　島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

海難等事故の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」

イ　緊急消防援助隊等による応援

海難等事故が発生した場合などで、情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

４　自衛隊の災害派遣要請

海難等事故が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。

また、海上自衛隊は、自衛隊法第83条に基づく第八管区海上保安本部からの災害派遣要請によっても海難等救助及び消火活動を行う。

第５　海上・湖上交通の確保

１　基本的事項

大規模な海難等事故発生時には、海上・湖上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に船舶交通規制等を実施し、海上・湖上交通を確保する。

２　海上交通規制等の実施

◆実施機関　第八管区海上保安本部

海上保安機関は、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、航行の制限又は禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、危険物荷役の制限又は禁止その他必要な交通規制を行う。

３　応急措置の実施等

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、石見地区排出油等防除協議会、海上・湖上運送事業者

第八管区海上保安本部は、海難等船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときには、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第６　災害広報等

１　基本的事項

大規模な海難等事故が発生した場合には、第八管区海上保安本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県、市町村、消防本部、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、海難等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、海運事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３章　航空災害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

航空災害による被害を最小限にとどめるため、県及び関係機関は、空港施設設備の整備をはじめ、情報収集・伝達体制や応急活動体制の整備、資機材の整備など基本的な対策を推進する。また、関係機関が連携して防災訓練を実施することにより、航空災害発生時の効果的な応急対策に備える。

２　対策の体系

３　留意点

この航空災害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　空港施設の安全管理

１　基本的事項

空港又は航空保安施設の設置者は、航空法第47条第１項の規定の定めるところにより、国土交通省令に定める保安上の基準に従って当該施設を管理する責任を有している。

そこで、出雲空港、石見空港及び隠岐空港の設置者である県は、航空機の安全運航及び空港利用者の安全を確保するため、航空法、関係法令及び基準等に従い、空港を適切に管理する。

２　施設設備の整備

◆実施機関　県（土木部港湾空港課）、空港管理事務所、航空会社、航空関連会社等

空港管理者である県は、航空法第47条で定める空港の保安及び管理の基準に基づき航空災害の災害防止を図る。

保安上の基準については、航空法施行規則第92条において、空港設置基準の維持、点検及び清掃、空港における禁止行為の掲示、立入禁止区域の標識の設置、関係行政機関との連絡設備の設置、業務日誌の備え付け等について定められているが、特に消火救難については、「空港における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を執ること。」と定められている。

このため、県は、空港における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を整え、事故発生に速やかに対処できるよう日常から点検・管理を行う。

第３　災害情報の収集・連絡体制の整備

１　基本的事項

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報を伝達する必要が生じる。よって、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

２　情報通信設備の整備

◆実施機関　県（土木部港湾空港課、警察本部）、空港管理事務所、航空会社、航空関連会社等、消防本部

(1) 情報収集伝達機器の整備等

県は、空港及びその周辺において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線機器等各種情報伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、各空港管理事務所において発災現場等で情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

３　総合防災情報システムの活用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、各部局）、市町村、防災関係機関

総合防災情報システムを活用して災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第４　災害応急活動体制の整備

１　基本的事項

出雲空港、石見空港及び隠岐空港並びにその周辺及びそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

２　防災組織の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

(1) 防災組織の整備

県（空港管理者）、航空事業者及び防災関係機関は、空港及びその周辺における事故に迅速に対応するため、初動体制及び相互の連携を「空港緊急計画」として定める。

⑵ 応急活動マニュアルの整備、周知

各空港管理事務所は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを整備し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

３　広域応援協力体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

⑴ 共通

航空災害発生時には、空港管理事務所、消防本部、警察本部、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておく。

また、県及び市町村等は、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

⑵ 警察本部

警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、事故発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

⑶ 消防本部

消防本部は、島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援協定」に基づき派遣する応援隊等による消火人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

第５　資機材の整備

１　基本的事項

航空災害が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、レスポンスタイム（救難及び消防本部に対する最初の通報（呼び出し）から救難及び消防車両が事故に対して最初の効果的活動の開始までに要した時間）を短くすることが重要であり、そのために有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

２　防災装備等の整備・充実

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

⑴ 各種防災装備等の整備

ア　関係資機材の整備

県（空港管理者）は、航空法、関係法令及び基準等に従い、空港に必要な資機材を整備する。また、県及び関係機関は空港周辺以外の地域での事故に対応するため、必要な資機材を整備する。

イ　消防施設・資機材、医療資機材等の情報

空港管理事務所及び関係機関は、事故に備えて整備する消防施設や備蓄する資機材等について、その備蓄整備状況を消防本部に連絡するとともに、消防及び医療機関の指導を受ける。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑化を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第６　防災訓練

１　基本的事項

航空災害発生時には、県、市町村、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

２　総合防災訓練

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部港湾空港課、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

県、空港管理事務所、市町村、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

また、消防本部は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等関係機関と一体となった消防訓練を実施する。

さらに、県、市町村、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

３　防災訓練の事後評価

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部港湾空港課、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理事務所のほか、市町村、消防本部、医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。

従って、空港管理事務所ほか、県、市町村等の各防災機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

なお、各空港管理事務所は、その管理する空港及びその周辺において航空災害、火災その他の災害が発生したとき又は発生すると予想される場合おいては、各空港において定められた消火救難計画、消火救難隊業務要領等に従い、必要な体制をとり、消火救難活動等を実施する。この場合において、航空災害対策本部又は航空災害災害対策本部が設置されたときは、その指揮下において活動する。

２　対策の体系

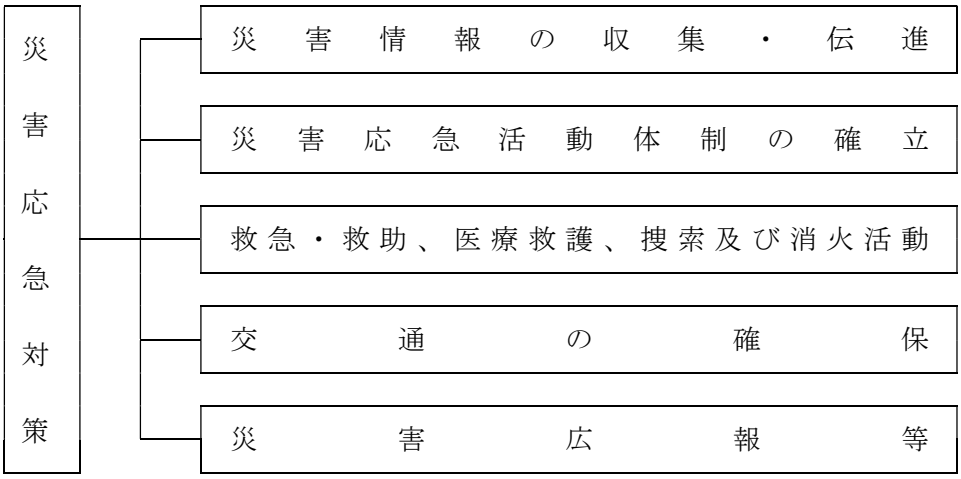

第２　災害情報の収集・伝達

１　基本的事項

県、市町村及び防災関係機関は、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

(1) 被災地の情報収集支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関又は県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

２　情報管理（通信連絡）体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

(1) 県

航空災害発生時の迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策活動の円滑な遂行を図るものとする。

(2) 市町村

ア　市町村の情報管理体制の確立

航空災害発生時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

イ　市町村の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線や地域防災無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ、有線放送電話、農協・漁業電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 関係機関等

ア　関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、航空災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ　関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

３　情報等の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、空港管理事務所、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

各空港を管轄する空港管理事務所は、それぞれ「消火救難計画」や「消火救難隊業務要領」を定めており、空港管理事務所と管轄消防本部との間では「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」が、県知事と県医師会との間では「空港医療救護に関する協定」が定められている。

このため、各空港及び空港周辺において航空災害が発生し、消火救難・医療救護を要する緊急事態であることを覚知した場合、空港管理事務所は、これらの計画、業務要領、協定等に基づき管轄消防本部又は県医師会に通報を行う。

(1) 情報等の収集・伝達系統

各空港管理事務所における情報等の収集・伝達系統図は次のとおりである。

ア　出雲空港の場合

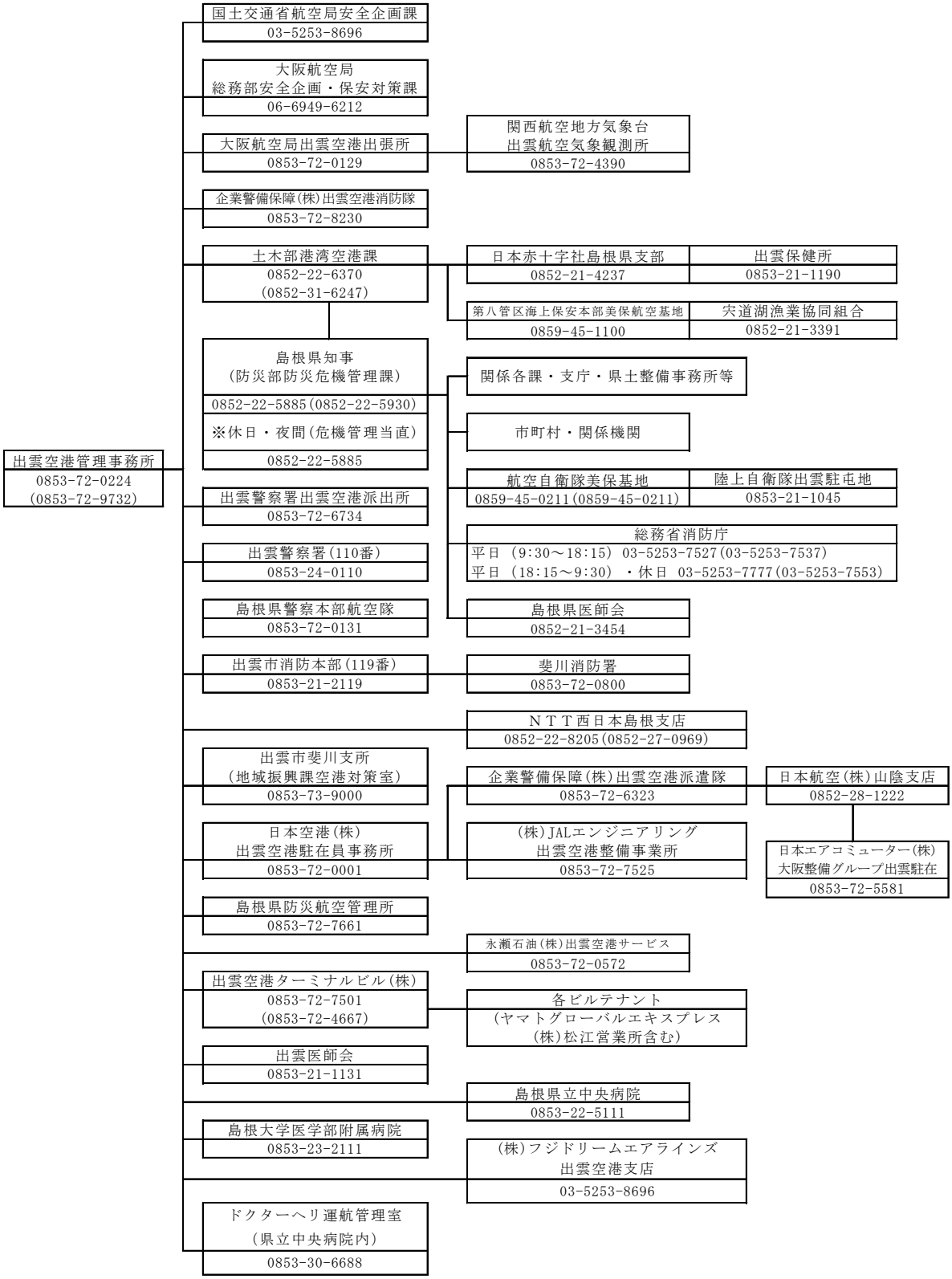

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

イ　石見空港の場合

大阪ﾌﾗｲﾄｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
06-6843-1124
関西空港地方気象台観測課現業
072-455-1256
石見空港消防隊
（石見空港ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ(株)）
益田市医師会
0856-22-3611
益田県土整備事務所
0856-31-9633
（0856-31-9701）
益田赤十字病院
0856-22-1480
益田保健所
0856-31-9533
土木部港湾空港課
0852-22-5934
（0852-31-6247）
ＪＦしまね益田支所
0856-23-0690
石見空港管理所
0856-24-0002
（0856-23-5491）
島根県知事
（防災部防災危機管理課）
0852-22-5885(0852-22-5930)
※休日・夜間(危機管理当直)
0852-22-5885
関係各課・支庁・県土整備事務所等
島根県医師会
0852-21-3454
市町村・関係機関
陸上自衛隊出雲駐屯地
0853-21-1045
総務省消防庁
平日（9:30～18:15）03-5574-0125(03-5253-7537)
平日（18:15～9:30）・休日 03-5253-7777(03-5253-7553)
益田警察署石見空港派出所
0856-22-2118
益田警察署(110番)
0856-22-0110
浜田海上保安部
0855-27-0771
益田広域消防本部(119番)
0856-31-0119
（0856-31-0255）
ＮＴＴフィールドテクノ中国支店島根営業所浜田フィールドサービスセンター
0855-24-0435(0855-24-0438)
益田市(観光交流課)
0856-31-0990
（0856-23-5001）
全日本空輸(株)
石見空港所
0856-24-0028
企業警備保障(株)石見空港派遣隊
0856-23-7375
国際空港給油(株)石見空港事務所
0856-24-1136
石見空港ターミナルビル(株)
0856-24-0010
（0856-24-2570）
各ビルテナント

ウ　隠岐空港の場合

※　イ・ウ共に、図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

(2) 情報の収集・把握

概括的な情報も含め被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。また、海上自衛隊は、自衛隊法第83条に基づく第八管区海上保安本部からの災害派遣要請により、初期の情報収集を行う。

ア　市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、総合防災情報システム等により情報収集する。

イ　防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。また、海上自衛隊又は第八管区海上保安本部等へ災害派遣要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用い監視して得た情報を収集する。

ウ　航空機、ヘリコプター等による情報収集

海上自衛隊や海上保安庁の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して収集する。

エ　現地災害対策本部からの情報収集

現地災害対策本部を設置したときの派遣職員等から携帯電話、無線等により情報収集する。

第３　災害応急活動体制の確立

１　基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。また、県、市町村、防災関係機関は、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制の確立

(1) 関係課の事務分掌

航空災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　　名	分　　掌　　事　　務
防災危機管理課	・航空災害に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・医療機関、県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣及び医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること。
港湾空港課	・空港管理事務所との連絡に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。
警備第二課	・航空災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、航空災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

<table>
<tr><th rowspan="2">体制</th><th rowspan="2">基　準</th><th colspan="2">体　制　の　決　定</th><th rowspan="2">動　員</th></tr>
<tr><th>本　庁</th><th>地　方　機　関</th></tr>
<tr><td rowspan="2">航空災害対策本部</td><td rowspan="2">航空機が行方不明となるなど、航空災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合</td><td>1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する
2　緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する</td><td>1　防災部長が決定し、指示したとき</td><td rowspan="2">1　本庁
次に掲げる課の指名する職員
各部局主管課
消防総務課
防災危機管理課
警察本部警備第二課
医療政策課
及び防災部長の指名する職員

2　地方機関
防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員</td></tr>
<tr><td>－</td><td>2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する
3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害対策本部</td><td rowspan="2">災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合</td><td>1　知事が決定し、設置する
2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する
3　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する</td><td>1　知事が決定し、指示する</td><td rowspan="2">1　本庁
次に掲げる課の指名する職員
各部局主管課
消防総務課
防災危機管理課
(港湾空港課
※空港周辺)
警察本部警備第二課
医療政策課
障がい福祉課
及び知事の指名する職員

2　地方機関
知事、支庁長、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員</td></tr>
<tr><td>－</td><td>2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する
3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する</td></tr>
</table>

（　）内は、必要に応じて配備される課名

⑶ 航空災害対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　航空災害対策本部

（ア）設置の基準

防災部長は、航空機が行方不明となるなど、航空災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、航空災害対策本部を設置する。

（イ）廃止の基準

航空災害対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

ａ　発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

ｂ　応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ　災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員を持って構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

⑷ 広域応援体制

知事は、航空災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

⑸ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、航空災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

２　関係市町村の活動体制

関係市町村は、航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに航空災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

３　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに航空災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第４　救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動

１　基本的事項

航空災害の発生時の捜索、救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、事前に県知事と島根県医師会が締結した空港医療救護に関する協定書に基づき、双方の協力の下に、救急・救助、医療救護活動を実施する。また、各空港管理事務所と各消防本部が締結した空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づき、消火救難活動を実施する。

活動に当たっては、災害の発生場所（空港内での発生か、空港周辺での発生か）に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

２　空港内で発生した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助、医療救護活動

◆実施機関　県（地域振興部、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部

ア　救急・救助、医療救護体制の確立

空港内で航空災害が発生した場合の救難活動は、空港管理事務所が一次的にこれに当たり、管轄する各消防本部が必要に応じて出動する。

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

イ　救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

ウ　医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

エ　トリアージの実施

災害現場においては、救急活動を効率的に実施するため、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タッグを活用し、救護活動を実施する。

オ　負傷者の搬送

負傷者の救護のため受入を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に受け入れ、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求める。

県及び関係機関は、応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送については、受入施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

ア　県の消火活動体制

空港内で火災が発生した場合、空港の管理事務所が一次的にこれに当たり、管轄する各消防本部が必要に応じて出動する。

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターによる上空からの被害調査を行う。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報を活用する。

イ　市町村、消防本部の消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。従って、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

ウ　広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

（ア）島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

（イ）緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

エ　消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。

消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

3　空港周辺で発災した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助、医療救護活動

◆実施機関　県（地域振興部、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部

ア　救急・救助、医療体制の確立

空港周辺で発災した場合の救難活動は、管轄する各消防本部が一次的にこれに当たり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

イ　救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

ウ　医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

エ　トリアージの実施

災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タッグを活用し、救護活動を実施する。

オ　負傷者の搬送

負傷者の救護のため受入を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に受け入れ、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求める。

県及び関係機関は、応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送については、受入施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 捜索

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部は、墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、ヘリコプター、船舶等を活用して、捜索活動を実施する。捜索は、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止を重点的に、消火活動を実施する。

(3) 消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

ア　県の消火活動体制

空港周辺で火災が発生した場合、管轄する各消防本部が一次的にこれに当たり、必要に応じて空港管理事務所が出動する。

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターによる上空からの被害調査を行う。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報を活用する。また、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、防御の措置を講ずるよう指示する。

イ　市町村、消防本部の消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。従って、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を

図る。

ウ　広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

（ア）島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

（イ）緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

エ　消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

４　油流出・漏洩、水質汚濁等への対応

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、消防本部、空港管理事務所

県（防災部防災危機管理課）、消防本部及び空港管理事務所は、航空災害に伴って生じた機体からの油流出、漏洩や周辺海域等の水質汚濁に対する防除活動を実施する。

第５　交通の確保

１　基本的事項

航空災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

２　交通規制の実施

◆実施機関　県（地域振興部、土木部、警察本部）、市町村、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、西日本高速道路株式会社

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

第八管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

⑶ 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

⑷ 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

⑸ 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

⑹ 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

第６　災害広報等

１　基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県、市町村、消防本部、報道機関

⑴ 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、航空災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

⑵ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第４章　道路災害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

２　対策の体系

３　留意点

この道路災害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　道路の安全確保

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊、道路管理者

１　道路交通情報の充実

(1) 気象情報等の活用体制の整備

県及び市町村等には、気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、総合防災情報システムによりリアルタイムでの気象情報等の伝達体制が整備されているが、関係職員がこれらの情報を道路災害対策に有効に活用できるよう習熟に努める。

(2) 道路情報伝達体制の整備

ア　現状

道路利用者に異常や災害発生危険の情報を提供するため、警察本部では、道路管理者との間で高速道路及び一般道路における情報提供装置の利用マニュアルを締結し、道路管理者と連携して情報板等を利用した情報提供を実施している。

道路管理者においては、情報提供施設（情報案内板、路側通信機器）及び島根県道路規制情報システムにより道路利用者に対し、交通規制状況あるいは迂回路等の道路災害情報の提供を行っている。

また、県等関係機関は、総合防災情報システムにより現地から報告された道路情報に基づき道路等交通に関する不通区間、通行規制等の状況管理ができる。

イ　対策

交通規制状況、迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板や道路情報ラジオ、ＶＩＣＳを中心とした路側通信機器の整備を進める。

また、警察本部との連携方法、総合防災情報システムの活用方法など現行の体制を検証し、道路管理者と警察本部は連携して、体制の充実に努める。

２　道路施設等の整備

⑴ 道路施設等の監視・点検体制の整備

ア　現状

県（土木部）では、通常時、夜間時及び異常時の道路パトロールを実施し、道路施設の現状の把握に努めている。

イ　対策

道路パトロールについては、特に、夜間の事故発生時などにおいて迅速な対応が可能か検証するとともに、各道路管理者と連携を図り、県土整備事務所におけるパトロール、応急復旧体制、また道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度などとも併せ、より一層の体制の整備を進める。

⑵ 災害防除事業の実施

ア　現状

県（土木部）では、異常気象により突発的に発生した落石や斜面崩落の対策を優先しつつ、道路防災危険箇所の予防対策を計画的に行っている。

イ　対策

県（土木部）は、各種道路防災総点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く、緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策事業を完了させ、道路における災害の予防のため必要な施設の整備をより一層進める。

第３　災害応急・復旧体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊、道路管理者

１　情報の収集・伝達体制の整備

⑴ 関係機関相互の連携の確保

ア　現状

「中国地方道路情報連絡協議会」において、各道路管理者（国土交通省、島根県、西日本高速道路株式会社、隣接県等）相互の連携の確保を図っており、各種情報を収集し伝達する体制が確立されている。

イ　対策

各道路管理者は、災害発生時に速やかな応急対策を実施するため、国、県、市町村、消防本部、警察本部、日赤、医師会などとも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

⑵ 情報収集システムの整備

ア　高速道路や国道９号・54号等の国土交通省管轄道路を中心に通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための交通監視カメラ、車両感知器等を整備する。

イ　県防災ヘリコプター及び警察用航空機による目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用することにより、被害状況等の情報収集に活用できるが、より一層機動的な情報収集活動のため、その他の車両、航空機等の多様な情報収集手段を整備する。

⑶ 通信体制の整備

各道路管理者は、既存の道路情報連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

また、県、市町村、各道路管理者等は、平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

(4) 情報管理体制の確立

ア　現状

日本道路交通情報センターにおいて各道路管理者の事故等の情報は集約され、県（土木部）、警察及び道路利用者への情報提供が図られている。

また、県、市町村、消防本部等は、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像による被害情報の共有化ができる。

イ　対策

各道路管理者、関係機関等が情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。また、県内部においては、防災危機管理課への情報の集約体制を明確にするなど、県の情報管理体制を整備する。

２　組織体制の整備

(1) 職員の体制

県においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。

また、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の強化

ア　各道路管理者

各道路管理者相互においては、中国地方道路情報連絡協議会を設けて、相互の連携の確保に努めているところであるが、協定の締結等を進め、応急・復旧活動において確実に相互応援を図ることができるような体制に連携を強化していくことを検討する。

また、各道路管理者は、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

イ　警察機関

警察においては、警察庁中国管区警察局が管区５県の応援体制として広域緊急援助隊を整備し、５県で被害発生都市を想定した広域交通規制の訓練を実施するなど、緊急時の広域的な救助活動等の体制を整備している。体制を検証し、今後も広域応援体制の一層の整備を進めていく。

ウ　消防本部

県内の各消防本部は、相互応援協定を締結し、災害時の救助活動等の支援体制の整備を図っている。今後は、隣接県の消防本部等とも協定を締結し、体制の強化を図る。

エ　自衛隊

県（防災部防災危機管理課）は自衛隊への災害派遣要請については、情報収集、意思決定要領などの整備を進める。

また、道路災害において、どのような分野（偵察、消火、救急・救助等）について自衛隊に派遣要請をするのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に連絡しておく。

３　救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、土木部）、市町村、消防本部、道路管理者、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、道路災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア　関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、各道路管理者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ　医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、道路災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備える。

４　交通の確保・緊急輸送体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）

(1) 交通誘導体制

警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高める。

(2) 広報体制

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

(3) 緊急通行車両の事前届出

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両等の事前届出をしておく。また、県は、地方公共団体等の防災関係機関の緊急通行車両の確保のため、必要な車両について届出の促進を図る。

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものには、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証の交付を受けた車両については県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、各警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

県防災危機管理課及び県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用について所要の調整を図っておく。

５　危険物等流出防除活動体制の整備

◆実施機関　県、市町村、消防本部、道路管理者

消防本部においては、高圧ガス、火薬類等について事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物等取扱施設については適宜対応する体制となっている。

県、市町村、各消防本部及び道路管理者は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

６　応急復旧活動体制の整備

◆実施機関　県（土木部）、道路管理者

現在、災害時の道路啓開や応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。

また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練

◆実施機関　県（地域振興部、土木部）、市町村、道路管理者

１　防災知識の普及・啓発

道路管理者等は、道路利用者に対して、通常の交通安全に関する広報を実施しているが、道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

２　防災訓練

(1) 現状

県（土木部）では、年１回、道路防災週間において防災トンネル訓練、また災害時の情報伝達を迅速かつ正確に行うため災害対策演習を実施し、また、各県土整備事務所においては、500メートル以上のトンネルの開通時における防災訓練を実施している。

(2) 対策

県は、総合防災訓練において各道路管理者と関係機関等が連携した訓練を実施するなど訓練の充実を図る。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

道路構造物の被災等により災害が発生した場合の各種応急対策を実施する。

２　対策の体系

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部

１　事故情報等の連絡

県管理道路については、大規模な事故、災害等の発生時には、県土整備事務所から道路維持課、県防災危機管理課、日本道路交通情報センター、国土交通省中国地方整備局へ島根県道路規制情報システムにより伝達し、道路維持課からは、国土交通省中国地方整備局、中国地方道路情報連絡協議会、県防災危機管理課（防災危機管理課への通報は第１次災害体制から）へ電話及びメールもしくはファックスで同時通報する。

各道路管理者は、「中国地方道路情報連絡協議会」における連絡体制に基づき、相互の情報交換を迅速かつ的確に図る。

２　被害情報等の収集・伝達

(1) 関係省庁等への報告

道路管理者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県も迅速に道路管理者及び市町村等から被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 総合防災情報システムによる伝達

県（土木部）等は、体制を確立し、総合防災情報システムにより交通管理情報を入力し、必要な関係機関へ迅速な情報伝達に努める。

(3) 関係機関への情報伝達

道路災害の情報について、県（土木部）は、自衛隊、警察本部など、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し、優先してきめ細かい情報を伝達するなど、その対応に努める。

(4) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

道路災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

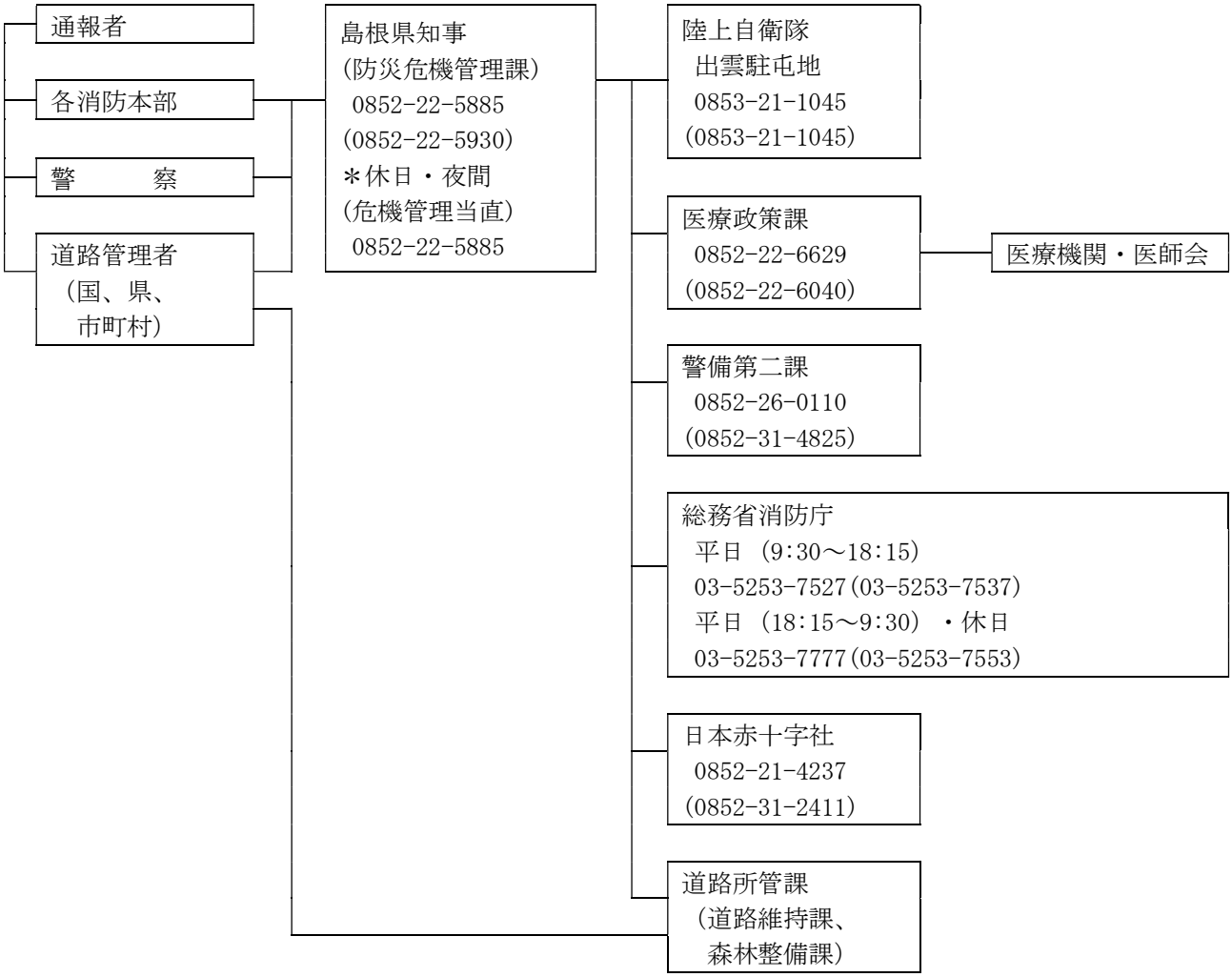

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部）、自衛隊

１　基本的事項

大規模な道路災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

道路災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　名	分　掌　事　務
防災危機管理課	・道路災害に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
道路維持課	・道路、橋梁の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
森林整備課	・林道の災害対策に関すること。 ・関係各課及び関係機関との連絡調整に関すること。
医療政策課	・医療機関、県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること
警備第二課	・道路災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、道路災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基　準	体制の決定		動　員
		本　庁	地方機関	
道路災害対策本部	道路災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 道路維持課 （森林整備課 ※林道の場合） 警察本部警備第二課 及び防災部長の指名する職員 2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		－	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の長と協議して決定し、設置する 3　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	

体制	基　準	体制の決定		動　員
		本　庁	地方機関	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し、設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 道路維持課 (森林整備課 ※林道の場合) 警察本部警備第二課 医療政策課 障がい福祉課 及び知事の指名する職員 2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		―	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	

（　）内は、必要に応じて配備される課名

(3) 道路災害本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　道路災害本部

（ア）設置の基準

防災部長は、道路災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、道路災害本部を設置する。

（イ）廃止の基準

道路災害本部は、おおむね次の基準により廃止する。

a　発生が予想された危険が無くなり、対策の必要が無くなったと認められるとき。

b　応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ　災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

２　関係市町村の活動体制

関係市町村は、道路災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

３　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、道路災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第４　救急・救助、医療救護及び消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、地域振興部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、道路管理者、自衛隊、医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部

１　救急・救助活動

(1) 道路管理者の体制

各道路管理者は、警察本部、市町村、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

(2) 応援要請

県は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

２　医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、道路災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

３　消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

⑵ 道路管理者の体制

各道路管理者は市町村、消防本部等の要請により、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

⑶ 他の消防本部に対する応援要請

ア　島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄する市町村等の消防力では、道路災害による火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

イ　緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、道路災害による火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

⑷ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害により生じた火災を県、市町村、各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、自衛隊災害派遣要請により、自衛隊のヘリコプターなどによる空中消火活動を要請する。

第５　交通の確保・緊急輸送活動

１　基本的事項

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

２　交通規制の実施

◆実施機関　県（地域振興部交通対策課、土木部道路維持課、警察本部、道路管理者

⑴ 交通規制の実施方法

ア　交通安全のための交通規制

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。

イ　緊急通行車両等の通行確保のための交通規制

県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

（ア）交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。

（イ）被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

ウ　警察官の措置命令等

（ア）警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

（イ）（ア）の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

３　緊急輸送手段の確保

◆実施機関　県（地域振興部交通対策課、農林水産部、土木部）、市町村、自衛隊、中国運輸局、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

(1) 確保順位

ア　応急対策実施機関所有の車両等
イ　公共的団体の車両等
ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両
エ　その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。

(3) 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

ア　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
イ　輸送を必要とする区間
ウ　輸送の予定日時
エ　その他必要な事項

第６　危険物等流出に対する応急対策

◆実施機関　県（警察本部）、消防本部、道路管理者

危険物等流出事故が発生した場合は、道路管理者及び消防本部が事故対応を実施するが、道路管理者は、消防本部のほか警察等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

第７　災害広報等

１　基本的事項

道路災害が発生した場合には、道路管理者を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、道路管理者、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、道路災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３節　災害復旧

第１　復旧事業

◆実施機関　道路管理者

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

第２　緊急点検

◆実施機関　道路管理者

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第５章　危険物等災害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

危険物等災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

２　対策の体系

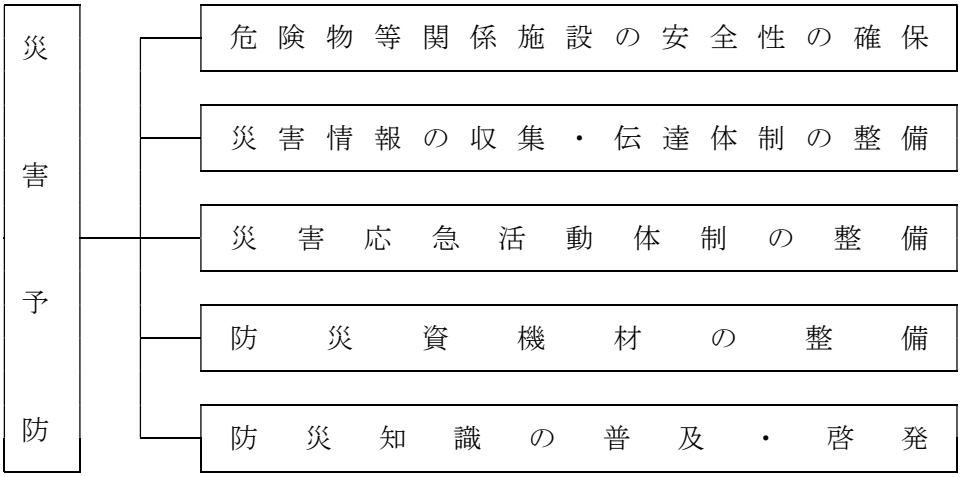

３　留意点

この危険物等災害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　危険物等関係施設の安全性の確保

１　基本的事項

県及び消防本部は、危険物等災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物等施設の管理者に対し自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。

２　消防法に定める危険物

◆実施機関　県（防災部消防総務課、警察本部）、消防本部

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など普及・啓発を図る。また、危険物等施設の管理者にあっては自主的な保安体制の強化に努める。

３　高圧ガス施設

◆実施機関　県（防災部消防総務課）、消防本部、高圧ガス管理者

(1) 施設の現況

平成29年3月31日現在高圧ガス保安法に基づく高圧ガス施設は、製造所521事業所、貯蔵所98事業所、特定高圧ガス消費者48事業所である。

(2) 予防計画

ア　保安指導、保安教育

県及び消防本部は、ガス等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

（ア）高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

（イ）高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

イ　自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

（ア）定期自主検査を行い、必要事項を保存

（イ）防災設備の維持管理、整備及び点検

（ウ）緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

（エ）防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

４　毒劇物取扱施設

◆実施機関　県（健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 施設の現況

毒劇物取扱施設の現況は次のとおりである。

保健所別毒劇物取扱施設数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	製　造　業	一般販売業	農業用品目 販　売　業	特 定 品 目 販　売　業	小　　計	業務上取扱者
松　　江	2	112	39	4	156	3
雲　　南	1	21	18		40	
出　　雲	3	80	58	1	142	
県　　央		23	26		49	
浜　　田		52	19	1	72	
益　　田		49	27	1	77	
隠　　岐		9	10		19	
合　　計	6	345	197	7	555	3

(2) 予防計画

県・市町村は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して流出防止対策の強化を指導する。

（ア）研修会等での防災教育の徹底

（イ）立入検査時の施設の安全化の指導

（ウ）毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
（エ）緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
（オ）治療方法を記した書類の整備

５　火薬類施設

◆実施機関　県（防災部消防総務課、警察本部生活安全企画課）、消防本部、各事業所

(1) 施設の現況

平成29年3月31日現在の火薬施設類の現況は、１級火薬庫30棟、３級火薬庫５棟、煙火火薬庫８棟である。

(2) 予防計画

ア　保安指導、保安教育

県及び消防本部は、火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

（ア）島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取締保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。
（イ）火薬類取締事業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

イ　自主保安体制の確立

火薬類取締事業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

（ア）火薬庫の所有（占有）者は、年２回以上定期自主検査を実施
（イ）緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
（ウ）防災設備の維持管理、整備予備点検
（エ）防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第３　災害情報の収集・伝達体制の整備

１　基本的事項

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

２　情報通信設備の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 情報収集伝達機器の整備等

県（防災部、健康福祉部）及び市町村は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

３　総合防災情報システムの活用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、各部局）

県は、危険物等災害が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

第４　災害応急活動体制の整備

１　基本的事項

各危険物等施設並びにその周辺及びそれ以外の地域おいて、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

２　防災組織の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、危険物等施設管理者

(1) 防災組織の整備

危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

(2) 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各危険物等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第５　防災資機材の整備

１　防災資機材の整備

県（健康福祉部）、警察本部、市町村、消防本部、危険物等施設管理者及び関係機関は、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

２　防災資機材等配備情報の収集・提供

県（防災部防災危機管理課、各部局）は、総合防災情報システム等を用いて、関係課、危険物等施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また、大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

第６　防災知識の普及・啓発

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、関係機関

関係課・機関は、これまでも通常の保安・交通安全に関する広報を実施しているが、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

２　対策の体系

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　関係各課・機関

危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県防災情報システムを有効に使用することとする。また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

なお、総務省消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるため、このシステムを極力活用する。

危険物災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、防災関係機関

１　基本的事項

危険物等災害が発生した場合、県、市町村、防災関係機関は、一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

危険物等災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　　名	分　　掌　　事　　務
防災危機管理課	・危険物等災害に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・医薬品及び衛生材料の調達に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること。
薬事衛生課	・関係保健所との連絡調整に関すること。 ・医薬品及び衛生材料の調達等に関すること。
警備第二課	・危険物等災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、危険物等災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基　　準	体　制　の　決　定		動　　員
		本　　庁	地　方　機　関	
危険物等対策本部	危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 薬事衛生課 警察本部警備第二課 及び防災部長の指名する職員
		－	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

体制	基　準	体制の決定		動　員
		本　庁	地方機関	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 道路維持課 (森林整備課 ※林道の場合) 警察本部警備第二課 医療政策課 障がい福祉課 及び知事の指名する職員 2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
		－	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	

(3) 危険物等対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　危険物等対策本部

（ア）設置の基準

防災部長は、危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、危険物等対策本部を設置する。

（イ）廃止の基準

危険物等対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

a　発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

b　応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

(4) 災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

(5) 広域応援体制

知事は、危険物等災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(6) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、危険物等災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

３　関係市町村の活動体制

関係市町村は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

４　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第４　危険物等の漏洩・拡大防止活動

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会

１　基本的事項

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、施設管理者は、消防本部のほか警察本部、道路管理者等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察による車両の先導又は防災ヘリ等を利用する。

２　海洋・河川への流出

県又は中国地方整備局は、ヘリコプター、船艇等を用いて独自に情報収集するほか、海上自衛隊等又は第八管区海上保安本部へ災害派遣要請を行う。第八管区海上保安本部、中国地方整備局等の防災関係機関は、流出油事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油防除を迅速かつ的確に実施するため、山陰沖排出油等防除協議会等関係団体との協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

３　道路上への流出

道路上へ危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が事故対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、道路管理者は、消防本部、警察本部等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

第５　救急・救助、医療救護及び消火活動

１　基本的事項

危険物等災害が発生した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と消防本部が協力して消火救難活動を実施する。

２　救急・救助活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部、健康福祉部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、危険物等施設管理者、自衛隊、日本赤十字社、島根県医師会、島根県看護協会

(1) 危険物等施設管理者の体制

各危険物等施設管理者は、県、警察本部、市町村、消防本部等と協力して救出・救助活動体制を迅速に確立する。

(2) 応援要請

県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国５県又は中国・四国９県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

３　医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、危険物等災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

４　消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は危険物等災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 危険物等施設管理者の体制

各危険物等施設管理者は市町村、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

⑶ 他の消防本部に対する応援要請

ア　島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄する市町村等の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

イ　緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、危険物等災害に伴う火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

第６　災害広報等

１　基本的事項

危険物等災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、危険物等施設管理者、報道機関

⑴ 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、危険物等災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

⑵ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるように努める。

第３節　災害復旧

第１　復旧事業

◆実施機関　危険物等施設管理者

被災した危険物等施設を復旧する場合にあっては、管理者は万全な再発防止策を講じる。

第２　緊急点検

◆実施機関　危険物等施設管理者

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第６章　大規模火事災害対策

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模な火事災害による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。

２　対策の体系

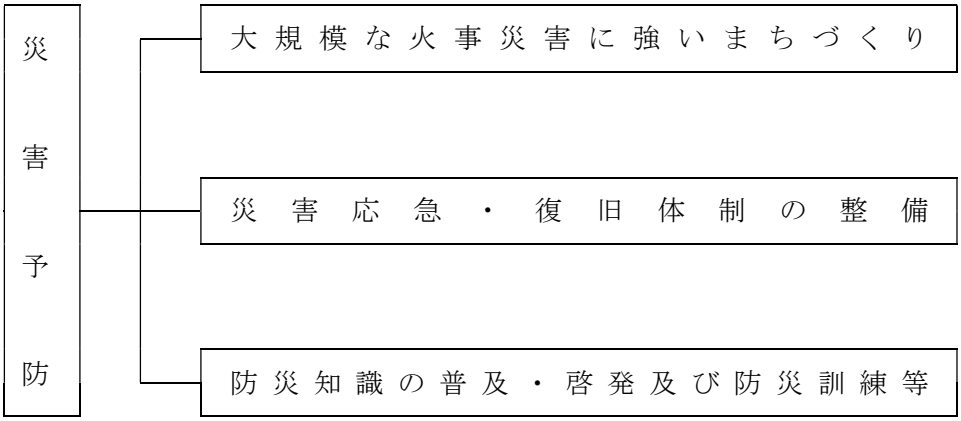

３　留意点

この大規模火事災害対策に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　大規模な火事災害に強いまちづくり

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部）、市町村、消防本部、施設管理者

１　災害に強いまちの形成

大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

そのため、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業により既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導により適正な土地利用を進め、大規模な火事災害に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

また、都市防火区域の整備、避難先・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、消防活動困難地域の解消、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、都市公園・オープンスペースの確保、広域防災拠点施設の整備などの対策を推進する。

２　大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

第３　災害応急・復旧体制の整備

１　情報の収集・伝達体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部）、市町村、消防本部、施設管理者

⑴ 火災警報等の伝達体制の整備

市町村は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

⑵ 総合防災情報システム等の活用体制の整備

県、市町村及び消防本部は、防災関係職員による総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

⑶ 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部にヘリコプターが配備されているため、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の収集要領の習熟に努める。

また、県、市町村、消防本部等は、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像の共有化が図られているが、その他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

⑷ 夜間・休日等における体制の整備

県、市町村など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

⑸ 通信体制の整備

県、市町村、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

２　災害応急体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊

⑴ 職員の体制

県においては、大規模な火事災害の状況に応じた職員の非常参集体制等の周知・徹底に努める。市町村においては、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。

また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

⑵ 防災関係機関との連携体制

県（各部）、警察本部、消防本部は、相互の連携を図るとともに、自衛隊への災害派遣要請の実施に備え、派遣要請要領の整備、情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

３　救急・救助及び医療救護活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

⑴ 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

⑵ 医療救護活動

ア　関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、県、市町村、消防本部は、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ　医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

４　消火活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

⑴ 消防水利の整備

県及び市町村は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

⑵ 自主防災組織等との連携

県及び市町村は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

⑶ 資機材の整備

市町村、消防本部は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の資機材の整備を進める。

⑷ 被害想定の実施

市町村は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

５　避難体制の整備

◆実施機関　市町村

⑴ 避難誘導体制の整備

市町村は、避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。

市町村及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施など避難対策のための対策を実施しておく。県は、市町村の活動の支援策等を検討する。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア　指定緊急避難場所の指定

市町村長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が予想されない安全区域内に立地する施設等とする。

（ウ）災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。

（エ）都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

イ　指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。

（エ）主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。

（オ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（カ）学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

（キ）避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

６　広域応援体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、隣接県の市町村等とも協議し、大規模火事災害発生時の広域応援体制を整備する。

第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、土木部）、市町村、消防本部

１　防災知識の普及・啓発活動

県及び市町村、消防本部等は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

２　各種防災資料等の配布

市町村は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

３　防災訓練の実施

県は、全国火災予防運動、防災週間等において、大規模な火事災害を想定し、消防本部、市町村等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

また、市町村等は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

４　要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

２　対策の体系

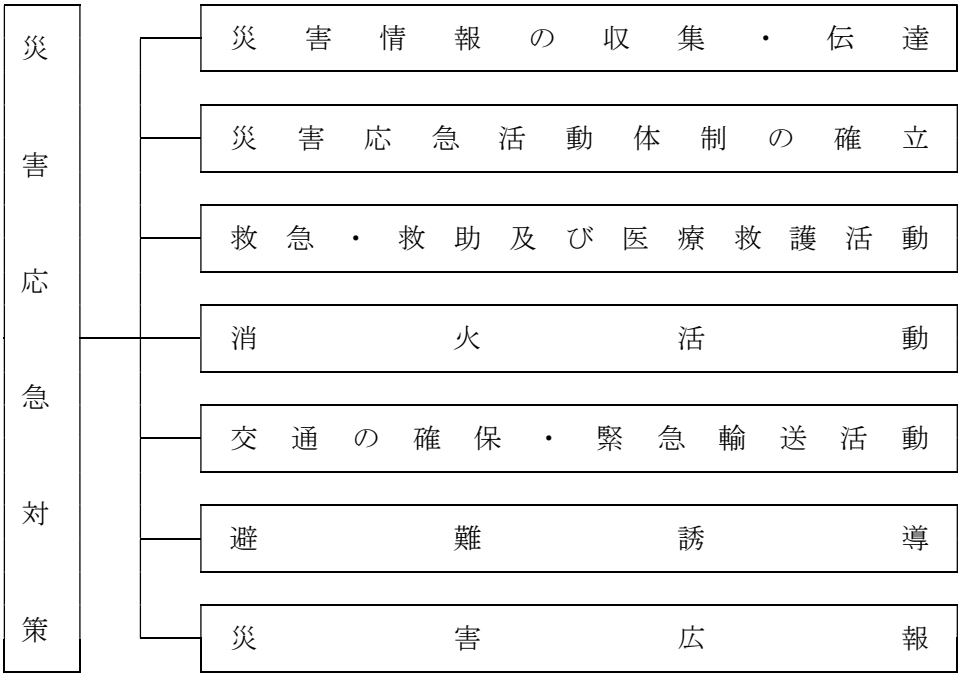

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部、警察本部）、市町村

１　発災直後の災害情報の収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・連絡

市町村は、火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を把握し、総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡する。

(2) 通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

２　航空機、ヘリコプター等による被害状況等の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

大規模な火事災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

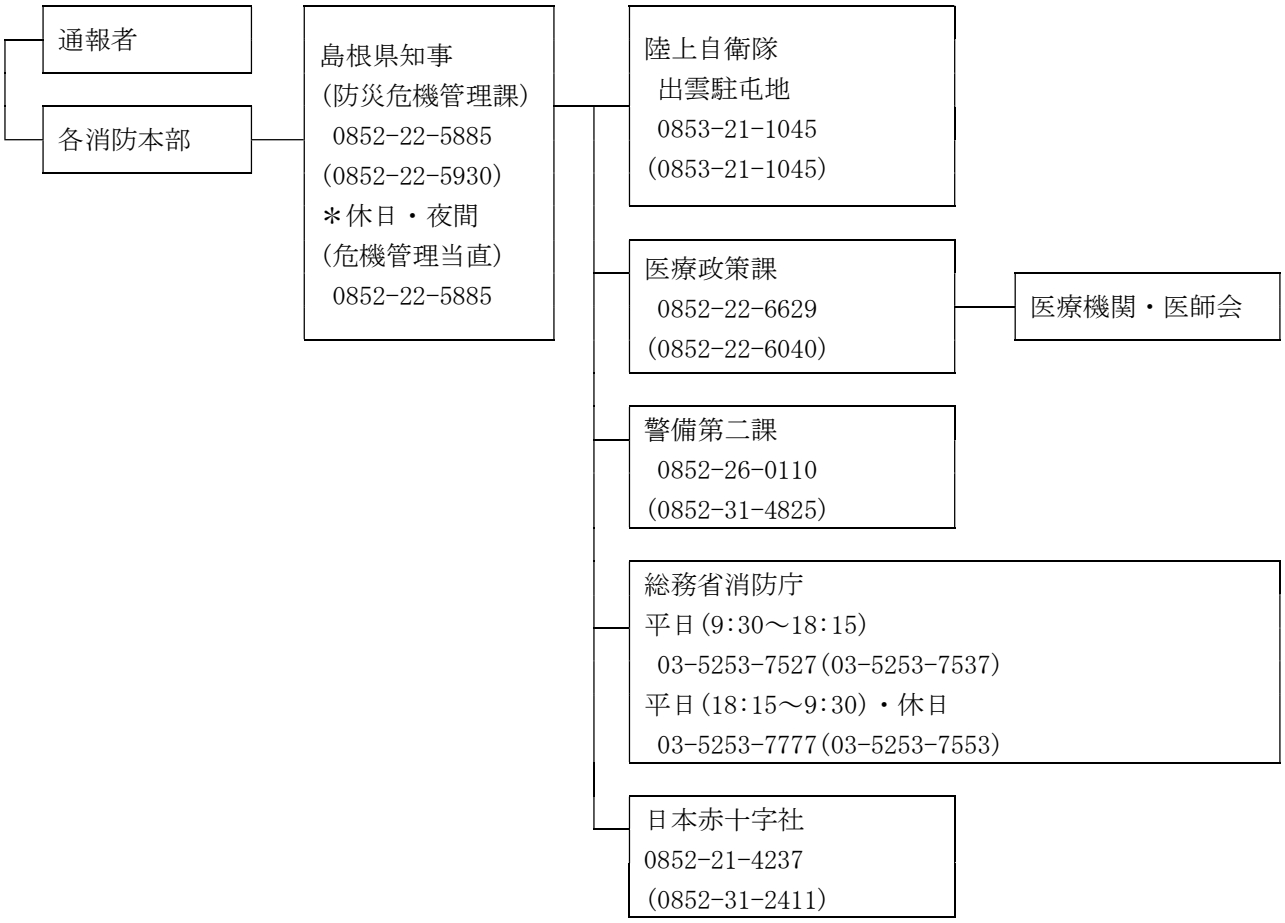

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、防災関係機関

１　基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

大規模な火事災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　　名	分　　掌　　事　　務
防災危機管理課	・大規模な火事災害に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること。
警備第二課	・大規模な火事災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基　　準	体制の決定		動　　員
		本　　庁	地方機関	
大規模な火事対策本部	大規模な火事災害に拡大するおそれがある場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 及び防災部長の指名する職員
		－	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

体制	基　準	体制の決定		動　員
		本　庁	地方機関	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し、設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 医療政策課 障がい福祉課 警察本部警備第二課 及び知事の指名する職員
		－	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

(3) 大規模な火事対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　大規模な火事対策本部

（ア）設置の基準

防災部長は、大規模な火事が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、大規模な火事対策本部を設置する。

（イ）廃止の基準

大規模な火事対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

a　発生が予想された危険が無くなり、対策の必要が無くなったと認められるとき。

b　応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ　災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、大規模な火事による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、大規模な火事による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

第４　救急・救助及び医療救護活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社、自衛隊

１　救急・救助活動

県各部、警察本部、市町村及び消防本部は、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関と連携し、救急・救助活動を実施する。

２　医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、大規模な火事災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

第５　消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、消防本部

(1) 消防本部の体制

各消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

また、市町村の消防力だけでは水利の確保が困難な場合は、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市町村の消火活動を支援する。

(2) 他の消防本部に対する応援要請

ア　島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

大規模な火事災害により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

イ　緊急消防援助隊等による応援

大規模な火事災害に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

第６　交通の確保・緊急輸送活動

◆実施機関　県（土木部、警察本部）、道路管理者

１　基本的事項

大規模な火事災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

２　交通規制の実施

◆実施機関　県（地域振興部、土木部、警察本部）、道路管理者

⑴ 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

⑵ 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

⑶ 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

⑷ 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

⑸ 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

⑹ 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

３　緊急輸送手段の確保

◆実施機関　県（地域振興部、農林水産部、土木部）、市町村、自衛隊、中国運輸局、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

(1) 確保順位
ア　応急対策実施機関所有の車両等
イ　公共的団体の車両等
ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両
エ　その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援援を要請する。

(3) 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。
ア　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
イ　輸送を必要とする区間
ウ　輸送の予定日時
エ　その他必要な事項

第７　避難誘導

◆実施機関　県（警察本部）、市町村、消防本部

１　基本的事項

警察本部、市町村及び消防本部は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

２　避難の方法

(1) 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。

(2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

(3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

(4) 消防団員、市町村職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。

(5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

第８　災害広報等

１　基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合には、県及び市町村、消防本部は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部、報道機関

⑴ 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、大規模な火事災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

⑵ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３節　災害復旧・復興

◆実施機関　県（各部局）、市町村等

県及び市町村等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第７章　林野火災対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

近年、森林レクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、煙草の投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっている。

このため、火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止又はその軽減を図るための対策を推進する。

２　対策の体系

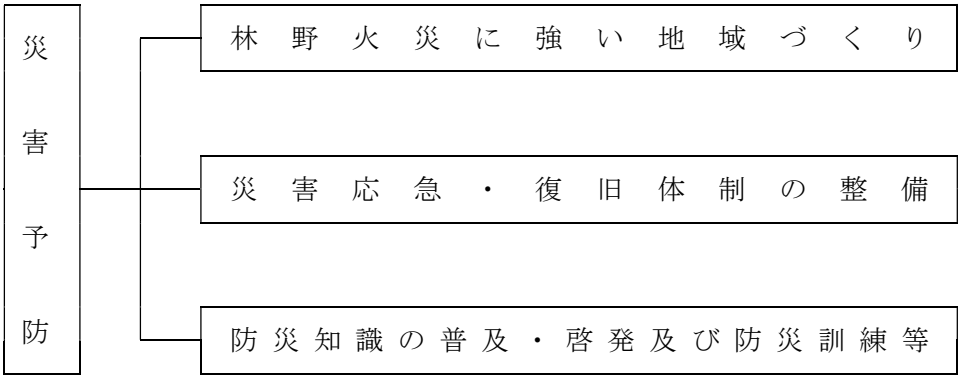

３　留意点

この林野火災対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　林野火災に強い地域づくり

◆実施機関　県（農林水産部）、市町村、近畿中国森林管理局、森林所有者、森林組合等

１　林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿いなどにおいて、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐・間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

２　消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるが、県、市町村、消防本部は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

３　防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。県、市町村、消防本部等は、状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

４　住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くならないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と２方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

第３　災害応急・復旧体制の整備

１　情報の収集・伝達体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部

⑴ 火災警報等の伝達体制の整備

市町村は、住民に対し、火災警報等の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

⑵ 総合防災情報システムの活用体制の整備

県、市町村及び消防本部は、総合防災情報システムを活用した気象情報等の確認、被害情報の伝達など、林野火災の発生状況に応じた応急活動・情報伝達にシステムを活用できるようシステムの習熟に努め、職員がそれらのシステムを十分に活用ができるよう体制を整備する。

⑶ 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システム等を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

県、市町村、消防本部等は、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像等を共有できるが、端末未設置のその他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

⑷ 夜間・休日等における体制の整備

県、市町村など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

⑸ 通信体制の整備

県、市町村、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める。

２　災害応急活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊、林野庁、環境省

⑴ 職員の体制

県においては、林野火災の規模に応じた職員の非常参集体制等の周知・徹底に努める。市町村においては、特に、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

また、各関係機関は、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

⑵ 防災関係機関の連携体制

ア　県、警察、消防本部

県（各部）、警察本部、消防本部は、相互の連携を図るとともに、各機関の保有する情報収集・伝達手段の特性等に応じた情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

イ　自衛隊への災害派遣要請

県は自衛隊への派遣要請に当たり、情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

また、林野火災において、どのような分野（偵察、消火、救急・救助等）について自衛隊に派遣要請をするのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に連絡しておく。

ウ　林野庁、環境省

県（防災部防災危機管理課、農林水産部）は、近畿中国森林管理局、林野庁等と林野火災発生時における活動について緊密に協議し、連携体制を確保しておく。

また、被害が県内の国立公園、国定公園に及んだ場合に備え、環境省自然環境局、自然保護官事務所等との間で情報収集・連絡体制を整備する。

３　救急・救助及び医療救護活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

⑴ 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、林野火災に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

⑵ 医療救護活動

ア　関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、県、市町村、消防本部は、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ　医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、林野火災時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

４　消火活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊

(1) 空中消火体制

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、益田地区組合消防本部において資機材の配備等がなされている。

県、警察及び消防本部は、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、活動をより積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努める。

なお、効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。

(2) 自主防災組織等との連携

県及び市町村は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(3) 資機材の整備

消防本部は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の資機材の整備を進める。

(4) 林野火災防御図の作成

県及び市町村は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利、ヘリポート用地の位置などの情報を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成しておき、火災発生時に消防本部等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図る。

(5) 残火処理体制

大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があるが、必要に応じ空中からの赤外線写真を利用する方法等を検討する。

５　避難体制の整備

◆実施機関　市町村

(1) 避難誘導体制の整備

市町村は、避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。

市町村及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施など避難対策のための対策を実施しておく。県は、市町村の活動の支援策等を検討する。

(2) 指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

ア　あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ　被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。
ウ　想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
エ　主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

６　広域応援体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

現在、県では、島根県下市町村及び消防に係る一部事務組合の相互応援に関する協定及び消防広域応援体制が整備されているが、林野火災は隣接県の市町村に及ぶ可能性があるため、隣接県の市町村等とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制について検討する。

７　二次災害の防止活動

◆実施機関　県（農林水産部）、消防本部

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアルなど体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部、森林組合等

１　事前点検及び警戒巡視の実施

県、市町村、消防本部、森林組合等は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

また、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

２　防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

県は、森林火災予防標示板を設置しているが、引き続き標示板の種類や設置数を増やし、防火思想の普及のための施設の整備を進める。

また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

３　防災訓練の実施

県は、林野火災を想定し、消防本部、市町村、林業関係団体等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

また、消防本部は、様々な状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。

２　対策の体系

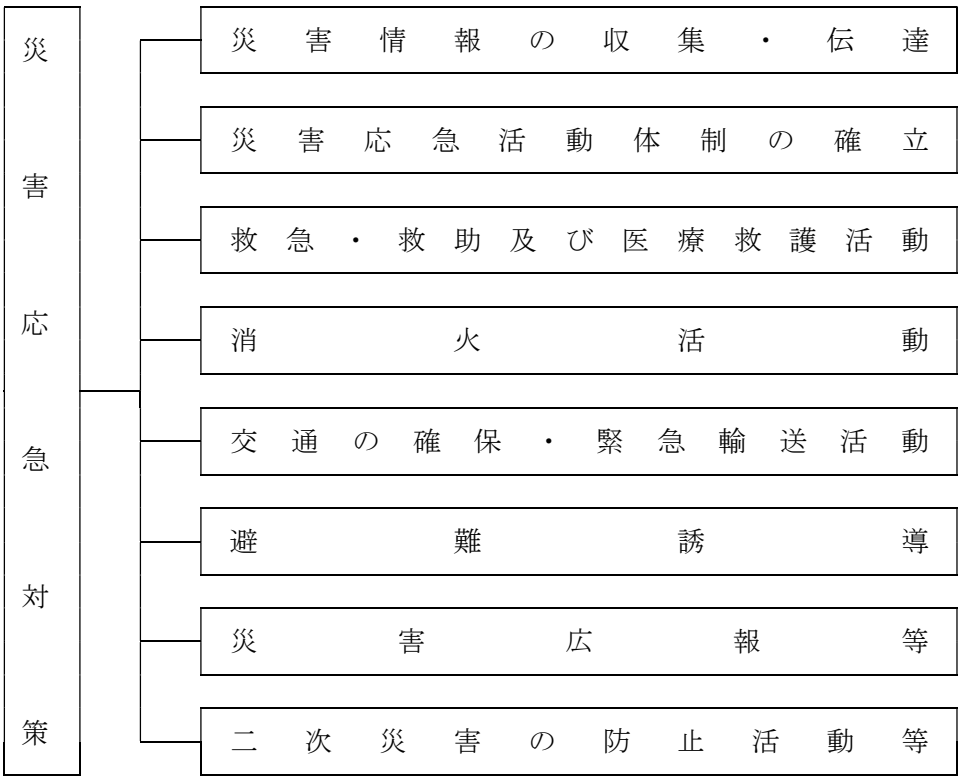

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部、林野庁、環境省

１　情報の収集・伝達系統

市町村及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、次頁の情報等の収集・伝達系統図に基づき、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁及び林野庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(1) 総務省消防庁への報告

県は、林野火災のうち、次のものについては、火災・災害等即報要領に基づき総務省消防庁へ即報を行うことになっているので、迅速な報告に努める。

ア　焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
イ　空中消火を要請したもの
ウ　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
（災害対策本部が設置されたものなど）

県、市町村等は、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

林野火災時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

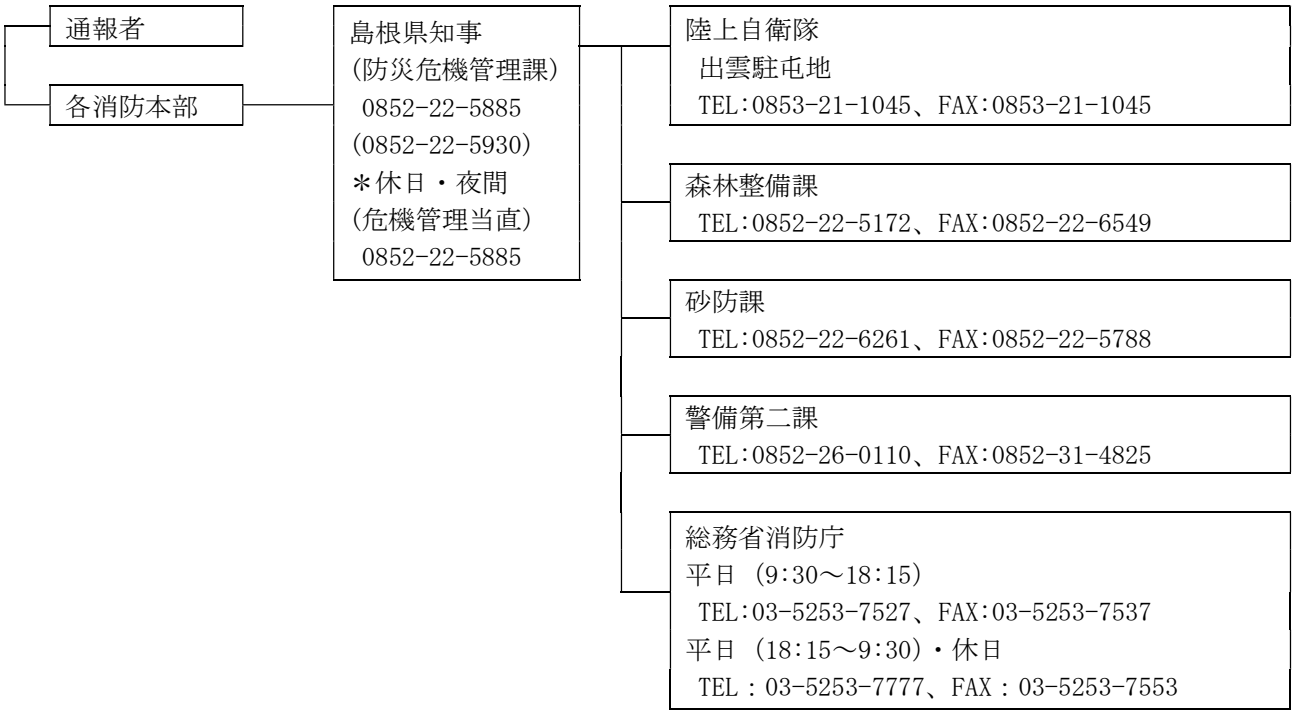

(2) 環境省・林野庁への報告等

林野火災が自然公園内で発生するなど、県内の自然公園に火災の被害が及び、又はそのおそれのある場合は、県（防災部防災危機管理課）は、自然環境等への影響について、市町村の協力を得て必要な情報の収集に努める。

特に、国立公園、国定公園については、環境省自然環境局、自然保護官事務所等と連携をとり、自然環境への影響や対策の実施状況等必要とされる情報の収集・連絡、環境省の現地調査の調整など必要な措置を実施する。

また、国有林、民有林の被害等について、県（農林水産部）は、近畿中国森林管理局、林野庁等と相互に連携を図りながら、必要な情報の収集・報告に努める。

２　航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）

１　基本的事項

大規模な林野火災が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

林野火災に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　　名	分　　掌　　事　　務
防災危機管理課	・林野火災に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること。
森林整備課	・治山の災害対策に関すること。 ・林野火災に関する情報収集及び林野庁への報告。
警備第二課	・林野火災に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、林野火災の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基　　準	体　制　の　決　定		動　　員
		本　　庁	地　方　機　関	
林野火災対策本部	焼失面積が20ヘクタールを超える大規模林野火災に拡大するおそれがある場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 森林整備課 警察本部警備第二課 及び防災部長が指名する職員
		－	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

体制	基　準	体制の決定		動　員
		本　庁	地方機関	
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し、設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 2　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 森林整備課 警察本部警備第二課 及び知事が指名する職員
		－	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

(3) 林野火災対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　林野火災対策本部

（ア）設置の基準

防災部長は、焼失面積が20ヘクタールを越える大規模林野火災に拡大するおそれがある場合、林野火災対策本部を設置する。

（イ）廃止の基準

林野火災対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

a　発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

b　応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ　災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、林野火災による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、林野火災による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。特に、空中消火活動の実施を要請する場合は、その旨の活動の要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

３　関係市町村の活動体制

関係市町村は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

４　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施できるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第４　救急・救助及び医療救護活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、警察本部）、市町村、消防本部、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、自衛隊

１　救急・救助活動

(1) 市町村、消防本部、警察本部等の体制

市町村、消防本部、警察本部等は、救出・救助活動の必要性が判明した場合迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

(2) 応援要請

被災市町村・消防一部事務組合等は、所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

２　医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、林野火災に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

第５　消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、消防本部

１　消防本部と自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市町村、消防本部等はそのための連絡調整に努める。

なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

また、市町村の消防力だけでは水利の確保が困難な場合、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市町村の消火活用を支援する。

２　応援要請等

発災現場の市町村、消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他市町村の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。県は、円滑な活動の実施のために必要な調整を行い、特に、空中消火活動について、ヘリコプターの活用が必要になる場合には、迅速な対応に努める。

第６　交通の確保・緊急輸送活動

◆実施機関　県（土木部、警察本部）、道路管理者

１　基本的事項

林野火災発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

２　交通規制の実施

◆実施機関　県（地域振興部、土木部、警察本部）、道路管理者

⑴　交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

⑵　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

⑶　迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

⑷　規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただ

し、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

３　緊急輸送手段の確保

◆実施機関　県（地域振興部、農林水産部、土木部、教育庁）、市町村、自衛隊、中国運輸局、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、県トラック協会

(1) 確保順位

ア　応急対策実施機関所有の車両等
イ　公共的団体の車両等
ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両
エ　その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。

(3) 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

ア　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
イ　輸送を必要とする区間
ウ　輸送の予定日時
エ　その他必要な事項

第７　避難誘導

◆実施機関　県（警察本部）、市町村、消防本部

市町村、消防本部及び警察は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

(1) 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。

(2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

(3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

(4) 消防団員、市町村職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。

(5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得なが

ら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

第８　災害広報等

１　基本的事項

林野火災が発生した場合には、県及び市町村、消防本部は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、林野火災対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第９　二次災害の防止活動等

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部）、市町村、消防本部、環境省、林野庁

１　治山事業等

県及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策、治山事業等を実施する。

なお、県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることを十分留意し、治山事業など二次災害の防止に努める。

２　自然環境等への対応

林野火災による被害が、国立公園、国定公園などの自然環境に及んだ場合、県（防災部防災危機管理課、農林水産部）は、環境省、林野庁等と連携をとり、影響を最小限にくい止めるために必要な応急・復旧措置を講じる。

第３節　災害復旧

◆実施機関　県（農林水産部）、市町村

県、市町村及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、県及び市町村等は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第８章　鉄道災害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。

２　対策の体系

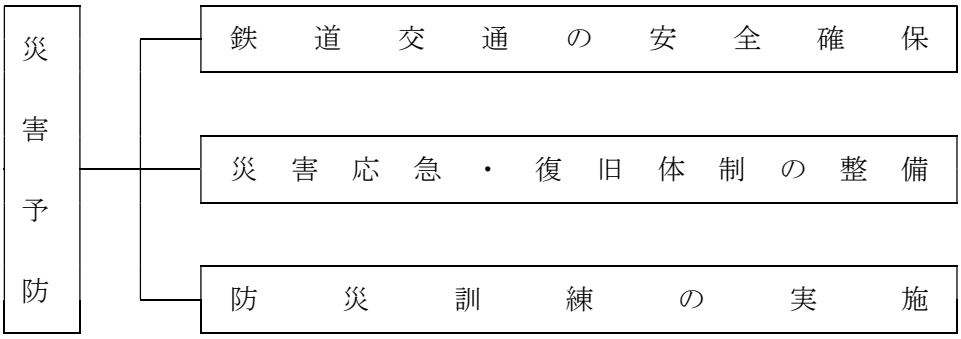

３　留意点

この鉄道災害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　鉄道交通の安全確保

◆実施機関　県（土木部）、市町村、鉄道事業者、道路管理者

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策、海岸保全対策を進めるため、国、県、市町村等は、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、国、県、市町村、道路管理者等は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて、踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第３　災害応急・復旧体制の整備

１　情報の収集・伝達体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部、警察本部）、市町村、鉄道事業者

(1) 関係機関の連携

県は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、国土交通省、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

(2) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリテレ映像を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

また、地域衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、県、市町村、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(3) 通信体制の整備

県は、各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

また、県、市町村、鉄道事業者及び関係機関等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

2　災害応急活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部、警察本部）、市町村、消防本部、鉄道事業者、自衛隊

(1) 職員の体制

県においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。

また、鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(2) 防災関係機関の連携体制

ア　防災関係機関相互

島根県では、鉄道災害に関して各鉄道事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互の連携体制が必要であり、鉄道事業者、県、市町村、その他の防災関係機関相互の間において、災害時の応急活動・復旧活動に関し、連携体制の強化に努める。

イ　警察本部、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部、自衛隊は、各々の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

3　救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部、健康福祉部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、鉄道事業者

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや鉄道災害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア　関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、鉄道事業者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を図り、体制の整備に努める。

イ　医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

4　緊急輸送活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部、土木部、警察本部）

(1) 交通誘導体制

警察本部は、鉄道災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高める。

島根県地域防災計画(資料編)「災害時における交通誘導及び地域安全の確保の業務に関する協定」

(2) 広報体制

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

第４　防災訓練の実施

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、鉄道事業者

県は、鉄道事業者も参加し、警察本部、市町村、消防本部、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

訓練を実施するに当たっては、鉄道災害及び被害の想定を明らかにし、実施時間を工夫するなど実践的なものにする。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施する。

２　対策の体系

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部、警察本部）、鉄道事業者

１　情報等の収集・伝達

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報等の連絡を行う。

県は総合防災情報システムのほか、防災行政無線等様々な手段により円滑な情報の伝達に努め、国土交通省等から受け取った情報を速やかに関係市町村、関係機関等へ連絡する。

西日本旅客鉄道株式会社及び一畑電車株式会社における情報等の収集・伝達系統図は次のとおりである。

ア　西日本旅客鉄道株式会社ルート

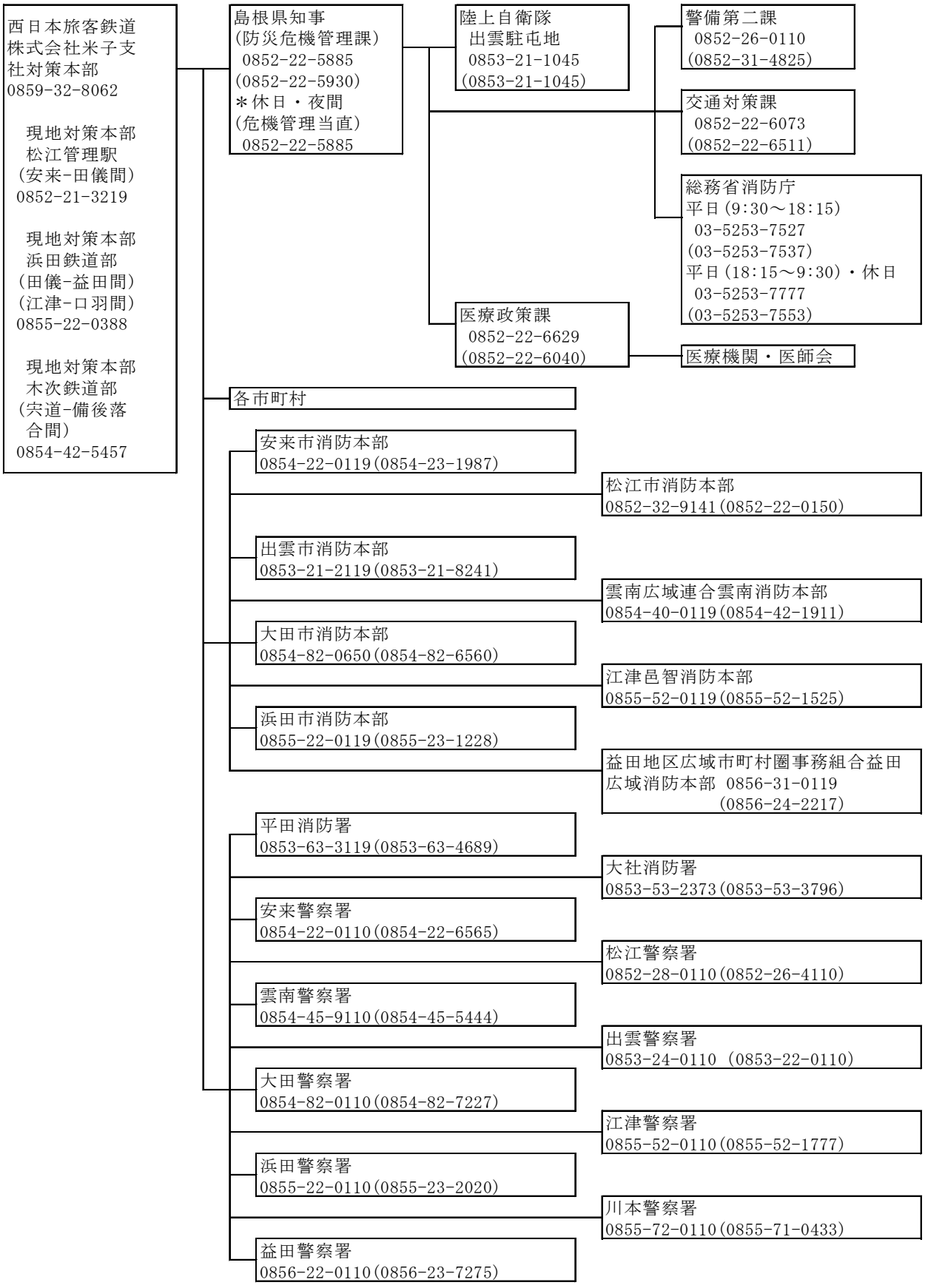

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

イ　一畑電車株式会社ルート

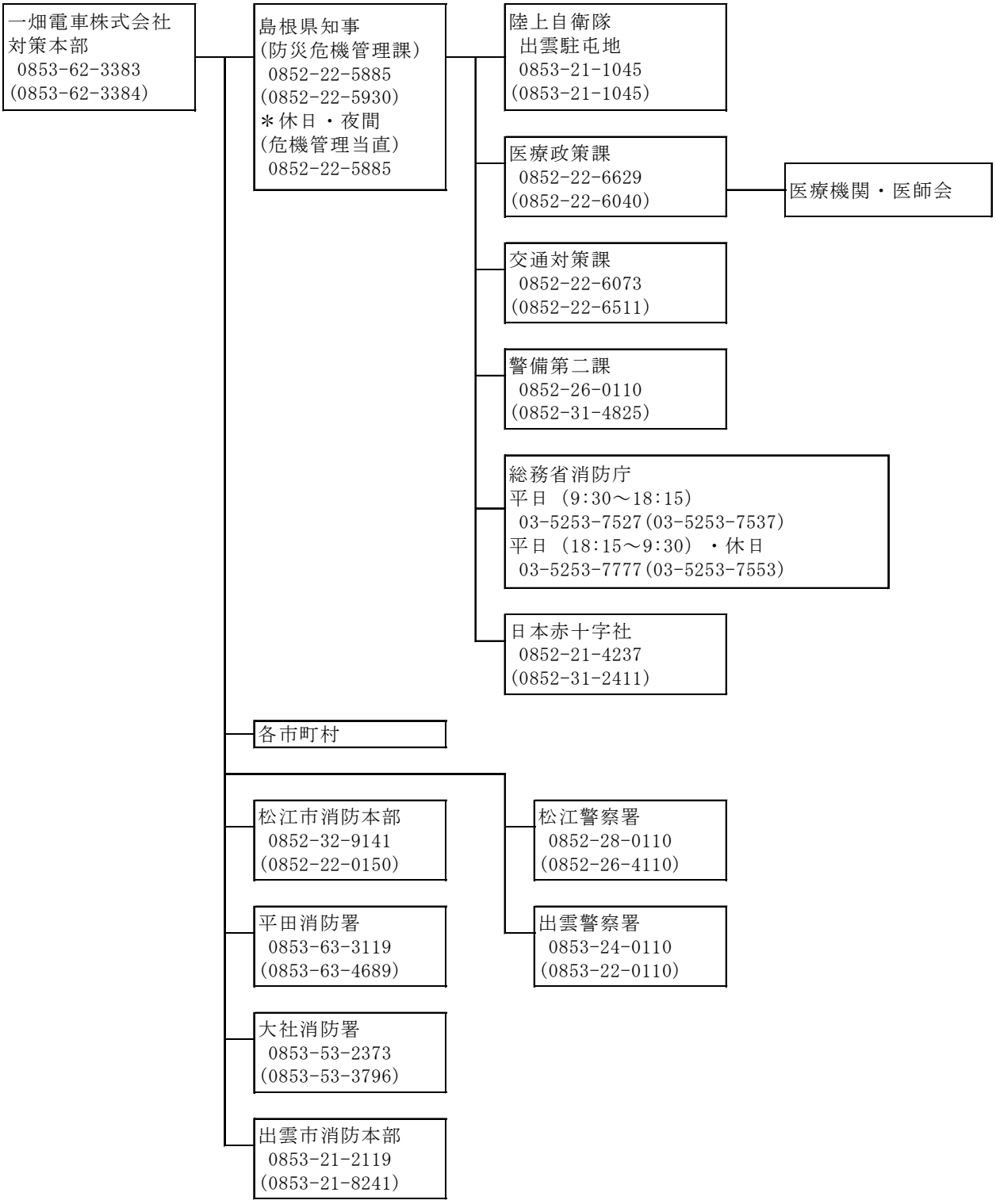

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

２　被害情報等の収集・連絡

⑴ 関係省庁等への報告

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

⑵ 総合防災情報システムによる伝達

県（地域振興部）は、必要な体制を整備し、交通管理情報について、総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努める。

⑶ 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部、土木部、警察本部）、自衛隊

１　基本的事項

大規模な鉄道災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制

⑴ 関係課の事務分掌

鉄道災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　名	分　掌　事　務
防災危機管理課	・鉄道災害に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること。
警備第二課	・鉄道災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、鉄道災害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
鉄道災害対策本部	鉄道災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 及び防災部長の指名する職員
		―	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	2　地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1　知事が決定し、設置する 2　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3　事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1　知事が決定し、指示する	1　本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 及び知事の指名する職員
		―	2　緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3　緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2　地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

⑶ 鉄道災害対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア　鉄道災害対策本部

（ア）設置の基準

防災部長は、鉄道災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、鉄道災害対策本部を設置する。

（イ）廃止の基準

鉄道災害対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

ａ　発生が予想された危険が無くなり、対策の必要が無くなったと認められるとき。

ｂ　応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ　災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

⑷ 広域応援体制

知事は、鉄道災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

⑸ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

第４　救急・救助、医療救護及び消火活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、鉄道事業者、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、自衛隊

１　救急・救助活動

⑴ 道路管理者の体制

各鉄道事業者は、警察本部、市町村、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

⑵ 応援要請

県は、鉄道災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

２　医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、鉄道災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

３　消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は鉄道災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 鉄道事業者の体制

各鉄道事業者は市町村、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

(3) 他の消防本部に対する応援要請

ア　島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄する市町村等の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

イ　緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、鉄道災害に伴う火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

第５　交通の確保、緊急輸送活動

◆実施機関　県（地域振興部、土木部、警察本部）、鉄道事業者

１　基本的事項

鉄道災害発生時は、事故の発生時刻・発生場所等の状況等によっては救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

２　交通規制の実施

◆実施機関　県（地域振興部、土木部、警察本部）、道路管理者

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがない

ときは、事後においてこれらの事項を通知する。

第６　災害広報等

１　基本的事項

鉄道災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、鉄道事業者、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、鉄道災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３節　災害復旧

◆実施機関　鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

なお、鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第９章　雪害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、県民の自主防災体制が確立できるよう防災知識の普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

２　対策の体系

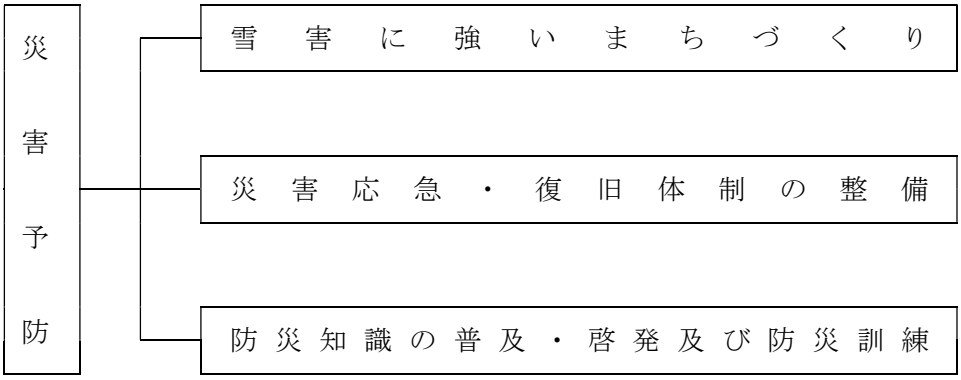

３　留意点

(1) 島根県においては、昭和38年1月豪雪、平成18年豪雪など、豪雪による大きな被害が発生しているが、ひとたび豪雪になると被害が拡大する危険性があることから、県及び市町村等は、雪害の特性を十分理解し対策を進めていく必要がある。

(2) この雪害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　雪害に強いまちづくり

１　雪害に強いまちの形成

◆実施機関　県（農林水産部、土木部）、市町村、鉄道事業者等

(1) 雪崩危険箇所等の把握

雪崩の危険箇所については、県（農林水産部、土木部）が、豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。

また、県（土木部）は、平成８～９年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。

県は、今後とも危険箇所の把握を進め、必要な対策を進める。

島根県地域防災計画（資料編）「なだれ危険箇所」参照。

(2) 防雪施設の整備

県は、冬期における交通の確保のため、道路の指定路線において、スノーシェルター、スノーシェッド、消雪パイプ、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。

また、鉄道関係においては、ＪＲ西日本が、指定区間において、鉄道林、雪崩止め柵、流雪溝の雪害防備施設を設置している。

また、雪崩危険箇所において主として集落保護を目的として雪崩防止施設の整備を図っている。

各関係機関は、都市機能の確保のため、より一層の防雪施設の整備に努める。

島根県地域防災計画（資料編）「雪害関係施設、鉄道関係雪害防備施設」参照。

２　除雪体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、環境生活部環境生活総務課、健康福祉部地域福祉課、土木部）、市町村、中国地方整備局

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

(1) 道路除雪体制

積雪時における除雪については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、道路交通の確保のため業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

また、県・国・市町村の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(2) 除雪支援体制

ア　地域における除雪支援体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

このため、市町村は、地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市町村社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

イ　広域的な除雪支援体制

県は、県社会福祉協議会その他関係機関と連携し、ボランティアなど、地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じ、広域的な除雪支援体制の整備を進める。

３　ライフライン施設等の機能の確保

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、土木部、企業局）

県管理の上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設、コンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

４　雪害に対する建築物の安全性の確保

◆実施機関　県（総務部営繕課、管財課、土木部建築住宅課、教育庁教育施設課）、市町村、建築物所有者・管理者

県、市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第３　災害応急・復旧体制の整備

１　災害発生直前対策関係

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部）、市町村

(1) 警戒・避難体制の整備

県及び市町村は、雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合などの避難勧告・指示や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

(2) 住民の避難誘導体制の整備

市町村は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。県は、それらの活動の支援策等を検討する。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

２　災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部

(1) 情報連絡体制の整備

総合防災情報システムにおいて雪害情報を取り込むことを検討するなど、雪害に対応した情報連絡体制の整備を図る。

また、必要に応じて市町村に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

(2) 関係機関相互の体制

雪害による被害が、県、市町村などの中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(3) 画像情報の収集・連絡システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

また、地域衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、県、市町村、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(4) 通信体制の整備

県は、現状の防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進め、災害時の通信手段の確保に努めていく。

また、県、市町村、消防本部等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

3　災害応急活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部、警察本部）、市町村、消防本部、自衛隊

(1) 職員の体制

道路の除雪体制等については、「島根県雪害対策実施要領」による体制をとるが、雪害に関する特別警報、警報及び注意報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア　県、市町村

（ア）現状

現在、県においては、「中国地方５県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等が締結されている。（島根県地域防災計画（資料編）参照）

（イ）対策

現在の協定を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に県、市町村等による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資器材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、地方公共団体以外の各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができる体制を検討する。

イ　警察本部、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部、自衛隊は、各々の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

4　救急・救助及び医療救護活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや雪害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア　関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、県及び市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会は相互に連携を図り、医療救護体制の整備に努める。

イ　医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、雪害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

５　緊急輸送活動体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部、土木部、警察本部）、市町村

⑴ 交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に定められているが、引き続き警察と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

⑵ 交通誘導・広報体制

警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、雪害を想定した各種訓練等を実施し、協定の実効性を高めるようにしていく。

⑶ 孤立地区対策

市町村は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

なお、県は必要に応じ市町村を指導する。

６　避難体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、総務部、土木部）、市町村

⑴ 指定避難所の指定と整備

ア　指定緊急避難場所の指定

市町村長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

（ウ）積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

イ　指定避難所の指定

市町村長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

（エ）主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

（オ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（カ）学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

（キ）避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ　指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

エ　指定避難所における備蓄等の推進

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設について、県は、災害の発生時に適宜対応する体制になっているが、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

7　食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、地域振興部、健康福祉部、農林水産部、商工労働部）、市町村

県は、防災拠点を設け、市町村の補完のため食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を実施しており、備蓄物資には、毛布のほかに冬期の避難が長期化した場合、施設の暖房機能を補助する暖房用品についても備蓄を図っている。

今後、豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

また、県は災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

8　施設、設備の応急復旧活動関係

◆実施機関　県（総務部、土木部、企業局）

県所管施設における雪害による被害状況の把握、応急復旧のための体制・資機材等については、適宜対応するようになっているが、特にライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制について検討しておく。

第４　防災知識の普及・啓発及び防災訓練

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部）、市町村等

１　防災知識の普及・啓発

(1) 雪崩の危険に関する普及・啓発

県及び市町村は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

また、雪崩危険箇所について、住民への周知のため、地域防災計画に危険箇所を掲載しているが、標識等の設置による周知についても検討する。

(2) 自主的な除雪活動等の普及

自治会、町内会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

２　防災訓練の実施

県の総合防災訓練においては雪害や積雪期の災害は想定されてはいなかったが、今後は、それらについても考慮し、消防本部、市町村、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等関係機関が相互に連携した訓練の実施を検討する。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害の応急的予防、その被害を軽減するため、関係機関は、相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要がある。

このため、雪害発生時において、県、市町村等関係機関が実施すべき必要な対策を実施する。

２　対策の体系

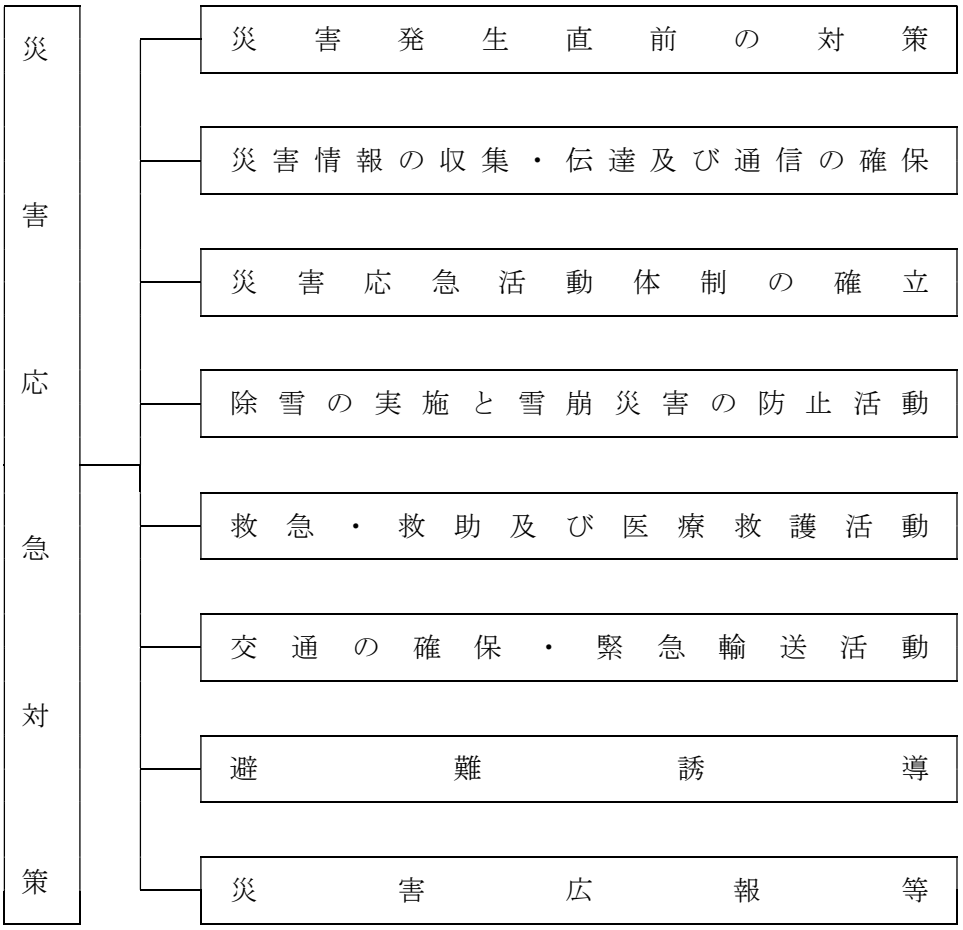

３　留意点

雪害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が重要になる。

また、雪害は、雪が降っているとき（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融けるとき（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。

第２　災害発生直前の対策

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村

１　雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

県は、気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等を市町村、関係機関等必要な機関に伝達する。関係機関相互において、迅速で円滑な伝達に努める。

また、特別警報については、直ちに関係機関等に対し伝達し、市町村は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

２　雪崩に対する警戒・監視

県及び市町村は、連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。また、市町村等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

３　除雪作業についての注意喚起

雪下ろしをはじめとする除雪作業には多くの危険が伴うため、市町村は、作業中の安全対策等について、様々な広報媒体を利用して住民に注意喚起を行う。県は市町村に対して必要な情報提供を行うとともに、ホームページ等を通じて住民への注意喚起を行う。

４　住民に対する避難誘導

市町村は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を実施する。県はそのための支援に努める。

第３　災害情報の収集・伝達及び通信の確保

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

(1) 被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

市町村は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

県は、市町村等から情報収集し、自らも概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害規模を推定する関連情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(2) 交通情報の伝達

県は、必要な体制を整備し、雪害による交通情報について、総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努める。

(3) ヘリコプターによる被害状況等の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第４　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）

１　基本的事項

雪害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

２　県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

雪害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課　　名	分　　掌　　事　　務
防災危機管理課	・雪害に関する情報の収集に関すること。 ・関係市町村等との情報連絡に関すること。 ・被害状況等の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡に関すること。 ・災害救助法による救助の実施及びその指導に関すること。
環境生活総務課	・ボランティア関係団体との連絡調整に関すること
地 域 福 祉 課	・罹災世帯に対する災害援護資金、生活福祉資金の融資及び弔慰金等の支給に関すること。 ・県社会福祉協議会との連絡調整に関すること
医 療 政 策 課	・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。 ・ＤＭＡＴの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。 ・被災者の応急救護に関すること。
障がい福祉課	・ＤＰＡＴの派遣に関すること。
道 路 維 持 課	・道路、橋梁の災害対策に関すること。 ・雪害による交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
教育庁総務課	・教育施設の災害対策に関すること。
警 備 第 二 課	・雪害に係る罹災者の救出・救助に関すること。 ・現地情報の収集に関すること。

(2) 職員の参集

職員は、テレビ・ラジオや総合防災情報システムの電子メール等の様々な手段で気象等の特別警報及び警報や災害情報を認知したときは、雪害災害体制の基準に基づき、連絡の有無にかかわらず自主的に登庁するが、あらかじめ定めた基準に該当する配備予定職員に対しては、電話等により災害の状況に応じて連絡する。

ただし、通信施設の途絶等により通知が著しく困難な場合又は緊急非常の場合は、ＮＨＫ松江放送局、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビ放送及びエフエム山陰に要請する。

(3) 配備体制

県は、雪害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制を取る。

雪害災害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1　県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)	消防総務課、防災危機管理課、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪害警戒本部	1　大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1　防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2　緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1　防災部長が決定し、指示する	雪害第１動員又は第２動員を配備※1
		―	2　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1　大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合	1　自動設置	1　自動設置 （特別警報が発表された市町村を所管する地区）	雪害第３動員を配備
	2　災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2　知事が決定し、設置する 3　防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4　警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2　知事が決定し、指示する	雪害第３動員を配備
		―	3　緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4　緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※１　雪害警戒本部設置時の動員体制は原則、第１動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第２動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、雪害警戒本部員へ通知する。

１　雪害第１～第３動員の人員は、別に定めるところによる。
２　警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。

(3) 警戒体制

ア　体制の基準等

県内の地域で大雪警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部設置した場合を除く。）、本庁においては、消防総務課、防災危機管理課、道路維持課の指定された職員により、地方機関においては、該当する地域の支庁県民局、県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所の指定された職員により、それぞれ災害警戒本部設置前の警戒体制をとる。

イ　動員

上記アの指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ　廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災危機管理課長等の判断により廃止を決定する。

(4) 雪害警戒本部及び地区雪害警戒本部体制

ア　雪害警戒本部

（ア）体制の基準

防災部長が必要と認めたとき、本庁において雪害警戒本部を設置する。

（イ）動員

雪害第１動員とする。ただし、被害の状況等によっては防災部長の判断により雪害第２動員とする。

動員は原則上記によるが、警戒本部員は、被害の状況等必用に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

（ウ）雪害警戒本部の構成等

雪害警戒本部は防災センター内に設置する。

雪害警戒本部の構成員は、次の表に示すとおりとし、必要に応じて関係課長を加える。

雪　害　警　戒　本　部　構　成　員
防災部長、防災部次長、防災危機管理課長、政策企画監、総務課長、管財課長、広報室長、消防総務課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、地域福祉課長、医療政策課長、薬事衛生課長、農林水産総務課長、農産園芸課長、森林整備課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、砂防課長、会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部地域課長、警備第二課長

（エ）廃止の基準

発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき、又は、応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ　地区雪害警戒本部

（ア）体制の基準

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、地区雪害警戒本部を設置する。

ａ　防災部長が必要と認めたとき

ｂ　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき

（イ）動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当する地区においては、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区警戒本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａに該当する場合は雪害第１動員とする。ただし、被害の状況等によっては防災部長の判断により雪害第２動員とする

○　ｂに該当する場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長の指示する動員による

（ウ）地区雪害警戒本部の構成

地区雪害警戒本部長は、支庁長・県土整備事務所長・県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、地区雪害警戒本部員は、地区雪害警戒本部長があらかじめ指名した者とする。

（エ）廃止の基準

地区雪害警戒本部長が雪害に係る危険がなくなったと認めたとき、又は災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、雪害警戒本部長と協議のうえ廃止する。

(5) 災害対策本部及び地区災害対策本部体制

知事は、以下に示す雪害の基準に基づき災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（６階講堂）を設営する。

ア　災害対策本部体制

（ア）体制の基準

以下の基準のいずれかに該当するとき、本庁において災害対策本部を設置する。

ａ　県内の地域で大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）

ｂ　知事が災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めたとき

（イ）動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当する場合は雪害第３動員とする。

動員は原則上記によるが、本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該部・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａに該当する場合は雪害第３動員とする。

○　ｂに該当する場合は知事の指示する動員による。

イ　地区災害対策本部体制

（ア）体制の基準

以下の基準のいずれかに該当する地区においては、地区災害対策本部を設置する。

ａ　管内の市町村で大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）

ｂ　知事が災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めたとき

ｃ　支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき

（イ）動員

上記（ア）のいずれかに該当する地区においては、関係職員を動員する。

動員は原則以下によるが、地区本部員は、被害の状況等必要に応じて、当該地区・班において別に定める動員人数を増減させることができる。

○　ａに該当する場合は雪害第３動員とする。

○　ｂに該当する場合は知事の指示する動員による。

○　ｃに該当する場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長の指示する動員による。

(6) 広域応援体制

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、消防本部に広域応援要請を行い、国等とも連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(7) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

３　関係市町村の活動体制

関係市町村は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

４　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第５　除雪の実施と雪崩災害の防止活動

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、農林水産部、土木部）、市町村

１　除雪

県は、積雪による災害防止のため「島根県雪害対策実施要領」に基づき除雪を実施する。

県内の主な道路施設については県（土木部）が業者委託により実施するとともに、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

県及び市町村は、除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。

なお、市町村は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

２　雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、県及び市町村は、連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、市町村等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

第６　災害救助法の適用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村

平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、又は短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用し、障害物の除去としての住宅の除雪等の救助を行う。

第７　救急・救助及び医療救護活動

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、自衛隊

１　救急・救助活動

(1) 道路管理者の体制

県各部、警察本部、市町村、消防本部等は、相互に連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

(2) 応援要請

県は、雪害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

２　医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、雪害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

第８　交通の確保・緊急輸送活動

◆実施機関　県（地域振興部、農林水産部、土木部、警察本部）、道路管理者、消防本部、自衛隊、交通施設等管理者

１　交通規制等

県（地域振興部、土木部）及び警察本部は、雪害時の救援体制及び緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行う。

また、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、交通の確保、緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

２　交通施設等の確保

雪害に伴い、道路、港湾・漁港、航空機関、鉄道交通及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

第９　避難誘導

◆実施機関　県（警察本部）、市町村、消防本部

１　避難勧告・指示等、避難誘導

市町村及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

２　施設対策

避難住民を受け入れる指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

第１０　災害広報等

１　基本的事項

雪害が発生した場合には、県、市町村、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３節　災害復旧・復興

◆実施機関　県（各部局）、市町村等

第１　被災施設の復旧等

県及び市町村、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第２　被災者等の生活再建等の支援

１　被災者生活再建支援法に基づく支援

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課）、市町村、被災者生活再建支援法人

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

対象災害、対象となる被災世帯、支給額及び支援金の支給については、第２編第３章「風水害復旧計画」を参照。

２　県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の２分の１を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは、第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

対象災害、対象となる被災世帯、支給額及び支援金の支給については、第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

３　その他の生活再建等の支援方策

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」に示す各種事業や制度を参照。

第３　雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

１　雇用対策の内容

◆実施機関　県（商工労働部雇用政策課）

雪害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について島根労働局に要請する。

２　被災事業主に関する措置

◆実施機関　県（商工労働部雇用政策課）

⑴ 労働保険料納付等の特別措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

⑵ 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。

第１０章　ライフライン災害対策計画

第１節　災害予防

第１　基本的な考え方

１　趣旨

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設は県民の日常生活、経済活動や災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、災害による被害を未然に防ぐため、関係施設等の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災資機材等の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

２　対策の体系

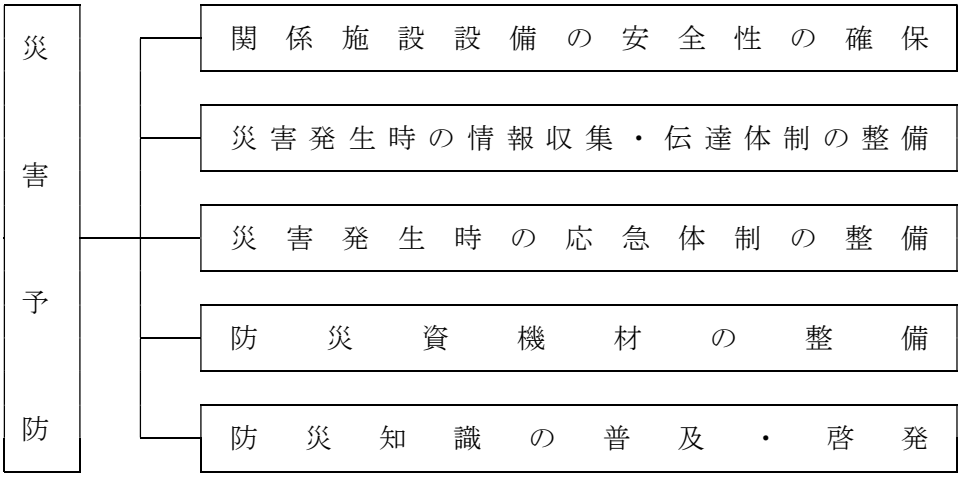

３　留意点

(1) 電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設における様々な原因による管路網の破損及び断線あるいは盛土の崩壊等による路盤や路床の破損等の被害は、災害等発生後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与える。

しかも、ライフライン施設は線的な施設であるため、ネットワーク全体の機能の復旧には長期間を要するケースも想定される。

このため、平常時から災害による被害の未然防止策や被害を最小限に食い止めるための策などの予防計画を定めておく必要があり、これが災害対策全体にとっても果たす役割が大きい。

(2) このライフライン災害対策計画に定めのない事項については第２編「風水害対策計画」による。

第２　関係施設設備の安全性の確保

１　電気施設の安全性の確保

(1) 発電所等の現況

企業局は、県内に 18 か所の発電所及び２か所の利水ダム（砂防との共同施設）を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社に供給している。

発電所及びダムの概要は、次表のとおりである。

ア　発電所

所管事務所名	東部事務所		
発電所	三成発電所	飯梨川第一発電所	飯梨川第二発電所
所在地	仁多郡奥出雲町三成1394-3	安来市広瀬町布部458	安来市広瀬町菅原695-7
使用河川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系飯梨川
最大出力[kW]	2,830	3,000	1,400
最大使用水量[m^3/s]	6.00	3.70	3.70
所管事務所名	東部事務所		
発電所	飯梨川第三発電所	志津見発電所	
所在地	安来市広瀬町布部2009	飯石郡飯南町角井1895-3	
使用河川	斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系神戸川	
最大出力[kW]	250	1,700	
最大使用水量[m^3/s]	0.80	5.00	
所管事務所名	東部事務所		
発電所	隠岐大峯山風力発電所	田井発電所	
所在地	隠岐郡隠岐の島町西村大字大峯902	雲南市吉田町曽木520-4	
使用河川	ー	斐伊川水系深野川・矢入川	
最大出力[kW]	1,200(600kW×2基)	100	
最大使用水量[m^3/s]	ー	0.595	
所管事務所名	西部事務所		
発電所	八戸川第一発電所	八戸川第二発電所	三隅川発電所
所在地	江津市桜江町江尾104-2	江津市桜江町八戸1661-7	浜田市三隅町下古和1040-2
使用河川	江の川水系八戸川	江の川水系八戸川	三隅川水系三隅川
最大出力[kW]	6,300	2,500	7,400
最大使用水量[m^3/s]	12.00	10.00	4.70
所管事務所名	西部事務所		
発電所	矢原川発電所	御部発電所	
所在地	益田市美都町宇津川ハ1409-1	浜田市三隅町上古和913-13	
使用河川	三隅川水系矢原川	三隅川水系三隅川	
最大出力[kW]	100	460	
最大使用水量[m^3/s]	0.50	2.00	
所管事務所名	西部事務所		
発電所	勝地発電所	八戸川第三発電所	江津高野山風力発電所
所在地	江津市桜江町八戸1216-4	江津市桜江町八戸1661-9	江津市二宮町、敬川町、千田町
使用河川	江の川水系八戸川	江の川水系八戸川	ー
最大出力[kW]	770	240	20,700(2,300kW×9基)
最大使用水量[m^3/s]	3.00	0.60	ー
所管事務所名	西部事務所		
発電所	江津浄水場太陽光発電所	江津地域拠点工業団地太陽光発電所	
所在地	江津市松川町上河戸703	江津市松川町上河戸390-17	
使用河川	ー	ー	
最大出力[kW]	430	1,200	
最大使用水量[m^3/s]	ー	ー	
所管事務所名	西部事務所		
発電所	三隅港臨海工業団地太陽光発電所	石見空港太陽光発電所	
所在地	浜田市三隅町岡見6323-2,7,9,10	益田市内田町イ597	
使用河川	ー	ー	
最大出力[kW]	1,800	3,490	
最大使用水量[m^3/s]	ー	ー	

イ　送電設備

所轄事務所名	西部事務所
送電所	新八戸川送電線
電圧[V]	66,000
亘長[km]	3.9
区間	八戸川第一発電所から八戸川第二発電所

ウ　ダム

所轄事務所名	東部事務所	西部事務所
ダム	三成ダム	木都賀ダム
所在地	仁多郡奥出雲町三成1393-5	浜田市弥栄町木都賀イ1984-3
型式	アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
有効貯水容量[10^3m^3]	1,138	1,558
集水面積［km^2］	117.5	62.0

これらの施設は、各施設の設計基準に準拠し建設されたものであるが、企業局が定めた保安規程に基づいた巡視、点検及び測定を実施し、施設の現況把握・事故の未然防止に努めるとともに防災計画を策定する。

(2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していく。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

◆実施機関２　中国電力

(1) 電気設備の現況

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

種別				数量
発電所	水力		箇所数	20
			最大出力(kW)	137,840
	火力	汽力	箇所数	1
			最大出力(kW)	1,000,000
		内燃力	箇所数	2
			最大出力(kW)	32,700
	原子力		箇所数	1
			最大出力(kW)	820,000
	合計		箇所数	24
			最大出力(kW)	1,990,540
送電線路	支持物数		(基)	7,367
	長さ（亘長）		(km) 地中	44
			(km) 架空	1,256
変電所	箇所数		箇所	43
	出力		(kVA)	7,444,500
配電線路	支持物数		(基)	257,868
	長さ（亘長）		(km) 地中	257
			(km) 架空	12,864

配電塔（22kV）	箇所数	11
	容量（kVA）	50,000
柱上変圧器	台数	96,103
	容量（kVA）	1,633,680

(2) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

設備		現況
水力発電設備		電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。現行のダム施設において風水害等による損傷は発生していない。
原子力発電設備		関連する法令、基準等を満足する設備となっている。また、原子炉等規制法に基づく原子炉施設保安規定並びに電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
火力発電設備		関連する法令、基準等を満足する設備となっている。高層建築物及び重要設備については、動的解析を実施し、安全性を確保している。 また、電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
内燃力発電設備		電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。関連する法令、基準等を満足する設備となっており、安全性を確保している。
送電	架空送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。架空送電線ルートの選定時には、地すべり地形や洪水被害のおそれがある箇所等を極力避けて選定している。
	地中送電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
変電設備		電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。過去に水害に遭った箇所は、水害対策を行っている。
配電	架空配電設備	電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。
	地中配電設備	

中国電力株式会社は、次の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講じる。

ア　計画目標

設備	構造物	設計方針
水力発電設備	ダム ゲート 機器 建物	河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び建築基準法等による。
原子力発電設備	機器 建物	原子炉等規制法、電気事業法、建築基準法の技術基準、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等による。
火力発電設備	機器 建物	電気事業法、建築基準法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
内燃力発電設備	内燃機関 建物 タンク	電気事業法、建築基準法、消防法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。
架空送電設備	鉄塔	電気設備技術基準及び架空送電規程による。
地中送電設備	管路	電気設備技術基準及び地中送電規程による。

設　　備		構 造 物	設　　計　　方　　針
変電設備		機　　器 建　　物	電気設備技術基準・発変電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等による。
配電	架空配電設備	電　　柱	電気設備技術基準及び配電規程等による。
	地中配電設備	管　　路	

(3) 防災教育・訓練の充実

ア　防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配付、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ　防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

２　ガス施設の安全性の確保

◆実施機関１　都市ガス事業者

(1) 都市ガス施設の現況

ア　ガス製造施設

製造施設についてはガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。

原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備などの保安設備を設けている。

イ　供給施設

（ア）ガスホルダー

ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。

（イ）ガス導管

ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。導管材料には鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ガス導管の接合は、溶接・機械的接合・融着接合としている。従来工法のネジ接合導管や、白ガス管・ネズミ鋳鉄管も残存しており順次計画的に入替を進めている。

なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。

緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

事故処理のため緊急要員及び緊急車両を待機させており、事故の処理、及び消防、警察関係機関への連絡体制を整えている。

また、日本ガス協会を中心とした全国的な復旧支援体制を整えている。

ウ　通信設備

有線では災害時優先電話に加入している。

無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。

エ　巡視・点検

ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。

風水害、地震等災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検をする。

オ　地震計の設置

都市ガス事業者構内に地震計（ＳＩセンサー）を設置しておりガスの供給を継続するか停止

するかの判断に利用する。

⑵ 自主保安体制の構築

ア　施設の安全性強化

ガス導管については、ネズミ鋳鉄管、ネジ接合鋼管のポリエチレン管への入れ替えを促進し、耐震性のあるものとする。導管網ブロックの細分化を行い被害の拡大防止を図る。

イ　自主保安体制の整備

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

（ア）定期自主検査を行い、必要事項を保存する。

（イ）防災設備の維持管理、整備及び点検

（ウ）緊急時の関係機関（防災協定事業者含む）に対する通報及び防災活動

⑶ 防災教育・訓練の充実

ア　製造所の防災訓練

製造設備又はガス製造上の事故による二次災害防止を目的として、非常災害対策規則及び緊急措置要領に基づいて訓練を行う。なお必要により関係機関の実施指導を受ける。

イ　営業、供給部門の防災訓練

ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とする。

病院等重要施設との共同訓練に参加する。

職員の緊急出動訓練を行い、出動途中での点検報告を行う。

◆実施機関２　県（防災部消防総務課）、県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者

⑴ ＬＰガス施設の現況

平成29年４月１日現在、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業者は113社157店ある。

県及び県ＬＰガス協会はＬＰガス販売業者に対し、災害予防のため、ＬＰガス施設の耐震性など安全性の向上、防災訓練の実施等の予防対策の推進を指導し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、風水害、地震等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

⑵ 自主保安体制の構築

ＬＰガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア　新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

（ア）ＬＰガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

（イ）容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

（ウ）感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

⑶ 防災教育・防災訓練の充実

ア　風水害、地震等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ　風水害、地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

（ア）災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

（イ）災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよ

う指導する。
（ウ）災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

３　上水道施設の安全性の確保

◆実施機関１　県（健康福祉部薬事衛生課、企業局施設課）

(1) 県管理の上水道施設の現況

企業局は、水道用水供給事業として次の３系統で各市町村に水道用水の供給を行っており、風水害等による被害としては、水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。

（平成29年4月1日現在）

飯梨川水道	(52,000㎥/日)・・・・松江市、安来市
斐伊川水道	(35,400㎥/日)・・・・松江市、出雲市、雲南市
江の川水道	(27,000㎥/日)・・・・江津市、大田市

(2) 自主保安体制の構築等

県（薬事衛生課）は、被害の軽減、迅速な復旧を図るため水道事業者に計画的な施設の更新を指導するとともに、水道事業者間の相互応援を支援するため関係機関（日本水道協会ほか）と連携を図る。

企業局は、劣化診断や耐震診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施するとともに、平成22年5月28日に制定した「日本水道協会島根県支部水道災害相互応援対策要綱」に基づき相互応援を図る。

また、事故対策要領を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

◆実施機関２　水道事業者

(1) 水道施設の現況

水道事業は、主として市町村及び水道企業団が経営しており、風水害等による被害としては、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア　貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ　送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。

ウ　情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ　水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ　配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ　避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ　水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

4　下水道施設の安全性の確保

◆実施機関１　県（土木部下水道推進課）

(1) 下水道施設の現況

県が管理する下水道施設は、以下に示す下水道施設一覧表のとおりである

資料　　**東　部　処　理　区**

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	処 理 場	全体計画	事業計画	現有能力	増設計画 (H32 年度末)	備　　考
東部浄化センター	松江市 竹矢町 1444 敷地面積 18.8 ha	108,000 ㎥/日最大 処理区域 5,590.0 ha 処理人口 167,800 人	81,000 ㎥/日最大 処理区域 5,414.1 ha 処理人口 170,100 人	72,000 (高度処理)㎥/日最大 土木施設 72,000 ㎥/日最大 機械施設 72,000 ㎥/日最大	81,000 (高度処理)㎥/日最大 土木施設 81,000 ㎥/日最大 機械施設 81,000 ㎥/日最大	S56 年 4 月 処理開始 S56 年 4 月 松 江 市 通水 S58 年 7 月 東出雲町 通水 S61 年 4 月 玉 湯 町 通水 S63 年 4 月 安 来 市 通水 H12 年 5 月 八 雲 村 通水 H13 年 4 月 広 瀬 町 通水 現在流入量　54,453 (H29 年 3 月末)　㎥/日平均

		全体計画 （m）	事業計画 （m）	進捗状況 H28 年度末(m)	備　考
流域幹線管渠	東　部 １号幹線	12,470	12,470	12,470	制水ゲート４カ所 ・飯梨川（左岸） ・飯梨川（右岸） ・吉田川（左岸） ・伯太川（右岸） マンホールポンプ ２カ所 ・八雲 ・風土記の丘
	東　部 ２号幹線	12,148	12,148	12,148	
	東　部 ３号幹線	5,225	5,225	5,225	
	東　部 ４号幹線	9,236	9,236	9,236	
	合　計	39,079	39,079	39,079	

ポンプ場	なし

西　部　処　理　区

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	処 理 場	全体計画	事業計画	現有能力	増設計画 (H33 年度末)	備　　考
西部浄化センター	出雲市 大社町 中荒木 2391 敷地面積 15.1 ha	90,000 ㎥/日最大 処理区域 6,128.2 ha 処理人口 118,240 人	54,000 ㎥/日最大 処理区域 4,016.2 ha 処理人口 85,490 人	36,000 (高度処理)㎥/日最大 土木施設 36,000 ㎥/日最大 機械施設 36,000 ㎥/日最大	 土木施設 54,000 ㎥/日最大 機械施設 54,000 ㎥/日最大	H 元年 1 月 処理開始 H 元年 1 月 出 雲 市 通水 H 2 年 4 月 平田市･斐川町 通水 H 3 年 4 月 宍道町･大社町 通水 H 4 年 4 月 湖 陵 町 通水 現在流入量　25,747 (H29 年 3 月末)　㎥/日平均

		全体計画 （m）	事業計画 （m）	進捗状況 H28 年度末(m)	備　考
流域幹線管渠	西　部 １号幹線	23,512	23,512	23,512	制水ゲート６カ所 ・斐伊川神立橋 （左･右岸） ・斐伊川西代橋 （左･右岸） ・神戸川境橋 （左･右岸）
	西　部 ２号幹線	10,693	8,894	8,894	
	西　部 ３号幹線	3,261	3,261	3,261	
	合　計	37,466	35,667	35,667	

ポンプ場	斐川中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 西代橋中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 宍道中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 境橋中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場 湖陵中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場

(2) 自主保安体制の構築

下水道施設の被害を軽減するとともに被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握し、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

なお、復旧に必要な人員、資機材等の確保及び維持又は修繕が円滑に行われるよう民間事業者等との支援協定の締結などに努める。

(3) 事業計画

ア　整備済み施設については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行う。

イ　自家発電装置は、各処理施設の建設に合わせ備える。

ウ　中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼働などに必要な水の確保に努める。

エ　応援態勢の整備

オ　災害時用の資機材の整備

(4) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

◆実施機関２　市町村

⑴ 下水道施設の現況

公共下水道（H29.3末現在 8市9町）、農業集落排水（H29.3末現在 8市8町）及び漁業集落排水（H29.3末現在 3市3町1村）施設の供用を行っているが、ポンプ場及び処理場については停電による機能停止が想定される。

⑵ 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア　下水道施設の整備・保守・点検

イ　協定等に基づく相互応援体制の整備

ウ　災害時用の資機材の整備

⑶ 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

５　電気通信施設の安全性の確保

◆実施機関　西日本電信電話株式会社　島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

⑴ 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア　電気通信設備等の高信頼化

（ア）豪雨、洪水、高潮又は津浪等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

（イ）暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行う。

（ウ）地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震･耐火構造化を行う。

⑵ 自主保安体制の構築

ＮＴＴとグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア　電気通信システムの高信頼化

（ア）主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。

（イ）主要な中継交換機を分散設置する。

（ウ）大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。

（エ）通信ケーブルの地中化を推進する。

（オ）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

（カ）災害時優先電話について、加入者と協議し２ルート化を推進する。

⑶ 防災教育・訓練の充実

ＮＴＴとグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア　災害発生時の初動立ち上げ訓練
イ　気象、地震等に関する情報伝達訓練
ウ　各種災害対策用機器の操作・運用訓練
エ　電気通信設備等の災害復旧訓練
オ　消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
カ　行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

◆実施機関　(株)ＮＴＴドコモ中国支社　島根支店

(1) 電気通信施設の現況

ア　建物
　二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッタ及び防水扉等を設置している。
イ　建物内部設備
（ア）建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。
（イ）交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。
（ウ）非常用電源
　重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備している。
ウ　移動用無線
（ア）通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。
（イ）その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

(2) 自主保安体制の構築

　電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)ＮＴＴドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、(株)ＮＴＴドコモ等ＮＴＴドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア　通信を確保するための諸施策
（ア）主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。
（イ）指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。
（ウ）災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。
（エ）架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。
（オ）商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。
（カ）防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
（キ）平素から災害復旧用資材を確保している。

⑶ 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア　非常召集の訓練
イ　災害予報及び警報等の伝達訓練
ウ　災害時における通信疎通確保の訓練
エ　電気通信設備等の災害応急復旧訓練
オ　消防及び水防の訓練
カ　ｉモード災害用伝言板サービスの運営

◆実施機関　ＫＤＤＩ株式会社

⑴ 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

⑵ 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

⑶ 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年２回実施している。

◆実施機関　ソフトバンク株式会社

⑴ 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア　停電対策
　停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。
イ　伝送路対策
　主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

⑵ 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

⑶ 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

第３　災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

◆実施機関　県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

１　基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市町村、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

２　情報通信設備の整備

(1) 情報収集伝達機器の整備等

県（防災部防災危機管理課）及び市町村は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について整備場所・設備等の検討、整備計画の策定を通じて整備し、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

３　総合防災情報システムの活用

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、各部局）

県は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

第４　災害発生時の応急体制の整備

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、施設管理者

１　基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

２　防災組織の整備

(1) 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

(2) 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第５　防災資機材の整備

１　防災資機材の整備

県、市町村、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

県（薬事衛生課）は(一社)島根県管工事業協会との協定に基づく資機材の確保や、給水車・給水機材等整備状況を把握する。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の借用確保の円滑化を図る。

２　防災資機材等配備情報の収集・提供

県（防災部防災危機管理課、各部局）は、関係課、施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

第６　防災知識の普及・啓発

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

関係課、機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第２節　災害応急対策

第１　基本的な考え方

１　趣旨

各ライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と県、市町村及び防災関係機関はこれらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

２　対策の体系

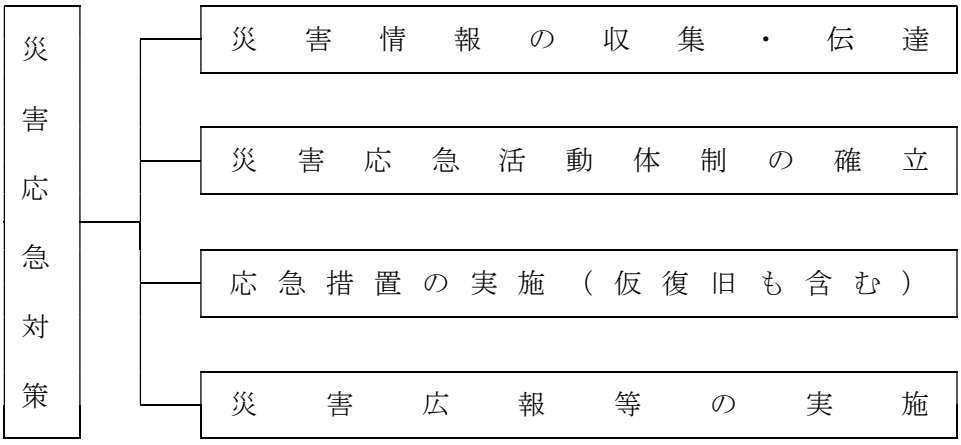

３　留意点

災害時において、各ライフライン施設管理者と県、市町村及び防災関係機関は、万全の活動体制を確立し、相互に連携を図りながら、迅速に応急対策、危険防止対策、復旧措置等を実施できるようにする。被害が甚大な場合など県は関係機関の総合調整を行う。

第２　災害情報の収集・伝達

◆実施機関　関係各課・機関

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

第３　災害応急活動体制の確立

◆実施機関　県（防災部防災危機管理課、健康福祉部薬事衛生課、土木部下水道推進課、企業局）、市町村、関係機関

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市町村、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第４　応急措置の実施（仮復旧も含む）

１　電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

◆実施機関１　県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による県営発電施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア　応急復旧体制

県管理の電気施設については、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ　必要職員の召集

職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ　災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ　被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ　被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、中国電力等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

県営発電施設が被災した場合は、取水や発電を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

◆実施機関２　中国電力

被害状況により、応急送電・仮復旧の２体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

（ア）水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用及び予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

（ウ）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（エ）配電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

（オ）通信設備

可搬型電源、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

(2) 拡大防止対策

ア　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ　災害時における広報

（ア）広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

（イ）広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを利用するほか、状況に応じ、広報車等により行う。

ウ　復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援のための体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ　災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合は、被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

２　ガス施設応急措置

◆実施機関１　都市ガス事業者

(1) 都市ガス応急復旧

大規模災害の発生時には、ガス導管をはじめとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

なお、災害発生時には交通網が寸断される場合もあるので代替ルートの確保をしておく必要がある。

ア　初動対応

災害発生時には、あらかじめ定めた基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の活動により対応する。

（ア）初動活動体制

災害発生時は、災害の種別、規模に応じ、あらかじめ定めた出動基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制で即応する。

ａ　出動

（ａ）テレビ・ラジオにより気象情報・災害情報等を得、又はガス事業者からの連絡により出動する。

（ｂ）出動に当たっては、沿線の被害状況、交通状況、二次災害の可能性について連絡する

b　情報収集

気象情報等による災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

（イ）緊急巡回調査

a　主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。

b　主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握及び応急措置に努める。

（ウ）ガスの供給停止

災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。

災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ　災害時広報

（ア）災害が発生し、ガスの供給停止を行うときは広報車により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の徹底に努める。

（イ）供給を継続する場合でもガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡に対する広報を行う。

（ウ）復旧作業ではブロック単位での作業となるためそれに合わせた広報の周知徹底に努め、二次災害の防止を図る。

（エ）復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

ウ　復旧

（ア）復旧優先順位

復旧優先順位については、以下の順序で対応する。

a　病院、療養施設等

b　被災住民の避難所等

c　公共施設等

（イ）復旧対策

復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

(2) 拡大防止対策

ア　広報

（ア）二次災害防止安全対策の広報

（イ）復旧予定の広報

イ　巡回監視

（ア）二次災害発生防止のための各所巡回パトロール

（イ）状況判断のうえ、供給停止措置

（ウ）応援要請

日本ガス協会災害復旧体制に基づき、速やかに応援要請を行う。

◆実施機関２　県（防災部消防総務課）、県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者

(1) ＬＰガス施設応急復旧

県及び県ＬＰガス協会は、ＬＰガス販売業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア　被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ　二次災害の防止

（ア）危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

（イ）洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

（ウ）避難所等の臨時的使用箇所で使用されるＬＰガスの安全使用

ウ　ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始

ＬＰガス販売業者は、ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、避難所等を優先して行う。

エ　動員・応援体制

（ア）ＬＰガス販売業者は、被災地の県ＬＰガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

（イ）県ＬＰガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ　電話相談窓口の開設（臨時）

県ＬＰガス協会は、避難所等での応急的なＬＰスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア　ＬＰガス設備の安全点検の実施

ＬＰガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、ＬＰガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ　動員・応援体制

県ＬＰガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ　広報活動

県ＬＰガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

３　上水道施設応急措置

◆実施機関１　県（健康福祉部薬事衛生課）

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

◆実施機関２　県（企業局施設課）

(1) 応急復旧

災害による水道施設の被害状況把握と早期復旧を図るとともに、二次災害の防止を目的として対応する。

ア　応急復旧体制

県管理の上水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ　必要職員の召集

職員への出動要請は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

ウ　災害時における通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種通信設備・経路により迅速・的確に行う。

エ　被害状況の早期把握

被害状況の把握は、巡視点検、遠方監視設備による各種情報確認等の方法をもって行い、被害状況の早期把握に努める。

オ　被災時の措置

施設の点検結果を迅速に関係機関へ連絡するとともに、異常が発見された場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずる。

復旧に当たっては、受水団体等の関係機関と連絡を取りながら対策を行う。

(2) 拡大防止対策

水道施設が被災した場合は、取水や送水を停止する等必要な措置を講ずるとともに、火災発生や油脂類の流出等、二次災害の防止措置を行う。

復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき優先度の高い（取水地点から浄水場を経て送水末端）箇所から効率的に早期の復旧に努め、送水停止期間の長期化を防ぐ。

◆実施機関３　水道事業者

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア　給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ　資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データーを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

4　下水道施設応急措置

◆実施機関１　県（土木部下水道推進課）

(1) 応急復旧

ア　応急復旧体制

県管理の下水道施設は、被災状況を速やかに把握し、応急復旧対策の実施体制を確立する。

イ　災害復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

ウ　施設毎の応急措置・復旧方法

（ア）管路施設

ａ　管路の損傷等による路面の障害

交通の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

ｂ　マンホール等からのいっ水

・仮設水路及び可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。
・流下機能確保のための仮設配管及び仮設ポンプなどを設置し周辺へのいっ水を防止する。
・土のうで囲む等の措置を講じた上、汚水を吸引車等により処理場へ運搬する。

ｃ　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

（イ）ポンプ場及び処理場施設

ａ　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

ｂ　停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ｃ　自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

ｄ　燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

ｅ　汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏洩

地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は次の応急措置を講じる。

（ａ）火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

（ｂ）漏洩箇所の修復

（ｃ）漏洩箇所付近の弁等の閉鎖

ｆ　消毒施設からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏洩箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡する。

ｇ　水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講ずる。

ｈ　池及びタンクからのいっ水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

ｉ　津波の発生

津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。

（ａ）止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置

（ｂ）ポンプ場、処理場等における土のう等による漏水防止措置

エ　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

オ　市町村応急復旧の支援

市町村の実施する復旧作業の応援及び資材調達のための連絡等の支援措置を講じる。

(2) 拡大防止対策

ア　下水道施設の調査と点検

次に事項に留意して速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものは、並行して応急対策を実施する。

（ア）二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施する。

（イ）調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

（ウ）調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ　他の自治体への応援要請

応急復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

◆実施機関２　市町村

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

５　電気通信設備応急措置

◆実施機関　西日本電信電話株式会社　島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ＮＴＴグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア　応急措置

（ア）重要通信の確保

ａ　通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

ｂ　重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

（ａ）災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第1順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防署・出張所・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・日本郵便株式会社中国支社・避難所
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関及び海上保安機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	ＪＲ西日本(株)・空港・ 県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)ＮＴＴドコモ中国支社・ ＮＴＴコミュニケーションズ(株)・ＫＤＤＩ(株)等
	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第２順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市町村水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市町村選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 ＮＨＫ等放送機関
	第１順位以外の国又は地方公共団体	市町村の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・ 市場（中央・東部）・ゴミ焼却場
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの	

（イ）特設公衆電話の設置
災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難所等に特設公衆電話の設置に努める。
・臨時電話の設置
（ウ）公衆電話の無料化
広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
イ　通信設備の応急復旧
災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。
（ア）災害対策用機器の活用
（イ）災害用伝言サービスの運用
（ウ）広報活動（拡大防止対策）
（エ）広報車による広報活動を行う。
ａ　被災地域と被災状況
ｂ　復旧のための措置と復旧見込み時期
（オ）必要に応じてテレビ･ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

◆実施機関　(株)ＮＴＴドコモ中国支社　島根支店

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要な通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。
また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧
ア　電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。
（ア）通信の確保
災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。
ａ　被災地の主要場所に携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
ｂ　県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。
（イ）電気通信設備の応急復旧
電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。
（ウ）通信の利用制限
災害等により通信のそ通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。

（エ）通信の優先利用

災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。

（オ）災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ　災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びパソコン通信等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

（ア）通信途絶利用制限の内容と理由

（イ）通信の被害復旧に対してとられている措置

（ウ）通信利用者に協力を要請する事項

（エ）被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

（オ）その他の事項

ウ　災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

（ア）災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。

（イ）移動基地局車及び移動電源車等の発動

（ウ）被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

（エ）通信の輻輳対策

電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設定及び対地別の規制等の措置をとる。

（オ）電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

◆実施機関　ＫＤＤＩ株式会社

⑴ 防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

⑵ 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

⑶ 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

◆実施機関　ソフトバンク株式会社

⑴ 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア　応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ　応急復旧

（ア）移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

（イ）災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ　安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

エ　公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第５　災害広報等の実施

１　基本的事項

災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

２　災害広報の実施

◆実施機関　県（広報部広報室、防災部消防総務課、防災危機管理課）、市町村、ライフライン施設管理者、報道機関

(1) 情報発信活動

ア　各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ　情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種　　別		機　　関	連　絡　先
電　気		県（企業局）	0852-22-6646
		中国電力(株)島根支社	0852-27-1113
ガス	（都市ガス）	松江市ガス局	0852-21-0011
		出雲ガス	0853-21-0267
		浜田ガス	0855-26-1010
	（ＬＰガス）	県ＬＰガス協会 各ＬＰガス販売事業者	0852-21-9716 各ＬＰガス販売事業者
水　道		県（企業局）	0852-22-6646
		県（薬事衛生課）	0852-22-5263
		水道事業者	各水道事業者
下水道		県（下水道推進課）	0852-22-6580
		市町村	各市町村役場
電話（NTT）		ＮＴＴ西日本島根支店 企画総務部総務担当	0852-22-8205
		(株)ＮＴＴドコモ中国支社 島根支店　販売企画担当	0852-25-6186

第３節　災害復旧計画

第１　復旧事業

◆実施機関　ライフライン施設管理者

ライフライン施設管理者は被災した施設を復旧するに当たっては、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び関係業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第２　再発防止

◆実施機関　ライフライン施設管理者

被災施設の復旧に当たっては現状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。